

【要旨】

本論文は、泉州泉州郡池田谷・松尾谷を対象として、地域史の視角に基づき、近世における村の社会構造を説明すること、そのうえで社会秩序の確立と展開の特徴について考察することを主題としている。具体的には、以下の三点に取り組んでいる。

第一に、池田谷と松尾谷に位置するいくつかの村・地域の社会構造を明らかにすることである。この前提には、近年の日本近世史を中心とした地域史研究の展開がある。ここでは、①「市民の生活世界としての地域」の再生・創造という現代社会の課題を念頭におきつつ、近世における地域の動向を実態的に把握していくことが重要であり、②その際には、土地所有主体たる小農が形成する共同体Ⅱ村社会を本源的な地域（生活世界）と捉え、村ごとに固有な社会のあり方に絶対的な意味を見出し、その社会構造を精緻に説明していくこと、③そしてこれとは異なる「資本」や労働力の展開、それと村社会との併存・相克の過程から歴史展開を把握していくことの必要性が主張されている。また同時に、単位地域の全体史（地域社会の分節的把握）という視角や、史料論の視点の重要性も指摘されている。こうした地域史研究の現在の到達点を踏まえながら、第一章では池田谷北部に所在する万町村——社会秩序（山の用益、水利、庄屋のあり方、座）の確立過程と庄屋伏屋長左衛門家との関係の視点から——、第二・三章では松尾谷北部の唐国村・内田村——一七世紀における社会秩序（山の用益、

水利、庄屋のあり方、座）の確立、一八〜一九世紀における山の用益の展開を中心として——、第四章では池田谷南部の宮里地域——村落寺院における近世的枠組みの確立過程の検討から——の分析を行っている。いずれも、対象とする村や地域に即すること、あるいは素材とする史料や史料群の性格に即することにより、当該地域の歴史的特質を浮き彫りにしている。

第二に、村社会における秩序の確立とその展開について整理することである。これは、各章での分析の結果として、いずれの村・地域においても、一七世紀に村の社会秩序が確立する画期があり、それが後々の歴史展開を大きく規制していくことになるという論点がみえてきたことに基づいた課題設定である。そのうえで、朝尾直弘氏の畿内村落論（小領主論）を前提におき、さらには塚田孝氏の法と社会論の視角を組み込みながら考察を行った。そして、一七世紀における社会秩序の確立は多様なレベルの法——幕藩領主による法、村落間の取り決め、村落内の取り決めなど——の重なりあいとして実現されること、それは法的枠組みと社会的実態との緊張関係のなかで確立していくこと、また、そうした秩序は不変・静態的に維持されるものではなく、常に秩序をこえて新たな実態が生み出されてくるのであるが、それも一七世紀に確立した枠組みと無縁ではありえず、緊張関係のなかで展開していくこと——争論に際して一七世紀に確立した枠組みが浮上し、それが大きな意味をもつなど——などを指摘している。

第三に、第二の点とはやや方向を異にするが、万町村と宮里地域の

成果を踏まえ、先行研究を取り込みながら、近世池田谷における歴史展開の特質を、地理的特徴と開発の展開を主軸に据えて把握することである。これは、先述の単位地域の全体史把握（地域社会の分節的把握）の実践でもある。中世までの開発の展開に規定されて、近世の池田谷には四つの地域的まとまり（村をこえた二次的生活世界）が形成されたこと、近世の池田谷では大坂町人や近隣の有力者が資金を投下する大規模新田開発が進み、山の開発の局面において小経営の家を基軸とした村社会と貨幣・動産所有主体としての性格を帯びる存在との併存・対抗関係が展開していくが、そのあり方も、地理的条件などによつて谷内においても一様ではなかったことなどを指摘している。

近世村落における社会秩序の確立と展開

— 泉州泉州郡池田谷・松尾谷を対象として —

羽田 真也

目次

	序 章 村むらにおける社会秩序の確立と展開	1
	はじめに	1
	一 地域史の展開 — 近世史を中心に —	1
	二 史料論の視点から — 論点の抽出 —	1 2
	三 槇尾川左岸の歴史展開 — 中世〜一七世紀の万町村を中心に —	2 2
	四 唐国村・内田村の歴史展開	
	— 一七〜一九世紀の立会山における用益の展開 —	2 9
	五 宮里地域の歴史展開 — 寺の展開からみた一七世紀 —	3 6
	六 池田谷の歴史展開 — 開発の展開を中心に —	4 0
	おわりに	4 8
	第一章 近世の万町村と伏屋長左衛門家 — 『俗邑録』を題材として —	5 6
	はじめに	5 6
	一 山の用益の展開	5 8
	二 伏屋長左衛門家の展開	6 6
	三 山の開発と村内外との対立	7 6

四	座と村秩序	85
五	伏屋長左衛門家と万町村の生活世界	90
第二章	一七世紀の唐国村の村落秩序	100
	はじめに	100
	一 一七世紀の状況 — 延宝検地帳より —	102
	二 村落間秩序の確立	112
	三 村落内秩序とその展開	119
	おわりに	134
第三章	唐国村・内田村立会山における用益の展開と山論	141
	はじめに	141
	一 天満山をめぐる山直中村との山論	142
	二 三田村との山論	160
	むすびにかえて	171
第四章	一七世紀・泉州泉郡宮里地域における寺の成立と村	176
	はじめに	176
	一 争論の前提	181
	二 争論の展開① — 第一段階第一期 —	186

三	争論の展開②	— 第一段階 第二期 —	2
四	争論の展開③	— 第二段階 —	2
お	わりに		1
			5

序章 村むらにおける社会秩序の確立と展開

はじめに

本論文は、地域史の視角に基づき、泉州泉州郡池田谷・松尾谷に位置する村むらを題材として、その近世における社会構造を明らかにし、そのうえで村の社会秩序の確立と展開について検討することを主題とするものである。

この章では、まず近世史を中心とした近年の地域史研究の成果から何を学びとることができるかについて述べたうえで（第一節）、第一〜四章での社会構造分析を踏まえながら、村の社会秩序の確立と展開という点、近世池田谷の全体史把握という点から論点を広げていくことにしたい（第二〜六節）。こうした構成から明らかのように、本章は本論文の総論としての意味合いをもつものである。

一 地域史の展開 ― 近世史を中心に ―

本節では、地域史をめぐる黒田俊雄氏、吉田伸之氏、塚田孝氏、町田哲氏の議論を取り上げて、それらの成果に学ぶ形で本論文の前提として押さえておくべき点を抽出する。

（1）地域における生活構築の歴史

現在の地域史の原点のひとつとして、黒田俊雄氏の「あたらしい地域史のために」¹⁾が挙げられる。そこでは、府県市町村史（自治体史）を念頭に置きながら、一九七〇年代における地域史の現状と問題点・課題が述べられたうえで、住民の立場にたった地域史、「その地域において住民が生活を築き守り発展させてきた歴史を主軸として叙述すること」、つまり「地域における生活構築の歴史」の必要性が主張されている。そしてそれは、こうした地域史を通して当時の日本の歴史研究の「一種の閉塞状況」を打開することを意図した壮大なものであった。ここでは、黒田氏が地域の全体像をその地域の住民生活に即して明らかにしていかなければならないと考えていた点をまずは押さえたい。

ただし、黒田氏の地域史は、例えば史料論——文献資料・考古資料・美術資料・民俗資料など多種多様な資料が地域史分析の対象となる——、あるいは時代区分・時期区分論——「中央」の政治史区分に従

属しない地域独自の区分追究が必要——など、後述の近年の地域史にも受け継がれる重要な論点を多分に含んでいたものの、地域史として考察すべき諸項目（定住の景観、生産と流通、社会組織と支配関係、生存の諸条件、思考様式と文化）を列挙するのみであり、現段階からみると地域の分析方法という点において課題を残すものであったといわざるをえない。逆にいえば、「地域における生活構築の歴史」という視角を實質的に継承しながら、その具体化に取り組んできたのが近年の地域史であるともいえよう。

（2）社会的権力論・地域社会構造論

現在までの近世を中心とした地域史研究の展開のなかで大きな画期となったのは、吉田伸之氏の社会的権力論である²⁶。近世の社会的権力とは、「幕藩領主階級による支配権力とは独自に、都市や農村域に存立する多様な中・小の諸権力を総称するもの」²⁷であり、在地社会の社会的権力とは、「村社会を基盤とする村方地主Ⅱ村役人層であると同時に、これをこえて広領域に及ぶ社会を、経済的・政治的・文化的に、その一部または全体を統合・編成し、一定の社会秩序・社会構造の下へと定位せしめるヘゲモニー主体」²⁸であると規定されている。こうした社会的権力論、さらにはそれを発展させた地域社会構造論²⁹の意義は以下の点に見出せる³⁰。

①生活世界としての地域³¹

第一に、吉田氏の議論の究極の目的が、現代社会における「(地域)Ⅱ市民の生活世界の再生・創造」という点に置かれていることである。すなわち、「グローバル資本主義によって、解体され、個別化され、分散化されたかつての地域」を、「生産や労働のみでなく、消費をも包摂する広義の生活や文化、また非商品世界レベルにおける市民の多様な共同性Ⅱ社会結合の交叉する場として、高次の位相で(地域)として蘇生させ、創造すること」が現代社会の課題であると明確に位置付けられ、それに寄与する地域史研究が意図されているのである。この背景には、帝国主義やグローバル資本主義が横溢する現代において、地域が多層化していく——「近隣社会や都市の一区画から、県、国、いくつもの国々をくぐる規模、大陸・大洋を含む圏域など」(n地域)——一方で、人びとの生活全体を包み込み、それにより彼らを安住せしめる側面をもっていた生活世界としての地域が解体させられ、地域が無意味化しているとの状況認識が存在しているのであるが、とりわけ重要なのは、こうした認識に基づいて、それ以前の地域、あるいは前近代(Ⅱ伝統社会)における地域を「実体ある生活圏・生活世界」として限定的に把握しようとしている点である。近世史に即していえば、吉田氏も指摘するように、地域概念が近世史研究においても様々なレベルで用いられ、それ故に意味を失っている状況が垣間みられるが、現代の課題との緊張関係を保持することにより、地域Ⅱ実体ある生活圏・生活世界という形で地域に向う視座を定めることが可能になっているのである。この点が吉田氏の議論の根本であると理解してい

ているが、それは先の黒田氏の「地域における生活構築の歴史」と呼ぶものであるといえよう。

なお、後述の点をみれば明白であるが、念のため補足しておく、現代の課題に寄与する地域史研究といっても、現代の課題と地域史研究とを直線的に結び付けることが意図されているわけではない。あくまで前者を問題意識として前提に据えながら、地域の歴史の実態に内在化して研究を進めていくことが目論まれているのである。

②地域社会の構造把握とその方法

第二に、そうした地域を実態的な社会構造として把握することが意図されている点である。社会的権力論は、社会的権力がとり結ぶ諸関係を明らかにし、それを総体として把握することを通して、地域社会の全体構造に迫ろうとするところに眼目が置かれているのである。それは、それまでの地域社会論に対する批判でもあった。すなわち、一九八〇年代以降の日本近世における地域社会論は、主に組合村―惣代庄屋論として展開するが、そこでは一八世紀後半以降に組合村―郡中といった村をこえた重層的な行政組織が成立することがとくに注目され、組合村や郡中は独自の入用・合議の場・議定を有する領主権力から相対的に自立した自主的行政機関であり、その担い手たる惣代庄屋は村むらの代表としての性格をもつこと、あるいは国訴などを行う中で結ばれた委任関係が近代へ引き継がれることなどが高く評価されていた⁹⁰。しかし一方で、吉田氏が直接批判した藪田貫氏の地域社会像

に象徴されるように、地域内部のありようは極めて抽象的・図式的にしか描かれていなかった。これを「社会構造分析ぬきの地域社会論」⁹¹だとし、それを乗り越えるために提起されたのが社会的権力論であったのである。

そのうえで重要なのは、そうした地域社会構造の分析方法を、塚田孝氏が提唱した「重層と複合」論⁹²を引用しながら示していることである。この「重層と複合」論とは、近世社会を共同組織段階――「社会的分業の一環をなす同職組織に特化」する側面をもちつつも、「生活における共同性」を維持している共同組織（＝身分共同体、具体的には村・町・職人組織・賤民組織など）が相互に依存しあうことで全体社会が成り立っている段階――と捉えたうえで、それをトータルに把握するためには、社会を構成する諸社会集団（身分共同体）がつくりだす重層と複合の関係を明らかにすることが不可欠であると主張したものである。ここでいう重層の関係とは「村々が組合村を形成したり、町々が組合町をつくったりという基礎的な社会集団が二次的・三次的に集団を形成していくような関係」を、複合の関係とは「異種の社会集団間の交流・関係の側面」を指している。これを前提にしながら、吉田氏は次のような分析手順を示している。すなわち、第一に、「村社会の内部構造」、あるいはその内外に存在する諸社会（身分）集団の構造を明らかにすることである。とくに村に関しては、「村役人制や村惣中などの村の行政システム」といった「政治的表層をも包摂しつつ、一定の構造に定位したところの社会秩序」⁹³の解明の必要性

が指摘されている。第二に、第一の点を踏まえながら、村社会と諸社会集団との「重層と複合」関係を明らかにすることである。そのうえで、第三に、こうした地域社会を編成・統合する社会的権力のありようやその展開の検討を通して、地域社会の全体像やその変遷を見通していくことである。こうして地域を社会構造として把握するための方法的道筋が与えられることになったといえよう。なお、あわせて社会構造と空間を不可分なものとしてみる社会Ⅱ空間構造論の視角が提起されていることにも注意しておきたい¹²⁰。

③ 地域の発展段階と村社会

第三に、地域の発展段階の見取り図を示したことである。まず「社会的権力論ノート」では、佐々木潤之介氏による村方地主の発展段階論¹²¹をベースにしなが、近世における地域社会の展開を次の三段階で示した。

- (i) I期(一七世紀末まで)：「中世以来の郷村社会を小領主的・農奴主的に統合・編成するヘゲモニー主体」(第一次名田地主)たる社会的権力 α と、小農経営の一般的成立に基づいて成熟しつつあった小農共同体Ⅱ村社会とが競合する。そのなかで社会的権力 α は次第に小農経営に基盤を置く質地地主(Ⅱ社会的権力 β)へと自己転生を遂げていく。

- (ii) II期(一八世紀)：「小農共同体と社会的権力 β とを二元的なヘゲモニー主体とする」。一方で、徐々に社会的権力 β は商人高

利貸資本としての性格を強め、豪農Ⅱ社会的権力 γ へと向っていく。そして、その対極に「日用」的要素(貧農層や労働力販売者層)が定在化されていく。また、これに対応すべく小農共同体Ⅱ村社会は村々連合Ⅱ組合村を形成していく。

- (iii) III期(一九世紀以降)：社会的権力 γ 豪農、小農共同体Ⅱ村社会、「日用」的要素といった「三つの主要な要素によって多重に構造化されている」。

さらに「地域把握の方法」では、近代・現代までを視野に含めながら次のように再整理されている。

- (i) 地域 α (即自的地域)：中世末の「在地領主を磁極とする小領域」や「惣村」を母胎とし、一六世紀末の兵農分離を最終的な画期として成立した本源的な地域の形態。小農民の共同体Ⅱ村(第一期形態「地域 α I」、都市においては町人の共同体Ⅱ町がこれに該当)と、「土豪などの社会的権力が引き続き在地社会を第一次的に統合し、百姓Ⅱ小農民のいまだ脆弱な共同体と相對峙する形態」(第二期形態「地域 α II」)の二つからなる。こうした地域 α は「土地とこれと不可分離の人格を媒介として実現されて」おり、その空間が明示的である点に特徴がある。

- (ii) 地域 β (単位社会構造)：「一八世紀後半における豪農の一般的成立」を画期としてできあがる地域。豪農Ⅱ社会的権力は、一面で「土地と小作小農民への人格的支配者としての側面」をもつが、その一方で「貨幣や商品を介した社会関係の磁場」、つまり

土地や人格性の希薄な関係が次第に展開してゆき、これにより「地域は特にその周縁において不可視的でアモルフアスな構造物」地域 β となっていく。

(iii) 地域 γ (地域支配構造) : 「近代以降において、幕藩領主の領域が解体され、都市や在地社会の諸構成体は、近代国家の均一的な領域支配のもとに一元的に掌握されること」になった段階の地域。寄生地主層を社会的権力と呼びうるが、「豪農」社会的権力を磁極として形成された磁界 \parallel 地域 β の基本構造は、地域支配構造 \parallel 地域 γ とその姿態を変えつつも、寄生地主制の最終的な瓦解に至るまで、「存続」する。

(iv) 原・n地域 : 「豪農層における「資本」が土地や人格から自由な資本へと転化を遂げた」段階。「社会統合のヘゲモニーは空間的な制約を超えて、究極的にアモルフアスな地域を編成する端緒を形成するに至る」。

こうした見取り図からは、次の点を確認しておきたい。

ひとつは、右の段階的把握の基礎に所有論があることである。吉田氏は、「封建社会における人間の存在様式たる身分にとつて、相互の差異性の源泉は、職分 \parallel 所有の具体的存在形態にある」という理解にたち、日本近世 \parallel 封建的社会構成における所有の形態を、土地所有、用具所有、貨幣・動産所有、労働力所有の四つに分類した¹⁴。その内容は、土地所有は「非労働者 \parallel 領主の所有と、直接生産者たる労働者 \parallel 農奴の事実上の所有とが、領主による農奴の人格的支配（経済外

強制）を媒介として対自的・敵対的に結合したもの」、用具所有は特殊な技能・技芸を有する手工業者（職人）の手仕事道具に対する所有、貨幣・動産所有は商人の「貨幣という特殊な商品や、運輸・流通手段を中心とする動産に対する所有」、労働力所有は土地や道具をはじめとするあらゆる所有から排除され、「唯一の所有が労働力（能）」である労働者の所有である、と述べられている。そして重要なのは、土地所有と用具所有を「封建的社会構成下の直接生産者にかかわる封建的所有の『正統』なる二形態」、一方で貨幣・動産所有と労働力所有を「質的には資本主義的社会構成における主要な所有形態であり、前近代においては、直接生産者から分離した、副次的・派生的・『異端的』な所有形態」というように、対抗的に捉えている点である。これが前提となつて、右の段階的把握においては、土地所有主体たる農奴 \parallel 小農（さらには道具の所有主体である手工業者）を基盤とした社会構造と、貨幣・動産所有主体としての性格をもちはじめた豪農・寄生地主（あるいは労働力所有主体）が形成する社会構造との対抗・相克、さらには後者が前者を切り崩していく過程として地域の展開が見通されているのである。

その際注意がいるのは、土地所有と用具所有が近世的な所有、貨幣・動産所有と労働力所有が近代的な所有だからといって、近世から近代の政治体制の転換に伴って社会構成も即座に一変するということには理解されていない点である。そのことは、先の段階的把握（とくに地域 β から γ への展開の理解）からもうかがえるが、より端的には吉

田氏の伝統都市論に示されている¹⁷⁶⁾。この伝統都市論とは、簡潔に
いえば、伝統都市―近代都市―現代都市という都市の発展段階モデル
を提示したものである。このうち伝統都市とは、「ヨーロッパ近代が
世界を覆うに至る以前の前近代の多様で個性的な都市」のことを指し
ており、日本における伝統都市の主要類型として古代の都城と近世の
城下町が挙げられている。一方で、現代都市とは、伝統都市の対極に
ある資本主義の進展に伴って個性的なあり方が解体された無機的な都
市のことを指している。そして、その中間に近代都市が置かれている
のであるが、それは資本主義社会に適合化しつつも、「伝統都市に依
然として強く拘束される過渡期の類型」と規定されている。ここから
は、吉田氏が伝統都市が資本主義社会のなかでも容易には解体せず、
伝統的なあり方と資本主義化のせめぎあいのなかで都市が展開してい
くと把握していることが理解されよう。さらにいえば、伝統都市は伝
統社会における都市という意味であることからすると、都市のみなら
ず、伝統社会全体が粘着力をもって持続するのであり、したがって地
域社会の展開を把握するうえにおいては、先述の土地所有主体や道具
所有主体を基軸とした社会構造と、貨幣・動産所有主体としての性格
をもちはじめの豪農・寄生地主が形成する社会構造との併存・対抗の
ありようを如何に把握するのか、そのこと自体が重要な課題になっ
てくるといえよう。

もうひとつは、村の把握の仕方についてであるが、これに関しては
さらに二つの論点に分けられる。

まず、実態としては社会的権力たる土豪層によって編成される場合
が多かったとはいえ、小農共同体Ⅱ村社会を地域のもつとも本源的な
形態と位置づけている点が重要である。先述の実体ある生活世界・生
活圏こそが地域であるとの視座を得たことにより、村こそが小農にと
つての第一次的な地域と把握されるに至っているのである。それを踏
まえれば、地域社会の展開も村の社会構造に基軸を据えて考察してい
くこと、すなわち小経営に基づく村社会が、異質な商人資本や労働力
の浸透のなかで、それとどのように関わりあい、どういった展開をみ
せていくのかを具体的に検討していくことが必要になってこよう。

また、村の社会構造と土地所有との関係も重要である。吉田氏は、
貨幣・動産所有や労働力所有における所有対象が等質で代替可能な性
格をもつものとは対照的に、土地所有は（道具所有とともに）多元的・
個別的なものであり、それ故に「たとえばA村百姓とB村百姓が土地
所有という共通面において、その名目的所有（大所有）主体によって
同じ百姓身分に括られる一方で、A村がおかれる自然的条件とB村の
その相違が、両村の百姓の差異・個性を所有の面から規定する」¹⁷⁷⁾
とも述べている。ここからは、土地所有の性格に規定されて、村や百
姓のあり方は村によって様相を異にすること、それは表層的で副次的
な問題などではなく、村社会を考察するうえでの本質的な問題である
ことを押さえておく必要がある。

ただし、これにかかわっては吉田氏の単位地域論にも留意しておき
たい¹⁷⁸⁾。ここでいう「単位地域」とは、飯田市における先述の「地

域) Ⅱ市民の生活世界の再生・創造」を実現させる場として提示されたものであり、具体的には二〇ある自治区域Ⅱ小学校区が単位地域として把握されている。そしてこれを踏まえ、飯田での地域史研究の実践においては、単位地域の枠組みに依拠して調査・研究、史料の保存・管理などを進めること、地域史の叙述も「単位地域の全体史」として描き出すことが提起されている。その際、単位地域の枠組み設定の根拠として直接挙げられているのは、現代においても学区が一定程度「共同体」としての内実を有していること、しかも近代以降に生活Ⅱ生産共同体としての内実を失った近世の村・町を継承するものであることであるが、あわせて近世村↓近代の行政村↓単位地域(自治区域Ⅱ小学校区)の変遷にもかなり注意が払われているのを見ると、単位地域の枠組み自体がそもそも一定の歴史的な一体性をもつものと想定されているように思われる。すなわち、吉田氏の「単位地域の全体史」というのは、個々の村の社会構造の固有性そのものに絶対的な意味を見出しつつ、しかしそれだけに完結させるのではなく、単位地域の全体史把握——どういった枠組みや範囲を「単位地域」あるいは「全体」と位置付けるのかという点自体が重大な問題であるが——に結び付けていくことが意図されているのである。この点は確認しておきたい。なお、こうした視角は都市社会の分節的把握(分節構造)¹⁸と近似的なものといえよう。

(3) 歴史社会の構造と地域の歴史的総合調査研究

吉田氏の社会的権力論が「重層と複合」論をベースのひとつとしていたことから明らかなように、吉田氏の地域史と塚田孝氏のそれとは非常に密接で相互補完的である。そこで、次に塚田氏の地域史をめぐる議論のいくつかについてみていくことにしたい。

「重層と複合」論については、その後その趣旨は維持されつつも、異なる社会集団間の関係分析と個々の集団内部の構造分析とは不可分離であること、その際には所有の視角が欠かせないことなどを重視する点から再整理され、分析にあたっては、第一に「集団の論理を共有している集団内の人々の位相」、第二に「異なる論理が交錯して実際に形成されている社会関係の位相」、第三に「それらの外部にそれらを取り巻く世論・世相の状況の位相」という三つのレベルからの分析を総合的に進めていくべきであることが主張されるようになっていく¹⁹。これは史料論にもかかわる提起であるが——近世史料でいえば、地方文書・町方文書が第一・第二の位相に該当し、出版物が第三の位相に該当するというような——、塚田氏がとりわけ重要視しているのは第一・第二の位相であり、その点で吉田氏の社会的権力論の分析視角と多分に重なり合っていることが確認できよう。以下では、こうした視角の延長線上にある「歴史社会の構造」と「地域の歴史的総合調査」という提起から、塚田氏の地域史の意義を把握することにしたい

① 歴史社会の構造⁽²⁾

この「歴史社会の構造」という考え方は、石母田正氏の『日本の古代国家』⁽²⁾などを踏まえながら示されたものであり、ここでは「さまざまな歴史的蓄積を持つ諸社会の外延的併存と内包的併存」を媒介させながら歴史的世界の全体構造を把握することが提起されている。ここでいう「外延的併存」とは、例えば中国大陆と日本列島の関係、日本列島とアイヌ社会・琉球社会の関係といったように、異なる社会が関係性をもちながら隣接・併存している状態を指し、一方で「内包的併存」とは、例えば日本列島とその内部の諸地域社会・諸社会集団との関係のように、ひとつの社会・空間に内包されながら異なる諸集団・存在が関係性をもって併存している状態を指している。こうした二つの併存の視点を通して、歴史の発展段階を一面的に捉えるのではなく、かといってまったく無視するのでもなく、普遍的な歴史展開の側面と個々の地域や社会集団の固有性とを統一的に把握していくことが意図されているのである。

そのうえで重要なのは、こうした「歴史社会の構造」の視角を村社会あるいは地域社会の側から捉え直した場合、「政治社会レベル」と「地域生活レベル」を統合した地域社会構造の解明が必要になってくると述べられている点である。「政治社会レベル」とは、近世社会に即していえば、幕藩制といった国家システムのもとで基本的には日本列島全般に一律に設けられた村請制や村役人制などを指す。一方で、例えば座や講といった、政治社会レベルの広がりには収斂されず、村や

地域ごとに固有なあり方をみせる側面を「地域生活レベル」と呼んでいるのである。ここからは、さらに次の点を確認しておきたい。

第一に、村社会・地域社会の固有なあり方や、それに基づく地域差に絶対的な意味が見出されていることである。これは問題への入り方はやや異なるものの、先の吉田氏の所有論を踏まえた村の捉え方と共通するものである。そして、とりわけ留意すべきなのは、地域生活レベルの問題の重要性、それと政治社会レベルとの統一的把握の必要性の指摘である。これに従うならば、村の社会構造を明らかにするとう場合、所持高や階層構成、あるいは村役人や村運営などだけを取り上げるのではまったく不十分であり、座や講といった村落祭祀などの諸要素までを組み込んで検討していかなければならないということになる。なお、塚田氏の地域生活レベルの認識は、後述の町田哲氏の成果などを踏まえて提示されたものであり、直接言及されているのは座・講の問題であるが、それだけには限られるのではなく、山の用益や水利といった多様な要素がこの範疇に含まれていると理解すべきであろう。

第二に、地域生活レベルは、近世から近代への転換、つまり「幕藩体制の瓦解から近代天皇制への展開という政治社会レベルの大転換」の中でも、容易には変容せず、粘着力をもって持続していくと述べられていることである。この点も吉田氏の伝統都市論の論点と通底するものである⁽²³⁾。

②地域の歴史的総合調査

もうひとつ取り上げておきたいのは、和泉市史編さん事業の中で塚田氏が主導して実施している「地域の歴史的総合調査」である²⁴⁾。これは、概括的にいえば、毎年ひとつの町会（ほぼ近世の村に相当）を対象として多様な調査を実施し、その村の歴史を明らかにしていくというものであるが、「地域の歴史的総合調査」という言葉には次のような意味合いが込められている。すなわち、「地域の」とは、「地域を対象としてその総体を把握しようという方向性」をもつということであり、「歴史的総合調査」とは、歴史学を主軸に据えて、「古代・中世・近世・近代と言うような時代輪切りの思考を超えること」、史料調査・聞き取り調査・美術工芸調査・石造物調査・建築調査など多様な調査を行うこと、この二点からの総合により地域の歴史を総体として明らかにしようということなのである。さらに付け加えれば、狭義の調査だけではなく、その後の研究段階においても分野をこえて共同することが意図されている。ここからは、①でも触れた、個々の村・地域社会の固有性に絶対的な意味を見出している点、それを時代の枠組みをこえて把握しようとする点に加えて、村・地域に残されたあらゆる文化財を分析の対象とし、それを通して当該地域の歴史を明らかにしようとしていることがうかがえるが、それは史料論の点からも重要であるといえよう。

なお、塚田氏は同時に、槇尾山施福寺や松尾寺といった一山寺院を対象とした研究も行い、それらを核とした寺院社会の広がりの中なか

村社会・地域社会のありようを明らかにしている²⁵⁾。いずれも本論文で扱う村むらに隣接する寺・地域であり、各章の分析の前提になるものである。

（4）村落の「個性」的把握

最後に町田哲氏の研究を取り上げたい²⁶⁾。町田氏の研究は、先の吉田氏や塚田氏の議論を組み込みながら、あるいは相互に絡み合いながら、泉州泉郡の信太山丘陵南端部の村むらを題材として、その地域社会構造を明らかにしたものである。その最大の特徴は、五つの村（黒鳥村・小田村・池田下村・坂本新田・伏屋新田）の社会構造を、それぞれの村に即して非常に精緻に明らかにしたところにある。そしてそれを踏まえて、「近世村落の「個性」的把握」という視角を提示するに至っているのである²⁷⁾。

町田氏が研究対象とした村むらも、本論文で扱う村むらと隣接している。したがって、本論文にとつては、町田氏が明らかにした歴史的事実自体も大きな前提になるのであるが、その点については各章のところで触れることにして、ここでは「個性」的把握の前提にある地域史分析の方法に関して、以下の点を確認しておきたい。

①村むらの社会構造分析

繰り返しになるが、町田氏の研究のもっともベースにあるのは個々の村に即した社会構造分析である。その際まず注目されるのは、村社

会を構成する要素として、階層構成、空間（地形、耕地の展開など）、村運営（年貢徴収や土地管理、文書引き継ぎなど）、集落、座や講、山（用益や開発）、水利、寺、家など、多様な要素が取り上げられていることである。先述したように、所持高や階層構成、あるいは村役人や村運営だけでなく、生活世界としての村にかかわるあらゆる側面が分析の俎上にのせられ、それぞれの具体的なありようと相互の関係から、各村の全体構造が立ち上げられているのである。まさに従来の村落史研究とは一線を画し、「村落秩序分析のための方法を広げ、それによって地域社会構造分析の解明を深める」⁽²⁹⁾ ことになっているといえよう。別の言い方をすれば、諸要素のうちのひとつだけを恣意的に取り出してその性格を論じたり、複数の村から共通するいくつかの要素だけを引き出して村の普遍的側面を強調するようなことをしない点に特徴があるのである。

そのうえで重要なのは、こうした社会構造分析が村むらに残された文書群の性格や内容などと密接な関係をもって進められていることである。例えば、町田氏が最初に取り組んだ黒鳥村（黒鳥辻村）の分析では⁽³⁰⁾、一一つの庄屋の家の文書群を通してその構造が明らかにされているのであるが、ここで目を引くのは文書の保管と引き継ぎに関する問題が主要なトピックに挙げられている点である。しかもそこでは、それまでの文書管理論について「文書引き継ぎ目録など、文書のあり方が描かれた史料のみを取り出す議論に止まっている」⁽³¹⁾ などの批

判を加えつつ、文書個々の内容にまで分け入って、庄屋の交代に際して何が引き継がれ、何が引き継がれなかったのか、それは何故なのか、引き継がれなかった文書はその後にどのような役割を果たすのか、引き継ぐ側と引き継がれる側の間にはどのような関係（緊張関係）があったのかなど、多様な論点が抽出され、見事に文書の保管・引き継ぎの問題が黒鳥辻村の社会構造の有機的な一部分として位置づけられているのである。こうしたことが可能となったのは、文書群の徹底的な読み込みを基礎としながら、庄屋家の文書群が複数残るといふ黒鳥村関係文書群の特質を生かしたことによるといえる。他方、池田下村の分析では、庄屋高橋家に残された膨大な史料群が用いられている⁽³²⁾。そこでは、五つの集落が内包され、それとは距離を置く形で庄屋高橋家が存立しているこの村のあり方に規定されて、高橋家文書からは各集落の実態の細部まではみえない限界性が留意されながら、逆に高橋家文書の特性を生かして高橋家と集落の関係にスポットが当てられている。これらのことから、村の社会構造把握が分析素材とする文書群の性格・内容と相即的な関係の中で深められていると理解できよう。

こうした点とも大きくかわって注目したいのは、黒鳥村↓小田村⁽³³⁾ ↓坂本新田⁽³⁴⁾（↓池田下村）という研究の展開と文書群との関係である。すなわち、黒鳥村については、黒鳥三村（辻村・上村・坊村）の関係、辻村の空間構成と水利、それと階層構成との関係、村方文書の保管と引き継ぎ、一七世紀末の村方騒動と村運営の転換などを通し

て社会構造が描き出されているが、その素材となったのは庄屋の家に残された村方文書であった。一方で、続く小田村の分析では、小田座所有文書など座関係文書が素材とされている。これに焦点が絞られているのは、黒鳥村のような村方文書が残されていなかったためであり、そのため黒鳥村の分析で扱われた諸要素のことはほとんどわからないのであるが、逆に黒鳥村では取り上げられなかった座（村落祭祀）のありようとその展開が具体的に説明され、それによって社会構造分析における視界が格段に拡大することになっているのである。そして、その次の坂本新田の分析においては、開発人Ⅱ地主Ⅱ庄屋であった赤松家の文書群と座に関する文書群の両者を得たことにより、黒鳥村の村方の側面に近似的な開発人による編成・統合の局面と、実質的な小経営として存在する新田百姓が形成する共同組織（座）の局面とが統合して明らかにされることになったのである。塚田氏のところで触れた、政治社会レベルと地域生活レベルの統一的把握が実践されたということもできよう。このように、村社会分析の視野の拡大も素材とする文書群の拡大とパラレルの関係にあったのである。

②地域社会の分節的把握

町田氏の研究でもうひとつ注目されるのは、五つの村の社会構造分析を踏まえ、それらを「生産条件や開発の共通する展開がみられる信太山丘陵南端部の村々」³⁴として把握し、その動向を共通性と村むらの固有性の両面から見通していることである。生産条件や開発の展

開とそのなかでの近世村落の形成、村請制村（政治社会レベル）と生活共同体（地域生活レベル、座など）の相即的な構成、社会的権力を核とした関係構造の展開と「資本」の投下・浸透など、当該地域に通底する側面や展開を抽出しながら、そのなかに固有の社会構造を有したひとつひとつの村が位置づけられているのである。

こうした理解が可能となった背景にも、社会構造の分析視角があるように思われるが、それが集約的に示されているのが池田下村の分析である。すなわち、その前半では、おおよそ山の用益や開発の問題を主軸としながら、一七世紀〜一八世紀前半の「小経営に基づく家を構成単位とする近世村落の形成・成熟」の様相が明らかにされ、同時に大規模な新田村（伏屋新田）の開発からは小経営とは異なる「資本」の浸透・対抗の局面が引き出されている。また後半では、一八世紀後半を中心に、座を核にした集落の共同体としてのありようと庄屋高橋家・村運営との関係などが明らかにされている。こうした整理の背景には次の二点がある。ひとつは、当然のことではあるが、高橋家文書の徹底的な読み込みである。しかし、膨大なこの文書群を読み込むだけでは右のような整理は困難であったはずである。そこでもうひとつ挙げられるのが、それまでの分析成果である。例えば、一七世紀〜一八世紀前半の村社会の展開を山の問題から照射する前提には隣接する坂本新田の分析がある。また、集落の共同性の中核に座があるとする点も小田村・坂本新田の分析を前提にしたものである。このように、史料群への内在化に加えて、周辺村むらから見出せるこの地域の特質

を踏まえながら、池田下村の社会構造とその展開の枠組みが導き出されているのであり、その延長上に信太山南端部の村むらとしての分節的把握が可能となっているのである。

以上、四氏の議論を取り上げて近年の地域史の展開を概観し、その意義を示してきた。そこから学びとれることは、(i)「地域」市民の生活世界の再生・創造」という現代的な課題を意識しつつ、近世における地域の動向を実態的に把握していくことが重要であり、(ii)そこにおいては、土地所有主体たる小農が形成する共同体Ⅱ村社会を本源的な地域(生活世界)と捉え、その固有なあり方に絶対的な意味を見出しながら、その村に即した社会構造を精緻に明らかにすること、(iii)そしてこれとは異質な「資本」や労働力の展開、それと村社会とのせめぎあいの過程を説明することが必要だということであろう。同時に、(iv)「単位地域の全体史」(地域社会の分節的把握)という視角、(v)さらには史料論の視点——それへの切り込み方は多様であろうが——の重要性も明らかとなった。

二 史料論の視点から — 論点の抽出 —

本論文の第一～四章では、泉州泉州池田谷および松尾谷に位置する村むらの分析を行っている(図1・2参照)。

池田谷は、東側を信太山丘陵、西側を和泉中央丘陵に囲まれた南北

に長い谷である。南部の和泉山脈を水源とする榎尾川が谷の中央を北流しており、その周囲には丘陵に向って河岸段丘が形成されている。

近世には新田村を含めて一三の村が存立することになった³⁰⁰。このうち第一章では、榎尾川左岸の万町村、および万町村と密接な関係をもつ浦田村・鍛冶屋村を取り上げている。また第四章では、もつとも南にある平井村・国分村・黒石村(宮里三村とも呼ばれる)を取り上げている。

一方、松尾谷は池田谷の西にあり、東側を和泉中央丘陵、西側を東山(西部)丘陵に囲まれている。こちらも南北に長い谷であるが、その内部は、和泉山脈から北流する松尾川を中心とした谷と、東松尾川を中心とした小谷とによって構成されている。また、池田谷と比べて谷幅が非常に狭いことも、この谷の特徴である。近世には七つの村が存立した³⁰⁰。このうち第二・三章では、もつとも北側にある唐国村・内田村を取り上げている。

こうした村むらの分析にあたっては、前節で述べた地域史研究の到達点を前提に置き、各村に即してその社会構造を具体的に明らかにすることを最大の課題としている。しかしながら、文書数が絶対的に少ない、逆に文書数が膨大すぎて研究が追いついていない、あるいは文書の性格に偏りがあるなどの理由で、いずれも社会構造を精緻に把握するには至っていない。また、各章とも対象とする文書・文書群の内容に導かれて課題を設定しているため、その意味では(狭義の)共通する課題意識をもって論じているわけではない。したがって一見する

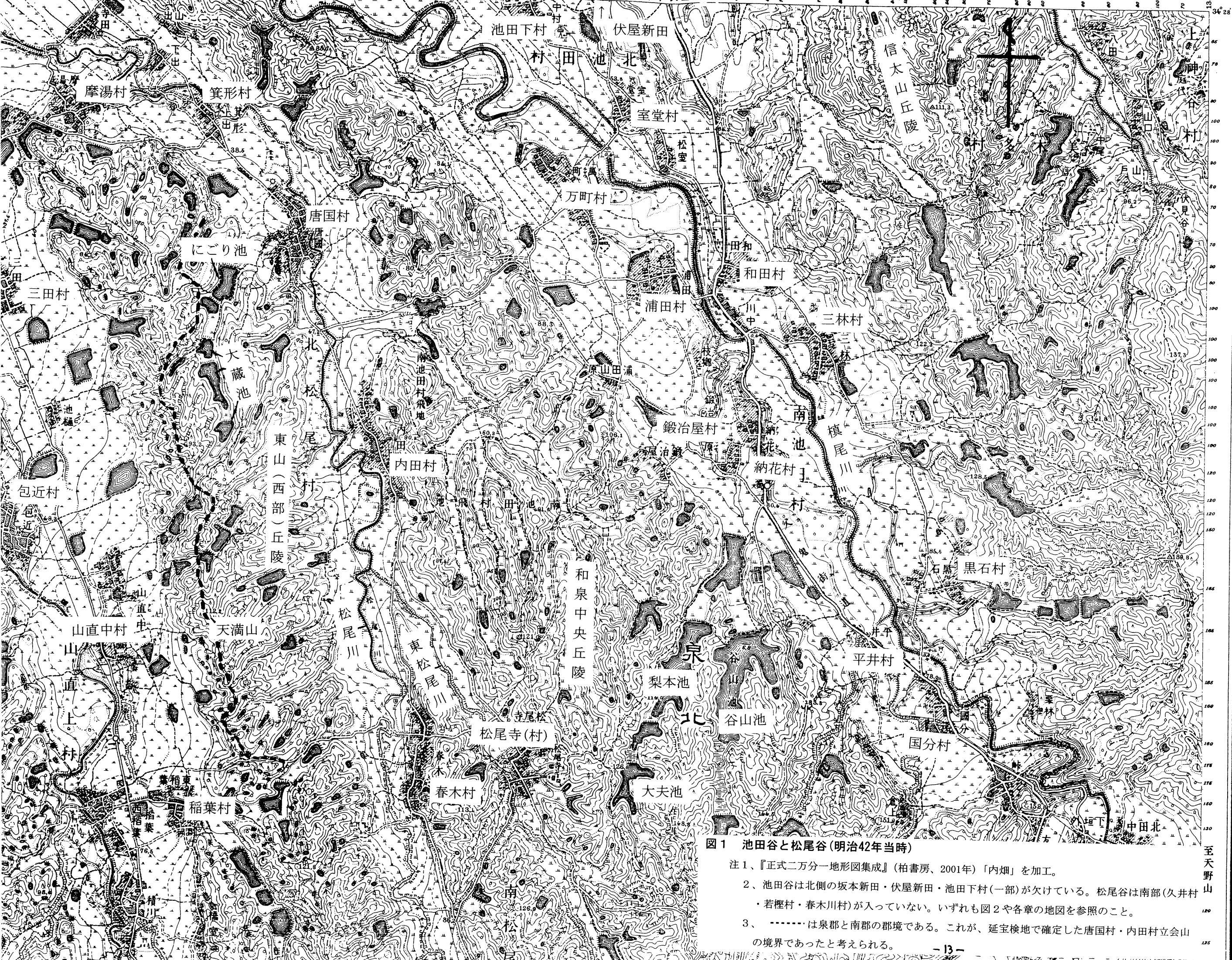


図1 池田谷と松尾谷(明治42年当時)

- 注1、『正式二万分之一地形図集成』(柏書房、2001年)「内畑」を加工。
- 2、池田谷は北側の坂本新田・伏屋新田・池田下村(一部)が欠けている。松尾谷は南部(久井村・若樫村・春木川村)が入っていない。いずれも図2や各章の地図を参照のこと。
- 3、-----は泉郡と南郡の郡境である。これが、延宝検地で確定した唐国村・内田村立会山の境界であったと考えられる。

至天野山

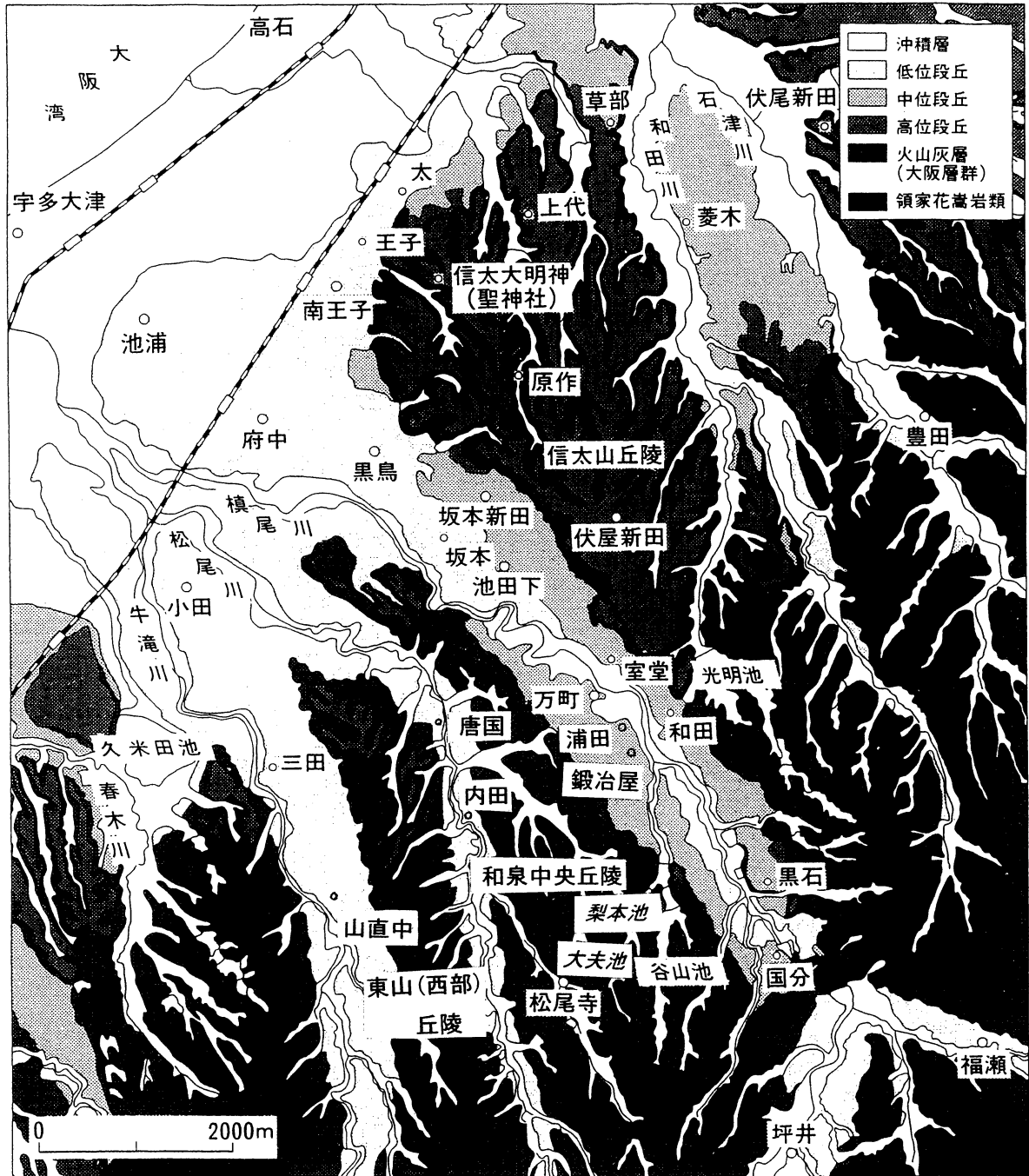


図2 池田谷と松尾谷の地形

注、町田哲「新田請負人」(後藤雅知編『身分的周縁と近世社会1 大地を拓く人びと』2006年、吉川弘文館) 図1を引用して一部加筆。ただし、もとの出典は「泉南・泉北地域(石津・榎尾・春木川流域)の地質図」(市原実「近畿の丘陵—大阪層群と古琵琶湖層群—」『アーバンクボタ』23、久保田鉄工株式会社、1984年)。

と各章は孤立しているかのようであるが、個々の成果のうえにたつて改めて通観してみると、そこからは全体を貫く論点も見出せる。以下の節では、そこに注目して村むらの歴史展開を把握していくことにしたい⁽³⁷⁾。

まず本節では、各章で題材とした文書・文書群の特徴を考察し——つまり史料論の視点から——、いくつかの論点を抽出しよう。

(1) 『俗邑録』

第一章「近世の万町村と伏屋長左衛門家」で題材とした史料は『俗邑録』⁽³⁸⁾である。これは大永三〜文久二年（一五二三〜一八六二）の万町村にかかわる古文書などを書き写した史料集（竖帳）であり、庄屋の伏屋長左衛門家が編纂したものである。現在のところ万町村の近世文書は管見の限り皆無であり⁽³⁹⁾、近世の様子が知られる唯一の史料である。

全三冊からなるが、大永三年〜寛政一三年（一八〇一）を範囲とする一・二冊目は一八世紀末〜一九世紀初頭頃（寛政六〜一三年頃）に長左衛門政芳が執筆し、享和二年（一八〇二）〜文久二年を範囲とする三冊目は長左衛門楠芳（政芳倅）と長左衛門磯芳（楠芳倅）が執筆したと考えられる⁽⁴⁰⁾。この点を含め、『俗邑録』の来歴と現状、記述方法、編纂時期と編纂者などについては、すでに町田哲氏による丁寧な解説がある⁽⁴¹⁾。以下では、それを参考にしながら、編纂の背景や特徴などについてみていくことにしよう。

① 編纂の背景 — 長左衛門政芳の時期 —

『俗邑録』には編纂に至った事情は明記されていない。そこで、一・二冊目の編者長左衛門政芳が当時どのような状況に置かれていたのかを探り、そこから編纂の背景を考えていくことにしたい。

長左衛門政芳は、寛延元年（一七四八）に河州丹南郡日置庄西村の吉村家より権右衛門安貞の養子となった人物である（I—45）。すでに万治元年（一六五八）に長左衛門重正の三男三五郎（五郎右衛門正近）が吉村家の養子となっており、政芳はその曾孫となる。彼は安永二年（一七七三）、前年に亡くなった養父の跡を継ぎ万町村庄屋に就任するが、それ以降の動向として次のことが注目される。

ひとつは、寛政一年（一七九九）当時で二四四石余（ただし万町村外も含むか）を所持していた点からも明らかのように、長左衛門家は万町村において圧倒的な経済力を有していたにもかかわらず、政芳を中心とした村運営に反発する動きがあったことである。具体的には、村運営をめぐり、世襲的に主導しようとする長左衛門家や村役人と、それを座の年齢階梯秩序に基づいて規制しようとする順人衆（座年寄）などとの間で対立が断続的に顕在化していたのであった（後述）。

もうひとつは、万町村をこえた広域の政治的活動が滞るようになっていたことである。町田氏によれば、延享四年（一七四七）に大鳥郡・泉郡のうち万町村を含む五四村が一橋家領となるが、ここでは当初一定の家格を保持する一二家が惣代庄屋をほぼ独占する体制（一二入

体制)が成立し、伏屋長左衛門家もその一員であった。ところが政芳が庄屋になって以降は惣代庄屋としての活動は停滞していき、さらに寛政六年(一七九四)には一二人体制自体が解体し、すべての庄屋が惣代を勤めることが可能となつていったのである⁴²⁰。

このように政芳の時期は、伏屋長左衛門家にとつてそれまでの地位や格式が揺るがされかねない動揺期にあつたと考えられる。そうしたなかで、おそらく寛政一〇年に倅楠太郎(楠芳)へ庄屋職を譲つたのを直接の契機として(II-43)、自らの家の歴史を検証し、万町村における伏屋長左衛門家のヘゲモニーの正当性を示すために編纂されたのが『俗邑録』であつたのである。なお、同時に過去帳も新調されたようである。政芳の意欲がみてとれよう。

② 編纂の特徴 — 『俗邑録』が見る世界 —

そのうえで、伏屋長左衛門家の展開と『俗邑録』の内容を対照させながら、『俗邑録』編纂の特徴を把握しよう。

伏屋長左衛門家は、居村万町村において、おそらく一七世紀前半から庄屋を代々勤め、遅くとも一八世紀には村内で圧倒的な所持高を有していたと考えられるが、この家で特筆すべきは、一七世紀から居村をこえた広域の活動を展開させていたことである。政治的には、遅くとも一七世紀後半には幕領三三村あるいは四八村の触頭となり、元禄七年(一六九四)に万町村が土浦藩土屋家領となつて以降は大庄屋を、その後の一橋家領期には惣代庄屋を勤めている。また経済的には、宝

永六年(一七〇九)に池田下村領上野原山を切り払いて伏屋新田を開発している。この伏屋新田は開発直後の享保七年(一七二二)に横山谷坪井村の澤家へ譲渡されるが、宝暦九年(一七五九)ごろには坂本新田の半分を買得している⁴³⁰。また、堺少林寺町大浜筋に二筆の町屋敷を所持していたようである。

さらに文化的には、一七世紀後半の長左衛門重賢の時期がまず注目される。彼は泉州の俳諧ネットワークの中心の一人で、多くの俳集に彼の句が掲載されている。延宝二年(一六七四)には西山宗因などと高野山へ吟遊している。また、延宝二く六年ごろには国学者契沖が長左衛門家に滞在し、延宝四年には仮名遣研究の最初の著述『正字類音集覧』を完成させている。さらに重賢没後、その遺志をうけ、契沖の指導・援助のもとで、石橋直之が地誌『泉州志』を編集・刊行した。

一方、一八世紀後半く一九世紀初めの政芳の時期も注目される。一八世紀後半には難波談林の有力者である五彩堂矩州が政芳のもとに身を寄せている。また、政芳の実弟で、兄と同じく吉村家から伏屋家の支家(分家)の養子となつた素狄は、蘭学者・医者として活躍し、『和蘭医話』を著述している。そこでは、帝王切開術が紹介されるとともに、解剖などにより腎臓の濾過機能を発見したことが知られる⁴⁴⁰。

このように伏屋長左衛門家は政治・経済・文化の諸局面において広域の活動を展開していたのであるが、それを踏まえて『俗邑録』をみると、次のような『俗邑録』の特徴が浮き彫りになってくる。

ひとつは、こうした広域の活動にもかかわらず、万町村、あるいは

立会の山や池をもつ植尾川左岸の三村（万町村・浦田村・鍛冶屋村）と、そのなかでの長左衛門家の動向にほぼ収斂させる形で文書が収載されていることである。『俗邑録』には、例えば、「和泉国泉・南・日根郡内御蔵入村々古免定写帳老冊有り」、「同断村々寺社改書上帳老冊有り」、「同断村々細見絵図大小三枚有り」（いずれもⅠ―15）、

「寛政貳戌年六月二村々明細帳改書上候様被仰付、貳冊書上ル、尤明細帳扣ニ付ケ紙并朱墨ニ而此方心覚共書付置申事也」（Ⅱ―32）などといったメモが随所に記されている。これらは『俗邑録』には書き写すことができない帳面類などの所在を注記したものであるが、ここからは、一八世紀末の伏屋長左衛門家に膨大な文書が保管されていたこと、しかもそのなかには万町村庄屋としてのみならず、広域の活動を行うなかで作成されたものもかなり含まれていたことがうかがえる。ところが、『俗邑録』にはそうした文書はほとんど掲げられず、そのため『俗邑録』からは長左衛門家の広域活動の具体的な様子はまったくみえてこないのである。

また、あわせて注意がいるのは、浦田村・鍛冶屋村の登場の仕方である。両村が『俗邑録』に現れるのは、立会の山や池といった万町村と直接かかわる場面においてのみであり、『俗邑録』からはそれぞれの村内部まではみえないのである⁽⁴⁵⁾。

もうひとつは、万町村の座で管理されていた文書も『俗邑録』に収載されていることである。これらは庄屋長左衛門家ではなく、一老や順人衆（座年寄）が「座箱」^{くらぼこ}に入れて預かり、その鍵を長左衛門家が

預かるという方法で保管されていたようであるが（Ⅱ―45）、それについても数点が書き写されているのである。いずれも先述の順人衆らとの対立とかかわって政芳が重要史料と考えたためと思われるが、政芳が『俗邑録』編纂にあたり万町村内にある文書をかなり丁寧に調べたことがうかがえる。

以上のことを踏まえ、次の二点を指摘しておきたい。

第一に、伏屋長左衛門家と万町村の関係についてである。長左衛門家の広域にわたる活動と『俗邑録』が見る世界とは大きな齟齬があるが、それは長左衛門家（あるいは政芳）にとって万町村との関係とそれ以外との関係とは意味が異なっていたことを示している。すなわち、万町村との関係は、土地との関係を基軸としながら包括的で持続的な性格をもつものであったといえる。一方で、伏屋新田や坂本新田との関係は、開発・譲渡・買得を短期間で行っていることからうかがえるように、基本的には余剰資金の投下による利潤獲得が目的であり、かつ代替が可能なものであったといえる。堺での町屋敷所持も同様であろう。また、文人としての活動も、重賢と政芳・素狄に集中しているように、個人的かつ一時的なものであった。このような関係の性格の差異、あるいはそうした長左衛門家の地域や歴史に対する認識が『俗邑録』の編纂に反映されているのである。言い換えれば、伏屋長左衛門家にとっては、どれだけ活動が広域化しようとも、万町村こそが実体を伴った一次的な生活世界であったのである。それは同時に、万町村の住民にとつての生活世界でもあったといえよう。さらに、山

や池を通して結びつく万町村・浦田村・鍛冶屋村の枠組みは二次的な生活世界と呼びうるのではなからうか。

第二に、万町村と伏屋長左衛門家についての一七世紀についてである。『俗邑録』は長左衛門家による編纂物であるため、そこから万町村の社会構造を詳細に解明することは困難である。しかし一方で、『俗邑録』だからこそ、万町村の社会秩序と長左衛門家の展開過程を相対的に把握することが可能となる。そして、それにより山の用益と開発、水利、座、庄屋（村運営のあり方）の諸局面を通して、村の社会秩序と長左衛門家の社会的権力としての位置、その両面が一七世紀に確立していく様子が明らかになってくるのである（後述）。

（2）唐国村・内田村立会山における山論関係史料

第三章「唐国村・内田村立会山における用益の展開と山論」は、一九世紀に続発した山論の分析を通じて唐国村・内田村立会山（名古山）における用益の展開を見通したものである。そこで主に用いたのは、内田町河野輝夫氏所蔵文書と元唐国町岡紘一氏所蔵文書である。

このうち河野家は内田村の庄屋を勤めた家であり、ほぼ一九世紀のものばかりであるが、約四〇〇点弱の近世文書が残されている。特徴的なのは、天保四年（一八三三）の山論に関する史料と、領主・関宿藩久世家の社会政策である安民録に関する史料がとくに多いことである。安民録については未検討であるが、それとともに天保四年の山論が当該期の内田村（と唐国村）にとって重大な出来事であったことが

うかがえる。

この山論は唐国村・内田村立会山と山直中村の山との境界をめぐつて争われたものである（後述）。そのなかでひとつ注目できるのは、延宝五年（一六七七）の手形が争論の動向に大きな影響を与えていることである。この手形は延宝検地（幕領検地）に際して山の境界を確認するために、唐国村・内田村が山直中村から受け取ったものであるが、それが争論を有利に進めるうえで決定的な根拠となったのである。

一方、岡家は中世以来の唐国村の有力者であり、近世には庄屋を代々勤めた家である。こうした経歴からすれば膨大な文書群が残されていても不思議ではないが、残念ながら現存するのは一〇四点だけである。ただし、中世文書（建長四〇文中三年）が七点、近世く近代の絵図が二八点含まれているところに特徴がみられる。そのうち絵図の大半は明治一〜二七年（一八七八〜九四）に繰り広げられた唐国村・内田村と三田村との山論に際して用意されたものと考えられる。また、文化期の三田村との山論に関する文書も四点残されている。こうしたことから、岡家や唐国村（さらには内田村）にとって一九世紀の三田村との山論が一定の位置を占めていたことがうかがえよう。

この山論も境界をめぐつて争われたものである（後述）。ここでは、双方ともに延宝検地帳への登録とそれに基づく山年貢負担を根幹として自らの主張を展開させている点が注目される。先の山直中村との山論も勘案すると、山の領域の確定という側面において延宝検地が大きな画期であったことが、一九世紀の唐国村・内田村立会山をめぐる山

論のなかで表出してきているといえよう。

なお、第二章「一七世紀の唐国村の村落秩序」では、この点を意識しながら、岡家に残された一七〇一八世紀初頭の文書や延宝検地帳、座の行事書などを用いて、一七世紀の唐国村の様子を考察している。

(3) 浄福寺・薬師堂争論関係史料

和泉市国分町の三浦家は、一九世紀に国分村の庄屋を勤め、現在まで膨大な量の文書群を伝えている(国分町三浦家文書⁴⁷⁾)。しかしながら、一七〇一八世紀初頭の国分村や宮里三村(国分村・平井村・黒石村)の動向が詳しくわかるのは、元禄一三〇宝永三年(一七〇〇〇六)におこった浄土宗浄福寺と真言宗薬師堂の争論に関する史料(「公事出入之覚書」「訴訟控」)だけである。これを題材としたのが、第四章「一七世紀・泉州泉郡宮里地域における寺の成立と村」である。浄福寺・薬師堂争論関係史料のうち「公事出入之覚書」(竖帳)は、一方の当事者である浄福寺の願生が作成した争論経過の詳細な記録である。願書などの写しと願生自身の記述で構成されている。興味深いのはその伝来の仕方である。表紙・表紙裏・本文末尾の記述によれば、願生が作成したものを平井村の羅漢寺が筆写し、それを国分村庄屋有住藤四郎が筆写し、さらにそれを明和期(一七六四〇七二)ごろに三浦家が書き写したことが知られるのである。三浦家が筆写した直接の理由は不明であるが⁴⁸⁾、このように写しが数多く流布している様子からは、当時の国分村や宮里三村の人びとにとってこの争論が記録し

ておくべき大きな出来事として認識されていたことがうかがえよう。

なお、「訴訟控」(竖帳)は争論後半の願書・届書など九通を掲載したものであるが、一九五九年(昭和三四)に古玉庵五柳なる人物(詳細不明)が筆写したものであり、原本は不明である。

この争論は、中世末一七世紀の展開をベースとしつつ、浄福寺と薬師堂の近世的な枠組みを確定させた争論であった(後述)。その意味では、一七世紀の宮里地域の流動性と社会秩序の確立過程の一端が寺院の局面から表出しているといえよう。それが後年にも特筆すべき事柄として受け継がれていったのである。

(4) 論点

以上、各章で素材とした文書・文書群の特徴をみてきた。ここからは次のような論点が引き出せる。

① 史料論と村・地域

第一に、素材とした史料の内容分析に加えて、右のような史料そのもの特徴の検討——史料作成の意図や方針・方法、当該史料の史料群の中での位置、史料の伝来のあり方などの考察——を行い、それを通して当時の人びとの歴史認識を把握することは、その村や地域の特徴をより深く理解するうえで有効なことである。

ここで想起されるのは、先にも触れた町田氏の黒鳥村の研究における文書引き継ぎについての議論である⁴⁹⁾。その論点は多岐にわたる

が、本論との関係で注目されるのは、庄屋交代時の文書引き継ぎにおいて、すべてが引き継がれるわけではなく、村役人による取捨選択があり、必要とされたものだけが引き継がれるとの指摘である。そこで具体例として挙げられているのは山論や水論に関する文書（裁許状・絵図など）である。これらは後の争論などに際して自らの用益実態や主張を裏付ける証拠であったために、一貫して引き継がれ続けたとされている。町田氏が直接言及するのはここまでであるが、それは同時に山・水の問題が黒鳥村の人びとの生活にとつて欠かせないものであったことを示唆しているともいえよう。すなわち、その史料が重要文書として村で保管され続けていく事実と、史料の内容から明らかになる山論や水論の実態とを交叉させることで、黒鳥村の特質の一端が山の用益や水利の問題を通して表出してくることになるのである。史料の内容と史料そのものを不可分に検討すること、そうした史料論の視点をもつことが、地域史を進めるうえで重要であることが理解されよう。

②一七世紀の画期性

第二に、これらの史料からは共通して、一七世紀の村が一定の社会秩序の確立へと向かう画期にあったことがうかがえることである。この点を手がかりとして、次節以降では、村むらの展開過程を把握し、そのなかで一七世紀における秩序の確立がもつ意味について考察することにしたが、それにあたりいくつかの前提に触れておきたい。

まず研究史の側面では、次の二つの議論を踏まえておきたい。

ひとつは、朝尾直弘氏の小領主論である。この議論は幕藩体制の形成あるいは兵農分離を「小領主層の自己否定の運動」として捉えるものである⁵⁰。小領主とは、「近世の村単位でいどの広さで水利・林野を占有し、商品流通を独占的に掌握することによって土地所有を補強しており、非血縁下人を大量に集積するとともに、これら下人を放出する家族を従え、その外側に自己の同族団と他の従属的同族団の経営を隷属させ」、「その経営は、下人労働による手作地と、隷属農民による下作地からな」⁵¹るような存在を指すと概念規定されている。

そして一七世紀の畿内村落の展開は、小農民経営の発展と安定を背景としながら、小領主制的支配秩序と小農民共同体的秩序の対立・矛盾関係の惹起、さらには後者による前者の包摂の過程として進んでいくことが明らかにされているのである⁵²。こうした朝尾氏の「一七世紀の村落理解は、河内国の更池村や六万寺村を中心としつつ、耕地、水利、山林、居屋敷、小領主の家の経営や家関係、金融・流通などといった多様な局面から、村の構造とその展開を立体的に把握しようとしているところに特徴があり、その点で今なお踏まえるべき重要な研究である。とくに、一七世紀における小農共同体的秩序の確立という点では以下での考察の直接の前提となるものである⁵³。

一方で、吉田伸之氏からは、先の社会的権力論ともかわって、小農共同体Ⅱ村社会が小領主制的支配秩序を包摂した一八世紀以降は、「在地社会の社会構造は均質化する」イメージになっており、そのた

め「社会構造を秩序づけるヘゲモニー主体という点で、十七世紀と十八世紀を断絶したものとみるとらえ方につながる」⁵⁵⁾と、その問題点が指摘されている。これともかかわって以下でひとつ問題にしたいのは、一七世紀の小農共同体的秩序Ⅱ村の社会秩序の確立という事態がもつ意味についてである。すなわち、当然のことではあるが、一七世紀に秩序が確立するとはいつても、それがその後もまったく不変あるいは静態的であったとは考えられない。そうであるならば、その後の歴史展開のなかで一七世紀に確立した社会秩序が如何なる意味合いを帯びてくるのかを考察する必要がある。

もうひとつは、塚田孝氏が近年提起している法と社会論である。これは、朝尾氏の、幕藩領主も領域権力（「公儀」）として公権を分有する一方で、被支配民衆の諸集団・組織（町・村など）も自律的な法をもち重層的に公権を分有しているという近世社会の捉え方⁵⁶⁾などに依拠しながら、法史料に即して【法の形式】と【法の内容】の両面から社会の実態に迫っていくこと、さらには当該社会の法的枠組みと社会的実態とを統一的に捉えることの必要性を指摘したものである⁵⁷⁾。また法史料という場合、そこには、政治空間全体を覆う公儀法度、自律的な集団内を規律する法、集団相互間の関係を規定する法の三レベルがあることも述べられている。これらが前節でみた塚田氏自身の展開の延長にあることは容易に理解できよう。以下では、こうした法と社会という視角も組み込みながら考察を進めていくことにしたい。

さらに、前節で述べたことも踏まえ、次の点に留意したい。ひとつは、村・地域ごとの展開を重視して整理することである。一言に社会秩序の確立といっても、どのような形をとり、どのようにその後の歴史展開を規定していくのか、その具体的なあり方や見え方は村によって大きく異なっている。見え方が異なるのは、村によって素材とした史料の性格に違いがあり、それにより表出してくる局面にも差異が生じているためであるが、そもそも地理的・歴史的・社会的な諸条件に規定されて、各村はそれぞれに固有な社会構造を有していたのである。この点をとくに重視したい。

もうひとつは、次のような村・地域ごとの史料的条件を生かすことである。まず、万町村および榎尾川左岸三村に関しては、数は少ないものの、松尾寺の中世文書に関係史料が残されていることが注目される。また、『俗邑録』にも、先述のとおり一六世紀の史料が若干含まれており、これらによって断片的ではあるが、中世から近世への展開把握が可能となる。この点を生かしたい。

榎尾川左岸の村むらと和泉中央丘陵を挟んで隣接しているのが唐国村・内田村である。唐国村についても松尾寺や岡家に中世文書が残されている。ただし、そこからは一三世紀半ば〜一五世紀半ばの動向がうかがえるものの、その後の史料を欠いているため、近世とのつながりを明らかにすることは困難である。一方で、先述したように、ここでは一九世紀の山論から一七世紀の画期性が浮き彫りになっている。その点を生かし、山の用益や山論を通して一七〜一九世紀の歴史展開

を把握していくことにしたい。

こうした和泉中央丘陵周辺の村むらとは地理的にも、歴史的にも異なる条件をもつのが、国分村および宮里三村である。ここでは、先述の史料に導かれて、寺の局面に即して地域の展開を考察していくことにしたい。

以下、第三く五節では、各章での実証を踏まえながら、順をおってその歴史展開をみていくことにしよう。

三 槇尾川左岸の歴史展開

―中世く一七世紀の万町村を中心に―

(1) 中世 ―開発の展開と村の成立―

①一三世紀の開発と松尾寺領の展開 ―松尾寺中世文書より―⁽⁹⁾

槇尾川左岸において本格的な開発が始まったのは一三世紀のことである。永仁二年(一二九四)正月一八日の池田庄箕田村沙汰人名主百姓等契状⁽¹⁰⁾には、箕田村(後の万町村・浦田村・鍛冶屋村に該当)が承元期(一二〇七く一一)に梨本池を造成し槇尾川左岸での耕地開発を進めたこと、しかしながら水が不足し毎年早損するために、この永仁二年に松尾寺領の「山林荒野」に新池を建立することになったことが記されている。そして、この池によって開いた新田三町を供料田として寄進し、それによって「山門東塔北谷莊嚴講法式」を移入することが松尾寺へ誓約されているのである。なお、箕田村の中心にいた

のは刀禰僧頼弁である。彼は池田大夫とも呼ばれたようで、それに因んで新池は大夫池と名付けられた(図1・2参照)。

また、文永一二年(一二七五)三月の中原公員山林売券⁽¹¹⁾と建治二年(一二七六)六月二〇日の守護代法橋某書下⁽¹²⁾からは、梨本池の周囲にあったと考えられる梨本山をめぐる動向がうかがえる。すなわち、文永一二年に宮里庄内にあった中原公員の所領山林(梨本山)を松尾寺が買得したこと、翌建治二年には、もともと中原が争っていた箕田村との争論に松尾寺は勝訴し、箕田村が「山手」を支払わずに梨本山の立木を伐採することが禁止されたことが知られるのである。

これらのことから、次の点が注目される。

第一に、槇尾川左岸では地形的に低位段丘がほとんど広がらず(図2参照)、槇尾川からの用水確保が困難であったために、一三世紀になって中位段丘の開発が池の造成と一体的に進められたことである。

しかも、その池のあり方は、比較的小規模な池が数多く造られ、それぞれが周囲の耕地を灌漑していた槇尾川右岸の中位段丘や松尾谷の唐国村・内田村などとは異なり、梨本池や大夫池といった大規模な池に依存する形であったところに特徴がある⁽¹³⁾。

第二に、大夫池が松尾寺領の山中に築かれ、また箕田村が立木を伐採する梨本山も一三世紀後半には松尾寺領になったように、槇尾川左岸の開発と松尾寺領の拡大とにより、松尾寺領の中に箕田村の用益が進入するという状況が生まれていったことである。そうしたなかでは、箕田村の用益と松尾寺の用益とが隣接あるいは重なり合う状況も生ま

れたのではなからうか。

②一六世紀の村むらの登場 — 『俗邑録』より —

一三世紀以降についてはほとんど詳しいことはわからない。次に槇尾川左岸の状況が知られるのは、『俗邑録』に掲載された一六世紀の文書である。

ひとつは、大夫池の池料米請取書である。天文二〇〇、永禄一一年（一五五〇—一五五九）の四通が確認できるが、いずれも差出は松尾寺である。この池料米は大夫池が松尾寺領内にあったことに伴う負担であり、先の供料田の系譜を引くものと考えられる。ちなみに、梨本池に関して、先はそうした負担は確認できない。興味深いのは、池料米が万町村から松尾寺へ納められていることである（よって請取書は万町村宛てとなっている）。さらに、天文二二年（一五五三）の鍛冶屋村大池の役水⁶²をめぐる争論の和談書に万町村・鍛冶屋村・浦田村・室堂村の代表者が署名していること（I—5—4）、近世には大夫池と梨本池は万町村・浦田村・鍛冶屋村の立会池となっていることも考えあわせると、（i）この一六世紀半ばまでに箕田村内部に新しい村の枠組み（万町村・浦田村・鍛冶屋村）が成立し⁶³、それによつて梨本池・大夫池が三村の立会池となったこと、（ii）立会池では万町村が優位な立場にあったことがうかがえる。iiの点は、開発が北から進化したという歴史的経緯が関係しているであろう。なお、天文二〇年の請取書が「万町村」の初見である。

もうひとつは、永禄二年（一五五九）一二月四日の土地寄進状である（I—5—8）。これは大宗池（万町村内の池）の造成あるいは拡張に関するものと推察されるが、難解で詳細は理解できない。ただし、寄進状の宛先が万町村の名衆・百姓衆中である点、この寄進状を貼り付けた台紙に養福寺義宥とともに道珎ほか九人が署名している点が注目される。名前からみて、道珎らはおそらく座の年寄（座老）であつたと思われる。すなわち、万町村の名衆・百姓衆中の中心に座老が存在していたと考えられるのである。また、先述の天文二二年の和談書にも道珍と二郎五郎大夫が署名している。これらのことから、当時の万町村では、座（座老）が水利（あるいは村運営全般）の中心に存在したことがうかがえよう⁶⁴。

（2）一七世紀の万町村 — 社会秩序の確立 —⁶⁵

①村落間秩序

《i》万町村・浦田村・鍛冶屋村立会山（桑畑山）の確立

『俗邑録』によれば、永禄一一年以降、大夫池の池料米に関する文書はみられなくなる。太閤検地に伴う山検地で大夫池の池床が三村のものと公認されたためであろう。そのことから考えると、太閤検地では和泉中央丘陵内の三村の用益（立木の伐採、下草の採取など）の展開する場所がおおよそ立会山（桑畑山）として公認されたと理解できよう。しかしながら、その後も松尾寺との間で山をめぐる争いが断続的におこっている。それを示すのが寛文一三年（一六七三）の願書であ

る。ここで三村は、代官に対して、松尾寺宝瓶院が「三ヶ村山」内で松木を伐採したうえに、代官による永荒場所取調に際して「三ヶ村山内之所々」を「松尾寺永荒場所」と上申したこと、度々大夫池周辺で新田開発を進めていることを訴えている。これはあくまで三村側の主張なので、松尾寺宝瓶院が不法に立会山内へ侵入したことになっていくが、宝瓶院は係争地を松尾寺領と主張し、境界争いの様相を呈していたと考えられる。おそらく山の境界が必ずしも明確になつていなかったこと、中世以来の慣行として両者の用益が隣接あるいは重なり合う部分があつたことなどが、背景にあつたのはなからうか。一方、一八世紀になるとこうした山論は確認できなくなる¹⁰⁰。後述の唐国村や池田下村の事例を踏まえると、延宝検地に際して山の境界を確認する作業が行われ、それによつて境界が確定したためと思われる。

《ii》万町村・浦田村・鍛冶屋村の用水秩序の確立

一七世紀には、用水をめぐる三村間の秩序も確立していったようである。それを示すのが、慶長一六年（一六一一）五月の万町村と浦田村・鍛冶屋村の「用水口論」に際して作成された「起請文前書」である。ここでは、梨本池の水について、田植えの間は浦田村と万町村が一日一夜ずつ取るが、番の初めは万町村であること、田植え後は万町村を一番とし、万町村が三日三夜、浦田村が二日二夜の間水を取ることが定められている。なお、鍛冶屋村は浦田村分の水の一部を利用していたようである。ここからは、梨本池の番水制において万町村が優

位な位置にあつたことがわかるが、それは、おそらく中世以来の慣習を色濃く引き継ぎながら、争論を契機としてこの慶長一六年に確立することになつたのである。宝暦一三年（一七六三）に万町村と浦田村の間で「西山手之雨水」をめぐる争論が生じた際の内済証文では、争点のみならず、梨本池の番水制を核とした三村間の複雑な用水秩序全体が再度確認されている。これらも番水制に伴つて確立していったものと想定される。

②村落内秩序

《i》山の開発

これそのものが万町村の社会秩序というわけではないが、伏屋長左衛門家が万町村の社会的権力に成長していくうえでひとつの大きな原動力になつたと考えられるのが、池田下村領内の万町村出作地（一八石余）をめぐる動向である（出作地の場所については第一章図1参照）。この出作地は、一七世紀半ばまでに池田下村の荒地を万町村が比較的大規模に開発したものであり、長左衛門家が主導して池や耕地の基礎的な造成を行い、万町村の百姓が小作人として個々の耕地を整備するという形で進められたと想定される。そして、ここでは万町村百姓の一定数が小作人あるいは下作人として耕作を行ったようである。こうした開発を、長左衛門家の経済力と小農の開発欲求とが結びついたものと把握することも可能である。

また、一七世紀半ばの出作地では村内外との間で対立が生じていた。

池田下村とは、池田下村から賦課される年貢をめぐって対立し、そのなかで二人の庄屋（長左衛門家と五郎右衛門家）は繰り返し代官へ検見を出願するなどしていた。また、寛文二年（一六八二）には、庄屋が出作地の生産条件（反歩詰り・日損・年貢など）の改善をはかるなかで、万町村利右衛門の開発田地を取り込んだことが直接の契機となり、利右衛門家と庄屋（村中）の間で五、六年におよぶ争論となった。途中からは、別の利右衛門田地が出作地の池の修理扶持を賄う田地であるかどうかという点も争点となったようである。これらのことから、過重な年貢負担、反歩詰り、早損地などといった出作地の悪条件を庄屋が克服しようとするなかで村内外との対立が生じていた様子がうかがえる。そしてそれは、突き詰めれば開発人（名請人、土地所有者）である長左衛門家と耕作者（万町村の百姓）との共通利害に基づく行動であったと理解できよう。

さらに、こうした出作地にかかわる文書が『俗邑録』における長左衛門家の初見であり、しかも複数の文書がまとまって掲載されている点も考えあわせると、右の出作地をめぐる動向は、二人の庄屋が共同で対応する側面をもちつつも、とくに長左衛門家の万町村における求心力を高めることにつながり、ひいては後述の長左衛門家の隔絶した地位の獲得にも結びついていったと考えられるのである。

《ii》座の秩序の確立

万町村の共同性の中心には、氏神権現あるいは旦那寺の小寺⁶⁷を

場とする座があつた。万町村の座はもともと本座と南座の二つからなつていた。それぞれの性格や相互の関係などは不明であるが、両者ともに正月の酒振舞や出産・成人・結婚・座年寄就任・死去などの際の負担などを座儀としていたようである。おそらく座儀を、内容は共通しつつも、それぞれで行っていたのではなからうか。また、両者は年齢階梯を秩序の基軸とする点でも共通していた。

この本座と南座は貞享三年（一六八六）一二月に統合されることになる。その際に作成されたのが「仲ヶ間一札之事」である。ここでは、座席は本座（左）と南座（右）ごとに年齢順とすること、座年寄には年長者が就くことなどが規定されており、統合後の座も年齢階梯を秩序の基軸としていたことがまずは確認できる。座は、基本的に世襲であつた村役人（庄屋・年寄⁶⁸）による秩序とは異質な存在であつたのである。そのことは先述の座の文書の保管方法にも現れている。

一方で、とくに注目されるのは、長左衛門家には「長者家」として「惣座上」の座席が与えられ、同時に別家（小右衛門家）もそれに準ずるとされている点である。座において長左衛門家が別格の地位を得ているのである。正確に言えば、これ以前から長左衛門家は長者家の位置にあつたのであるが（ただし、本座や南座との関係など、実態は不明な点が多い）、本座と南座が統合され座の新たな秩序が確立していく際にも、改めてその地位が認められたのである。他方で、寛文一〇年（一六七〇）まで長左衛門家とともに庄屋を勤めた五郎右衛門家が、特別な扱いをうけていないのは、これと対照的である。

また、この一札が座年寄（一老十三老）と村役人（庄屋・年寄）とで作成されていることも注目される。座の年齢階梯秩序とは異質な村役人が座の問題に関与しているのである。村役人による村運営の一環として行われたであろう池普請の費用の一部が、先述の座儀の出来で賄われていたことも踏まえると、座と村役人による村運営とは一体的な側面をもっていたといえよう。

このように、万町村では貞享三年を画期として新たな座の秩序が確立していったのであるが、そのなかで伏屋長左衛門家は、長者家として、あるいは庄屋として強い権限を獲得するに至ったのである。

《iii》庄屋Ⅱ長左衛門家体制の確立

一七世紀の万町村では、一門である長左衛門家と五郎右衛門家が家産として庄屋役を代々勤めていた。集落を上村（長左衛門組）と下村（五郎右衛門組）に二分し、長左衛門家が上村の住民とその所持地二五〇石ほどを、五郎右衛門家が下村の住民とその所持地二〇〇石ほどを管轄し、それぞれの屋敷内に郷藏を設けて年貢の徴収を行っていたのである。また、年寄二人のうち少なくとも六右衛門（久大夫）家も一門に含まれる家であった。村役人を一門でほぼ独占し、密接な関係をもつて村運営を行っていたのである。

こうしたあり方に転機が訪れたのが寛文一〇年（一六七〇）である。五郎右衛門の病死後、長左衛門家が両方の庄屋を勤めることになったのである。直接的には五郎右衛門家に跡継ぎがいなかったためである

が、長左衛門家が庄屋を独占できた背景には、先述の出作地をめぐる動向などを通して形成された長左衛門家に対する求心力があったものと考えられる。

しかしながら、二つの組・郷藏といった村を二分したあり方はその後も維持された。また天和二年（一六八二）に年寄久大夫の弟八兵衛が継いだ五郎右衛門家には、いまだ庄屋役を家産とする意識が残っていた。そのため元禄七年（一六九四）に庄屋役をめぐる五郎右衛門家と長左衛門家が激しく争うことになる。五郎右衛門家が庄屋役の返還を求めた背景には、経済的問題もあつたようであるが、だとしても村を二分するあり方が容易には解体しなかつた様子がうかがえよう。

結局、この争論に勝訴したことで庄屋Ⅱ長左衛門家の体制が確立していくことになる。そして村を二分したあり方も解消されていった。こうした動向は、直接的には領主土屋家の裁許によって導かれたものであるが、長左衛門家が寛文一〇年以降庄屋を独占してきた実績や、座にまで及ぶ別格の地位を獲得していたことが、それを下支えしていたと考えられる。

なお、これ以降の伏屋長左衛門家は、別家（支家）の小右衛門（権右衛門）家や、先述の河州丹南郡日置庄西村の吉村家、池田谷のすぐ南にある横山谷坪井村（図2参照）の澤家との間で濃厚な婚姻関係や経済的関係を築いていく。一方で、一門であつた五郎右衛門家や久大夫家との関係は確認できない。庄屋Ⅱ長左衛門家体制の確立に伴い、長左衛門家の家関係も大きく変化を遂げるようになったのである。

(3) 小括

以上の万町村の歴史展開に基づいて、次の二点を指摘したい。

①一七世紀における社会秩序の確立

ひとつは、万町村にとって一七世紀は、村落間秩序においても、村落内秩序においても、その社会秩序全般が確立する大きな画期であったということである。開発が本格化した一三世紀からの動向をベースとしながら、山の用益、水利、座、庄屋（村運営のあり方）といった諸局面において近世的な秩序が——相互の絡み合いもみせながら——確立し、容易に変容・解体しない万町村の全体構造が整えられていくことになったのである。そしてそれは、伏屋長左衛門家が社会的権力として定置していく過程でもあったのである。

その際注意がいるのは、どのような形で秩序が確立したかという問題である。山の用益に関しては、太閤検地で三村の用益が展開する場所がおおよそ立会山と認められ、そのうえで延宝検地で山の領域が確定することになったと考えられる。水利については、慶長期の争論の内済証文によって梨本池の番水制が確立し、それに伴い用水秩序全体が形づくられていったと考えられる。座は貞享三年の一札によって新たな秩序が確立していくことになった。また、庄屋Ⅱ長左衛門家体制を最終的に確定させたのは領主土屋家の裁許であった。このように一口に社会秩序の確立といっても、その形は、幕藩領主による検地や裁

許、村落間の取り決め（内済証文）、村落内の取り決め（一札）など、さまざまであったことがわかる。万町村の社会秩序の確立は、多様なレベルの法の重なり合いとして実現されていたといえるのである。

②一七世紀以降の展開——座と村運営——

もうひとつは、一七世紀以降の社会秩序の展開についてである。先述したように、一七世紀の社会秩序の確立は、それがその後も不変・静態的に維持されることを意味するわけではない。その点で注目されるのが、一八世紀の座と村運営をめぐる動向である。

一六世紀の万町村では、座（座老・座年寄）が水利（あるいは村運営全般）の中心に存在していたが、近世（一七世紀）には水利を含めて村運営の主要な担い手は庄屋・村役人に移り、村運営と座は分離していく方向にあったようである。そのことは、一六世紀のものも含めて万町村の水利関係の文書が、座（座箱）ではなく、庄屋伏屋長左衛門家のもとで継承・保管されていた点に端的に現れている。

しかしながら、村運営と座はまったく無関係というわけではなかった。出産などの際の座の出来が池普請の余内とされたり、座の取り決めにも村役人も関与する、座において庄屋長左衛門家が別格の地位をもつなど、一体的な側面も有していたのである。そして、それを背景として、一八世紀後半には、村運営の主導権をめぐって庄屋伏屋長左衛門家・村役人と順人衆（Ⅱ座年寄）らとの間で対立が顕在化することになったのである。

最初に対立が浮き彫りになったのは安永四年（一七七五）であった。万町村の百姓の一部が、貞享三年の一札、とくに座年寄と村役人の計一六人の署名部分を取り上げて、村役人も順人衆の一員だと主張したのである。庄屋は年齢に関係なく一老であり、一老を長者と呼ぶとも述べているので、長左衛門家の庄屋や長者家といった地位までも否定する意図はなかったようであるが、長左衛門家を一老と位置づけて順人衆のなかに取り込むことにより、座のみならず、村運営といった「村儀」の場までも順人衆の論理で包摂し、長左衛門家の発言力を規制しようとしたのであった。ただし、この一件は表沙汰にならず立ち消えになったようである。

次の対立は天明六年（二七八六）であった。今度は長左衛門政芳が、座以外の「村儀」の場においても（村役人とともに）順人衆が上座（上席）を占めている状況に対し、片座の上座に順人衆、もう片座の上座に組頭（五人組頭）が座ること、つまり「村儀」での組頭の座席を上げることをはかり、順人衆などが反発したのである。当時、年寄（村役人）や組頭も世襲化していたことから考えると、政芳の意図は順人衆の発言力をできるだけ規制し、世襲の村役人や組頭によって座以外の村秩序を包摂しようとするところにあったと理解できる。そして、その下敷きには、貞享三年の一札に基づいた万町村の座は「役人座」（順人衆ではない村役人がとりしきる座）だとの認識、さらには座が「役人座」である以上、「村儀」の場においてはなおさら村役人だけでなく組頭も下座にすることはできないとの考えがあったのである。

このように、一八世紀後半の万町村では、「村儀」の場を世襲的に主導しようとする長左衛門家・村役人と、それを座の年齢階梯秩序に基づいて規制しようとする順人衆など一部の百姓との間で対立が生じていた。その背景には、村役人が座に関与するのは逆に、「村儀」の場において順人衆が上座を占めて発言力をもつようになっていたことがあった。伏屋長左衛門家が圧倒的な経済力を有したにもかかわらず、座と村運営が一体的であったが故に、長左衛門家を中心とした村役人の論理と座の年齢階梯の論理との矛盾が内包された点に、万町村の社会秩序の特徴のひとつがあったといえよう。

そのなかで、とりわけ注目されるのは、双方の主張が貞享三年の一札に依拠して組み立てられていることである。この一札の理解としては、長左衛門家の「役人座」という認識の方が歴史的事実に近いと思われるが、一方の百姓の側もあくまで貞享三年の一札に根拠を置いていたのである。要するに、双方の共通認識として、貞享三年の一札を画期とした座の秩序の確立という点を大前提に置きながら、それとの関係のなかで自らの主張を正当化し、互いにせめぎあっていたのである。一七世紀の社会秩序の確立とは、そうした意味・内実をもつものとして理解できよう。

四 唐国村・内田村の歴史展開

―一七〜一九世紀の立会山における用益の展開―

先述したように、唐国村についても中世文書が残されているが、近世とのつながりを把握することは困難である¹⁰⁾。ここでは、一三世紀までに唐国村という「村」がすでに成立しており、その共同性の中心に天神社と妙楽寺があつたこと、一四世紀後半より岡家が有力者として存在していたことだけを押さえておき、以下では一七〜一九世紀の展開を山の問題を中心に考察していくことにしたい。

(1) 一七世紀の唐国村¹¹⁾

唐国村に関しては、一七世紀の史料も若干残されている。そこからは万町村と同じく村の社会秩序が確立していく様子がうかがえるので、まずはその点を見ていくことにしよう。なお、一七世紀の唐国村と内田村は幕領であり、その後は万町村と同様に土浦藩領から一橋領へとなっていく。

① 村落間秩序

《i》山の用益

近世の唐国村は、西側の東山(西部)丘陵にある唐国村・内田村立会山(名古屋)と、松尾川と東松尾川に挟まれた丘陵にある唐国村・

内田村・久井村・若樫村・春木川村立会山で用益を行っていた。なかでも前者は箕形村・摩湯村・三田村・包近村・山直中村・稲葉村という六村の山と境界を接する広大な山であり(第三章図1参照)、唐国村(と内田村)の用益はこの山が中心であったと考えられる。こうした山の空間(領域)はだいたい次の二段階を経て確立していったようである。

最初は正保四年(一六四七)である。「上方の郡奉行」小出伊勢守の裁許絵図(「泉州松尾谷絵図」)により、松尾寺の山と若樫村・春木川村・久井村・春木村・内田村・唐国村の惣百姓山との境界が、おおよそ東松尾川をラインとして取り決められたのである(第二章図2参照)。この背景には、松尾寺と松尾谷村むらとの山論があつた。すなわち、中世末まで松尾寺周囲の丘陵はすべて松尾寺の山であり、松尾谷の各集落の百姓は、松尾寺の許可のもと、寺の用益と重層する形で薪・下草の採取を行っていた。それが文禄三年(一五九四)の太閤検地に伴う山検地で、松尾寺の山と村むらの山とに分離させられることになった。しかし、それまでの重層的な用益の名残りや、山の境界が必ずしも明確ではなかったことにより、村むらの百姓は松尾寺の山に入り込んでいき、山論に至つたと考えられるのである。そして、この「泉州松尾谷絵図」によって、ようやく松尾寺の山と村むらの山の境界が確定されることになったのであつた。

しかし、それはあくまで松尾寺と村むらとの山の境界であり、それとは別に村落間の境界を確認しておく必要があつた。唐国村の山の場

合、延宝検地がその場となった。延宝検地に際し、唐国村では隣接する村むらとの間で傍示塚が境界であることを確認しているが、立会山を含む山の境界もそのなかで確認されていたものと考えられる。延宝五年（一六七七）一二月に山直中村が唐国村・内田村へ差し出した、四つの傍示塚が山直中村の山と唐国村・内田村立会山（名古山）の境界であることを確認する手形はその具体例である。ただし、すべての村むらとの間でこうした証文が取りかわされたわけではなかったようである。おそらく、これ以前から村落間独自の慣習として境界〓傍示塚の認識があつたにもかかわらず、それをこえて用益を展開させる動きがあつた村（山直中村など）とは証文をかわしたものの、そうした動きがなかった村（三田村など）とは証文作成には至らなかつたと考えられる。

《ii》用水秩序

延宝検地帳によれば、唐国村には三三の池があつた。唐国村の田地はこれらの池によって維持されていたと考えられる。また、池の管理・運営は、いくつかの池によって形成される用水系（こと）に田郷仲間（水掛かり田地所持者の仲間）が担っていた。四つの唐国村・内田村立会池については、両村の田郷仲間が共同で管理していた。

この池についても、一七世紀に秩序が確立していく側面があつたようである。それがうかがえるのが、寛文四年（一六六四）五月に箕形村（唐国村の北に位置）が唐国村へ差し出した証文である。これは両村

立会のにごり池（図1参照）の配水をめぐる争論が内済になつた際のものである。争論の背景には、田地の不安定性を改善するために、にごり池の水を多量に灌漑しようとする唐国村の動向があつたと考えられるが、この内済証文により唐国村はにごり池の水利用を大きく制限されることになつた。そして、これ以降にごり池の配水にかかわる争論はみられなくなる。この内済証文によつてにごり池の用水秩序が確立することになつたのである。

なお、この内済証文からは、唐国村の田地へは箕形村の水入人が配水を行い、それに対し唐国村が水入賃を負担していたこともわかる。にごり池は、表向きは唐国村と箕形村の立会池であるが、その実質は箕形村の池であり、唐国村はその一部を利用してもらうに過ぎなかつたのである。同じ立会池でも唐国村・内田村立会池とは性格をまったく異にしていたといえよう。

②村落内秩序

《i》庄屋岡家

村落内秩序としてまず注目されるのは、岡家と庄屋職との強固な一体性である。岡家（甚兵衛）は、天和三年（一六八三）一二月に、借銀返済のため「諸一跡」（全家産）を銀一二貫五〇〇目で南郡清児村の田中家へ売り渡す事態に陥つた。実際には、田中家の彦市（幼少もしくはかなり若年であつたと思われる）を養子に迎え、彼に家産を引き渡す形であつたと考えられるが、その家産のなかに「唐国村代々庄屋

職」が含まれているのである。岡家は、万町村の長左衛門家や五郎右衛門家と同様に、家産として庄屋職を勤めていたのであった。しかも、この売却にあたって、当初甚兵衛は売却後も彦市へ積極的に関与する内容の証文を作成したものの、おそらく田中家に拒絶され、彦市を実家の影響下に置くことに重点を置いた証文に作り替えさせられている。にもかかわらず、やはり庄屋職は家産のひとつとして売却されているのである。ここからは、唐国村庄屋職が岡家と不可分な関係にあったこと、逆にいえば、村人の代表としての性格はかなり希薄であったことがわかる。こうした岡家の地位は、中世以来の由緒や、村内随一の経済力に基づく年貢立替（融通）機能によって支えられていたものと考えられる。

《ii》座の秩序

一方で座の動向も注目される。元禄四〜五年（一六九一〜二）の「天神講中」（「座衆」と「講外」（「座外」）との争論が、前者の勝訴となった際に作られた座の行事書からは、次の点が明らかになる。

第一に、座が多様な座儀で構成されていたことである。おおよそ、月日の定まった一七の座儀と、毎月読経する毎月講が行われていた。こうした座儀に関しては、さらに以下の二点が注目される。ひとつは、座衆が特定の家筋に限定されているにもかかわらず、座外にも供物を負担させる側面、つまり座儀が座外の者までをも包摂する側面をもっていたことである。これに対する座外の反発が先の争論の要因であっ

た。もうひとつは、座衆が本座と南座で構成されていたことである。本座は唐国村の氏神である天神宮と結びついた座、南座は松尾谷惣氏神の若宮（春木村に所在）と結びついた座であった。また、それぞれに集団を形成し、一老や座年寄（座老）を頂点とした年齢階梯秩序をもっていた。しかし一方で、座儀の大半は両者の共同で勤められていた。その意味で、本座と南座は一体性を多分に有していたのである。わずかに、氏神天神宮での座儀では本座の神主（当人）が中心となり、谷惣氏神若宮での座儀では南座の神主（当人）が中心となるとところに性格の差異が認められる。

第二に、座と村運営あるいは庄屋岡家との関係である。座は年齢階梯を秩序の基軸としており、岡家が家産として庄屋を勤める村運営とは根本的に異質であった。それは、座関係の文書が岡家ではなく、座自身で保管・継承されていた点にも現れている。その一方で、庄屋と座年寄による村境改めが座儀のひとつとして行われるなど、座と村運営は一体的な側面も有していた。こうした座と村運営との関係は、万町村のそれと共通するものといえよう。ただし、岡家の場合、伏屋長左衛門家の「惣座上」のような別格の地位を座において獲得することはなかった。

第三に、行事書そのものの性格についてである。全体として、この行事書はそれ以前からのあり方を確認する点に主眼が置かれている。ここでは元禄期までに座儀の内容にいくつか変化があったことも記されているが、そのことから逆に、一六世紀後半ころには座の形がほ

ぼ整いつつあったことがうかがえる。さらに記述のされ方からみて、元禄期までの座儀は、座儀ごとの口伝や書物に基づいて行われていたと考えられる点が注目される。すなわち、座外との争論を直接の契機として、座の秩序全体をはじめて明文化したのがこの行事書であったのである。

唐国村では、文政三年（一八二〇）に再び行事書が作成されている。

これは、元禄期の行事書が虫損したために作り替えたものであり、元禄期以降の変化については、それを書き添える形がとられている。書き添えの内容は、酒量など細かな変化ばかりで、元禄期の座儀を根底から覆すようなものではない。そのことは元禄期の行事書によって唐国村の座の秩序が確立したことを示していよう。だからこそ書き添えという方法がとられたのである。

③小括

以上の唐国村のありようから次の点を指摘しておきたい。

第一に、山の用益、溜池に依拠した用水秩序、岡家が家産として庄屋職を勤める村運営のあり方、異質ではあるが一体性をもつ村運営と座の関係など、唐国村が先の万町村と相似的な社会構造をもっていたことがうかがえる点である。しかもそれぞれの秩序が一七世紀を通して確立していき、徐々に唐国村の社会秩序全体が固まっていく様子が見てとれる点も共通している。和泉中央丘陵を跨いで隣接する両村、あるいは周辺村むら（浦田村・鍛冶屋村・内田村など）における社会

構造の特質やそこでの一七世紀の画期性が浮かび上がってこよう。

第二に、これも万町村と共通するものであるが、唐国村の社会秩序の確立が、多様なレベルの法の重なり合いのなかで実現されている点である。すなわち、山の境界は幕府による裁許と検地によって、にぎり池の用水秩序は内済証文（村落間の取り決め）によって、座の秩序は行事書（村落内の取り決め）によって確立していったのであった。

第三に、それとも関連して、延宝検地と山の関係が注目される。唐国村では、延宝検地の際に周辺村むらとの間で山の境界を確認する作業が行われた。同様のことは池田谷の池田下村でもうかがえる⁷¹⁾。延宝六年二月に山の検地が行われた後、七月に隣接する村むらとの間で山の境界が確認されているのである。しかも池田下村については、これにより山年貢対象地が拡大され、それまで二石余であった山年貢が一気に一〇石にまで引き上げられたことが明らかになっている。これらのことから考えると、今後丁寧な分析が必要ではあるが、延宝検地では山に対しても、それまでの太閤検地や慶長検地とはまったく異なっており、かなり厳しく検地が行われたと想定される⁷²⁾。この点に延宝検地の特徴のひとつが見出せるかもしれない。さらにいえば、山を用益する村むらにとっても、山年貢負担の増大という側面はあるものの、山の領域の確定と公認という点で大きな意味をもったと考えられる。

ただし注意しておきたいのは、唐国村が山の境界を確認した際、用益の展開具合によって、村落間で証文を交わした場合と、それには至

らなかつた場合とがあつたことである。実はこれが一九世紀の山論や
用益の展開に大きな影響を与えることになる。

こうしたことを念頭に置きながら、次に一七〇一―一九世紀の唐国村・
内田村立会山（名古山）の展開をみていくことにしよう。

（2）山の用益の展開⁷³

①唐国村・内田村立会山と山直中村の山（図1・第三章図1参照）

先述のとおり、延宝検地に際して唐国村・内田村と山直中村の間で
は、手形によって山の境界を確認する作業が行われた。それ以前から
すでに村落間独自の慣習・秩序として傍示塚Ⅱ境界の認識があつたに
もかわらず、山直中村が傍示塚をこえて用益を展開させつつあつた
ためと考えられる。その後の両者の山の用益を直接的に示す史料は残
されてないが、天保四年（一八三三）の山論の経過からは、争論に至る
展開を次のように見通すことができる。

一七世紀から連続するかどうかは不明であるが、一八世紀から一九
世紀前半にかけて、山直中村の集落のすぐ東側にある天満山周辺では、
延宝五年の手形があるにもかかわらず、中村の立木（松木）の伐採が
傍示塚をこえて立会山内（天満山東側）へ広範に展開していく。一方、
唐国村・内田村はそこで下草の刈り取りを行っていた。この時期、唐
国村・内田村は立会山内での中村の立木伐採をとくに問題視せず、黙
認していたと考えられ、両者の用益は重層的に併存していたのであつ
た。そのなかで中村は、天満山東側の立会山部分に対する所持意識を

深めていったものと思われる。

天保期、山直中村は立木の用益と所持意識を前提として、天満山周
辺において畑や池の開発を傍示塚をこえて進行させていく。そして傍
示塚を破壊したことが直接の契機となつて、天保四年に唐国村・内田
村と中村との間で山論が生じることになった。当初は唐国村・内田村
が、傍示塚Ⅱ境界との認識に基づき、開発地に対しては越年貢の負担
を、立木の用益に対しては他領踏込料の支払いを要求したことが争点
となるが、これに反発した中村が立会山を含む天満山全体を中村の山
（氏神八王子境内）だと主張し、唐国村・内田村の境界認識を否定し
たため、山の境界（領域）自体が争点となる。周辺村むらの村役人に
よつて調停がはかられ、いったんは中村の主張を認める内済案が示さ
れるものの、結局は唐国村・内田村の主張に沿つて延宝五年の手形を
前提にした内済が成立する。こうして傍示塚が立会山と中村の山との
境界であることが再確認されることになった。ただし、同時に立会山
内に（越米負担は伴うものの）中村が独自に用益・開発できる宛地が
設けられることになった。こうして一八世紀以来の立会山における重
層的な用益は否定され、空間的に分割されることになったのである。

②唐国村・内田村立会山と三田村の山（図1・第三章図1・2参照）

一方、唐国村・内田村と三田村の間でも、延宝検地の際に傍示塚Ⅱ
山の境界の確認が何らかの形で行われたはずであるが、山直中村のよ
うに証文を作成することはなかつたようである。三田村の用益が傍示

塚をこえて展開するまでには至っていないためであろう。ここについて山の用益のあり方を直接的に示す史料は残されていないが、一九世紀の山論からその展開を次のように見通すことができる。

一八世紀には、その背景は未詳であるが、三田村の下草の用益が傍示塚をこえて大蔵池(大蔵大池・下池・脇ノ池・上ノ池・上ノ山上池)あたりまで進行していく。一方で、唐国村・内田村側は立会山内であるにもかかわらず、唐国村が池への土砂流入を防ぐ土砂留を設けるだけであり、しばらくの間はこの土砂留と三田村の下草の用益とが併存することになった。

一九世紀になり三田村の下草の用益がさらに展開していく。そのなかで唐国村による土砂留の新造あるいは修復が契機となって、文化三(五年(一八〇六))に三田村と唐国村の間で傍示塚から大蔵池までの場所の所属をめぐる山論が生じる。ここでは、双方ともに延宝検地による山の公認とその後の山年貢負担を主張の根拠に据えるが、延宝検地帳には山の名前・間数・山年貢高などの記載はあるものの、境界までは明示されていないという史料の性格・限界に規定されて、十分な証拠を提示することができなかった。唐国村の立場からいえば、山直中村の手形のような傍示塚Ⅱ山の境界を明確に証明する証拠を持ち合わせていなかったのである。そのため、争論は論所の所属を確定させないままで一応の内済がはかられた。ただし、同時に唐国村から三田村へ土砂留余内米五升が支払われることになった。唐国村の土砂留が三田村の下草の用益を妨げている点が考慮されたのである。

う。この後、嘉永五年(一八五二)にも、三田村が論所に新しく「塚番杭木」を設置して山を確保しようとし、唐国村・内田村との間で山論になっている。詳細は不明であるが、「塚番杭木」は認められず、内済になったようである。

明治一二年(一八七九)、地租改正を契機として、同様の山論が再燃する。ここでも双方の主張のベースには延宝検地による公認と山年貢負担があった。この山論は足かけ一四年も続くが、最終的には大審院において唐国村・内田村が勝訴し、山論は終結することになった。

③小括

以上の唐国村・内田村立会山(名古山)の展開を延宝検地との関係に重点を置いて整理しよう。

唐国村・内田村立会山においては、延宝検地によりいったんは傍示塚が境界であることが確定した。しかしながら、六村の山と接するような広大な山であったためであろうか、一八世紀には、天満山周辺においては山直中村の立木の用益が、大蔵池周辺においては三田村の下草の用益が、傍示塚をこえて立会山内へ進行してくることになった。そして、前者は唐国村・内田村の下草の用益と、後者は唐国村の土砂留と併存することになったのである。ここからは、山においては重層的な用益が可能であったこと、そうした用益の重層化を孕みながら、延宝検地後も境界を乗り越えて用益が独自に展開していく実態があったことがわかる。しかもそれは一定の期間持続しうるものであった。

ところが、一九世紀になって、一方の用益がさらに深化したり——三田村の下の用益のように——、あるいは新たな開発が始まったりする——山直中村の新畑や新池の開発のように——と、それまでの用益のあり方を維持できなくなり、山論が続発するようになる。その際もっとも注目されるのは、常に延宝検地で確定した枠組み（秩序）が浮上し、それが大きな意味をもった点である。

山直中村との山論においては、中村が天満山全体を中村の山だと主張したのに対し、唐国村・内田村は延宝五年の手形を根拠として傍示塚Ⅱ境界と主張した。そして、最終的にはそれが認められた。一八世紀以来、実態としては中村の立木の用益が傍示塚をこえて立会山内へかなり広範に展開していたと考えられるにもかかわらず、傍示塚Ⅱ境界が再確認されたのである。ここには、延宝検地で確定した枠組みが強固に生き続けており、容易に否定できるものではなかったことが示されている。しかしながら、あわせて注意しているのは、中村の主張が立木の用益実態に基づく所持意識に依拠していたこと、しかもその主張が周辺村役人の調停の場においていったんは認めかけられたことである。ここには、立木の用益と山の所持権には強い結びつきがあり、それもまた簡単に否定しうるものではなかったことが示されている。このように、延宝検地で確定した枠組み（Ⅱ法的枠組み）と立木の用益実態（Ⅱ社会的実態）とのせめぎ合いとして展開したところにこの山論の特質があったのであり、その結果として、立会山における重層的な用益の否定と空間的分割（中村の宛地の設定）という新たな実態

が生み出されることになったのである。

一方、三田村との山論においては、唐国村・内田村と三田村の双方が、延宝検地による公認とその後の山年貢負担を主張の根拠にすえて対立した。ここでは次の点が注目される。

第一に、双方の主張と延宝検地との関係についてである。歴史的事実としては、延宝検地の段階では傍示塚Ⅱ境界が両者の共通認識だったと考えられ、その点からすれば唐国村・内田村の主張が明らかに妥当性をもっていたといえるが、にもかかわらず三田村もあくまで延宝検地を根拠にして主張を展開させたのであった。山の境界（領域）を確定させた延宝検地の画期性を両者が認識として共有しつつ、それとの関係のなかで自らの利害を正当化して競い合っていたといえよう。先の万町村の「村儀」をめぐる動向とよく似ている。山直中村との山論と形は異なるが、ここにも延宝検地のもつ意味が示されている。ちなみに、これとは対照的に太閤検地や慶長検地については一切言及がない。この点からも延宝検地の特徴がうかがえる。

第二に、そうした歴史的事実とは異なる主張を三田村が強硬に提示できたこと、逆にいえば、唐国村・内田村が、山直中村との山論のときとは違い、自らの主張を明快に実証できなかったことである。その要因は、先述のとおり、延宝検地帳の記述のされ方と、両者の間で境界を確認する証文を交わしていなかったことにある。いわば、山の枠組みを、検地（公儀の法）と証文（村落間の取り決め）という二重仕立てで確立させた場合と、検地（公儀の法）だけで確立させた場合と

の差異、言い換えれば法的枠組みの差異が、異なる争論の展開を生み出すことになったといえよう。これにより、同様の山論が明治期まで繰り返されることになったのである。

五 宮里地域の歴史展開 — 寺の展開からみた一七世紀 —

続いて、宮里地域（平井村・国分村・黒石村）における一七世紀の展開を寺の問題に即して考察していくことにしよう⁷⁶⁶。

(1) 一七世紀の寺と村の展開

一七世紀後半〜一八世紀初頭の国分村には、神社一社（宮里三村の氏神牛頭天王社）に加えて、寺が六〜七寺も存在していた（第四章表1参照）。このなかには宮里三村立会の寺と国分村の寺とがあった。

宮里としての結びつきと国分村の自立性の両面がうかがえる。

このように寺が林立していたのには、ここが古代より和泉国国分寺の所在地であったことが関係していると考えられる。こういった歴史・社会的条件のなかで村社会の変動と確立は寺の側面において顕著に現れることになる。それが先述した浄福寺（浄土宗）と薬師堂（真言宗）との境内地をめぐる争論であった。争論自体は一八世紀初頭におこったものであるが、そこでのやりとりからは、以下のような一七世紀の寺と村の動向がみえてくる。なお、宮里三村は元禄元年（一六八八）まで幕領であったが、それ以降は関宿藩領となる。

① 中世末〜一七世紀前半 — 徳福寺の衰退 —

もともと当該地には、真言宗の徳福寺が所在していた（第四章図1参照）。徳福寺は宮里地域の寺として存在し、瀧山六坊とも呼ばれるごく小規模な一山寺院を形成していたようである。しかし中世末には衰退しており、そのため近隣の一山寺院である槇尾山施福寺や松尾寺のように朱印地が認められることはなく、境内地は宮里三村立会の除地となった。

② 一七世紀後半 — 国分村庄屋三郎右衛門家の差配 —

寛文六年（一六六六）頃から、道心者の単念が三村の墓地にあった堂で念仏を勤めるようになる。そのなかで単念は国分村庄屋三郎右衛門との関係を築き、延宝四年（一六七六）頃に三郎右衛門の主導で無住化していた徳福寺境内に浄土宗の僧として定着するようになる。これにより延宝検地では、「浄土宗徳福寺」として除地境内九六〇〇坪が検地帳に登録されることになった。さらに延宝七年（一六七九）頃に、三郎右衛門は徳福寺境内にあった薬師堂を高野山蜜蔵院末寺とし、弟大勝を堂守に置く。

このように、一七世紀後半の徳福寺除地境内は、表向きは三村立会地であったものの、実質的には国分村庄屋三郎右衛門が独自に差配していた。それが可能となった背景には、ひとつに徳福寺の衰退により、寺や除地境内と三村との実体的な関係が途切れてしまっていたこと、

ふたつに地元の国分村において三郎右衛門家が圧倒的な力を保持していたことがあったと考えられる。また、そこには三郎右衛門の山林用益における利害も絡んでいたものと想定される。

③一七世紀末 — 浄福寺・薬師堂の成立と展開 —

検地後、単念は三郎右衛門の援助をうけて念仏堂や鐘楼堂を建立し、自らの寺（浄福寺）としての実質を整えていく。同時に、単念は時鐘を撞き、常念仏を勤めるが、常念仏を通して宮里三村との間に仏約関係をとり結ぶようになり、浄福寺は三村の生活の中に少しずつ根付いていくことになる。また、堺にある宗泉寺の末寺にもなった。一方で、薬師堂の具体的なことは不明である。

元禄四年（一六九一）に堺奉行の寺社改が行われる。そこでは「古跡」（寛永八年以前から存立する寺社）の把握がはかられるが、三郎右衛門は、おそらく三村役人の同意を得たうえで、徳福寺の除地境内を浄福寺境内七三六〇坪と薬師堂境内二二四〇坪に分割し、さらには両寺を古寺に仕立てあげて寺社帳面に記載する。こうして浄福寺境内七三六〇坪と薬師堂境内二二四〇坪が堺奉行の公認をうけた古寺として成立することになった。ただし、このときの境内地分割はあくまで帳面上のことであった。また、薬師堂の大勝はその後還俗する。

元禄九年（一六九六）には、浄土宗の本山増上寺・知恩院によって開基改が行われ、浄福寺はそこでも古寺と公認される。これにより浄福寺は古寺としての位置づけを確かなものにしていく。

元禄一二年（一六九九）、江戸護国寺の弟子僧であった堪泉が、護国寺と関宿藩牧野家のつながりを利用して薬師堂の住職に就く（同時に、薬師堂は護国寺末寺になる）。このとき、傍示によって浄福寺境内と薬師堂境内が実際に分割され、境内地の空間ができあがる（第四章図2参照）。また堪泉は薬師堂の寺号を国分寺に改めた。これは寺の権威化を意図したものと考えられる。ただし、彼自身は護国寺に滞在したままであり、住職としての実体はなかった。一方、同年には、国分村庄屋が三郎右衛門（藤四郎）家から仁左衛門へ交代し、それに伴って村に預けられていた単念の印鑑が浄福寺へ返されることになった。

この時期は、元禄四年の寺社改を画期として浄福寺と薬師堂が成立し、さらには両寺の三郎右衛門家や国分村からの自立化が進んだところに特徴がある。後者の背景には、三郎右衛門家の衰退による国分村の社会秩序の変化（庄屋の交代）、あるいは護国寺の寺勢拡大の動きなどがあったようである。ただし、浄福寺が仏約関係を通して宮里三村に内在化していったのに対し、薬師堂は堪泉が住職となることで国分村や三村から遊離していくことになったのであり、両寺の向う方向は大きく異なっていた。

④一八世紀初頭（元禄一三〜宝永三年）

— 境内地をめぐる争論と近世的枠組みの成立 —

元禄一三年（一七〇〇）、堪泉が薬師堂は九六〇〇坪の境内地をもつ古寺であると主張し、浄福寺へ境内七三六〇坪の引き渡しを要求し

たことにより、両寺の間で争論となる。ここでは、堪泉が関宿藩と結びついて強硬な姿勢をとったのに対し、浄福寺（単念・願生）は本寺宗泉寺とともに、元禄四年の寺社改に全面的に依拠して、浄福寺の境内地が古寺として公認されている点、堺奉行や大坂町奉行に境内地の管轄権がある点を主張して頑強に反発した。そのなかでは、藩に同調する宮里三村の村役人とも真つ向から対峙することになった。こうした浄福寺のありようからは、争論が浄福寺の国分村や宮里三村からのさらなる自立化を促す側面をもったこと、その際に寺社改が大きな意味をもったことがうかがえる。

その後、争論は徳福寺との関係、すなわち薬師堂と浄福寺のどちらが徳福寺の後継の寺なのかを争点とするようになる。ここでは、延宝検地帳の記載（一、三町二反歩 百式十間・八十間 浄土宗 徳福寺 境内松山立合国分村・平井村・黒石村／但し、寺造有 内、五間・式間薬師堂、四間・式間尼廣^{（應）} 有^{（一）}）の解釈がとくに主要な論点となったが、両寺とも徳福寺と直接には結びつかないという歴史的事実に規定されて、十分な主張を繰り広げることができなかった。こうしたなかで幕府の寺社奉行所は、延宝検地帳と元禄四年の寺社帳面に依拠しながら浄福寺勝訴の裁許を下した。これにより、浄福寺境内七三六〇坪と薬師堂境内二二四〇坪が再び確定すると同時に、（歴史的事実ではないにもかかわらず）浄福寺は徳福寺の後継の寺として新たな確固とした古寺の位置づけを獲得することになった。

この後、三浦家文書に浄福寺や薬師堂が登場するのは一九世紀であ

る。それによれば、浄福寺については、常念仏を介した関係の範囲が国分村だけに収縮している、天保期以降に宗泉寺に代わって国分村浄土宗の檀那寺になっているなど、宮里三村の寺から国分村の寺へと変質したことがうかがえる。一方で、薬師堂は河州天野山千手院末の無住寺院となつている。三村と実体的な関係をもたなかったため、堪泉の後住職が続かず、寺が形骸化していったものと思われる。このように寺内部のあり方は一八世紀以降も変わっていくのであるが、にもかかわらず浄福寺除地境内七三六〇坪・薬師堂除地境内二二四〇坪（いずれも宮里三村立会地）という枠組みは、明治六年の薬師堂の廃寺と境内地の土地まで厳然と維持されることになる。その意味で、争論によつて浄福寺・薬師堂の近世的枠組みが確立されたと評価できる。

（2）小括

こうした浄福寺・薬師堂の近世的枠組み（秩序）の確立過程からは次の点が注目される。

① 一七世紀の寺の不安定性

ひとつは、当初の浄福寺と薬師堂の不安定なあり方である。浄福寺の単念は、もともとは墓地で念仏を勤める道心者（勧進宗教者）であり、国分村庄屋三郎右衛門との関係に基づいて徳福寺境内に定着し、浄福寺の住職としての地位を獲得していったのであった。一方、薬師堂の大勝は三郎右衛門の弟であり、それにより薬師堂の堂守となった

のであった。薬師堂自体はそれ以前から徳福寺境内に存在したが、大勝が堂守になると同時に高野山蜜蔵院の末寺になっていて、ことからすると、三郎右衛門によって生み出された新寺同然とみてよいだろう。

このように、両寺は三郎右衛門の才覚によって創出された寺であり、その住職・堂守も三郎右衛門との個人的な関係によって存立していたのである。浄福寺・単念も、薬師堂・大勝も三郎右衛門の裁量に左右される存在であったといえよう。この寺の問題が三郎右衛門の山林利益における利害ともかかわっていたであろう点も勘案すると、さまざまな事情により寺が創出され、多様な性格の者が住職になりうる状況、それ故に寺・住職が不安定で流動的な当時の状況が浮かび上がってくる。こうした寺のあり方は、代々の住職が周辺寺院の弟子僧などから供給され、村の百姓の檀那寺としてある程度安定的に持続している後の年の寺の姿とは大きく様相を異にするといえよう。

なお、先述したように一七世紀後半〜一八世紀初頭の国分村には六〜七寺も存在しており、宝永三年（一七〇六）当時には、自坊か看坊かの違いはあるものの、すべての寺に住職がいた。ところが、一九世紀になると、住職がいる寺は浄福寺・福徳寺・西光寺だけになっている。また、延宝検地の際には国分寺を名乗っていた寺が宝永三年には福徳寺と呼ばれている。微証ではあるが、このあたりからも、当時の寺の流動的な様子が見えるのではなからうか。

②元禄四年の寺社改の意義

もうひとつは、元禄四年（一六九一）の寺社改の意義についてである。これは、幕府の「古跡」と「新地」に差別をつける方針に基づいて進められた堺奉行の寺社統制政策の一環として行われたものである。寺社改では、寺社それぞれの概要（寺については宗派・本寺・住職・境内坪数、神社については末社・境内坪数・社僧など）、来歴（検地など）、古老の記憶などが、村ごとに書き上げられたのであるが、とくに「古跡」の把握に目的のひとつが置かれ、古老の記憶が重視されたようである。これに対し、三郎右衛門は、おそらく浄福寺・薬師堂の存立を維持するために古老の記憶を創作し、両寺とその境内地を古寺に仕立てあげたのであった。これにより歴史的事実ではないにもかかわらず、浄福寺境内七三六〇坪と薬師堂境内二二四〇坪は古寺として堺奉行の公認をうけることになったのである。

こうした寺社改は浄福寺・薬師堂の展開にとって大きな意義をもたらすことになった。すなわち、両寺の存在を容易に否定することができなくなったのである。そのことは、薬師堂堪泉・関宿藩・三村役人らの境内地引き渡し要求に対し、浄福寺が寺社改に依拠して強く反発したこと、しかも堪泉らがそれを乗り越えられなかったことに端的に現れている。そして浄福寺はこの争論に勝訴することで、境内地をより確かなものとし、寺の安定化・自立化を進めることに成功したのである。

このような動向も、全体としてみれば、法的枠組み（寺社改）と社会的実態（浄福寺・薬師堂の展開）とのせめぎ合いのなかで、両

寺の近世的な枠組み（秩序）が確立していく過程と把握することができよう。

③ 延宝検地の意義

三つめに、やや補足的ではあるが、浄福寺・薬師堂の動向と延宝検地との関係が注目される。争論において浄福寺の寺社改に依拠した反発を克服できなかった堪泉は、途中から薬師堂は徳福寺の後継の寺だという主張を展開し、争論後半ではどちらが徳福寺の後継のかが争点化することになった。その際、双方ともに根拠としたのが、先述の延宝検地帳の徳福寺除地境内の記述であった。ここから、さらに次の点を指摘しておきたい。

第一に、双方の根拠が延宝検地帳の記述だけであった点である。ここでも太閤検地や慶長検地への言及がないのである。より丁寧にいえば、延宝検地帳の当該部分には、「是ハ慶長十六年片桐市正検地（マシ）も除来候二付、往古之通除之」との記述があり、少なくとも慶長検地の段階より徳福寺境内が除地であったことは明白である。にもかかわらず慶長検地帳には一切触れられないのである。その理由は検地帳の記載方法にある。すなわち、国分村のものが残されていないので、周辺の久井村や横山谷などの事例によると、太閤検地帳や慶長検地帳には除地に関する記載がないことがわかる⁷⁶。要するに、太閤検地や慶長検地においては、検地帳に記さないことで除地と認められていたのである。逆にいえば、延宝検地ではじめて除地も検地帳に記載される

ことになったのであり、この点にも延宝検地のひとつの特徴が見出せよう。こうして延宝検地帳に徳福寺の除地境内の記述があったが故に、争点に浮上することになったのであった。

ちなみに、延宝検地帳は、高請地・山・池に関する記述、その後ろに検地奉行や村役人などの署名・押印、さらにその後ろに「右之外除地之分」として寺社境内や永荒・川成・山入地などの記述という順番で記されている。ここからは、延宝検地帳のなかで除地の記載が異質なものであったことがうかがえよう。

第二に、歴史的事実として両寺ともに徳福寺と直接には結びつかず、必然的に双方とも徳福寺との関係を十分に証明することができなかったにもかかわらず、幕府寺社奉行所の裁許により、浄福寺が徳福寺の後継の寺としての位置づけを公認されたことである。こうした動向も、法的枠組み（＝延宝検地や幕府の裁許）と社会的実態（＝争論の展開）とのせめぎ合いの過程として把握することが可能であろう。

六 池田谷の歴史展開 — 開発の展開を中心に —

第三～五節では、畿内の村落論（小領主論）を前提に置き、法と社会論の視角を組み込みながら、万町村および槇尾川左岸三村、唐国村・内田村、宮里三村（平井村・国分村・黒石村）のそれぞれに即して、一七世紀における社会秩序の確立とその展開について考察してきた。このうち槇尾川左岸三村と宮里三村は池田谷に属する村むらであ

る。また、池田谷に関しては、すでに町田哲氏が池田下村・坂本新田・伏屋新田の社会構造分析を行っている⁷⁷⁾。本節では、これまでとはやや局面をかえて、先行研究の成果も取り込みながら、近世池田谷の歴史展開の特質把握を試みたい。それは、先述の「単位地域の全体史」（地域社会の分節的把握）の一端を明らかにするということがある⁷⁸⁾。

それにあたり次の二点を踏まえておきたい。

第一に、池田谷の地理的特徴である。池田谷は南部の和泉山脈から北流する槇尾川によって開かれた谷である。東側は信太山丘陵、西側は和泉中央丘陵に囲まれており、槇尾川と丘陵の間には河岸段丘が形成されている。池田谷の南には同じく槇尾川などによって開かれた横山谷、西には松尾川と東松尾川によって開かれた松尾谷があった（図2参照）。ここでは次のことを確認しておきたい。ひとつは、池田谷が南北に長く、谷幅も広いことである。したがって、池田谷の歴史展開をまったく一様なものとして把握することは適切ではない。もうひとつは、谷内部において、池田下あたりの槇尾川右岸では槇尾川からの引水が可能な低位段丘が展開していること、槇尾川右岸・左岸ともに中位段丘が広がっていること、信太山丘陵内に高位段丘が存在していることである。

第二に、池田谷における開発の展開である。先行研究によれば、平野部からつながる条里の痕跡が池田下まで及んでいること、古代寺院・池田寺遺跡からは七世紀には集落が成立していたことが確認できる

ことなどが指摘されており⁷⁹⁾、古代には池田下あたりまで開発が進んでいた様子がうかがえる。また、先述したように槇尾川左岸では中世になって本格的な開発が行われたのであった。さらに、近世になると槇尾川右岸の中位段丘で坂本新田が、高位段丘で伏屋新田が開かれている。これらのことから、池田谷の開発が北部から南部へ、低位段丘から中位段丘・高位段丘へと進行していったことがうかがえる。

こうした池田谷の地理的特徴と開発の展開との絡み合い、この点に主軸を据えて考察することにした。

（1）中世までの開発の展開 ― 四つの地域の形成 ―

池田谷は池田郷とも呼ばれ、中世にはその内部に池田庄や宮里庄という二つの荘園が形成された。池田庄は近世の池田下村・室堂村・和田村・三林村・万町村・浦田村・鍛冶屋村を、宮里庄は平井村・国分村・黒石村を庄域としていたと考えられる。また、池田庄内部には池田下村と池田上村という枠組みも形成されていた。近世になって各村が確立して以降も、こうした村をこえたまとまりは多かれ少なかれ持続していくことになるが、人々の生活という点からみた場合、山の用益や水利において密接な関係をもつ、池田下村、槇尾川右岸（室堂村・和田村・三林村）、槇尾川左岸（万町村・浦田村・鍛冶屋村）、宮里（平井村・国分村・黒石村）という四つのまとまり（地域）こそがとりわけ重要であったと考えられる。またそれは、先述の地理的特徴や中世（一六世紀）までの開発の展開に大きく規定されたものであつ

た。この項では、この点をみていくことにしよう。ただし、開発のあり方が直接にわかる中世史料はほとんどないので、近世のありようから遡って考察することにした。

①池田下村

池田下村は、天保三年（一八三二）当時で村高一三五九石余、家数二四一軒（人別一一一九人）の大村である。中村・泉財・久保・願成・山深という五つの集落で構成されていた。村領は槇尾川兩岸に広がっている。「鎮守座」を紐帯とした池田下単位の惣的結合と、座を中心とした各集落の共同性という生活共同体の二重性、さらには在地領主の系譜をひく庄屋高橋家と各集落から選出された年寄による村運営という形での村請制村と生活共同体（各集落）との二重性が存在した点に、この村の特徴がある⁸⁰⁰。

こうした池田下村における近世の水利や山の用益のあり方は、次のようにまとめられる。

(i) 池田下村の田地は、主に槇尾川右岸の低位段丘（下台）と中位段丘（上台）に広がっており（集落は低位段丘と中位段丘の境目に点在）、前者は槇尾川と谷山池によって、後者は信太山丘陵の裾に築かれた数多くの溜池によって灌漑されていた。このうち低位段丘の存在は、池田下村以南の池田谷村むらとはなく、むしろ谷以北の平野部の村むらと共通するものであった（図2参照）。したがって、池田下村は水利の局面で平野部の村むらと密接な関

係をもった。すなわち、池田下村は一之井を通して槇尾川の水を灌漑していたが、同様に坂本村・今在家村は太田井、観音寺村・寺門村・今福村・和気村は久保津土井、黒鳥村は国府河頭井、府中村は国府河頭井と桑畑井、桑原村は東風川井によって槇尾川から引水していた⁸⁰¹。また、これら一〇村は谷山池の「水掛り組合」（池郷）を形成し、池水を共同で利用・管理していたのであった⁸⁰²。なお、谷山池は池田下村よりかなり南の槇尾川左岸に所在し、梨本池に隣接していた。

(ii) 池田下村は信太山丘陵や和泉中央丘陵において小松や下草の採取を行っていたが、そこには、池田下全体の山（「惣山」）・集落持の山・個人持の山があった。とりわけ、一七世紀までは惣山の比重がかなり高かった⁸⁰³。

ここからは、槇尾川や谷山池を通じた平野部の村むらとの関係によって、池田下村が池田谷の中でも独自の位置を占めていたことがうかがえるが、一之井などの水路や谷山池の築造時期は定かではない。谷山池については、鎌倉初期の僧重源が築いたとの伝承もあるが、史料からは確認できない。ただし、次のことが手がかりとなる。

ひとつは、明治十一年（一八七八）からのことであるが、谷山池の余水が梨本池へ落とされるようになってきていることである。その際に万町村・浦田村・鍛冶屋村から谷山池郷へ差し出された「定約書」⁸⁰⁴には、「私共村々立会字梨本池之義、元来馳込無数故今以水溜無甲斐、最早毛附之際差支二可相成は必然之義二付、村々百姓共昼夜不安二存、

其御村々立会字谷山池之義は水込充分ニテ、即今水除へ相捨り居候余水ヲ右梨本池え漏落シ被下度依願ニ及、定約取繕候」と記されており、隣接する両池ではあるが、谷山池の方が梨本池よりも格段に条件がよかったことがうかがえる。このことは谷山池の方が先につくられたことを示唆しているのではなからうか。だとすれば、谷山池の築造は梨本池が築造された一三世紀より遡ることになる⁹⁶⁾。

もうひとつは、谷山池の灌漑範囲である。谷山池の水は勝江川を水路として北流し、いったん上林池に流し込んだ後に、三林村の川中橋（図1の「川中」の槇尾川と道路が交差するあたり）付近で槇尾川に合流される。そして川下に設けられた先述の六つの井堰から池郷村むらの田地へ引き込まれるのであるが、注意がいるのは、池水が槇尾川に落ちる地点より下流には、地形的には槇尾川からの引水が可能な三林村・和田村・室堂村の田地があつたにもかかわらず、そこへは池水が入らなかつたことである。これには開発の経緯が反映しているよう。つまり、低位段丘の開発が池田下村周辺にまで進んだ時期に、用水を補強するために谷山池が築造されたのであり、そのためそれ以後に開発された耕地には谷山池の水を入れることができなかつたと理解できるのである。

これらのことから、池田下村周辺では、かなり早い時期に低位段丘の開発が、平野部から連続する形で、用水路の開削や谷山池の造成を伴いながら進められたこと、それは他の池田谷村むらとは一線を画するものであつたことがうかがえよう⁹⁷⁾。

一方、中位段丘の開発は、丘陵内の谷をせきとめて池を造成し、それによつて田地を開くというものであつた。近隣の黒鳥村の事例などからすると⁹⁸⁾、中世に進められたとみて間違いない。このように中世の段階で開発は低位段丘から中位段丘へと向つていつたのであるが、その開発田地を支えたのが信太山丘陵や和泉中央丘陵における小松や下草の用益であつた。そこで重要なのは、山の用益が池田下全体として進められたと考えられる点である。すなわち、南北朝期あたりから各集落の名も見出せるようになるので⁹⁹⁾、集落単位の用益もある程度は行われたかもしれないが、一七世紀の状況をみる限りでは、丘陵のかなりの部分が池田下単位の惣山として用益されていたと理解されるのである。こうした山の用益をめぐる一体性、さらには一之井を通した水利における結びつきが、「鎮守座」ともあい俟つて五つの集落の強い惣的結合を生み出し、村請制村・池田下村の成立につながつていつたと考えられる。

② 槇尾川右岸（室堂村・和田村・三林村）

池田下村より南の槇尾川右岸では、近世に室堂村・和田村・三林村の三村が確立した。このうち和田村は、宝永三年（一七〇六）当時で二八五石余の村高をもち、五一軒（二三五人）が居住していた¹⁰⁰⁾。室堂村は延宝検地段階で村高四七〇石余、三林村は同じく四五九石余であつた¹⁰¹⁾。

この三村の山の用益や水利の特徴としては次の点が挙げられる。

(i) 東側の信太山丘陵内に室堂村・和田村・三林村の立会山があった。「池田和田村指出シ帳」には、「此山二而、牛馬養申草かり場、百姓薪木取場ニテ御座候」とあり、下草や薪の採取が行われていたことがわかる。なお、墓所も三村の立会地であった。

(ii) 和田村と室堂村には今池・野谷池・石戸池・連か寸池という四つの立会池があった。和田村が灌漑する池はこの四つだけであり、立会池に大きく依存していたものと考えられる。一方の室堂村には単独の池も三つほどあったようだが、池の規模からみて、こちらも立会池にかなり依存していたようである。⁶¹⁾

(iii) 和田村・室堂村・池田下村は、槇尾川から引水する小原井を共同で使用・管理していた。ただし、水掛かり面積は和田村が一町七反余、室堂村が四町三反余であり、それほど多くはない。⁶²⁾

これは低位段丘がほとんど広がらないという地理的条件によるものである。また、先述したように、槇尾川と勝江川の合流点より下流に井堰があるにもかかわらず、谷山池の水は流されなかった。なお、明和期に池田下村が脱退している。

以上のことから遡って考えると、池田下周辺までの低位段丘の開発が一段落した後に、おそらく中世の池田下の開発と併行して、槇尾川右岸の室堂・和田・三林周辺の中位段丘の開発がある程度一体的に進められたことがうかがえよう。

なお、天正一五年(一五八七)の「池田上村八ヶ村連判米借用証文並起請文案」⁶³⁾によれば、当時このあたりには、少なくとも室堂村、

松室村、井戸村、和田村、三林村、市場、上林村という七つの集落が存在していたことがわかる。開発に伴って複数の集落が形成されたのである。これらが近世には、室堂村(室堂・松室・井戸で構成)・三林村(三林・市場・上林で構成)・和田村という三つの村請制村に集約されていくことになったのである。

③ 槇尾川左岸(万町村・浦田村・鍛冶屋村)

先述したとおり、池田下村より南の槇尾川左岸では、近世に万町村・浦田村・鍛冶屋村の三村が確立した。このうち万町村は、天保三年(1832)で村高六一七石余をもち、八三軒(三三一一人)が居住していた。また浦田村は、同年当時で村高四一八石余をもち、一〇二軒(三六七人)が居住していた。⁶⁴⁾ 鍛冶屋村は天明五年(一七八五)当時で村高二四二石余であった。⁶⁵⁾

槇尾川左岸における中世までの開発と村の展開についても先述のとおりである。ここでは、低位段丘が広がらず槇尾川からの用水確保が困難であったため、一三世紀になって初めて中位段丘(箕田村)の本格的な開発が、和泉中央丘陵内での梨本池や大夫池の築造を伴いつつ進められたこと、一六世紀には万町村・浦田村・鍛冶屋村が成立し、山の用益や梨本池からの引水を立会で行うようになっていたことなどを述べた。池田下村や槇尾川右岸と同様の開発が同時期に行われたといえよう。そして、その延長線上に近世の山の用益や用水を通じた三村の密接な関係が形成されたのであった。ただし、右岸では比較的小

規模な池がいくつも築かれたのに対し、左岸では梨本池という大きな池を軸として開発が進められた点に差異が見出せる。

なお、この槇尾川左岸には納花村（延宝検地段階の村高二三五石余⁹⁶）という村も成立した。しかしながら、独自の池をもち梨本池にはかかわらない、山も立ち会わないなど、水利や山における三村との関係は希薄であった。また、池田庄の中心にあった春日神社の氏子にも入っていないかった。おそらく池田庄と宮里庄の間に生まれたかなり新しい村であったと考えられる。

④宮里地域（平井村・国分村・黒石村）

池田谷の最南部にあった宮里庄は、近世になると平井村・国分村・黒石村の三村に分立する。村高は、延宝検地段階で平井村三七〇石余⁹⁷、国分村五四八石余⁹⁸、黒石村三三七石余⁹⁹であった。この宮里に関しては、先述の寺に関する以外、現在のところまったく未検討であり、中世までの開発についても見通すことはできない。ここでは、近世の段階で三村立会の寺社が数多くあったこと、立会山も三村の周囲に複数あったこと¹⁰⁰、槇尾川から引水する伏見井を国分村と黒石村が共同で利用していたことなどから¹⁰¹、かなり一体的に開発が進められたと想定される点だけを確認するにとどめておきたい。

以上のことから、中世までの池田谷においては、北から南へ、低位段丘から中位段丘へという開発の波動に全体的には覆われつつも、

その内部では地理的条件などに規定されて四つの地域的まとまりが形成されていくことになったといえよう。そして、そのまとまりは近世においても人々の生活に不可欠なものとして存在し続けたのであった。近世に確立した一一の村を人々にとっての実体を伴った一次的な生活世界とするならば、こうした村むらのまとまりを山の用益や水利を通して結びつく二次的な生活世界と評価することもできよう。さらにいえば、このような地域の様相は先述の『俗邑録』の編集のあり方に端的に示されていたのである。

（2）新開の展開 — 信太山丘陵と和泉中央丘陵 —

近世になっても池田谷では開発が進められていく。それでも、池田谷全体としての共通性と、地理的条件に規定された差異性、その両面が見出せる。

①一七〜一八世紀前半の新開の展開 — 小経営の確立・安定化 —

池田下村では、寛文六年（一六六六）の検地で一一七石余の田畑が新たに高請地化された¹⁰²。これらは中位段丘（上台）の信太山丘陵沿いや槇尾川両岸などに所在しており、主に小農による小規模な新開が蚕食状に進行した結果であった。また、延宝検地後の一七世紀末〜一八世紀前半にも、信太山丘陵内の高位段丘（上之原）を中心に新開が進められ、一〇〇石ほどが高請されている。こちらは領主土屋家が積極的に主導したものであり、大縄改（新開場所の確定）↓地代金上納

↓開発人の請負という手順で進められた。うち六六石余は、後述するように、伏屋長左衛門が一括で請け負って伏屋新田となった部分であるが、残り三〇石余の開発主体となったのは主に小農あるいはそれに基づく共同組織（惣・集落、座・講など）などであった¹⁰³。

榎尾川右岸の和田村では、延宝検地以前のこととは不明であるが、検地後の元禄一四年（一七〇二）に「立合野山之内谷々其外端々」を開発した一五石余が、元文三年（一七三八）に「立合山之内」を開発した九石余が、翌元文四年に「野谷池尻」を開発した一斗余が新たに高請されている¹⁰⁴。

一方、榎尾川左岸の万町村では、先述したように、一七世紀中頃までに新開が池田下村領の荒地に進行する（出作一八石余）。そこではおそらく、庄屋伏屋長左衛門家が主導して溜池や耕地の基礎的な造成を行い、万町村の百姓が小作人として個々の耕地を整備するという形で開発が進められ、万町村百姓の一定数が小作人・下作人として耕作を行うことになったものと考えられる。また、具体的なこととは不明であるが、同時期に万町村内でも新開が進められていたと想定される（利右衛門家の開発田地など）。さらに一七世紀末〜一八世紀前半には、池田下村と同じく領主土屋家の主導で、榎尾川沿いや和泉中央丘陵内の開発が行われ、合計で一五石余ほどが高請されている。ただし、うち一〇石余は伏屋長左衛門家によるものであった。

また、同じ左岸の鍛冶屋村では、元禄一四年（一七〇二）に五石余、元文三年（一七三八）年に二石余、寛保元年（一七四一）に二石余が新

たに高請されている。

以上から次のことを指摘しておきたい。

第一に、一七〜一八世紀前半の新開が、池田谷全体としてみれば、面的には中段段丘から丘陵部へ向って、質的には小経営の確立や安定化を促進させるものとして進んだ点である。後者については、必ずしも十分な実証ができていないわけではないが、池田下村の実態などを踏まえれば、このように理解しても差し支えないように思われる。

第二に、一方で榎尾川右岸（信太山丘陵）と左岸（和泉中央丘陵）の間には、面的にも、質的にも差異がみられる点である。

面的な側面では、少なくとも一七世紀末以降の新開の展開に、右岸と左岸で差異が生じている。右岸に比べて、左岸では新開があまり進まなくなっているのである。その背景には、和泉中央丘陵の地形、さらには山の用益との関係で、開発可能な土地がほとんど残されていないといったような事情があったと思われる。逆にいえば、信太山丘陵では内部に高位段丘が広がっていたため、新開の継続が可能であったのである。とはいえ、信太山丘陵においても高位段丘が広がるのは池田下村・室堂村あたりまでであった（図2参照）。和田村の新開がそれほど多くないのはそのためであり、信太山丘陵でもその地形により南北で差異があったのである。

質的な側面では、万町村による池田下村出作一八石余の開発が、小農の開発欲求と伏屋長左衛門家の経済力との結びつきのなかで進められたことが注目される。これは、先述したように、小経営の確立・安

定化とともに、長左衛門家の社会的権力としての成長につながるものであった。その背景にも、やはり和泉中央丘陵の地形などとの関係で、長左衛門家の経済力に依存せざるをえないとの事情があったのではなからうか。さらにいえば、一七世紀末以降の新開の過半が長左衛門家を開発主体とするのにも、同様の理由があったと思われる。

②坂本新田と伏屋新田の成立

ところで、近世池田谷の大きな特徴であり、同時に槇尾川の右岸と左岸の差異がもつとも顕著に現れるのが、一七世紀後半〜一八世紀初頭の大規模新田開発の展開である。坂本村領の中位段丘において延宝五年（一六七七）に坂本新田（四二石余）が、池田下村領の高位段丘（上之原）において宝永七年（一七一〇）に伏屋新田（六六石余）が成立した（図2参照）。

(i) 坂本新田の開発人は、坂本村と同じ青山家領の泉郡池浦村の庄屋左衛門（寺田家）と、青山家の家老と姻戚関係にあった大坂町人播磨屋弥兵衛（赤松家）の二人であった。また、伏屋新田の開発人は、池田下村と同じ土屋家領万町村の庄屋で、大庄屋も勤める伏屋長左衛門であった。つまり、開発地の領主と深い関係にある近隣の有力者あるいは大坂町人が巨額の資金を投下して開発を請け負ったのである。開発人は、地代金を支払い、領主から開墾地を請所として拝領し開発を行った。こうして成立した新田村においては、開発人Ⅱ地主Ⅱ庄屋として高請地以外の芝地や池な

ども含めて土地所有を独占することになった。

(ii) 伏屋新田の開発に際しては池田下村でかなり反発があった。また、坂本新田や伏屋新田以外にも、信太山丘陵では実現に至らなかった開発計画がいくつもあった。これらのことから、こうした開発が、山の用益や用水に支障をきたす村むらの百姓との間で激しい矛盾を惹き起こしたことがうかがえる。

(iii) 伏屋新田の開発人伏屋家は、新田成立後も万町村に居住したままであり、享保七年（一七二二）には横山谷坪井村の澤家に新田を一括で売却してしまう。また、坂本新田の開発人の一人寺田家も入植・居住せず、享保八年には自らの「支配分」（請所）を丸ごと大坂鞆の干鰯問屋助松屋仁兵衛へ売却してしまう。その後すぐに泉州佐野村の者（廻船問屋食野家の関係者か）の手に渡り、宝暦一〇年（一七六〇）頃には伏屋家のものとなる。一方の赤松家は入植・居住し、所持地を少しずつ池田下村の有力者などへ切り分けつつも、村方地主として存在し続けた。

(iv) こうした開発人Ⅱ地主Ⅱ庄屋のもとで、新田入植者は、土地所有を欠如させながらも、建家を所有し、耕地に対しても一定の耕作権（永小作）を保持して領主への年貢と地主への小作料を負担するなど、実質的には小経営の家として存在した。坂本新田に即していえば、入植百姓は二人の開発人いずれかの「抱百姓」に位置付けられていたのであるが、次第に小経営主体として座（Ⅱ共同組織）を形成するに至ったのである。

こうした新田の開発と展開そのものもつ意義については、すでに町田氏によりの確な評価がなされているので⁷⁰⁵、ここでは省略し、本節での視角から以下の点を指摘しておきたい。

第一に、このような大規模な新田開発が榎尾川右岸において進行していった一方で、左岸では計画も含めてそうした開発がみられないことである。それは、先述の点とも重なるが、信太山丘陵と和泉中央丘陵の地形の差異（高位段丘の有無など）によるものと考えられる。池田谷では、小経営の家を基軸とした村社会と貨幣・動産所有主体としての性格を帯びる存在との並存・対抗の局面が、山での新田開発をひとつの主要な場として展開していくが、それも地理的条件に規定されて、谷内においても同様ではなかったのである。

第二に、伏屋長左衛門家と新田開発との関係についてである。長左衛門家は、宝永七年に伏屋新田を開発するものの、一〇数年後の享保七年には澤家へ売却した。そして、宝暦一〇年頃に今度は坂本新田の半分（寺田家請所分）を買得したのであった。こうした動向からは、長左衛門家にとつての新田の存在意義はあくまで余剰資金の投下先という点にあったのであり、突き詰めれば対象となる新田はどこでもよかったことがうかがえる。したがって、新田の百姓との間には、「地主」―「抱百姓」の関係は取り結ぶものの、居村の万町村におけるような共同関係を構築することはなかったのである。

一方で、先述の池田下村領内における出作一八石余の開発は、かなりの資金を投下したという点では共通する面をもちつつも、万町村と

密接不可分な関係にあった点で、伏屋新田や坂本新田とは根本的に性格を異にするものであったといえる。すなわち、出作地では地主（長左衛門家）―小作人―下作人の関係にあるものの、同時に彼らは万町村の百姓であり、万町村においては生活共同関係を築き上げていたのである。さらにいえば、おそらく出作地と万町村の社会秩序とは相即的な関係、長左衛門家の立場からいえば、出作地の地主であることと万町村での庄屋あるいは長者家としての位置づけとは不可分な側面をもったのであり、それ故に出作地は売却の対象となるような性格のもではなかったと考えられる。少なくとも一八世紀半ば（宝暦期）まで長左衛門家が出作地の地主であり続けていることが、それを傍証しているのはなからうか。開発人と新田との関係も、開発人の存立基盤たる村社会（生活世界）との絡み合いのなかで、異なる性格を帯びてくるのである。

おわりに

本章では、近年の近世史を中心とした地域史研究の到達点を踏まえ（第一節）、さらには史料論の視点、あるいは畿内村落論（小領主論）や法と社会論を前提にしながら（第二節）、泉州泉郡池田谷・松尾谷の村むらにおける一七世紀の社会秩序の確立とその展開についてみてきた（第三―五節）。またさらに、近世池田谷の全体史―その一端ではあるが―を開発の展開に主軸を据えて概観してきた（第六節）。

『岩波講座 日本通史』第一五卷(近世五)、岩波書店、一九九五年)など。

(9) 前掲吉田「社会的権力論ノート」六ページ。

(10) 塚田孝「社会集団をめぐって」(同『近世日本身分制の研究』兵庫部落問題研究所、一九八七年、初出は『歴史学研究』五四八号、一九八五年)。

(11) 前掲吉田「社会的権力論ノート」六ページ。

(12) 吉田伸之「編集に参加して」(塚田孝・吉田伸之編『近世大坂の都市空間と社会構造』山川出版社、二〇〇一年)。

(13) 佐々木潤之介「幕藩体制下の農業構造と村方地主」(古島敏雄編『日本地主制史研究』岩波書店、一九五八年)。

(14) 吉田伸之「所有と身分的周縁」(久留島浩・高埜利彦・塚田孝・横田冬彦・吉田伸之編『近世の身分的周縁6 身分を問い直す』吉川弘文館、二〇〇〇年)。以下、この段落での引用はこの論文からのものである。

(15) 吉田伸之「都市の近世」(同編『日本の近世第9巻 都市の時代』中央公論社、一九九二年)。

(16) 前掲吉田「所有と身分的周縁」一一五ページ。

(17) 吉田伸之「『単位地域』について」(『飯田市歴史研究所年報』第4号、飯田市教育委員会、二〇〇六年)。

(18) 吉田伸之「巨大城下町——江戸」(前掲『岩波講座 日本通史』第一五巻(近世五)、後に前掲『巨大城下町江戸の分節構造』に収録)など。

(19) 塚田孝「歴史学の方角を考える——近世史の立場から——」(同『身分論から歴史学を考える』校倉書房、二〇〇〇年、初出は『歴史評論』五七一

号、一九九七年)。

(20) なお、この塚田氏の議論も、自身の身分制研究や都市社会史研究を基盤として組み立てられたものであり(前掲同『近世日本身分制の研究』、

同『身分制社会と市民社会』柏書房、一九九二年、同『近世の都市社会史』青木書店、一九九六年、同『近世身分制社会と周縁社会』東京大学出版会、一九九七年、同『近世大坂の都市社会』吉川弘文館、二〇〇六年、同『近世大坂の非人と身分的周縁』部落問題研究所、二〇〇七年など)、本来ならばそこにまで立ち戻る必要があるが、それについては今後の課題としたい。

(21) 塚田孝「歴史学の方法をめぐる断想——アメリカでの経験にふれて——」(前掲同『身分論から歴史学を考える』、初出は『市大日本史』2号、一九九九年)。同「身分的周縁と歴史社会の構造」(前掲久留島ほか編『近世の身分的周縁6 身分を問い直す』)。同「地域史研究と身分的周縁」(『歴史科学』一六八号、二〇〇二年)。

(22) 石母田正『日本の古代国家』岩波書店、一九七一年。

(23) あわせて塚田氏は、「家と村を基盤とする伝統社会」が形成・展開・崩壊した戦国末から高度経済成長期までを「大きな波動」として一貫して見通すべきであること、そのなかで「一九世紀の波動」が注目されることなども指摘している(塚田孝「地域史研究と現代——和泉市松尾地域を素材に——」、『人民の歴史学』一七七号、二〇〇八年)。

(24) 塚田孝「総合調査の意義——地域史への模索——」(『和泉市史紀要第5集 松尾寺地域の歴史的総合調査研究』和泉市教育委員会、二〇〇〇年)。

(25) 塚田孝「松尾寺の近世」(前掲『和泉市史紀要第5集 松尾寺地域の歴史的综合調査研究』)。同「槇尾山の歴史と地域―近世を中心に―」(『和泉市史紀要第6集 槇尾山施福寺の歴史的综合調査研究』和泉市教育委員会、二〇〇一年)。同「近世槇尾山の成立と構造」(同上)。同「近世寺院社会の地域史」(『歴史評論』六二三号、二〇〇二年)。前掲同「地域史研究と現代」。『和泉市の歴史1 横山と槇尾山の歴史』(和泉市、二〇〇五年)。『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』(和泉市、二〇〇八年)など。なお、和泉市の歴史1・2は、横山谷あるいは松尾谷という地域の「全体史」を叙述したものであるが、その視角は先の吉田氏の「単位社会の全体史」と近似的である。

(26) 町田哲『近世黒鳥村の地域社会構造』(『和泉市史紀要第4集』和泉市教育委員会、一九九九年)。同『近世和泉の地域社会構造』(山川出版社、二〇〇四年)など。

(27) 「近世村落の「固本性」的把握」という視角の意図は、次の一文(前掲『近世和泉の地域社会構造』三三ページ)に集約されている。「近世村落を構成する諸要素のそれぞれは、日本近世の村落ないしは畿内の近世村落において共通するもの(普遍的)であっても、それらが織りなす一つの村の全体構造は固有である。「固本性」的把握とは、こうした諸要素の組み合わせり方を一つの村に即して実態的に捉え、普遍性と特殊性とを统一的に「個性」として把握するという方法を含意している。いわば、伝統社会における近世村落の「個性」の中に、伝統社会であるが故の、地域の固有で絶対的な意味を見いだそうとするものである。」

また、町田氏は続いて、「このことは、後述する村落論・地域社会論において、個々の要素である機能や政治的システムを取り出すことによつて、むしろそこで得られる村落像が村一般に解消してしまうという弱点を乗り越えることと表裏の関係にある」とも述べている。このように町田氏の研究実践は、それまでの村落史研究・地域史研究の流れに大きな転換を求めたものであったといえる。その点については、本来ならば筆者自身の理解を示すべきであるので、今回は含められなかったが改めて考えてみたい。ただし、基本的には町田氏の見解に筆者も多くを学んでいる。

(28) 前掲町田『近世和泉の地域社会構造』三二七ページ。

(29) 前掲町田『近世黒鳥村の地域社会構造』。

(30) 前掲町田『近世黒鳥村の地域社会構造』八八ページ。

(31) 町田哲「池田下村の村落構造―村役人・村内小集落・座」(前掲同『近世和泉の地域社会構造』)。

(32) 町田哲「小田の座について」(前掲同『近世和泉の地域社会構造』、初出は『市大日本史』創刊号、一九九八年)。

(33) 町田哲「坂本新田の成立と構造」(前掲同『近世和泉の地域社会構造』、初出は『市大日本史』5号、二〇〇二年)。

(34) 前掲町田『近世和泉の地域社会構造』三二二ページ。

(35) 先述の町田氏が対象とした池田下村・坂本新田・伏屋新田も池田谷に含まれる。

(36) 先述の塚田氏が対象とした松尾寺(村)も松尾谷に含まれる。

(37) なお、具体的な実証過程については各章を参照いただきたい。

(38) 大阪歴史博物館所蔵「大阪歴史コレクション」。『和泉市史紀要第15集 泉郡万町村旧記『俗邑録』』（和泉市教育委員会、二〇〇八年）に全文が活字化されている。以下、『俗邑録』からの引用にあたっては、第一章で引用した史料は除いて、市史紀要に付けた整理番号（I-1など、Iは一冊目という意味）を注記する。

(39) これは伏屋長左衛門家が近代（聞き取りによると大正期）に逼塞したためと考えられる。『俗邑録』もその際に流出したのであろう。なお、「大阪歴史コレクション」には、万町村の中世史料も一点（田地売券）含まれている。また、大阪市立大学学術情報センターの森文庫にも、流出した文書の一部が『伏屋文書』として収められている。

(40) 伏屋長左衛門家の系図については第一章図3参照。

(41) 町田哲『『俗邑録』について』（前掲『和泉市史紀要第15集 泉郡万町村旧記『俗邑録』』。

(42) 前掲町田『『俗邑録』について』一三〇〜四ページ。

(43) 前掲町田『近世和泉の地域社会構造』。

(44) 永野仁「和泉地域の俳諧と文化」（同『堺と泉州の俳諧 — 泉州俳諧史の研究 —』大阪経済大学研究叢書第三〇冊、新泉社、一九九六年）。

(45) 浦田村では、宝暦一二年（一七六二）から一九世紀初頭にかけて断続的に村方騒動がおこり、村を二分する（庄屋が二人たつ）状態が続いているが（山下聡「『浦田村一件』関係史料解題」、『和泉市史紀要第16集 和泉中央丘陵における村の歴史』和泉市教育委員会 二〇〇九年）、

『俗邑録』からそれをうかがうことはできない。なお、「浦田村一件」関係史料は、もともとは池田下村の庄屋高橋家の文書群に含まれていたものであるが、それは高橋家が騒動の調停を担ったためである。ごく短期間ではあるが伏屋長左衛門家も調停にかかわったようであり、長左衛門家にも関係史料が残されていた可能性がある。だとしても、『俗邑録』には収載されなかったのである。

(46) 一方で、明治期の山論に関する文字史料は皆無である。

(47) 和泉市教育委員会所蔵。

(48) 逆に、三浦家と淨福寺のつながりが想定できるかもしれない。

(49) 前掲町田『近世黒鳥村の地域社会構造』。

(50) 朝尾直弘「兵農分離をめぐって — 小領主層の動向を中心に —」（同『朝尾直弘著作集第二巻 畿内からみた幕藩制社会』岩波書店、二〇〇四年、初出は『日本史研究』七一号、一九六四年）。

(51) 前掲朝尾「兵農分離をめぐって」三四三ページ。

(52) 朝尾直弘『朝尾直弘著作集第一巻 近世封建社会の基礎構造』（岩波書店、二〇〇三年、初出は『近世封建社会の基礎構造』御茶の水書房、一九六七年）。

(53) 同じ一七世紀の畿内村落を扱ったものとして、水本邦彦氏の研究がある（同『近世の村社会と国家』東京大学出版会、一九八七年など）。詳しく述べる余裕はないが、初期・前期の村方騒動や村惣中といった要素への着目は重要であるものの、朝尾氏の議論と比べると、村社会を構造的に把握する視角や方法を欠いている点に大きな問題が残されているよう

に思われる。

(54) 前掲吉田「社会的権力論ノート」。

(55) 朝尾直弘『公儀』と幕藩領主制(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』第五卷(近世二)、東京大学出版会、一九八五年)。

(56) 塚田孝「近世大坂の法と社会」(同編『近世大坂の法と社会』清文堂。

同「近世身分社会と大坂の非人身分問題提起をかねて」(同編『近

世身分社会の比較史(国際円座報告書)』大阪市立大学大学院文学研究

科都市文化研究センター、二〇一〇年)。同「都市法」(吉田伸之・伊

藤毅編『伝統都市2 権力とヘゲモニー』東京大学出版会、二〇一〇年)。

同「近世大坂における芝居地の《法と社会》—身分的周縁の比較類型論

にむけて—」(同編『身分的周縁の比較史—法と社会の視点から—』清

文堂、二〇一〇年)。

(57) この部分については、以下の論文などを参考にした。仁木宏「和泉国松

尾寺と中世松尾寺文書」(『和泉市史紀要第3集 松尾寺所蔵史料調査

報告書』和泉市教育委員会、一九九九年)。大澤研一「松尾寺の歴史—

古代・中世を中心に—」(同上)。山下有美「和泉松尾寺の寺院社会」(吉

田伸之編『身分的周縁と近世社会6 寺社をささえる人びと』吉川弘文

館、二〇〇七年)。前掲『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』。

(58) 松尾寺文書巻5—6。

(59) 松尾寺文書巻5—4。

(60) 松尾寺文書巻8—3。

(61) こうした池のあり方の差異は、村と池の関係を規定していくことにもな

ったと思われる。すなわち、近世の唐国村・内田村では、水掛かり田地
所持者を構成員とする田郷仲間が、いくつかの池によって形成される用
水系ごとに、それを管理・運営していたのであり、村全体としてそれに
関与することは少なかったと考えられる。その一方で、万町村では、村
単位で梨本池を核とした単一の水利組織が成立していったと考えられる
のである。

(62) 鍛冶屋村大池の役水については第一章を参照のこと。

(63) ただし、確固とした村であったかどうかは検討の余地がある。なぜなら
ば、例えば『俗邑録』のI—1に「当村御検地始リハ、慶長拾六年亥八
月頃片桐市正様御検地」とあるように、中世に池田上村とも呼ばれてい
た万町村・浦田村・鍛冶屋村・室堂村・和田村・三林村において村単位
の太閤検地帳の存在が確認できず、池田上村として検地をうけた可能性
が高いからである。

(64) なお、中世段階で伏屋長左衛門家がどのような家であったのかはまった
く不明である。ただし、『俗邑録』の一六世紀の文書からその名前を確
認することはできないので、その段階では村に包摂された存在であった
と、今のところは推定している。

(65) この項の内容は、第一章「近世万町村と伏屋長左衛門家—『俗邑録』を
題材として—」に基づいている。

(66) ただし、別の「天井坊」という場所あたりでは、天明四〜五年(一七八
四〜五)に、松尾寺村が田地の開発を進めたことにより、松尾寺村と三
村の間で争論になっている。

- (67) この小寺と、先述の養福寺との関係は不明である。
- (68) 村役人としての年寄と座の年寄とは別個の存在である。
- (69) 唐国村に関する中世文書を扱った研究としては、以下のものがある。三浦圭一「中世における農業技術の階級的性格―「門田苗代」を素材として―」(同『中世民衆生活史の研究』思文閣出版、一九八一年、初出は『日本史研究』八二号)。前掲仁木「和泉国松尾寺と中世松尾寺文書」。錦昭江「松尾寺文書にみる中世刀禰の諸相」(前掲『和泉市史紀要第3集 松尾寺所蔵史料調査報告書』)。仁木宏「岡紘一氏所蔵中世文書解説」『和泉市史紀要第13集 松尾谷史料群の調査研究―中世から近現代まで―』和泉市教育委員会、二〇〇七年)。前掲山下「和泉松尾寺の寺院社会」。前掲『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』。なお、その内容については、第二章のはじめを参照のこと。
- (70) この項の内容は、第二章「一七世紀の唐国村の村落秩序」に基づいている。
- (71) 前掲町田「池田下村の村落構造」二一五―六ページ。
- (72) なお、この地域に限って言えば、太閤検地に際しては山検地も同時に実施されたことが確認できるが(吉田ゆり子「兵農分離と地域社会の変容―和泉国大鳥郡上神谷を中心として―」、同『兵農分離と地域社会』校倉書房、二〇〇〇年)、慶長検地の際にも山検地が行われたどうかは確認できない。
- (73) この項の内容は、第三章「唐国村・内田村立会山における用益の展開と山論」に基づいている。
- (74) しかも、唐国村・内田村立会山の場合は、「場広山」とあるのみで、間数も記されていないかった。
- (75) この節の内容は、第四章「一七世紀・泉州郡宮里地域における寺の成立と村」に基づいている。
- (76) 文禄三年八月「和泉国和泉郡内横山谷御検地帳」(『和泉市史』第二卷、和泉市、一九六八年、三三三―三七〇ページ)。慶長一六年八月「泉州郡横山谷内北田中村御検地帳」(前掲『和泉市史』第二卷三七九―八三三ページ)。慶長一六年「泉州郡横山谷之内北田村・中村御検地帳」(前掲『和泉市史』第二卷三八三―九〇ページ)。慶長一六年八月「泉州松尾谷之内久井村御検地帳」(久井町会共有文書A―一〇五)。
- (77) 前掲町田「近世和泉の地域社会構造」。町田哲「新田請負人」(後藤雅知編『身分的周縁と近世社会1 大地を拓く人びと』吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (78) なお、唐国村・内田村が属する松尾谷については、前掲『和泉の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』、前掲塚田「地域史研究と現代」において、その全体史が描き出されている。
- (79) 新谷和之・高津浩司・濱道孝尚・前田学「池田下地域の古代・中世」(『市大日本史』第11号、二〇〇八年)。
- (80) 前掲町田「池田下村の村落構造」。
- (81) 前掲『和泉市史』第二卷、一八七ページ。
- (82) 「府中村明細帳」(前掲『和泉市史』第二卷、六一―ページ)。
- (83) 前掲町田「池田下村の村落構造」。

- (84) 鍛冶屋町讃岐礼司氏所蔵文書箱1―62―26。
- (85) なお、近世には府中村の検地帳に谷山池が登録されていたこと(前掲「府中村明細帳」)、現在も谷山池は府中地番であることからすると、国衙が谷山池の造成を主導した可能性がある。
- (86) ただし、条里制との関係については未詳である。
- (87) 前掲町田「新田請負人」。
- (88) 前掲新谷ほか「池田下地域の古代・中世」。
- (89) 荒木吉之助氏所蔵文書箱1―3「池田和田村指出シ帳」。
- (90) 讃岐礼司氏所蔵文書「泉邦四縣石高 寺社旧跡并地侍伝」。
- (91) 荒木吉之助氏所蔵文書箱1―2、寛文一〇年(一六七〇)「泉州和田・室堂樋御改之帳」。
- (92) 和泉市史池田編現代執筆者会議(二〇一〇年八月三日)での山下聡一氏の報告レジュメによる。
- (93) 前掲『和泉市史』第二卷三二六―七ページ。
- (94) 茨城県立歴史館所蔵一橋徳川家文書「和泉国大鳥郡・泉郡村々様子大概書」。
- (95) 讃岐礼司氏所蔵文書箱1―29「巳歳田畑御物成可納割付之事」。
- (96) 前掲「泉邦四縣石高 寺社旧跡并地侍伝」。
- (97) 前掲「泉邦四縣石高 寺社旧跡并地侍伝」。
- (98) 三浦家文書箱1―29「国分村検地帳」。
- (99) 前掲「泉邦四縣石高 寺社旧跡并地侍伝」。
- (100) 田中ひとみ「宮里ニケ村立合山(宇帰り尾)の開発と地租改正」(和泉市史紀要第17集 池田谷地域の開発と生活)和泉市教育委員会、二〇一〇年)九六ページ。
- (101) 前掲山下聡一氏報告レジュメ。
- (102) この寛文検地は、延宝検地以前に池田下村と万町村で行われた異例の検地である。これについては、第一章参照のこと。
- (103) 前掲町田「池田下村の村落構造」。
- (104) 荒木吉之助氏所蔵文書箱1―6、元文五年(一七四〇)六月「前々田畑御改出其外御検地書上帳」。
- (105) 前掲町田「新田請負人」。
- (106) 渡辺尚志氏が近年の中・近世移行期村落論を総括しているが(渡辺尚志「村の世界」、歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座5 近世の形成』東京大学出版会、二〇〇四年)、それなどから考えると、塚田孝氏による機能論と存在形態論の対比的把握がポイントになるように思われる(塚田孝「地域史研究の視点」、『飯田市歴史研究所年報』第5号、飯田市歴史研究所、二〇〇七年)。

第一章 近世の万町村と伏屋長左衛門家

—『俗邑録』を題材として—

はじめに

(1) 課題と問題意識

本章の課題は、『俗邑録』^①という史料を用いて、万町村という村と庄屋伏屋長左衛門家を対象としながら、その生活世界を考察すること、同時に、それを通して万町村が位置する泉州泉州池田谷における近世の地域社会構造の一端を明らかにすることである。

こうした本章にとってひとつの大きな前提となるのは、同じ池田谷にある池田下村を対象とした町田哲氏の研究^②である。これは池田下村の近世における社会構造を丹念に明らかにしたものであるが、そこで示された歴史的事態のみならず、それに至る分析視角の面においても本章の前提となるものである^③。

その点でまず注目されるのは、「池田下村の村落構造を、これを秩

序づける諸要素の検討を通じて、「歴史具体的に解明する」との課題設定のもとで、耕地（上台と下台）、水利（一之井と溜池）、山（丘陵における用益と開発）、寺（一山寺院池田寺〔明王院〕）、村役人（庄屋高橋家と年寄）、五つの集落（中村・泉財・久保・願成・山深）、座（池田下村レベルの惣座と集落レベルの座）などといった多様な要素が村社会を規定するものとして取り上げられている点である。こうした要素それぞれの実態や相互の関係を問うことを通して、生産・労働・生活・文化といった住民の生活の諸局面を包み込んだ生活世界を社会構造として把握することが意図されているのである。

そのうえで注目されるのが、諸要素の取り上げ方である。すなわち、池田下村に関わるあらゆる事柄を総花的・並列的に取り上げても、歴史的個性をもった社会構造の把握にはおそらく結びつかないのであり、それを可能とするためには、社会構造を秩序づける要素として何を掴みだし、どのように論じるかが重要になってくるが、その点については以下のように整理されている。

まず前半（一〜三節）では、①山の用益や開発の問題を主軸としながら、一七世紀〜一八世紀前半の「小経営に基づく家を構成単位とする近世村落の形成・成熟」を明らかにすることが意図され、②そうした山の問題を池田寺や惣座の問題などと絡め合わせることで、惣的結合を背景とした村請制村・池田下村の成立、池田寺の寺院社会の村社会への包摂、集落レベルの共同性の成熟などを内容とする、中世末から近世前期にかけての展開が鮮やかに引き出されるとともに、③伏屋

新田の開発（伏屋長左衛門家による）の問題からは、小経営とは異質な「資本」の浸透・対抗の局面が抽出されている。また後半（四節）では、①近世（一八世紀後半）の社会構造の総体的把握が課題とされ、②集落が住民の共同性の基本単位であり、その中核に座が位置していたこと、在地領主の系譜をひく高橋家は各集落レベルとは異なる位相にあつて一貫して庄屋を勤め続けたこと、そうした池田下村の村運営と各集落との間を年寄が媒介したことなどが明らかにされている。

こうした整理を可能にしたのは次の二つである。

ひとつは、町田氏自身による周辺村むらについての研究成果である。例えば、一七世紀～一八世紀前半の村社会の展開を山の問題から照射する前提には隣接する坂本新田の分析⁵がある。また、集落の共同性の核に座があるとする点も小田村⁶や坂本新田の分析を前提としたものである。このように、周辺村むらから見出せるこの地域の特質を踏まえながら、池田下村の展開の枠組みが導き出されているのである。

もうひとつは、高橋家文書の徹底的な分析である。右の枠組みを切り口としながらも、あくまで文書群に即して池田下村の個性的な生活世界を描き出すことに重点が置かれているのである。この根底に個々の村の固有性に絶対的な意義を見出している点はとくに重要である。以上の点を念頭に置きながら、本章では、『俗邑録』という史料、あるいは万町村や伏屋長左衛門家という対象に即して、可能な限りその生活世界を構造的に明らかにすることを目標としたい。

（2）万町村・伏屋長左衛門家・『俗邑録』について

次に、本論に入る前に、万町村、伏屋長左衛門家、『俗邑録』の概要と、『俗邑録』をめぐる論点について述べておきたい。

万町村は、慶長一六年（一六一一）の検地高で四五五石三斗四升八合（三五町三反八畝七步）、寛文六年（一六六六）の検地高で五九二石一斗一升四合（四五町一反八畝二六步）、延宝七年（一六七九）の検地高で六〇一石七斗一升四合（四二町二反一畝一〇步）の村である（I-1）。寛文期ころには九〇軒余、元禄一三年（一七〇〇）には八一軒・四三八人、寛政元年（一七八九）には八四軒・三七八人が居住していた（I-14）。当初は幕領であつたが、元禄七年（一六九四）からは土浦藩土屋家領、延享四年（一七四七）からは一橋家領となつた。

この万町村の庄屋を代々勤めたのが伏屋長左衛門家である。一八世紀前半には居村内に一三三石余を所持し⁷、寛政一一年（一七九九）には、村外も含むと思われるが、二四四石余を所持していた（II-4）⁸。おそらく遅くとも一八世紀には万町村内で圧倒的な所持高を有していたと考えられるが、その経営内容などはまったく不明である。また、一七世紀後半以降には政治・経済・文化の諸局面において広域の活動を展開させているが、その点については最後に触れたい。

本章で用いる『俗邑録』は、万町村に関わる大永三年（一五二三）から文久二年（一八六二）までの古文書などを伏屋長左衛門家が記録したものである。全三冊からなるが、一・二冊目は長左衛門政芳が一

八世紀末〜一九世紀初頭に、三冊目は政芳の子長左衛門楠芳とその子長左衛門磯芳が一九世紀前半〜文久期に作成したと考えられる⁷⁰⁾。

現在のところ『俗邑録』以外の万町村に関する史料はほとんど確認できていない。検地帳や人別帳も現存せず、村の基本的なことがよくわからない。また『俗邑録』自体も長左衛門家の取捨選択を経たものであり、史料が豊富なわけではない。そういう大きな弱点があるが、『俗邑録』からは周辺の村むらでは十分にかがえない一七世紀の村の様子が長左衛門家の目を通してではあるが一定程度よく見え、かつこの時期に問題が集中している点、さらには長左衛門家の編纂物であるという『俗邑録』の性格、こうした点にとくに着目しつつ検討を行うことにしたい。

一 山の用益の展開

(1) 池田谷北部の空間構成と榎尾川右岸の動向

本節では、万町村を含む池田谷北部の榎尾川左岸における山の用益の展開について検討したい。

その前提として、最初に池田谷北部や、そのうちの榎尾川右岸の動向を概観しておく。図1は明治期末の地図を加工したものである。

池田谷は、南部の和泉山脈から北流する榎尾川によって開かれた谷であり、東側の信太山丘陵、西側の和泉中央丘陵、この二つの丘陵に囲まれている。池田谷のうち北部は、中世には池田庄と呼ばれる荘園

であったが⁷¹⁾、近世には北から、榎尾川両岸に村領が広がる池田下村(ただし集落は右岸に位置、延宝検地高一三二四石余⁷²⁾)、右岸に展開する室堂村(同四七〇石余⁷³⁾)・和田村(同二六九石余)・三林村(同四五九石余)、左岸の万町村・浦田村(同四一一石余)・鍛冶屋村(同二三五石余)・納花村(同二五〇石余)という八つの村が成立した。なお、和泉中央丘陵をこえた西側は松尾谷と呼ばれ、ここには一山寺院・松尾寺が所在していた⁷⁴⁾。

池田谷北部の榎尾川右岸では、中世の段階で、低位段丘(池田下村以北に展開)と中位段丘で耕地開発が進んだ。低位段丘の耕地は榎尾川とその左岸に築造された谷山池によって灌漑された。一方、中位段丘の耕地は信太山丘陵の裾に築かれた溜池によって灌漑された。近世の段階になると、信太山丘陵で小松や下草の採取が行われるとともに、一七世紀には丘陵に向かって小規模で個別的な新開が進み、さらに一七世紀後半からは、中位段丘や丘陵内の高位段丘において開発人の大規模な「資本」投下による新田開発が行われた。こうして、中位段丘では延宝五年(一六七七)に坂本新田(四二石余)、高位段丘では宝永七年(一七一〇)に伏屋新田(六六石余)という一村立ちの新田が成立した。このうち伏屋新田は、伏屋長左衛門家の開発によるものであり、長左衛門家は開発人Ⅱ庄屋Ⅱ地主として土地所持を独占した⁷⁵⁾。

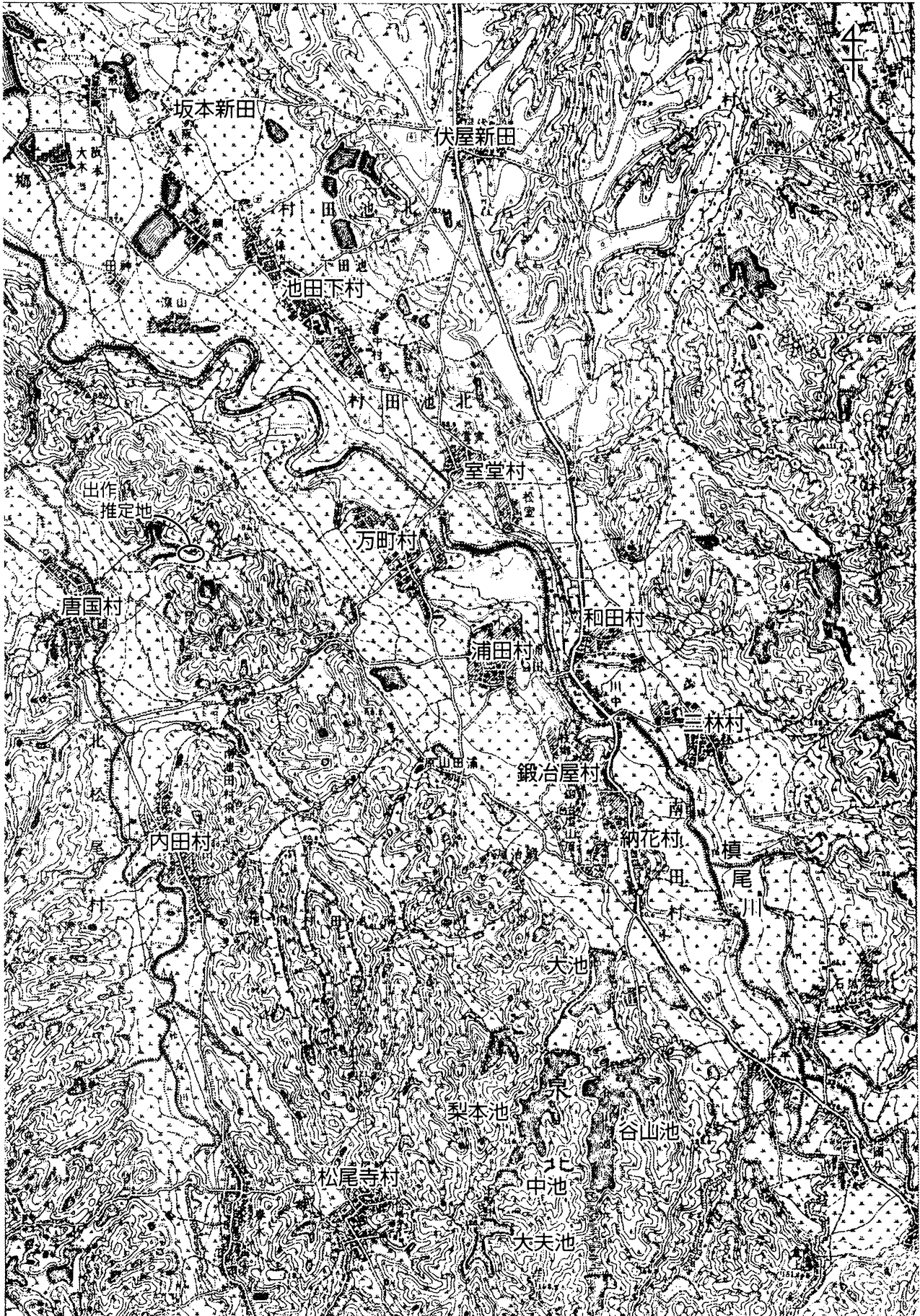


图1 池田谷

注、『正式二万分一地形図集成』（柏書房、2001年）「信太」「内畑」を加工。

(2) 榎尾川左岸における山の用益の展開

一方、榎尾川左岸(万町村・浦田村・鍛冶屋村)の動向に関しては、『俗邑録』に史料が数多く掲載されている。以下では、『俗邑録』に基づきながら詳しくみていくことにしよう¹³⁰⁾。

榎尾川左岸には、右岸とは異なり低位段丘が展開せず、榎尾川から用水を得ることができなかったため、耕地開発は和泉中央丘陵内部での溜池の築造と併行しながら進むことになったようである。すなわち、松尾寺に残された中世文書によれば¹³¹⁾、中世の松尾寺は、周囲の広大な丘陵(山)を寺領とし、それは丘陵の東側(池田谷側)にも及んでいたのであるが¹³²⁾、その内部に箕田村(後の万町村・浦田村・鍛冶屋村にあたる)と想定される¹³³⁾が、承元期(一一二〇七―一一)に梨本池を築き、さらには梨本池の水不足を補うために、永仁二年(一一二九四)に新池(大夫池)を築いたことにより、榎尾川左岸の中位段丘の開発が本格的に進展していったと考えられる¹³⁴⁾。

『俗邑録』には、天文二〇年(一一五五二)、同二二年、永禄一〇年(一一五六七)、同一一年に松尾寺から出された大夫池の池料米三石の請取状が書き写されている(I―5―3・5・9・12)。大夫池は、近世と同じくこの当時も万町村・浦田村・鍛冶屋村立会の池であったと考えられるが、請取状はいずれも万町村宛てとなっている。このことと後述の近世段階の山の用益のあり方も勘案すると、中世末の段階で和泉中央丘陵(主に東の池田谷側)では、松尾寺領であった場所も含めて、万町村・浦田村・鍛冶屋村の山の用益が万町村を中心とした

共同関係のなかで展開していたものと想定される。

こうした三村の山の用益にとって、一六世紀末―一七世紀初めは大きな画期であり、これを経て新たな関係が形づくられていったと考えられる。この点について、項を変えて、二つの点からみていきたい。

(3) 万町村・浦田村・鍛冶屋村立会山の確立と展開

画期を示すひとつは、和泉中央丘陵の東側(池田谷側)を中心に、三村の用益が展開していた場所が、領主権力の公認をうけ三村の立会山(桑畑山)として確立したことである¹³⁵⁾。そこには、すでに塚田孝氏が指摘しているが¹³⁶⁾、中世には松尾寺領であった梨本池周辺の山(梨本山)も包含されることになった¹³⁷⁾。おそらく文禄三年(一一五九四)の太閤検地が契機であったと考えられる。

この立会山では、溜池の設置・維持とともに、小松や下草の採取が行われたようであるが(III―3)、近世を通じて松尾寺あるいは松尾寺村からの浸入による山論が断続的におこっており、『俗邑録』にはそれに関わる文書がいくつも掲載されている¹³⁸⁾。

寛文一三年(一一六七三)五月二三日に鍛冶屋村・浦田村・万町村の惣百姓が代官豊嶋権之丞へ差し出した目安(I―11)には、次のことが記されている。

i 寛文一一年(一一七二一)に松尾寺宝瓶院が「三ヶ村山内」で松木を伐り取った。三村は代官松村吉左衛門へ訴え出しようとしたが、三林村伊左衛門の仲介で延引した。ところが、その秋の松村によ

る「村々永荒場」取調に際して、宝瓶院は松木がある場所などを「松尾寺永荒場」として上申した。

ii 大夫池の「池之内」では田地開発を認めてこなかったにもかかわらず、「先年」に宝瓶院が新田開発を行った。公儀へ訴え出ようとしたが、このときは唐国村庄左衛門の仲介で田地を荒らさせて内済にした。ところが寛文一一年に再び宝瓶院が「三ヶ村立会領内」に小屋を建て、大夫池の「池之内」で新田開発を行ったため、砂で池が埋まり迷惑している。

iii またこのたび、宝瓶院が「三ヶ村領内」に田地を開こうとしたので、証拠として鋏などを取り置いている。

そのうえで、宝瓶院を召し出し「向後理不尽成義不仕」よう命じていただきたいと結んでいる。この目安は直接的にはiiiの新開の差し止めを求めたものであるが、その内容からは、松尾寺の最有力子院である宝瓶院が、大夫池のあたりで立会山と松尾寺の山との境界をこえて松木の伐採や新田開発などを行い、三村との間でたびたび争論になっていたことがうかがえる。こうした宝瓶院の行動の背景には、梨本池や大夫池の付近が「松尾寺境内からほど近く、しかも以前は松尾寺領内だった」⁽²¹⁾ことがあったと考えられる。

一八世紀後半以降にも三村と松尾寺村との間で争いがおこっている。天明四〜五年（一七八四〜五）には、三村立会山と松尾寺村の田地・川筋とが入り交じる場所で、松尾寺村が田地の開発を進めたことにより境界争いが起こっている（II—20）。松尾寺村から大坂町奉

行所へ出訴するが、内済になっている。また天保八年（一八三七）四月には、松尾寺村庄左衛門の下人楠松が「梨本池土砂留山林」の松木を盗み取ったことが発覚している（III—13）。堺奉行所の役人が来村し楠松を召し捕るが、その際には他八人の「諸木盗取」も明らかになっている。最終的には、梨本池・中池・大夫池の堤普請や堀浚えに松尾寺村から一五〇〇人を差し出すことで内済となっている。ところが、天保一〇年（一八三九）正月にも松尾寺村の源兵衛が「梨子本池土砂留山林」で松木などを盗伐したことが発覚し、今度は松尾寺村が梨本池や中池の「堀浚手伝」として米二五石を三村へ出すことで内済になっている（III—14）。

さらに、三村と松尾谷の唐国村・内田村との間でも、寛保三〜延享元年（一七四三〜四）に、三村立会山内にある唐国村・内田村立会の恋の池へ水を込める溝をめぐって争論がおこっている（I—42—1）。大坂町奉行所にまで持ち込まれるが、近隣の大庄屋の取扱で内済となっている。

以上のように、三村立会山では、一八世紀以降も松尾谷の村むらとの間で争論が繰り替えされていた。そこには、万町村・浦田村・鍛冶屋村の三村にとっても、松尾谷の村むらにとっても、山（丘陵）が重要な生活の基盤であったことが反映されているといえよう。

なお、文化一四年（一八一七）一〇月一八日には、万町村・浦田村・鍛冶屋村の間で、下草を主に刈り取る「梨本山」と、小松を刈り取る「農山」（梨本山を除く立会山か）の山分け（山の分割）が行われ

ている(Ⅲ-3)⁽²⁾。三村の間にも山の用益をめぐって対立が生じていたのかもしれない。

(4) 梨本池の番水制の確立と用水をめぐる秩序

一六世紀末〜一七世紀初めの画期を示すもうひとつは、梨本池の番水制が確立したことである。それを示すのが次の史料である。

【史料1】(I-7、「」は編者政芳による注記、ゴシックは朱書)

「なし本池番水ノ事ニ付血判書写し」

用水口論ニ付、起請文前書之事

一、田地毛をつけ申候間は、壹日一夜ツ、浦田・万町江番ニ仕水取申候事、但番の初は万町へとり申候事

一、田地二けをつけしまし、浦田・万町ニむしあけを仕、其後右之ことく壺番仕候而、以後ハ万町へ三日三夜取、又浦田へ二日二夜取申候事

一、如此相究申上ハ、以来ニ水ニ付少も已やく仕水ぬすみ申ましか事

右之趣偽申候は、此起請文之御罰可被蒙者也

「此起請偽非道之方へ可蒙御罰者也」

此所より牛王纏有り、其裏ニ左ノ通年号・名前・血判」

慶長拾六年辛亥五月十五日 浦田村

五郎右衛門「名下何れも血判也」

(以下、浦田村の者七人、鍛冶

屋村の者四人の名前省略)

万町村中参

これは、表題にあるように、万町村と浦田村・鍛冶屋村との「用水口論」に際して浦田村・鍛冶屋村が万町村へ差し出した起請文である。一条目では、田植えの間は浦田村と万町村が一日一夜ずつ水を取るが、番の初めは万町村であること、二条目では、田植え後は万町村を一番とし、万町村が三日三夜、浦田村が二日二夜の間水を取ることが規定されているが、三条目に「如此相究申上ハ」とある点からは、これがこの段階で取り決められたものであったことがうかがえる。おそらく中世以来の慣習を引き継ぎながら、争論を契機として、この慶長一六年(一六一一)に、万町村に優位な梨本池の番水制が確立したものと考えられる。なお、浦田村の者とともに鍛冶屋村の者が連名していながら、番水に鍛冶屋村が入っていない点がかかるが、後述する宝暦一三年(一七六三)の証文も踏まえ、鍛冶屋村は浦田村分の水の一部を利用していたと一応は理解しておきたい。

三村の間には、右の梨本池の番水制を核としながら複雑な用水秩序が成立していったようである。それを概観できるのが、宝暦一三年一〇月の「為取替申証文之事」(II-7)である。これは「西山手之雨水」をめぐる万町村と浦田村との争論が内済になった際に、「両村によって作成されたものであるが、ここには以下のことが記されている。なお、この証文と同時に作られた「万町村・浦田村用水溝筋口絵図」のトレース図(図2)もあわせて参照していただきたい。

- | | |
|---|----------------|
| ① | 浦田村田地 地主六三郎 |
| ② | 万町村 かうず池 |
| ③ | 此所新溝万町村用水ニ障り埋ル |
| ④ | 字柏原 地主嘉兵衛 |
| ⑤ | 字柏原 地主与三兵衛 |
| ⑥ | 字南門 地主松右衛門 |
| ⑦ | 字南門 地主七三郎 |
| ⑧ | 字南門 地主文次郎 |
| ⑨ | 字南門 地主茂右衛門 |
| ⑩ | 字南門 地主松右衛門 |
| ⑪ | 字南門 地主久左衛門 |
| ⑫ | 論所分水戸立 |
| ⑬ | 万町村溝筋 |
| ⑭ | 浦田村溝筋 |
| ⑮ | 此所万町村番水之節切落ス |

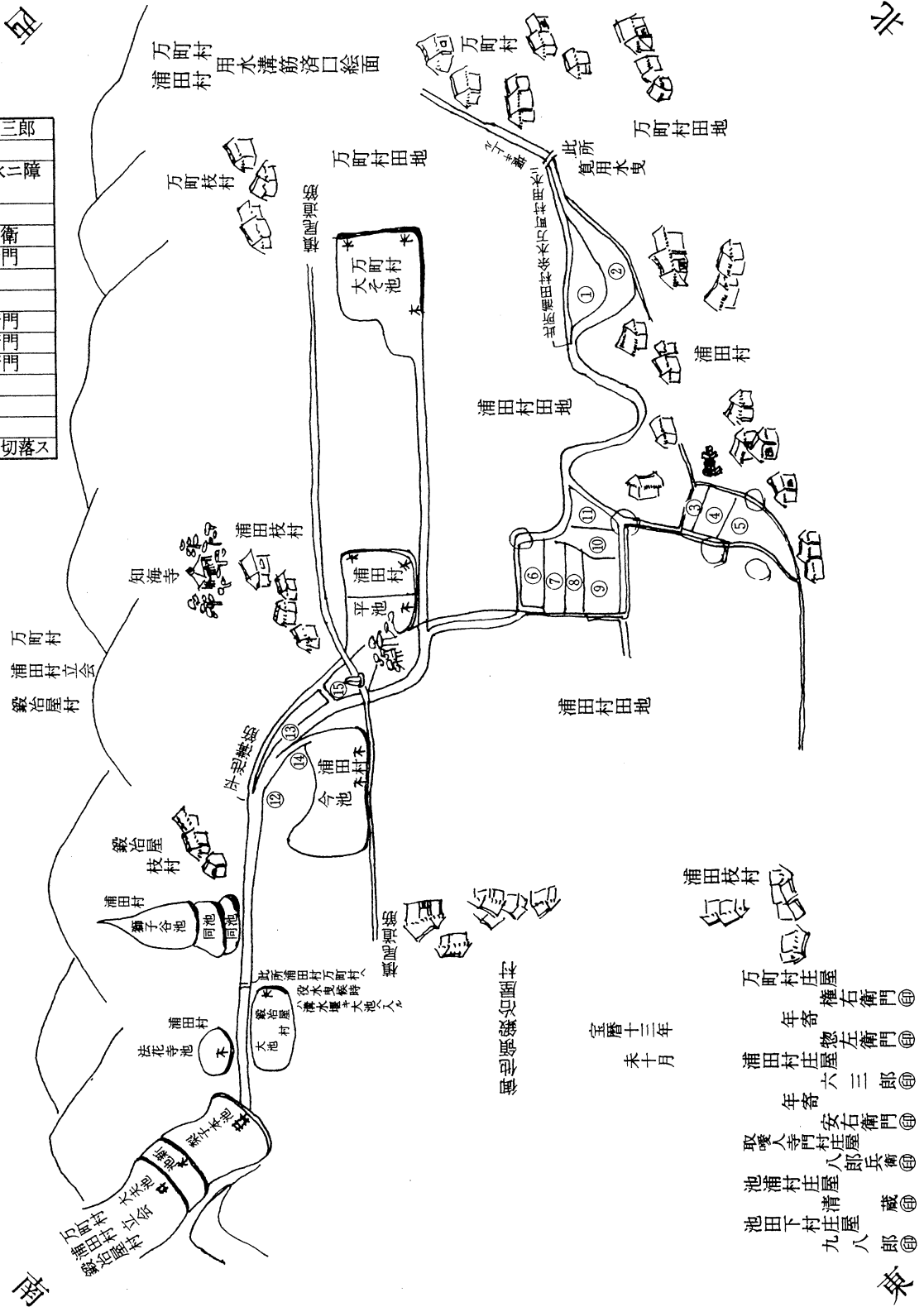


図2 「万町村・浦田村用水溝筋济口絵図」(トレース図)

注、岩本義則氏所蔵。ただし、『和泉市史紀要第15集 泉郡万町村旧記『俗邑録』』93ページより転載。

i 「万町村・浦田村・鍛冶屋村立会梨子本池用水引方之儀」(番水)について。「植付水」は五分五分の日割り。初め一日は万町村、次一日は浦田村・鍛冶屋村という順番で八日の間に植え付ける。「植付後」は四分六分の日割り。初め三日は万町村、次二日は浦田村・鍛冶屋村と引き分ける。

ii 鍛冶屋村の大池からは浦田村・万町村へ「役水」を引き取るので、「梨子本池水相仕廻樋おろしぬり候日」より、「なし本池方鍛冶屋大池迄之間」の「西山手之雨水」は鍛冶屋村の大池へ切り落とす(後述)。

iii 「なし本池水相仕廻樋口ぬり候」後、「鍛冶屋村大池方両村分水戸立(図2⑬⑭:筆者注、以下同じ)迄之間」の「西山手之雨水引分之儀」は、両村の分水戸立の開け幅を同じにし、五分五分に引き取る。ただし、夕雨によつて梨本池に水が溜まれば、前書のとおり、万町村三日、浦田村・鍛冶屋村二日と番水にする。

iv 「浦田村今池江水込候儀」については、「三ヶ村用水済候後」(梨本池の水や「西山手之雨水」を用いなくなった後)から翌五月の毛付けまで水を込める。ただし、満水になれば万町村へ水を下す。

v 「分水戸立」から五〜六間上にある「浦田村田地用水平池筋溝」について。「西山手之雨水」は、「分水戸立」へと続く。「大溝」は幅四尺二寸、「平池溝筋」は幅一尺九寸を開けて引水する。また、雨水を引き取る際に溝床を浚えば一方へ雨水が片寄るので、

「なし本池水^(相カ)右仕廻樋口をぬり候節」に「床定敷木」を伏せ置いて、右の寸法のとおりに溝幅を開けて水を引き分ける。

vi 万町村の番水の際は、「浦田村平池溝口」をふさぐ。また、「平池溝口」からおよそ一二〇間下にある「横溝」(図2⑮)は、万町村の番水の間は切り落とす。

vii 「浦田村獅子谷池水曳取候儀」については、雨が降れば早速に樋をさす。これは「西山手之雨水」と「獅子谷池水」とが「合水」しないようにするためである。

右のうちiiiとvが、万町村と浦田村の間で争論となり、この内済で取り決められた箇所であるが、この証文は、そのみならず、三村間の用水秩序全体を確認する形になっている。ここからは、三村間で複雑な用水秩序が形成されていたこと、そこには矛盾も多分に内包されていたことがうかがえる。

また、この証文が万町村と浦田村だけで作成されていることも注目される。両村間の争論が作成の契機であったとはいえ、iやiiが鍛冶屋村に関わる内容であるにもかかわらず、鍛冶屋村が加わっていないのである。ここには、三村間の用水秩序において鍛冶屋村が一段低い位置にあったことが示されているのではなからうか⁽³⁰⁾。

これに関わつて興味深いのは、iiの鍛冶屋村大池の「役水」の存在である。これは、梨本池からの取水を終えた後に梨本池から大池までの間の「西山手之雨水」を大池へ込めさせてもらう代わりに、早魃の年には万町村・浦田村の田地のうち二町二反へ池水を「役水」として

渡さなければならぬというものであり(Ⅱ―31、Ⅲ―15)、鍛冶屋村の位置を端的に表している。万町村・浦田村では、役水を村人へ入札で売り払い、代銀は両村で配分することにしていたようである。

この役水をめぐっても問題が生じている。寛政二年(一七九〇)の旱魃の際には、七月に鍛冶屋村と万町村・浦田村の間で役水の理解の違いが表面化し、話し合いが行われている(Ⅱ―31)。そこでは、鍛冶屋村が「役水を引いた後は、「なし本尻溝桁筋」を大池へ切り落とすので、万町村・浦田村へは梨本池の水を引くことはできない」と役水を引く日数は決まっている」と主張したのに対し、万町村・浦田村は「なし本池用水仕舞候而樋ぬり候後」に「梨子本尻溝桁筋之水」(「西山手之雨水」)を大池へ込める見返りとして役水を取ってきている(よって梨本池の水を引けなくなることはない)。「日数に決まりはなく、二町二分分に水が入るまで引くことができる」と反論している。結局は鍛冶屋村が万町村・浦田村の意見に服して決着しているが、その後大雨が降り、役水の引水は行われなかったようである。また、天保一〇年(一八三九)七月には、「邂逅之旱魃」にもかかわらず、鍛冶屋村が大池の樋を抜き通し、役水の半分も残されていないことを万町村・浦田村が問題にし、鍛冶屋村は両村へ「水代」として銀九四六匁を支払うことになっている(Ⅲ―15)。

こうした問題がおこる背景には、根本的には用水秩序における鍛冶屋村の低い位置があるが、より直接的には、天保一〇年の問題に際して万町村・浦田村によって役水の証拠に掲げられたのが天文二二年

(一五五三)と元禄六年(一六九三)の「村々連判」(Ⅰ―5―4、Ⅰ―23)だけであったことに示されているように、役水の引水が実際にはほとんど行われていない状況があった点にも注意しておきたい。

(5) 小括

本節で述べてきたことを踏まえながら、小括として次の二点を改めて確認しておきたい。

第一に、池田谷あるいは池田谷北部という枠組みで見れば、『俗邑録』からは、万町村・浦田村・鍛冶屋村立会山の用益をめぐる動向はよくうかがえるが、他方で池田下村や槇尾川右岸の村むらとの関係はほとんどみえてこない点である。万町村は、槇尾川左岸の村むらとは生活の基盤のひとつである山の用益を通して密接な関係をもっていたが、池田下村や右岸の村むらとのつながりは希薄であったといえる。

第二に、その立会山の用益においては、おそらく中世からのあり方を色濃く残しながら、一六世紀末から一七世紀初めを画期として、新たな関係―三村内外との矛盾を孕んだ関係―が展開していったと考えられる点である。

そのうえで、以下では、一七世紀を中心に伏屋長左衛門家と万町村について検討を進めていくことにしたい。

二 伏屋長左衛門家の展開

(1) 万町村の空間構成

本節では、万町村の庄屋のあり方に注目しながら、伏屋長左衛門家の展開をみていきたいが、まずは以下の節の前提として、万町村の空間構成を概観しておきたい。図3は、延宝五年(一六七七)年の「泉州泉郡万町村絵図」をトレースしたものである。原図は彩色であり、それも踏まえながら必要な情報を書き込んでいる。なお、この絵図は、村高(寛文検地高)・小物成山(立会山)・居村(集落)・家数・池や樋・御蔵・寺社・墓所などの概要を記した書付²⁴とセットで、どこかへ差し出されたものの控えと考えられる。提出先としては、代官の豊嶋権之丞、あるいは延宝検地に関わるならば、万町村の検地を担当した岸和田藩岡部家が想定される。

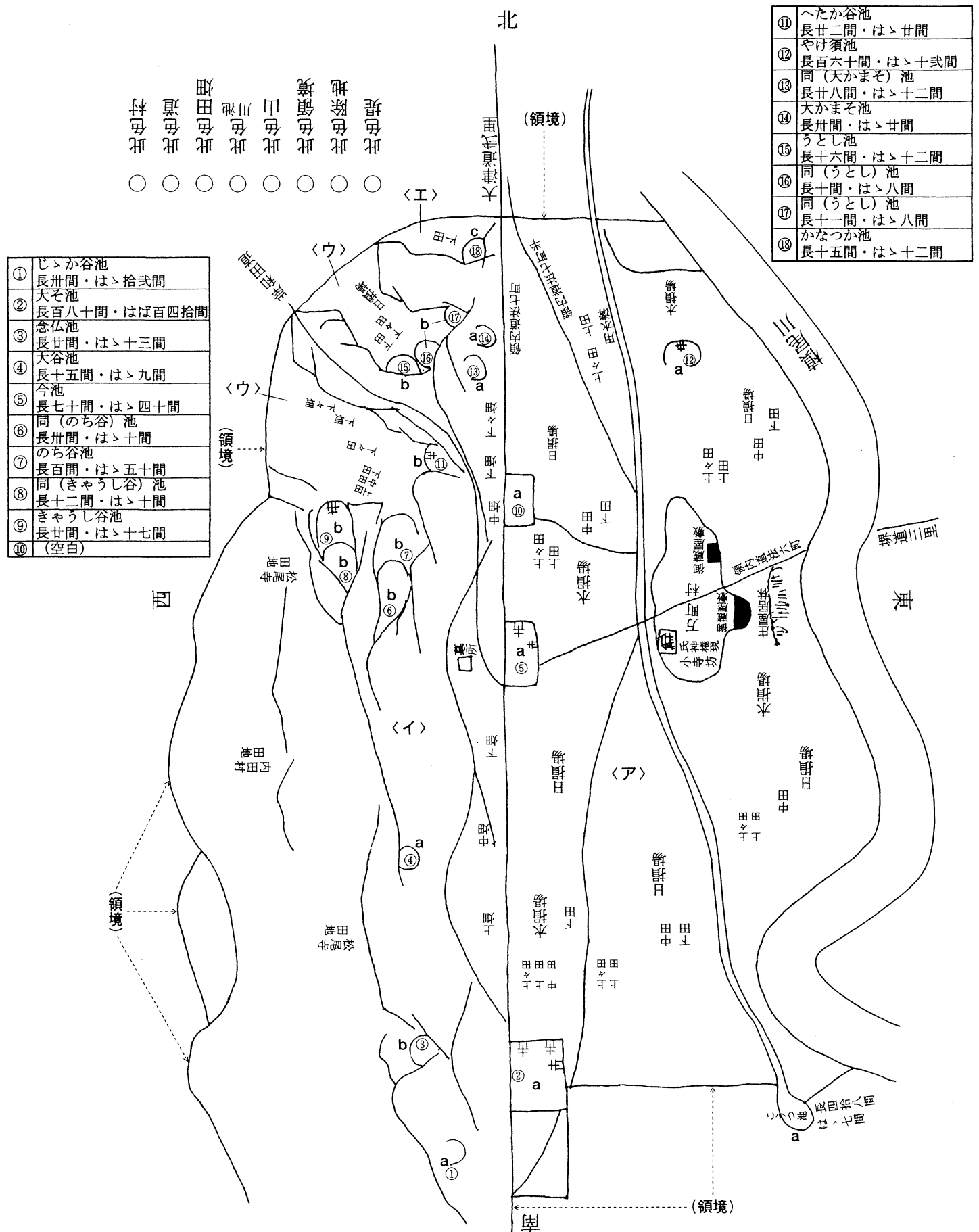
さて、図3のうち東側を流れる槇尾川と絵図中央を南北にはしる大津道との間の〈ア〉としたところが中位段丘となる。そして「万町村」と記され丸く囲まれた部分が集落である。そこにある「氏神権現・小寺坊」は万町村の氏神・旦那寺で、後述する座の場でもあったと考えられる。書付には、「氏神権現」の境内は長さ三六間×横二〇間で、検地帳面外の無年貢地であること、そのなかに真言宗高野山橋爪院末寺の「小寺坊」があることが記されている。

また、東西にはしる堺道を挟んで「御蔵屋敷」(郷蔵と庄屋の居屋

敷)が二ヶ所ある点にも注目しておきたい。書付には、「御蔵」は長さ四間半×横三間と長さ七間×横三間で、それぞれ長さ四〇間×横二間、長さ四五間×横二五間の「庄屋居屋敷」内にあったこと、検地帳(寛文検地帳)では、庄屋居屋敷は「御免許」とされたことが記されている。また、元禄二年(一六八九)七月に万町村庄屋長左衛門が代官長谷川六兵衛へ差し出した口上書(I-21)は、延宝五年の検地で棹入れされた「庄屋居屋敷」について年貢免除を継続するよう求めたものであるが²⁵、ここでは、庄屋居屋敷は往古から「無年貢地」で、慶長検地や寛文検地でも「御免許」(除地)とされたこと、庄屋居屋敷には御蔵が二ヶ所あること、延宝検地で「長左衛門屋しき」九畝一五歩と「五郎右衛門屋敷」六畝二〇歩が検地帳に登録されたことが述べられている。これらのことから、(i)一七世紀(少なくとも元禄二年まで)の万町村には、庄屋の居屋敷が堺道を挟んで二ヶ所(長左衛門屋敷と五郎右衛門屋敷)あったこと、(ii)それぞれの屋敷内に郷蔵が設けられていたこと、(iii)そこは延宝検地まで無年貢地あるいは除地であったことがわかる。

さらに、図3によれば、集落の周囲の中位段丘には田地が広がっている。この田地が万町村の耕地の中心であったと考えられるが、ここは梨本池の水で灌漑されていた。aとマークした九つの溜池は、梨本池から下ろしてきた水をいったん溜めておくなどする補助的な池であったと考えられる²⁶。

一方、大津道より西の〈イ〉は立会山であるが、その裾には畑地が



①	じ>か谷池
②	長卅間・は>拾貳間
③	大ぞ池
④	長百八十間・はば百四拾間
⑤	念仏池
⑥	長廿間・は>十三間
⑦	大谷池
⑧	長十五間・は>九間
⑨	今池
⑩	長七十間・は>四十間
⑪	同(のち谷)池
⑫	長卅間・は>十間
⑬	のち谷池
⑭	長百間・は>五十間
⑮	同(きやうし谷)池
⑯	長十二間・は>十間
⑰	きやうし谷池
⑱	長廿間・は>十七間
⑳	(空白)

- 此色堤
- 此色領地
- 此色山
- 此色川
- 此色畑
- 此色道
- 此色村

⑪	へたか谷池
⑫	長廿二間・は>廿間
⑬	やけ須池
⑭	長百六十間・は>十貳間
⑮	同(大かまそ)池
⑯	長廿八間・は>十二間
⑰	大かまそ池
⑱	長卅間・は>廿間
⑲	うとし池
⑳	長十六間・は>十二間
㉑	同(うとし)池
㉒	長十間・は>八間
㉓	同(うとし)池
㉔	長十一間・は>八間
㉕	かなつか池
㉖	長十五間・は>十二間

図3 延宝5年「泉州泉郡万町村絵図」(トレース図)

注、岸和田高校所蔵。ただし、『和泉市史紀要第15集 泉郡万町村旧記『俗邑録』』より転載。ゴシックは筆者が付け加えた。

開かれている。また、西の松尾谷に向かつて開かれた谷（ウ）や、池田下村との領境の金塚谷と呼ばれる谷（エ）にも万町村の田地が広がっている。ここは谷上のbやcとした溜池によって灌漑されていた。なお、立会山に入り組む形で松尾寺や内田村の田地があつたこともうかがえる。

(2) 庄屋のあり方の転換

表は、確認できた限りで万町村の村役人（庄屋・年寄）などの名前を一覧にしたものである。このうち庄屋に注目すれば、明暦二年（一六五六）から寛文五年（一六六五）までは①長左衛門あるいは②三右衛門と利兵衛の二人であつたこと、また、丸番号の付いた方は長左衛門家であるが、寛文一三年（一六七四）以降は長左衛門家が代々庄屋を独占的に勤めるようになっていくことがわかる。加えて、天保三年（一八三二）の「和泉国大島郡泉郡村々様子大概書」には「御蔵壺ヶ所」と記されており、長左衛門家による庄屋独占にもなつて、「御蔵敷」も元禄二年以降に一つになつたこともうかがえる。

こうした庄屋のあり方の転換を具体的に把握するために、元禄七年（一六九四）の五郎右衛門家と長左衛門家との争論をみよう。次に掲げるのは、元禄七年一〇月に五郎右衛門とその兄で年寄の久大夫らが領主土屋家の代官所へ差し出した訴状（史料2）と、それに対する庄屋③長左衛門と伯父（実際は実父）小右衛門の反論書（史料3）である。かなり長文になるが、ほぼ全文を示すことにする。

【史料2】『和泉市史』第二巻五〇五〜七ページ、丸番号と傍線は

筆者が便宜的に付けた）

乍恐以書付言上

① 一、御殿様御領内泉州万丁村五郎右衛門と申者二而御座候、私親五郎衛門儀は先祖方代々万丁村高半分下之村庄屋役仕、^{〔寛文二〇〕}式拾五年以前二病死仕候、其節二歳ニてはると申娘壺人御座候、^{〔有誤抄〕}一門之者共相談仕候処、相庄屋長左衛門被申候ハ、五郎右衛門儀ハ我等先祖之惣領筋ニ而見捨申事も先祖へ対し如何ニ候間、^{〔寛文二〇〕}はる儀は我等娘分ニいたし、成人いたし候ハ、^{〔有誤抄〕}響取、御公儀之御役勤申迄ハ、諸色我等預リ置、重而はる二響を取候節、一門相談之上家をも立、庄屋役致させ可申と堅々頼母鋪被申候二付、則五郎右衛門跡式庄屋役・田地財并五郎右衛門組之百姓未進銀帳面諸式不殘長左衛門へ預ケ、則長左衛門立合田地諸道具帳面ニ記相渡置申候御事

② 一、先五郎右衛門死去之後、娘幼少ニ而、後家之分ニ而家屋敷ニも居申事難成候二付、一門相談之上、翌年六月に家を四百目二売、此銀も長左衛門二預、娘召連後家親本和氣村へ参、三年程親甚左衛門にかゝり居申候、其後長左衛門指図ニ而府中村へ借室仕、六年罷在候、其内長左衛門よりはる飯米式石宛府中江付渡シ、其外はる衣類等迄毎年調渡シ被申候御事

③ 一、拾五年^{〔延宝八〕}以前申之正月ニ長左衛門方最早はる成人仕候間、万丁村へ帰り候へと被申候二付、其俣正月末方二万丁村へ罷帰、

表 万町村庄屋・年寄などの一覧

史料番号	年月日	庄屋	年寄	組頭・百姓代・惣代など
I-5-17	慶長18(1613)カ・9・27	(五郎右衛門)		
I-8	明暦2(1656)・8・18	①長左衛門	理兵衛	
I-9-1	寛文2(1662)・5・3	②三右衛門	理兵衛	(五人組頭)半七郎名代次右衛門、藤右衛門、長三郎、清右衛門、惣兵衛、太兵衛、久五郎、加兵衛、次兵衛、吉兵衛
I-19-2	寛文3(1663)・12・9	②三右衛門	利兵衛	次左衛門 六右衛門
I-10-1	寛文5(1665)・8・9	②三右衛門	利兵衛	
I-10-2	寛文4(1664)・5・16	②三右衛門	利兵衛	次左衛門
I-10-3	寛文5(1665)・6・3	②三右衛門	利兵衛	次左衛門 六右衛門 (小百姓)次兵衛、吉兵衛(五人組頭)
I-14	寛文13(1674)・10・9	②長左衛門		惣左衛門 久大夫
絵図1	延宝5(1677)・5	②長左衛門		惣右衛門 久大夫
I-19-9	延宝7(1679)	②長左衛門		
I-19-1	貞享3(1686)・12	②長左衛門		惣左衛門 久大夫
I-20	元禄2(1689)・7	②長左衛門		
I-19-9	元禄5(1692)		十兵衛	久大夫
旧市史	元禄7(1694)・10	③長左衛門		
I-27	元禄7(1694)・11	③長左衛門		
I-28、I-19-8	元禄7(1694)			四右衛門
I-30	元禄10(1697)	③伏屋長左衛門 (大庄屋)		
I-32	元禄14(1701)	③伏屋長左衛門		
I-34	元禄16(1703)		惣左衛門	徳右衛門 (百姓惣代組頭)半兵衛、久左衛門、伝三郎、利右衛門
I-39	享保3(1718)・7・11	(庄屋代・惣左衛門)		
I-42-1	延享元(1744)・12	④伏屋権右衛門	惣左衛門	徳右衛門 (百姓代)弥右衛門、義兵衛
I-44	延享2(1745)・7		惣左衛門	徳右衛門
I-47-1	延享4(1747)・5			(村惣代組頭)義兵衛、久大夫、森右衛門、佐右衛門、十兵衛、徳右衛門[年寄]、惣左衛門[年寄]
I-47-2	延享4(1747)・6		惣左衛門	徳右衛門 (村惣代組頭)新兵衛、十兵衛、宇兵衛、加右衛門、佐右衛門、四兵衛、市右衛門、森右衛門、久大夫、七右衛門、六十郎、義兵衛、次郎左衛門
I-49	宝暦元(1751)・9		惣左衛門	徳右衛門
II-1	宝暦3(1753)・5	④権右衛門	惣左衛門	徳右衛門 (百姓)重兵衛
絵図5	宝暦13(1763)・10	④権右衛門	惣左衛門	
II-9	安永2(1773)	⑤長左衛門		
II-14	安永4(1775)・9・3	⑤伏屋長左衛門		徳右衛門
II-19	天明2(1782)		惣左衛門	
II-20	天明5(1785)・11・18	⑤伏屋長左衛門		時右衛門 (惣代)佐右衛門
II-29-2	寛政2(1790)・5	⑤伏屋長左衛門	惣左衛門	
II-35	寛政3(1791)・3	⑤伏屋長左衛門	惣左衛門	徳右衛門 (百姓代)佐右衛門
絵図4	寛政10(1798)	⑤伏屋長左衛門	惣左衛門	徳右衛門 (百姓代)庄兵衛
II-43	寛政10(1798)・3		惣左衛門	
II-19-8	寛政10(1798)・9	⑥楠太郎	惣左衛門	徳右衛門 (百姓代・組頭)重兵衛、惣次郎
I-19-8	寛政12(1800)	⑥伏屋長左衛門	惣左衛門	徳右衛門
II-46	寛政13(1801)・12			徳右衛門
III-3	文化14(1817)・10・18	⑥伏屋長左衛門	惣左衛門	徳右衛門 (百姓代)十兵衛
III-15	天保10(1839)・7・23	⑦伏屋万知太郎	惣左衛門	徳右衛門 (百姓代)久大夫

注1、『俗色録』、「泉州泉郡内万町村絵図」関係文書〔絵図1〕、「和泉国泉郡万町村絵図」〔絵図4〕、「万町村・浦田村用水溝筋済口絵図」〔絵図5〕(以上、『泉郡万町村旧記『俗色録』』に所収)、『和泉市史』第2巻505～7ページ〔旧市史〕より作成。

注2、庄屋のうち丸番号を付けた方が伏屋長左衛門家である。番号は歴代の当主を示す(名前が変わっても番号が同じであれば同一人物である)。

長左衛門方方小屋かけ致被渡、三年程罷在候、其後天和戊年はる十五二罷成候ニ付、長左衛門差図ニ而、先五郎右衛門伯父六右衛門せかれ養子聳ニいたし、名跡継せ五郎右衛門と申候、此五郎右衛門江田地斗相渡請取申候、其砌長左衛門へ申候ハ、右預ケ申田地作徳拾式之間に勘定銀子入用之算用被致、庄屋共ニ相渡シ被申候様ニと申候へハ、成程勘定いたし、先年之通庄屋共ニ相渡シ可申相延シ被申候、長左衛門ハ親分之儀ニ候へハ、何事も長左衛門指図次第ニ仕置候処、兎式角と我儘申被相延候而迷惑仕候御事

④

一、去々年申之暮より度々催促仕候故、去ル西之三月二日ニ五郎右衛門・兄久太夫・和氣甚左衛門を長左衛門方呼寄、右五郎右衛門作徳之勘定いたし、当年より庄屋役御断申上相渡シ可申旨被申渡、何も悦一段之御心入過分之由申候、則長左衛門女房も其座ニ罷在能聞届被申、一礼申置候、翌日久太夫小右衛門方へ参候而、右之段申断候処、一段之事と被申候、然上ハ夏中ニ家をも建直し遣し可申と重々頼母敷長左衛門被申候、其時和氣村甚左衛門申候ハ、家之儀迄其方御苦勞ニかけ申儀ニ而無之候、私共方請負、此方より合力ニ仕遣し可申と申候へハ、長左衛門成程満足申候由被申候、就中近々立合勘定いたし請取可申と申候処、何角と用事つかひ不得隙候など、被申、又々日数相延候内、追付煩付去年十月死去被申候御事

⑤

一、御公儀様之□□五郎右衛門屋鋪ニ御座候、尤破損など御座候

へハ、五郎右衛門方方修復仕候、長左衛門組之御年貢は尤納所不仕、則長左衛門方ニ御蔵御座候而納所仕候、当村高半分下之村庄屋役親五郎右衛門迄ニ五代相勤来申候、下之村五郎右衛門組之百姓長左衛門組とハ海道堺目わかれ御座候、親五郎右衛門跡田地・庄屋共ニ先長左衛門へ預ケ置申候儀少も紛無御座候、村之惣百姓具ニ存知居候御事

右之通少も偽不申上候、長左衛門養子今長左衛門・実父小右衛門被召出、先祖惣領筋之五郎右衛門名跡相続之儀ニ御座候間、長左衛門預り居候跡識之勘定仕相渡シ被申候様奉願候、庄屋役之儀は先祖方代々勤来候庄屋筋之儀ニ御座候間、御公儀様御慈悲を以庄屋役被為仰付被下候様ニ乍恐奉願候、五郎右衛門跡相続仕候様ニ被為仰付被下候へハ、一門之者共迄生々世々難有可奉存候、以上
元禄七甲戌年十月
万丁村

五郎右衛門 (印)

同女房

同母

同村五郎右衛門兄

久太夫 (印)

松平伊賀守殿御知行所和氣村

五郎右衛門伯父 甚左衛門 (印)

御代官所

【史料3】(I-27、丸番号と傍線は筆者が便宜的に付けた)

乍恐口上

① 一、万町村年寄久大夫と申者、旧冬私共へ申候は、親長左衛門肝煎遣候先五郎右衛門田畑作徳米等之算用仕候様ニと申候ニ付、私共申候は、其段心得かたく候、拾三四年以前五郎右衛門跡へ其方弟入智ニ参候節、諸事勘定いたし、田畑不残其方弟当五郎へもんへ長左衛門方引渡候、其後年久敷罷過、豊嶋権丞様、末吉勘兵衛様、万年長十郎様、御代官様も段々御替り被成候、殊ニ親長左衛門義頓死ニ而も無之、永々相煩申事は無隠候所ニ、今迄何共不申出、何事も不存我々共へ難題被申懸候事難心得、是申候御事

② 一、先五郎右衛門と申者ハ、長左衛門先祖は一家ニ而、万町村之内高式百石計之庄屋役仕候、然所ニ廿五年以前病死仕、其時分^bニ弍歳ニ罷成候娘老人御座候、役目相勤可申様も無御座候故、庄屋役之義ハ其節之御代官豊嶋権丞様方長左衛門へ被仰付、田畑之義ハ年寄久大夫理不尽ニ請込支配仕候処ニ、五郎右衛門後家其外親類共申候は、久大夫ニ田畑之支配致させ候事合点不参候、乍苦勞長左衛門肝煎呉候様ニと色々頼申候、五郎右衛門娘幼少ニ御座候得ハ、不便ニ存、長左衛門肝煎申候、其後五郎右衛門娘成長仕候故、後家親類共ニ長左衛門方合点致させ、親類之内久大夫弟八兵衛と申者五郎右衛門娘と拾三四年以前縁組仕、則八兵衛名を五郎右衛門と替へ申候、其刻長左衛門肝煎遣候田畑等不残当五郎右衛門ニ相渡、勿論田畑宛米は五郎右衛門

御年貢諸役・娘飯米・借銀之利払等ニ毎年差引仕候得共、弥其時分ニ諸年改算用仕相済申□由及承候、其段久大夫弟之事ニ御座候得ハ、明細ニ能可存儀と奉存候御事

(三条目は省略)

右之通段々証拠共御座候、其上先五郎右衛門跡式纔之田畑宛米之員数并借銀之□飯米ニ遣候義、委細は私共方久大夫能存たる儀ニ御座候処ニ、久大夫物工ミにて何角と私共へねたりかけ迷惑仕候、先御代官長谷川六兵衛様へも当二月久大夫方御訴訟申上候処ニ、段々御聞届ケ被遊候而、御□被成候は、長左衛門方五郎右衛門へ田畑相渡候而年久敷罷成、殊長左衛門相果、若年之新平ニ不謂儀申懸候段不届ニ思召候由ニ而、御取上ケ不被成候由、私共へも被仰聞候、然所ニ六兵衛様御替り被成、御領分ニ罷成候ニ付、又候哉徒を申上候、乍恐御慈悲之上被為聞召分被下候ハは難有可奉存候、以上

元禄七年戌十一月

万町村庄屋 長左衛門

同 伯父 小右衛門

御奉行様

史料2・3からは、争論のおおよその経緯を次のように把握できる。

i 寛文一〇年(一六七〇)に「下之村庄屋」五郎右衛門が病死。

残されたのが二歳の娘はると後家だけであったため、「相庄屋」

②長左衛門が五郎右衛門の跡式を預かり、五郎右衛門の庄屋役も勤めることになる(史料2①、史料3②)。翌年、娘と後家は、

「家」(家作か)を売却して後家の親元である和気村甚左衛門宅へ移り、そこに三年ほど、その後府中村の「借室」に六年ほど滞在する(史料2②)。

ii 延宝八年(一六八〇)、はるは万町村に戻り、長左衛門が建てた「小屋」に住む(史料2③)。そして天和二年(一六八二)に、長左衛門の指示で、八兵衛がはるの婿養子となり、五郎右衛門を襲名する。その際、先代五郎右衛門の跡式も引き渡される(史料2③、史料3②)。

iii 元禄六年(一六九三)一〇月に②長左衛門が死去。その直後の翌年二月に、五郎右衛門や久大夫らが、代官長谷川六兵衛に対し、「長左衛門家が、先代五郎右衛門の跡式のうち田畑だけを返し、預けていた間の作徳米(宛米)や庄屋役を引き渡さない」と訴え出る。しかし長谷川は「長左衛門家が五郎右衛門へ田畑を引き渡してから年数が経ち、しかも②長左衛門が死んでから若年の新平(③長左衛門)へ謂われないことを申し掛けるのは不届きだ」として却下する(史料3末尾)。

iv にもかかわらず、土屋家領となったのを契機として、一〇月に再び五郎右衛門・久大夫らは訴訟を行う(史料2)。それに対し、長左衛門と小右衛門は反論書を差し出す(史料3)。

争論の経緯は以上のとおりである。五郎右衛門らの訴えは土屋家のもとでも「一々非分」とされ、長左衛門側の勝訴で決着したようである(1-28)。また同時に、久大夫は年寄役を召し上げられている。

これは、史料3が久大夫に対する反論となっている点を踏まえると、彼が訴訟を主導したことによるものと考えられる。

さて、この争論では、作徳米(宛米)と庄屋役が争点となっているが、ここでは後者の庄屋役の問題に焦点を絞っていくつかの点を指摘しておきたい(28)。

第一に、先代の五郎右衛門が病死する寛文一〇年までの庄屋のあり方についてである。史料2の傍線aとe、さらには史料3の傍線aからは、寛文一〇年までは五郎右衛門家と長左衛門家の二家が庄屋を代々勤めていたこと、街道(堺道であろう、図3参照)を境目として集落を下村(五郎右衛門組)と上村(長左衛門組)とに二分し(29)、五郎右衛門家が下村の住民とその所持地二〇〇石ほどを、長左衛門家が上村の住民とその所持高二五〇石ほどを支配し(30)、それぞれの居屋敷内に「御蔵」(郷蔵)を設けて年貢を徴収するなどしていたことがうかがえる。なお、この点を踏まえれば、先の表の利兵衛については、確実なことはわからないが、先代の五郎右衛門と同一人物か、もしくは五郎右衛門の代人的な存在であったと推定される。

また、右の点と関わって、史料2傍線eの記述をみる限り、村を二分した支配のあり方が寛文一〇年以降もこの元禄七年までは続いていたと考えられる点にも注意しておきたい。この点は、先述の元禄二年までは庄屋居屋敷が二つ(長左衛門屋敷と五郎右衛門屋敷)あったこととも合致しており、長左衛門家が庄屋を独占するようになって、村を二分したあり方は容易に解体しなかったことがうかがえる。

第二に、庄屋役の性格についてである。庄屋役に関して、五郎右衛門側は、例えば史料2傍線bの後半に「五郎右衛門跡式庄屋役・田地財并五郎右衛門組之百姓未進銀帳面諸式不殘預ケ」とあるように、「庄屋役は先代五郎右衛門の跡式のひとつである」と主張している。一方で長左衛門側は、五郎右衛門側の主張を明確に否定する形にはなっていないが、史料3傍線bに「役目相勤可申様も無御座候故、庄屋役之義ハ其節之御代官豊嶋権之丞様方長左衛門へ被仰付」とあることから、「庄屋役は代官の命で預かったのだ」と反論していたと理解される。こうした両者の主張からは、寛文一〇年までの庄屋役が長左衛門家・五郎右衛門家それぞれの家産のひとつであり、かつそれを代官が背後から保障していたという実態がうかがえよう³¹⁾。

にもかかわらず、先代五郎右衛門の病死を契機として長左衛門家が庄屋を独占するようになったのであるが、一方で家産としての根強い認識が、村を二分した支配のあり方の継続とも結びついて、五郎右衛門らの訴願を導くひとつの要因となったといえよう。

第三に、長左衛門家と五郎右衛門家との関係についてである。史料2傍線bには、五郎右衛門の死後、「一門之者共」が相談し、そこで長左衛門の主張により、彼が「我等先祖之惣領筋」である五郎右衛門の跡式を預かることになったと記されている。また傍線cには、「一門相談之上」で五郎右衛門家の家作を売却し、その代銀も長左衛門が預かることになったとある。一方史料3では、傍線aに「五郎右衛門と申者ハ、長左衛門先祖は一家」とあり、傍線bの後半では、史料2

傍線bと同じ場面について、五郎右衛門の後家や親戚に頼まれて、長左衛門が肝煎りすることになったと記されている。これらのことから、長左衛門家と五郎右衛門家が「一門」として密接な関係をもっていたことがうかがえる。

さらに史料2傍線dからは、年寄久大夫の弟である訴人五郎右衛門（八兵衛）が、先代五郎右衛門の伯父六右衛門の息子でもあったことが知られる。先の表によれば、六右衛門も年寄を勤めており、六右衛門（久大夫）家は年寄を世襲的に勤める家であったことがわかるが、史料3傍線bに「五郎右衛門の田畑を久大夫が理不尽に請け込もうとした」とある点、そして何よりもこの家から五郎右衛門家の後継者が選ばれている点も勘案すると、この年寄六右衛門（久大夫）家も一門に含まれる家であったと想定される³²⁾。

以上のことを踏まえれば、一七世紀の庄屋のあり方とその転換を次のようにまとめることができよう。

一七世紀の万町村では、村を二分する形、すなわち下村（五郎右衛門組）と上村（長左衛門組）という形のなかで五郎右衛門家と長左衛門家が家産として庄屋役を勤めていた³³⁾。また、一門で村役人をほぼ独占し、密接な関係をもって村運営を行っていた。こうしたあり方に転機が訪れたのは、寛文一〇年（一六七〇）である。五郎右衛門の病死を直接の契機として長左衛門家が庄屋役を独占することになっていくのである。ただし、この段階では村を二分したあり方はなお継続しており、そのため、庄屋役を家産とする五郎右衛門家の認識とも相

俟って、元禄七年（一六九四）に五郎右衛門家と長左衛門家との間で争論となるが、これに勝訴したことにより、長左衛門家の庄屋独占が確立していくことになったと考えられる。こうして郷蔵も一ヶ所に統合され、村を二分したあり方は解消されることになったのであろう。

（3）一七世紀後半～一八世紀の長左衛門家

そのうえで、一七世紀後半から一八世紀にかけての長左衛門家をめぐる家関係を少しだけみておきたい。図4は「過去帳」⁽³⁴⁾から復元した長左衛門家の系図である。この「過去帳」は、『俗邑録』の編者である⑤長左衛門政芳によつて新調されたものと考えられ、二〇世紀中ごろまで使用されていたようであるが、図には⑦長左衛門磯芳の代までを示した（ただし一部省略している）。

この図からまず注目できるのは、二重線を引いた、①長左衛門重正の次男小右衛門安總^{やすむね}から始まる分家（別家、支家）との関係である。この家からは、本家長左衛門家へ養子として、③長左衛門重栄（小右衛門の次男）と④権右衛門安貞（権右衛門安直の長男）が供給されている。ただし、この家は天明五年（一七八五）に素狄が堺へ引越したことにより絶家（「株消」となっている（II-19））。

また、下線を引いた①長左衛門の三男三五郎は、万治元年（一六五八）に一五歳で河州丹南郡日置庄西村の吉村家の養子となり（I-7）、五郎右衛門正近を名乗るが、一八世紀半ばには彼の曾孫のうち次男が⑤長左衛門政芳に、三男が分家の素狄となっている。

さらに、波線を引いて示しているが、本家長左衛門家や分家が、池田谷の南に位置する横山谷坪井村の澤家と代々婚姻関係を結んでいたことも注目される⁽³⁵⁾。

澤家の史料などによれば、延宝八年（一六八〇）に坪井村久太夫・三右衛門・万町村小右衛門は共同で、村の年貢を未進した国分村庄屋三郎右衛門の田地四一石余（三町余）を代銀四貫六五〇目で買得している（ただし一〇年季の本銀返し）⁽³⁶⁾。また、天和元年（一六八一）には、坪井村久太夫と万町村小右衛門が共同で、国分村甚兵衛の田地を銀四〇〇目で庄屋三郎右衛門を介して買得している（ただし、無年季の本銀返し）⁽³⁷⁾。さらに享保七年（一七二一）には、③伏屋長左衛門から河合織部⁽³⁸⁾・吉村五郎右衛門・澤久太夫へ、長左衛門家の万町村・浦田村・伏屋新田の所持地二一〇石余が代銀五七貫目で譲り渡されている（ただし、五年季の本銀返し）⁽³⁹⁾。このうち伏屋新田については、享保一二年（一七二五）に丸ごと澤家へ正式に譲られたようである⁽⁴⁰⁾。

これらのことから、一七世紀後半以降の長左衛門家が別家あるいは他村の吉村家や澤家と密接な関係を持ちながら存立していたことがうかがえるが、一方で一門であった五郎右衛門家や久大夫家との特別な関係は確認できず、途絶してしまっている。

以上のように、伏屋長左衛門家の展開には一七世紀後半に大きな画期があり、それは庄屋の独占、さらには一門の解体と新たな家関係の成立を内容とするものであった。以下では、こうした長左衛門家の画

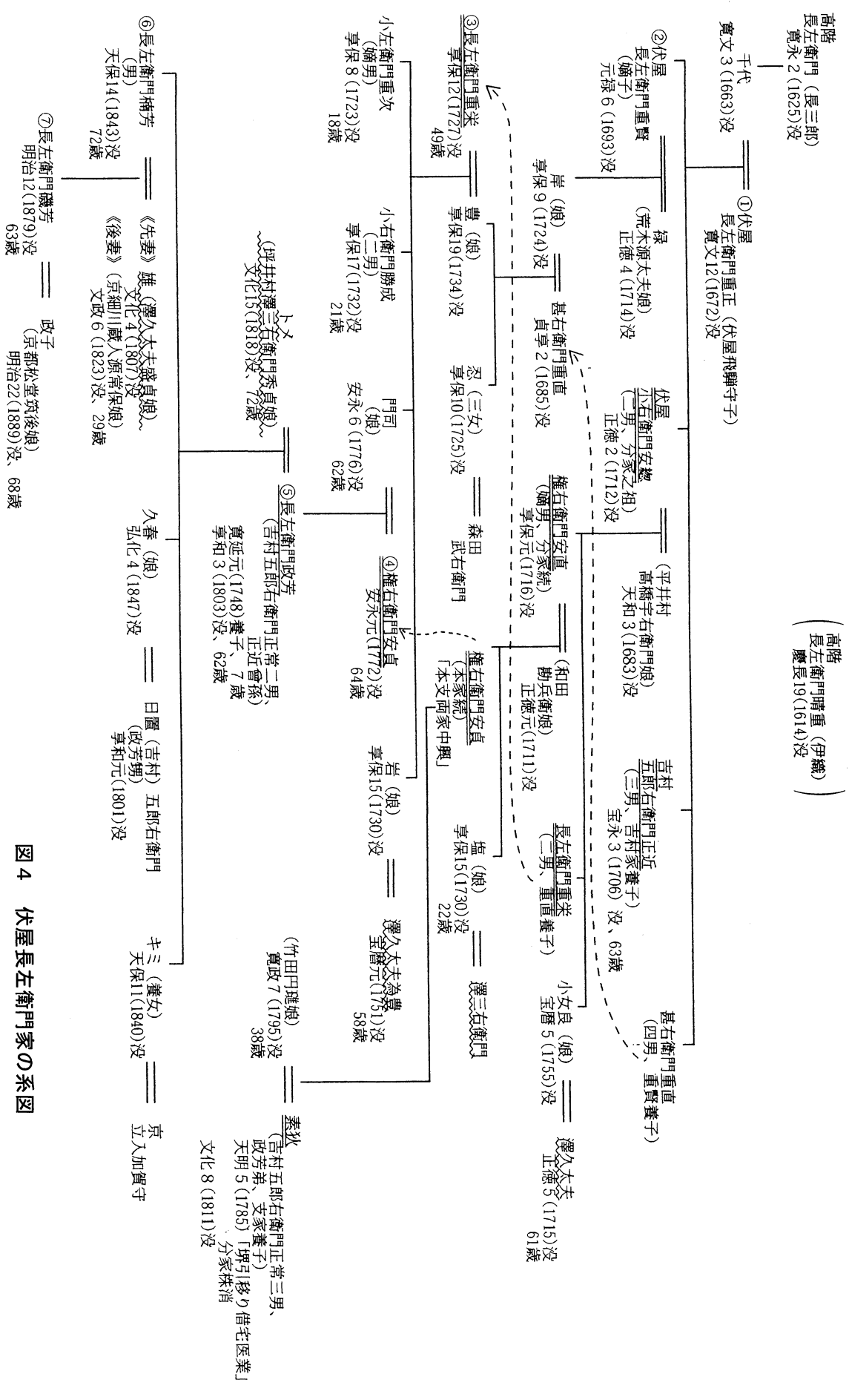


図4 伏屋長左衛門家の系図

注、「過去帳」より作成。ただし、長左衛門磯芳までを対象とした。また、一部省略した部分、あるいは『俗邑録』から補足した部分がある。丸番号は表と対応させている。

期の背景や村との関係について検討を進めていくことにしたい。

三 山の開発と村内外との対立

(1) 山の開発と池田下村との対立

本節では、一七世紀の山の開発をめぐる動向をみたい。次に掲げるのは、万町村の庄屋①長左衛門と理兵衛が差し出した願書である。

【史料4】(I-8、「」は政芳による注記、ゴシックは朱書、傍線は筆者が便宜的に付けた)

「下代田地ノ事二付、下村之御支配御代官森屋勝右衛門様へ願上候書付之写し」

乍恐御訴訟

一、泉州御代官所池田谷之内、下村之田地之内、高拾八石八斗余之所を、豊嶋十左衛門殿御下万町村と申所より出作仕候を、下村より年々高免ニわりかけ被申、御年貢御納所仕兼迷惑仕候付、去年ハ御毛見之御衆様へ御理り申上、立毛御覽被成御見取被為仰付有難奉存候、此田地場所万町村之野すへ下村之荒地之うちいかにも悪所ニ而御座候、田地之場所立毛御覽被為分、御下札ニ御内意頂戴仕度奉存候御事

一、去年も御年貢四石被仰付、無相違御納所仕上申候、其外御公儀御役儀等ハ高かゝり丈双方へ銀子ニ而相勤申候、外ニ村之私用として米壺石取被申候処、拾八石余ニ米壺石と申事ハ大分

之様奉存候へ共、為出作兎角申上儀いか奉存、相立申候御事
一、下村方件之御訴訟申上儀不謂様ニ被存、何角と申上候は、則彼田地無異儀かへし可申候間、下村へ被為 仰付被下候御事
右之旨御慈悲を以被為 御聞召分被 仰付被下候は、有難可奉存候

申ノ八月十八日

万町村 庄屋長左衛門

「考、正保元年と被存候」

同 理兵衛

森屋勝右衛門様

願書の内容をみる前に作成年と宛先を確認しておきたい。作成年については、末尾の注記で政芳は申年を正保元年(一六四四)と推定しているが、その根拠は定かではない。むしろ一条目の傍線aに「豊嶋十左衛門殿御下万町村」とあり、豊嶋十左衛門が万町村の代官を勤めたのが慶安元年(一六四八)〜万治三年(一六六〇)である(I-3)ことからすると、明暦二年(一六五六)と考えるのが妥当であろう。

一方、宛先の森屋勝右衛門については、冒頭の注記で政芳は幕領池田下村の支配代官であると記している。これは、後述するように、この願書が池田下村領内の万町村出作地に関わるものである点を踏まえた理解であるが、明暦二年当時の池田下村の代官は中坊長兵衛であつて(4)、こちらも正確ではない。しかしながら、これ以上のことはわからないので、森屋を中坊長兵衛配下の者と一応は推定しておきたい。

さて、この願書で対象となっているのは、一条目の傍線aにあるように、池田下村領内の万町村出作地一八石八斗余である。二条目から

は、この出作地では、池田下村に対して年貢米、「御公儀御役儀」（ただし高掛かりのみ）、「村之私用」（村入用）を負担していたことがわかる⁴²。願書では、こうした出作地について、一条目の傍線dにあるように、田地の場所や稲の様子を検分し、下札（免定）に年貢減免の内意を記すよう求めているのであるが、さらに次の二点を指摘しておきたい。

第一に、この出作地の性格についてである。一条目の傍線cでは、出作地の場所を「万町村の野末、池田下村の荒地の内いかにも悪所」と表現している。また、後述の寛文期の村内対立に関する史料からは、この場所が「その山新開」とも呼ばれていたこと（I-9）、図3でみた金塚谷あたりにあったこと（I-10-3）もうかがえる。これらのことから、この出作地は、一七世紀中ごろまでに万町村からの開発が池田下村の荒地（図3の金塚谷の先）に進行し、高請けしたものであったと考えられる。なお、図1でいえば、「出作推定地」としたあたりになると思われる。

第二に、この出願の背景についてである。一条目の傍線bと二条目の冒頭からは、毎年の池田下村からの高免な年貢賦課に対して万町村が反発し、昨年には「御毛見之御衆様」へ願い出て検見をうけ、「見取」が仰せ付けられた結果、四石の年貢を池田下村へ納めたことが知られる。また三条目では「この訴訟に池田下村が反発するならば、出作地を返却する」とも述べている。これらのことから、出願の背景に、万町村と池田下村との間で出作地の年貢率をめぐる対立する状

況があったことがわかる。さらに付け加えれば、二条目後半で村入用についても「一八石余に米一石とは「大分之様」に感じられる」と記しており、村入用負担においても潜在的な対立があったことがうかがえる。

右のうち、ひとつめの出作地の性格について、長左衛門家の位置に留意しながら、さらにいくつかの史料を検討しよう。

池田下村の承応元年（一六五二）一月八日の「辰年免割名寄帳」⁴³には、「高拾八石八斗四升弍合（印） 長左衛門（印） 取拾石七斗四升（印） 五ツ七分」という記述がある。石高などからみて、これが万町村出作地に該当することは間違いない。年貢高一〇石余、年貢率五七パーセントとある点からは、先の対立がこの年貢率をめぐるものであったことがうかがえるが、さらに名請人が長左衛門となっている点は、出作地が長左衛門家の主導で開発されたことを示していると考えられる。一方、寛文期の村内対立に際しての訴状（I-10-1）には、「他領下村と申所之田地高拾八石余、万町村地下中として出作仕候」と記されている。「地下中として出作」という表現をどう理解するか難しいが、万町村の百姓の一定数が出作地に関わっていたことを示すものと理解しておきたい。

また、史料4の政芳の注記に「下代田地ノ事」とある点を踏まえれば、次に掲げる二つの証文も出作地に関わるものとして把握できる。

【史料5】（I-46、「」は政芳の注記、ゴシックは朱書）

「前 下も代水口物之書付」

一札之事

「但、往古ハ段々田落シニ水入申所、普請致し候而、夫々へ水口ヲ付ケ申事ニ候、当時ハ右水口と可謂溝田之様成もの有之事」

一、池田下村高之内我々入作字下代之儀は、往古は其元先祖御所持ニ候処、相對を以外之支配ニ被成候、其節右之謂ヲ以、一口ニ米三升ツ、永々其持主方其元へ相納来り申所相違無之候、右往古方之相定之通年々無相乱相渡し可申候、我々方外江譲り渡候義有之候共、右之趣申送り永々違乱致し申間敷候、為其一札仍而如件

延享三年寅五月

徳右衛門 印

久大夫 印

義兵衛 印

市右衛門 印

権右衛門殿

一、米九升 是八年々下作人九郎三郎方納候 久大夫 印

一、同三升 義兵衛方譲り 義兵衛 印

一、同六升 喜三右衛門 印

一、同三升 徳右衛門 印

一、同三升 市右衛門 印

【史料6】(II-4、「」は政芳の注記、ゴシックは朱書)

証文之事

「下も代田地之事 下代あまが池上田九畝五歩・高巻石五斗五升八合三勺

之株也」

一、池田下村御帳面之内下代田地、先年方私方江小作仕、則池田下村之帳面ニも私名前ニ而引請致支配、御年貢・諸役等不殘相勤、毎年作徳米四斗ツ、日損水損風損共ニ不差構相渡申約束ニて、是迄も無滞相渡申候、以来猶又右之通ニ永々無滞相渡可申候、万一不埒之義候ハは、右之田地其元御名前ニ帳面被成候而、如何様共御勝手能様御心任シ可被成候、其時少シも違乱申間敷候、為後日証文仍如件

宝曆三年酉十一月

万町村 市右衛門 印

権右衛門殿

史料5は、延享三年(一七四五)五月に徳右衛門ほか三人から④権右衛門へ差し出された一札である。差出人の四人はいずれも当時万町村の年寄や組頭であった人物である(表参照)。史料6は、宝曆三年(一七五三)十一月に、史料5の差出人の一人でもあった市右衛門から④権右衛門へ差し出された証文である。どちらについても作成の理由・背景は不明であるが、ここからは次のような一八世紀半ばにおける池田下村領の万町村出作地(下代田地)の状況が明らかになる。すなわち、(i)長左衛門家が地主として存在し、その下に小作人が四人(徳右衛門・久大夫・義兵衛「喜三右衛門」・市右衛門)いること、(ii)「往古」は長左衛門家の所持地(名請地)であったが、現在は四人の小作人が「池田下村之帳面」(検地帳)に名請人として登録され、彼らが池田下村に対し年貢・諸役を勤めていること、(iii)同

時に小作人は、長左衛門家に対し、毎年作徳米と水口米（一水口につき米三升ずつ）を負担していること、(iv)小作人が独自に土地を譲渡することも可能であったこと、である。また、史料5の末尾に「久大夫分の水口米は下作人九郎三郎から納める」とある点からは、小作人の下に下作人がいたこともうかがえる。こうした特殊な地主—小作関係には、開発のあり方が反映されているものと考えられる。

以上の断片的な事実から勘案すると、池田下村領内の出作地一八石八斗余は、長左衛門家が主導して溜池や耕地の基礎的な造成を行い、小作人個々が耕地を整備するという形で開発が進められたと想定される。後者の点が、小作人の土地に対する強い権限を生み出し、彼らが名請人となることに結びついていった一方で、前者の点が名請人ではなく、万町村の百姓の一定数が小作人あるいは下作人として耕作を行うことになったと考えられる。

(2) 出作地をめぐる村内対立

万町村では、寛文二年（一六六二）に利右衛門という者が、長八郎（利右衛門の倅）や忠三郎とともに、「古来方一（註）そん引ノ事并そわの山新開の儀」について訴訟をおこし、争論となった（I—9）。その経過の詳細は不明であるが、利右衛門らは、最初は支配代官（豊嶋権之丞）、次に京・伏見・大坂において郡代の小出越中・水野石見、さ

らには江戸と訴訟を繰り返して、争論は寛文五〜六年（一六六五〜六）ころまで続くことになったようである（I—10—1・4）。ここでは、この争論を取り上げることにはしたが、まずは争論の性格に関して次の二点を押さえておきたい。

第一に、利右衛門らが問題にしていたのは、あくまで庄屋個人の不法行為であった点である。『俗邑録』には、争論の発端となった利右衛門らの訴状は掲載されていないが、寛文五年八月九日に江戸へ差し出した訴状は（I—10—1）、庄屋利兵衛と②三右衛門の行為を訴える内容になっているのである。

第二に、そのような利右衛門らの訴願に対し、庄屋は「村中」として結束を固めて対峙した点である。それを示すのが、寛文二年五月三日に庄屋三右衛門・理兵衛、年寄次左衛門・六右衛門、五人組頭一〇人の連名で作成された「定之事」（I—9）であり、例えば一条目には「同村利右衛門と村中出入仕出し申候、利右衛門方ハ忠三郎・長八郎、右三人迄二候、村中不残一同仕候上、以来いかの事候とも村中のきハめ有違間敷候」と規定されている。こうして争論は、利右衛門らと村中との対立という構図になったのである⁴⁵⁰。

それでは争点について具体的にみていくことにしよう。次に掲げるのは、寛文四年（一六六四）五月一六日に代官へ差し出された、利右衛門側の主張に対する村側の反論書である。

【史料7】（I—10—2、『』は筆者が便宜的に付けた）

乍恐返答

一、『利右衛門田地岸之上と申所、半分万町村方押領仕候』由利右衛門申上候、毛頭左様ニ而ハ無御座候、此田地ハ中坊美作守様御代官所下村之出作高拾八石余御座候、此内之田地ニ而御座候を、岸之上之田地利右衛門一畝町ニ仕置候故、万町村帳面之内と存候処、出作之田地反歩詰り、其上日損所ニ御座候故、年々迷惑仕、去々年下村へ返し申候、其時下村方拾八石余之田地かぶくを相改申候刻、岸之上利右衛門田地三畝三分下村之帳面之由にてあせを付ケ、下村江取上ケ申候事

一、岸之上田地、下村之領内十八石余之内ニ而御座候上ハ、年々利右衛門押領仕居申候間、其年数を改、『米を出し申様ニ』と村中申候得とも、承引不仕、剩『岸之上之田地村中申領仕、私ニ検地ヲ打申候』など、利右衛門以外之偽を申上候、あぜを付ケ畝積り仕候義、下村江御尋被為成可被下候御事

一、右出作十八石余之田地反歩詰り申候所を、下村方三畝三步改出し、其後隣郷之庄屋中あいさつ与申、万町村ニ只今ハ作仕候御事

一、『万町村二片桐市正様御検地帳御座候』由利右衛門申上候、毛頭左様ニ而無御座候、池田谷之内村数十五村高五千石斗之所、両御代官所御座候内、一村ニても市正様御判之帳ハ無御座候、其段利右衛門乍存難題を申かけ迷惑仕候、御検地帳之写之よしニ而、其刻之御代官森嶋長以様方御渡し被成候、其帳面を以大小之百姓立合、年々御公儀様ヲ相勤埒明申候所、『万町村之

高四百五拾五石三斗四升八合之内、五拾三石式斗式升四合荒と名付ケ、御公儀様を掠申候』由利右衛門言上仕候、其段ハ利右衛門申上候通に御検地被為成被下候ハ、明細ニ知レ可申儀ニ奉存候、以上

寛文四年辰五月十六日

万町村庄屋 利兵衛

同 庄や 三右衛門

年寄 次左衛門

村中

御代官様

右のうち一三條目は「利右衛門の岸之上の田地半分を万町村が押領した」という利右衛門側の主張、四条目は「万町村に「片桐市正様御検地帳」（慶長検地帳）があるにもかかわらず見せない」、さらには「荒」と公儀を謀った五三石余の隠田がある」との主張に対する反論となっている⁴⁰⁰。このうち利右衛門家個人の利害に直結する前者の主張こそが訴願の直接的な理由であったと考えられるが、先述した争論の性格（利右衛門らは庄屋個人の行為を問題にしていた点）に留意しながら一三條目を整理すると、争論に至る経緯を次のように把握することができる。

i 問題となっている岸之上の田地とは、長左衛門家主導の開發に隣接・併行して、利右衛門家が開發した六畝余の田地であったようである。そして、先述のとおり長左衛門家主導の開發地が池田下村領として一八石余を高請けし、長左衛門家の名請地になった

のに対し、利右衛門家の開発地については、すべてが万町村領（「万町村帳面之内」）の利右衛門家の名請地であると、庄屋も利右衛門家も当初は認識していた。

ii これに転機が訪れたのが寛文二年である。この年、「反歩詰り」や「日損所」を理由に、庄屋は出作地を池田下村へ返すことにする。これをうけて池田下村は一八石余の田地の改めを行うが、その際岸の上の利右衛門田地のうち三畝三步を池田下村領（一八石余の内）だとして取り上げてしまう（以上、一条目）。

iii こうした池田下村の動きに対し、庄屋は取り上げを容認するとともに、これまで利右衛門が一八石の内の一部を押領していたとして、未納の年貢米などの支払いを要求する（二条目）。さらに、再び万町村で耕作することになった際には、出作地に取り込んでしまう（三条目）。

iv 一方で、利右衛門にとっては名請地を取り上げられたうえに、年貢米などの負担を新たに強要されることにもなった。また再び万町村で耕作するようになって、三畝三步分はおそらく三右衛門（長左衛門家）の小作人に位置付けられることになったと想定される。こうして年貢米などの支払いを拒否するとともに、「岸之上の田地を庄屋が押領し、私的に検地を行った」と訴えるに至ったのである（二条目）。

以上の経緯から次の点に注目しておきたい。

第一に、寛文二年に庄屋が出作地一八石余を池田下村へ返そうとし

たことが争論の出発点となっている点である。この行為は、長左衛門家にとっては開発を主導した土地の所持権の放棄であり、さらに三条目の「万町村ニ只今ハ作仕候」という表現などから考えると、万町村の小作人や下作人による耕作までも放棄しようとするものであったと理解されるが、長左衛門家を含む庄屋がこのようなことを本堂に行おうとしていたとは考えにくいのではないか。むしろ「反歩詰り」や「日損」、さらにはそれらとも関連して先述の年貢をめぐる対立といった状況があるなかで、これを通して池田下村から何らかの譲歩を引き出し、出作地の生産条件の改善をはかろうとした点に、その目的があったと理解しておきたい。

第二に、そうして得られた成果のひとつが、池田下村による岸之上の利右衛門田地三畝三步の取り上げであったという点である。だからこそ、これに対して庄屋が抵抗した形跡が少なくとも史料7からはみえないのであり、加えて年貢米の負担を要求したり、再び万町村の出作地となった際にはそこに取り込んでしまうことにもなったと考えられる。さらに付け加えれば、出作地の生産条件の改善という点で長左衛門家と小作人・下作人が利害を共有しえたが故に、利右衛門らの訴願に対し庄屋は村中として対抗することが可能になったといえよう。

なお、四条目では、利右衛門のもうひとつの主張に対し、「池田谷の村むらには「市正様御判之帳」（慶長検地の本帳）はない、写帳によつて年貢などを勤めている」としたうえで、隠田の疑いについては「検地をすれば明白」と反論している。

ところで、出作地をめぐっては、寛文五年（一六六五）六月に新たな争点が付け加わったようである。それを示すのが、次の「口書覚」である。

【史料8】（I-10-3、『』は筆者が便宜的に付けた）

別通 万町村 利兵衛 次左衛門 吉兵衛 口書覚
三右衛門 六右衛門 次兵衛

一、『金塚谷之田地ハ下村之領内ニ紛無御座候得とも、右ニ拾八石之田地改出し之時、下村方改出し不申候、其故ハ拾八石之池床之替りに残し置申候間、拾八石其田地下村へ返し申候は、金塚谷も十八石と一所ニ返し候へ』と下村方申かけ候、其刻他領わだ村清大夫・三林村伊左衛門・平井村市大夫噯ニ被出、金塚谷ヲ見分被申、『いかにも下村ノ領内ニ紛無御座候間、万町村ノ申分立申間敷』由被申候得とも、『此所万町村之帳面も少御座候間、返し申事迷惑仕候』よし万町村方達而申候へとも、『右拾八石も万町村之帳面ニて候得とも、下村之領内故、下村へ年貢つとめ申上ハ、万町村之申分申立申間敷』よし噯衆被申候、其段尤ニ存、無是非下村江返し申筈ニ御座候所ニ、『此田只今迄之通ニ利右衛門作いたし、向後は下村へ米式石ツ、相立申度』由利右衛門申候ヲ、又噯衆方被申候ハ、『下村へ相立候式石之米万町村江請取、出作十八石ノ池之修理いたし候ハは、日損も仕間敷』由と申候ニ付、其通に仕埒明申候、出作十八石田地下村江返し申候も、日損を迷惑いたしかへし申儀ニ御座候、向後

池之修理ぶち式石ツ、御座候上ハ、先規のことく拾八石之田地も万町村ニ作仕筈ニ相済シ申候、只今利右衛門式石之米出し不申、又下村方ハ『池ぶち有之上、此方方池之修理いたし遣し可申様無之』よし申ニ付、田地日損いたし迷惑仕候

（二条目は省略）

寛文五年巳ノ六月三日

万町村庄や 利兵衛
同 庄屋 三右衛門

年寄 次左衛門

同 六右衛門

小百姓 次兵衛

同 吉兵衛

連印

御代官様

右の「口書覚」は万町村の庄屋・年寄・小百姓から代官へ差し出されたものであり、一条目には金塚谷の田地をめぐる動向が記されているが、そこからは次のような経緯を把握することができる。

i ここで問題となっている金塚谷の田地とは、先述の岸之上の田地と同じく、出作地一八石余に隣接した利右衛門家の開発地であり、ここについても当初は万町村領の利右衛門家の所持地と庄屋も利右衛門家も認識していたようである。

ii とところが寛文二年に万町村が出作地を返し、池田下村が改めを行つた際、池田下村はこの金塚谷の利右衛門田地についても一八

石の池床にする土地だとして返却を要求する。万町村は反発するが、噯衆は金塚谷を見分し、池田下村領と裁定する。

iii それでも万町村は「万町村之帳面」（検地帳）に記載された土地も少しはあるので（万町村領であり）、池田下村へ返すのは迷惑」と主張するが、噯衆は「一八石についても「万町村之帳面」に記載があるが⁽⁴⁸⁾、池田下村領内であるため池田下村へ年貢を納めてきており、万町村の主張は成り立たない」として却下する。これにより万町村は池田下村へ返すことにする。

iv そうしたところ、利右衛門が、池田下村へ米二石を支払うことで耕作の継続を願う。これをうけ、噯衆は二石を万町村が受け取り、出作地の池の修理扶持にすることを提案。こうして万町村が出作地を再び耕作することになる。

v とところが利右衛門が二石を払わず、また池田下村も池の修理を拒否したため、田地は日損することになる。

以上の経緯からここでは次の点に注目しておきたい。

第一に、この金塚谷の利右衛門田地の問題も、万町村の庄屋が池田下村へ出作地一八石余を返そうとしたことを出発点としている点である。ただし、ここでは、池田下村が利右衛門の田地を取り上げようとしたのに対し、当初万町村の庄屋はかなり反発したようである。こうした対応は、先述の岸之上の利右衛門田地の場合とは大きく異なると思われるが、その理由は不明である⁽⁴⁹⁾。

第二に、池田下村の取り上げに対し利右衛門が二石の負担を見返り

として耕作の継続を求めたことや噯衆のとりなしにより、結果として金塚谷の利右衛門田地は一八石余の池の修理料を賄う田地となった点である。岸之上の利右衛門田地の取り込みとあわせて、こうした生産条件の改善を経て一八石余は再び万町村の出作地となっていたのであった。

第三に、ここでは利右衛門が池の修理扶持二石を支払わないことが問題にされている点である。しかも利右衛門側の訴えに反論するといふ形にはなっていない点、史料7で明らかかなように、寛文四年段階まではこの問題が争点にあがっていない点をあわせ考えると、この史料8によつて庄屋（村）側から表面化した問題であったと理解される。おそらく、利右衛門も金塚谷の田地については出作地一八石余の内であることを認めて、池の修理扶持の負担に合意したにもかかわらず、岸之上の田地をめぐつて庄屋と対立するなかでそれを納めなかつたため、この寛文五年になつて庄屋（村）側から問題が浮上することになったのであろう。ただし、これをうけて利右衛門側は、同年八月の訴状（I—10—1）に「右金塚谷と申田地ハ、私先祖相伝ニ而御検地請之田地ニて御座候所、他領出作之池床と申かけ、取上ケ可申と難題ヲ申かけ候儀、何とも迷惑仕候事」とあるように、庄屋の不法行為のひとつとして反発するに至つたようである。

なお、この寛文五年八月の訴状では、これまでみてきた問題に加え、年に二・三度村で集めて公儀へ上納する「かけ銭」（詳細不明）や「口米代銀」に関する庄屋の不法行為も訴えており、寛文五年にな

って争点が拡大しつつあったことがうかがえるが、詳しいことはわからない。

また、争論の結果についてもはっきりしたことはわからないが、⑤長左衛門政芳の覚書（I—10—4）に「右ハ寛文五八月ニ江戸表罷出願出候故、御代官豊嶋様へ申来り、尚又御吟味被成候所、庄や・年寄・村中申上候通之事ニ而、利右衛門・長八郎非分ニ相成候」とあることから、庄屋（村）側の勝訴で終結したと考えられる。ただし、利右衛門らの願いをうけ、万町村と池田下村において異例の検地（寛文検地）が勘定役彦坂平九郎と堺町奉行水野伊予守によって行われている。その背景には、利右衛門らが訴えた隠田の疑いに加えて、万町村だけでなく池田下村でも検地が行われたことを考えると、争点となった場所を中心として両村の村境が不明確であった点もあったと思われる⁵⁰⁾。

(3) 小括

本節で述べてきたことを、前節の長左衛門家の展開を念頭に置きながら、小括しておきたい。

池田下村領にある万町村出作地一八石余は、一七世紀半ばまでに、長左衛門家主導の比較的大規模な山の開発によって成立したものであり、ここで万町村の百姓は、耕地を整備して小作人となるか、あるいは下作人となることによって耕作を行っていたと考えられる。こうした出作地の開発は、池田下村において、同時期に「自立を果した小

農が小規模かつ蚕食状に開発」を進めた結果、寛文検地で「開」として一一七石余（二〇町余）が新たに高請地化された点を踏まえれば⁵¹⁾、小経営の家の開発欲求と結びついたものと把握することもできる。

また出作地では、一七世紀半ばに村内外との間で対立がおこっていた。池田下村とは年貢率をめぐる対立し、そのなかで庄屋長左衛門と利兵衛は代官へ検見を出願するなどしていた。また寛文二年には、同様の状況を背景として、おそらく生産条件の改善のために、庄屋は出作地を池田下村へ返そうとするが、そこでは池田下村が岸之上の利右衛門田地を取り込もうとしたのを庄屋が容認し、年貢の負担までを求め、さらには再び万町村の出作地となった際にはそこに吸収してしまつたことにより、利右衛門との間で争論となつた。この争論では、利右衛門の金塚谷の田地が負担する池扶持料をめぐるも対立することになった。このようにみえてくると、庄屋が出作地の生産条件の向上をはかるなかで、村内外との対立が生じていたことがうかがえるが、それは、利右衛門の訴訟に対して「村中」として対抗できた点に示されているように、開発人の長左衛門家と耕作者（万町村の百姓）の共通利害に基づく行動であつたと理解できよう。

さらに付け加えると、この出作地に関わる史料が『俗邑録』における長左衛門家の初見である。このことは出作地が長左衛門家の展開にとって大きな意味をもつたことを示していると思われる。

以上のことを踏まえると、出作地をめぐる動向は、二人の庄屋が共同で対応する側面をもちつつも、とくに長左衛門家の万町村における

求心力を高めることにつながっていったと考えられるのではなからうか。そしてそれが長左衛門家による庄屋独占のひとつの素地になったといえよう⁽⁵²⁾。

四 座と村秩序

(1) 一七世紀の座

万町村では、村の共同性の中心に、氏神権現あるいは小寺を場とする座があったと考えられる。本節では、この座と村秩序、およびそれらと長左衛門家との関係について検討したい。

まず一七世紀の座をみよう。次に掲げるのは、貞享三年（一六八六）一二月の「仲ヶ間一札之事」である。

【史料9】（I-19-1、「」は政芳の注記、ゴシックは朱書）

「貞享三寅年村座儀之事二付書付、座方倉箱二有り、写し置
座之字可用事」

仲ヶ間一札之事

一、年寄成之米、壹年ニ壹石宛壹人方出し候を、来卯辰巳午四年之内本座衆割符可仕候、未年方本座・南座共割賦可仕候、但本座・南座之年寄なり年かさたるへき事

一、本座左、南座右たるへき事

但長者家は庄屋役不勤申候而も惣座上也、長者別家は御高格、庄屋之次たるへき事

一、座役付之儀、銀五匁五分ニ定候事

一、正月朔日より十六日迄座役酒五升役者より取替出し置、重而支配ニ打可申事

一、同年之者生シ日相知れたるハ各別、不分明成は、御鬮取候而、上座・下座可極事

右之条々相定、本座・南座一所成互判形之上申分有之間敷候、以上

貞享三年寅十二月日 「貞享三之頃之宗門帳前後引合見候而年齢記し置」

「当年方天明六年迄百壹年ニ成ル」

長者庄屋 「名乗重賢、宗樹小右衛門之兄也」

長左衛門印 当役四十九才之節

年寄

久大夫 印 「当役三十九才之節」

年寄

惣左衛門印 「当役三十三才之節」

法齊 印 「一老、寅年二七十二才、嘉右衛門先祖
祖」

玄齊 印 「六十八才 曲右衛門先祖
七右衛門先祖
七右衛門先祖
七右衛門先祖」

清右衛門印 「六十五才 半右衛門先祖
六十郎」

道空 印 「六十才 今ノ徳右衛門先祖」

長兵衛同 「五拾九才 市郎兵衛・次郎右衛門先

組

藤右衛門同「六十才 宇兵衛兄弟分家敷、
宗門帳面二而年二つも相違様子有之事敷」

新左衛門同「五十八才 新兵衛先祖敷」

弥右衛門同「五十口才 絶株弥右衛門先祖」

惣兵衛 同「五十八才 惣右衛門先祖
宗門帳年きつ相違様子有之事敷」

忠右衛門同「五十六才 五左衛門先祖」

太左衛門同「五十四才」

喜左衛門同「五十才 治兵衛先祖」

吉左衛門同「五十一才」

この一札には難解な部分もあるうえに、『俗邑録』からはこれに直接関連する史料も見出せないのです、すべてを理解しえたわけではないが、ここから以下の点を指摘しておきたい。

ひとつは、末尾に記されているように、この一札が本座と南座を「一所」にした際の取り決めだという点である。本座と南座それぞれの性格やこれ以前の相互の関係などについてはまったく未詳であるが⁽⁵³⁾、万町村の座にとってこの貞享三年はひとつの大きな画期であったと考えられよう。

ふたつめに、座儀についてである。四条目からは、正月一日〜一六日に「座役酒」五升を「役者」が振る舞うことになっていたことがわかる（ただし、費用は役者が立て替え、後で「支配」（村入用か）に計上するとされている）。かなり後年ではあるが、『俗邑録』の「寛

政十二庚申年正月四日座振舞、田人（⑤長左衛門政芳）当番二付此方二而勤ル」（II-45）という記述からは、役者は座の構成員が順番に勤めるものであったことがうかがえる。

また一条目には、「年寄成之米」（年寄に就いた際の米）は一年に一石ずつを一人から出すが、それを四年間は本座衆へ配分し、それ以降は本座衆と南座衆へ配分する」と規定されているようである。ここからは、四年間は本座衆だけへ配分することの意味は不明であるが、座の年寄への就任に際して負担が求められていたことがわかる。こうした点に関わって注目されるのが、寛文三年二月九日の「定」（I-19-2）である⁽⁵⁴⁾。ここでは、「座衆之分」（本座を指すか）と「座なし之分」（南座を指すか）との区別をつけながら「産養」「蚊屋之土産」「月代」「簪」「婦もてなし」「年寄成り」「弔い出齋米」の米高がとり決められている。

これらのことから、座儀は正月の酒振舞と出産・成人・結婚・年寄就任・死去などの際の負担などから構成されていたと理解される。三つめに、この点がとくに重要であるが、座の秩序についてである。二条目には「本座は左、南座は右」とあり、五条目には「同年に生まれた者で、誕生日が明白な者は別として、不明な者（が複数いれば）、くじ引きで上座・下座を決めること」とあることから、座席が本座と南座ごとに年齢順となっていたことがわかる。また座の年寄に関しても、一条目の但書に「年寄成りは年嵩」と記されている。これらの点からは、座が本座・南座を単位としながら年齢階梯を秩序の基軸と

していたことがうかがえる。なお、座の年寄は後年には「順人衆」と呼ばれている（I—41など）。

一方、二条目の但書には「長者家は庄屋役を勤めていなくとも惣座上」と規定されている。署名者のところで長左衛門の肩書きが「長者庄屋」となっている点も踏まえると、座において長左衛門家が長者家として惣座上という別格の地位に位置付けられたことがわかる。また続けて、「長者別家は高格で、（座席は）庄屋の次」とも記されており、別家（支家）の小右衛門家も本家長左衛門家に準ずる地位とされたことがわかる。

さらに、この一札が、長者庄屋長左衛門、年寄二人、法齊以下一三人の計一六人で作成されている点も注目される。法齊以下の一三人については、政芳による「宗門帳」に基づいた注記により、一老から十三老であったことが確認されるが、加えて一条目の但書を踏まえれば、彼らは座の年寄（順人衆）でもあったと理解できる⁵⁵⁾。そうすると、座の年寄と村役人としての年寄（久大夫と惣左衛門）とは別個の存在であり、村役人（庄屋・年寄）は座の年齢階梯の秩序とは異質な存在であったにもかかわらず（実際、当時の村役人は三三、四九歳である）、彼らも座に関与していたことが明らかになる。

こうした貞享三年の一札から知られる座の秩序について、寛文三年の「定」（注（54）参照）も踏まえながら、さらに以下のように整理しておきたい。

i 座は年齢階梯をその秩序の基軸としていた。本座と南座の関係

や、その代表者たる座の年寄（順人衆）の性格（注55参照）などは、貞享三年の一札により大きく変化することになったと想定されるが、年齢階梯を基軸とする点はそれ以前から一貫するものであったと考えられる。また、史料9冒頭の政芳の注記にも記されているように、座に関わる文書は、長左衛門家にあつたと考えられる村方の文書とは異なり、「座箱」で独自に保管されていた。このように、座は基本的には村役人による秩序とは異質なものであつた。

ii しかし一方で、貞享三年の一札によれば、村役人も座に関与していた。また、長左衛門家は長者家として別格の地位に位置付けられていた。こうした長左衛門家や村役人と座との関係も、寛文三年の「定」が長者①長左衛門・庄屋二人・年寄二人・村中の連名で作成されている点を踏まえると、それ以前からのあり方を多分に引き継ぐものであつたといえよう。

iii iiのうち、村役人の座への関与という点に関わっては、さらに寛文三年の「定」で産養などの米を池普請の余内にするとある点が興味深い。村役人による村運営のひとつとして行われたであろう池普請の費用の一部が、座儀の出来によつて賄うことになっているのである。これらのことから、座と村役人による村運営が一体的な側面をもつていたことがうかがえる⁵⁶⁾。

iv 他方、長左衛門家の長者家としての位置に関しては、本座や南座との関係など寛文三年段階の実態は不明である。したがって貞

享三年の規定との関係も把握できないのであるが、少なくとも、本座と南座の結合を画期として座の新たな秩序が確立していく際に、長左衛門家が長者家として、別家も含めて別格の地位を獲得したこと、それとは対照的に五郎右衛門家には、すでに八兵衛が五郎右衛門家を継承しているにもかかわらず、特別な地位が与えられなかったことは、長左衛門家の展開にとって大きな意味をもつことになったと考えられる。こうして長左衛門家は、村役人としての立場に加えて、長者家として、座に対し強い権限をもつことになったといえるが、その背景には寛文一〇年以降庄屋を独占するようになっていたことがあり、同時に強い権限の獲得は元禄期の争論を経て庄屋独占の確立へと結びつく大きな要因ともなつたと想定される。

(2) 一八世紀後半の村秩序をめぐる対立

ここでは、(1)で明らかにした座の秩序を前提としながら、一八世紀後半の村秩序をめぐる村内対立をみたい。次に掲げるのは、史料9に添付された、⑤長左衛門政芳の覚書である。

【史料10】(I—19—1, a & cと傍線は筆者が便宜的に付けた)

(a) 天明六年、寺二而宗門人別相改候節、万端申聞せ候序、
村儀ニ付諸参会振舞等之席混雑致し候事故、座方之節ハ格別、尔
来都而村義之節ハ座方ニ拘り不申、組頭相勤候者共上座可有之筈
ニ候得共、村方ニ而順人と名付、年老を相立有之事故、今更下座

へ飛し候事ハ如何ニも可有之候得ハ、老分を重んじ、片座之上座
順人、片座之上座組頭といたし可然と申談ル、尤順人之事、座方
ニ而一老ニ成候得ハ、頭を剃、十徳等着用申事故、村義ニ而も組
頭より下座ニ差置事ハ如何ニ存候事、依之前々一老ニ成候者ハ
氏神之神奴与相心得罷在、右禅門すがたニ相成事故、諸人足鎌役
等相除キ有之隠居之躰故、村義ニハ禅門之すかたニ而罷出候事ハ
如何ニも候得共、百姓躰之事ニ付誰家督・何れ之家柄杯と申す分
りは無之、不得止事、村義ニも罷出候事、夫故一老を相立百姓分
片座之上座外順人も夫ニ准し、其次々へ相直り可然との存意を以
申談候処、其席ニ而ハ何とも善悪之様子も無之、其後順人とも且
順人之外中老以下物そねみ致候もの共一兩人内寄合も有之彼是申
由、(b) 尤○安永四年久大夫婚礼振舞之事ニ付、霜月廿七日
立会之上倉箱相改候処、貞享三寅年座方申合之事ニ付、庄屋・年
寄・順人連印之書物有之、心得之ため写し取置別紙有之、此書付
取沙汰も有之処、其節ハ村役人とも順人ニ而有之、長者家之義も
一老を長者と申旨、庄屋之節ハ一老ニ而有之義を、役人座ニ致し
申積り杯と事を巧無智之者共をだまし我ま、申者も有之由ニ候得
共、表向不申出事故、其俣ニ差置候得共、(c) 当村之義ハ古書
共見及ひ候処、先年座方之儀ニも村役人を始一老・順人と段々
致有之候へハ、昔古之事ハ不存、右貞享之書物其外倉箱吟味致し
候へハ相分り可申、銘々先祖之者共不調法ニ而、村役人無之而も
相濟候事故之処、役人座ニ致し置候事故、今更村役人・組頭を下

タニ付ケ可申儀ハ成る間敷事、役人座ニハ相違無之事ニは候得共、我意を立候者も有之時節故、後日如何成ル事を重き取申出候事も可有之哉と、貞享頃之宗門帳面を以銘々年之數相改、右之通記し置者也

この覚書は、天明六年（一七八六）の一件をうけて記されたものであり、（a）天明六年の一件の概要、（b）それとも関連する安永四年（一七七五）の一件の概要、（c）二つの一件を踏まえた政芳の認識という順番で構成されている。これも非常に難解であるが、構成に従って内容を追っていくことにしたい。

a 天明六年の一件

これは、宗門改の場で政芳が、「村儀」に関わる諸参会・諸振舞などでの座席が「混雑」しているので、「座方」は別として、「村儀」の際は「座方」に関係なく組頭を上座にすべきである。しかし村では順人衆として年老の者を立てており、彼らを今さら下座にすることに問題があるので、片座の上座を順人衆、片座の上座を組頭とすべきである」と発言したものである（傍線①）。これに対し順人衆などが反発したようである（傍線②）⁵⁷⁰。

こうした政芳の行動は、「座方」以外の村運営などといった「村儀」の場において、座席が「混雑」、つまり村役人とともに順人衆（座の年寄）が上座を占めている状況を、一部で妥協しつつも、組頭の座席を上げることによって改変し、「村儀」における順人衆の発言力を規制しようとするものであったといえる。なお、「座方」でも、長左衛門家あ

るいは村役人とともに順人衆が上座を占める状況があったと考えられるが、それについては問題とされず、あくまで「村儀」の場での秩序が問題となっている点に注意しておきたい。

b 安永四年の一件

これは、久大夫の婚礼振舞に関わって何らかの問題（具体的なことは不明）が生じたことに端を発するものである。この時、貞享三年の「座方申合」（史料9）が再び見出されたようで、これを踏まえ一部の百姓が傍線③のように主張した。ここの解釈も難しいが、cの「村役人無之而も相済候事哉之処、役人座ニ致し置候事哉」という記述も参考にして、「当時は村役人も順人衆の一員であり、一老を長者と呼び、庄屋が一老であった。（それを現在の村役人は）「役人座」つまり順人衆ではない村役人がとりしきる座にしようとしている」と理解しておきたい。この主張は、順人衆ではない村役人に対する反発を背景としながら、貞享三年の一札の署名者一六人すべてを順人衆と把握することで、村役人を順人衆の一員として位置付けようとしたものであったといえる。もう少し丁寧にいえば、「庄屋之節ハ一老」というのは、庄屋は年齢に関係なく一老であるとの意味合いであったと思われる、その「一老を長者と申」と述べているのであるから、長左衛門家の庄屋や長者家という位置までも否定するものではなかったと考えられるが、長左衛門家を一老とすることで順人衆のなかに取り込もうとするものであったと理解できる。さらに、天明六年の一件の後に記載されている点を踏まえれば、座にとどまらず、「村儀」の場をも順人

衆の論理で包摂し、そこでの長左衛門家の発言力をも規制しようとする方向性をもつ主張であったと考えられよう。ただし、この一件はbの末尾にあるように、表面化せず立ち消えになったようである。

c. 長左衛門政芳の認識

右の二つの一件を踏まえた政芳の認識は、「先年から「座方」のことについても、一老や順人衆とともに（順人衆ではない）村役人が関わってきたことは貞享三年の一札などで明白であり、もとより「役人座」である」としたうえで、「村儀」においてはなおさら村役人だけでなく組頭も下座にすることはできない」というものであったと考えられる。つまり政芳は、座Ⅱ「役人座」という認識、言い換えれば村役人は順人衆とは別の存在だという認識（これが貞享三年の実態でもある）に基づきながら、天明六年に座以外の「村儀」の場での順人衆の発言力を規制するために、組頭の取り込みをはかったのであった。

そのうえでひとつ問題になるのは、この当時の村役人（年寄）や組頭の性格である。この点に関して再び前掲の表をみよう。まず年寄については、一八世紀以降は惣左衛門家と徳右衛門家が世襲していたことがわかる。一方、組頭については、延享四年（一七四七）六月の段階で一三人の名前が確認できるが、このうち十（重）兵衛家は寛政一〇年（一七九八）にも組頭で同時に百姓代でもあったこと、文化一四年（一八一七）にも百姓代であったことがわかる。また、このように組頭から百姓代や惣代が選出されていたならば、佐右衛門家や久大夫家も一八世紀末〜一九世紀に組頭を勤めていたことになる。これ

らの点から、組頭も遅くとも一八世紀半ば以降には世襲化する傾向にあったと考えておきたい。したがって政芳が組頭を取り込もうとしたことには、世襲の村役人や組頭によって座以外の村秩序を包摂しようとする意図が込められていたと理解できよう。

以上のように、一八世紀後半の万町村では、「座方」の秩序についての認識の違い（「役人座」であるか、村役人も順人衆の一員であるか）を下敷きにしながら、「村儀」の場において、特定の家によって世襲的に主導しようとする長左衛門家や村役人と、それを座の年齢階梯秩序に基づいて規制しようとする順人衆など一部の百姓との間で対立が深まっていた。こうした村秩序をめぐる村役人の論理と座の年齢階梯の論理との矛盾の背景には、座と村運営とが一体的な側面をもつことよって、村役人が座に関与するのは逆に、順人衆が「村儀」の場でも上座を占めて発言力をもつようになっていたことがあったといえる。

五 伏屋長左衛門家と万町村の生活世界

（1）伏屋長左衛門家と地域 — 『俗邑録』の性格をめぐって —

最後に、ここまで検討してきたことを踏まえながら、まとめを行いたい。

まず、『俗邑録』の性格について若干の補足を加えながら、「伏屋長左衛門家と地域」という視点から述べたい。

はじめにでも触れたように、『俗邑録』のうち一・二冊目は、⑤長左衛門政芳が一八世紀末～一九世紀初頭に編纂したものであるが、問題となるのはその背景である。町田氏によれば、この政芳が庄屋を勤めた安永二年（一七七三）以降には次のような状況の変化があったようである³⁰⁰。すなわち、延享四年（一七四七）に泉州大鳥郡・泉郡のうち万町村を含む五四村が一橋家領になるが、ここでは当初一定の家格をもつ一二の家が惣代庄屋をほぼ独占する体制（一二人体制）が敷かれ、長左衛門家もその一員であった。ところが政芳が庄屋になってからは長左衛門家の惣代庄屋としての活動は停滞していき、さらに寛政六年（一七九四）には一二人体制自体が解体し、すべての村の庄屋が惣代を勤めることが可能となっていく。町田氏は、こうした「伏屋家を取りまく事態の変化」に『俗邑録』編纂のひとつの背景をみている。当時の長左衛門家の具体的な様子はほとんどわからないが、いずれにしてもおそらく何らかの動揺期にあったものと想定される。そういったなかで長左衛門家が自らの家の歴史の検証を意図したのが『俗邑録』であったと考えられる。ちなみに、この政芳の時期には、先述したように過去帳も新調されている。

そのうえで、『俗邑録』の内容、いわば「『俗邑録』が見る世界」を改めて振り返ると、万町村や榎尾川左岸の三村（万町村・浦田村・鍛冶屋村）と、そのなかでの長左衛門家の動向にほぼ収斂させる形で編集されている点が注目される。また、浦田村や鍛冶屋村については、立会山や溜池といった万町村と関係をもつ部分でのみ現れてくるので

あって、浦田村や鍛冶屋村の内部の様子がうかがえるわけではない。したがって、『俗邑録』はまさに「伏屋家と万町村の歴史の証拠を整理し書きとどめ、次世代に伝えようとしたもの」³⁰¹といえる。

一方で、すでに部分的には触れているが、一七世紀後半以降、長左衛門家は広域の活動を展開させていた。

政治的な側面では、遅くとも一七世紀後半には幕領三三村または四八村の触頭となり（I-16）、その後、土屋家領期には大庄屋、一橋家領期には先述のとおり惣代庄屋を勤めた（II-44など）。

また経済的な側面では、宝永六年（一七〇九）に伏屋新田六六石余を開発している。この伏屋新田は、享保七年（一七二一）に澤家へ譲渡されるが、宝暦九年（一七五九）ごろには坂本新田の半分二七石余を買得している³⁰²。また、一七世紀後半以降、堺の少林寺町大浜筋に二筆の町屋敷を所持していたようである³⁰³。

さらに文化的な側面では、一七世紀後半の②長左衛門重賢がまずは注目される。彼は、泉州の俳諧ネットワークの中心の一人で、多くの俳集に彼の句が掲載されている。延宝二年（一六七四）には西山宗因などと高野山へ吟遊に赴いている。また延宝二～六年ごろには、国学者契沖が長左衛門家に滞在し、延宝四年には仮名遣研究の最初の著述『正字類音集覧』を完成させている。さらに、重賢没後、重賢の遺志をうけ、契沖の指導・援助のもと、石橋直之が地誌『泉州志』を編集・刊行している。

一方、一八世紀後半～一九世紀初めの⑤長左衛門政芳の時期も注目

される。一八世紀後半には、難波談林の有力者である五彩堂矩州が政芳のもとに身を寄せている。また、政芳の実弟である支家の素狄は、蘭学者・医者として活躍し、『和蘭医話』を著述している。ここでは、帝王切開術が紹介されるとともに、解剖などにより腎臓の濾過機能を発見したことが知られる⁶³⁰。

以上のように、長左衛門家は政治・経済・文化の諸局面において、万町村あるいは榎尾川左岸をこえた広域の活動を展開させていた。それは、万町村における長左衛門家の立場を補強する側面をもったはずであるが、にもかかわらず『俗邑録』ではまったく触れられないか、触れられたとしても具体的なことはほとんど記されていない。例えば、触頭や大庄屋、惣代庄屋に就いたことは確認できるが、そういった立場で何を行ったのかはわからないのである。こうしたことは、長左衛門家が関係をとりむすぶ地域は広域にわたるが、万町村との関係とそれ以外の諸関係では、長左衛門家にとってその意味が異なっていたことを示していると考えられる。

すなわち、長左衛門家と万町村との関係は、本章での検討で明らかのように、土地との関係を軸としながら包括的で持続的な性格をもつものであったといえる。一方で、例えば伏屋新田や坂本新田との関係は、開発・譲渡・買得を短期間で行っている点からうかがえるように、基本的には余剰資金の投下による利潤の獲得が目的であり、かつ代替が可能なるものであったといえる。堺での町屋敷所持も同様の性格であろう。また、文人としての活動も、重賢・政芳・素狄に集中している

ように、個人的かつ一時的なものであったといえる。こうした万町村との関係とそれ以外の関係との性格の違いが『俗邑録』の編纂に現れているといえるが、それは同時に、万町村という枠組みこそが長左衛門家にとって実体を伴った第一次的な生活世界であったことを示していると理解できる。さらに付け加えれば、それは万町村の住民にとっての生活世界でもあったともいえよう⁶⁴⁰。

(2) 一七世紀の長左衛門家と万町村

そのうえで、本章で検討してきたことを簡単に振り返っておきたい。万町村の一七世紀は、一言でいえば村社会の変動と確立の時期であったといえる。その要素は

i 万町村・浦田村・鍛冶屋村立会山と梨本池の番水制の確立に示される、一六世紀末〜一七世紀初めの山の用益をめぐる秩序の確立

ii 池田下村領内の出作地一八石余の開発とそれをめぐる村内外との対立からうかがえる、山の開発の展開

iii 本座と南座の結合、長左衛門家の別格の地位や強い発言力の獲得を内容とする、一七世紀後半の座の秩序の確立

iv 長左衛門家の庄屋独占による庄屋のあり方の転換、それに併行した長左衛門家の新たな家関係の展開

ということになる。これら四つの要素の絡み合いは、一面で万町村にとっては小経営の家を基軸とした村社会の確立過程であったと考えら

れるが、また一面で長左衛門家にとっては万町村における社会的権力への成長過程であったといえる。こうして一八世紀には、長左衛門家を核とする社会秩序が確立していったのであった。ただし、長左衛門家がおそらく圧倒的な経済力を有したにもかかわらず、座と村運営とが一体的であったが故に、長左衛門家を中心とした村役人の論理と順人衆を中心とした座の年齢階梯の論理との矛盾が内包された点に、万町村の社会秩序の特徴があったといえよう。

なお、最後に『俗邑録』の性格にかかわってひとつだけ付け加えておきたい。右のような万町村の動向は、『俗邑録』つまり長左衛門家の目を通してみえてきたものである。したがって、万町村の社会構造を全面的に描き出すことはできなかった。しかし一方で『俗邑録』だからこそ村社会の展開と長左衛門家との関係を相即的にみることで、それにより一七世紀が長左衛門家の成長の集約点になっていることが明らかになったといえる。

注

- (1) 大阪歴史博物館所蔵「大阪歴史コレクション」。『和泉市史紀要第15集 泉郡万町村旧記『俗邑録』』(和泉市教育委員会、二〇〇八年)に全文が活字化されている。以下、『俗邑録』からの引用にあたっては、市史紀要に付けた整理番号(1-1など)を注記する。
- (2) 町田哲「池田下村の村落構造——村役人・村内小集落・座」(同『近世和

泉の地域社会構造』山川出版社、二〇〇四年)。

- (3) なお、前掲『近世和泉の地域社会構造』では、第一章で黒鳥村、第二章で小田村、第三章で坂本新田、第四章で池田下村、補論で伏屋新田の分析が行われている。この構成からもうかがえるように、池田下村の研究は町田氏の村社会・地域社会論のひとつの到達点にあるものと考えているが、そうした全体的な理解を示すことはできていない。今後の課題としたい。
- (4) 「坂本新田の成立と構造」(『市大日本史』五、二〇〇二年、後に前掲『近世和泉の地域社会構造』に所収)。
- (5) 「小田の座について」(『市大日本史』創刊号、一九九八年、後に加筆して前掲『近世和泉の地域社会構造』に所収)。
- (6) 澤久太夫家所蔵文書・焼4。町田哲「伏屋新田の村落構造」(前掲『近世和泉の地域社会構造』)。
- (7) 町田哲「『俗邑録』について」(前掲『泉郡万町村旧記『俗邑録』』)。
- (8) 池田谷の南部(現在の平井町、黒石町、国分町)は宮里庄と呼ばれる荘園であった。
- (9) 前掲町田「池田下村の村落構造」二〇八ページ。
- (10) 讃岐家文書「泉邦四縣石高 寺社旧跡并地侍伝」(『和泉市史』第二巻、和泉市、一九六八年、五〇九〜二六ページ)。以下、延宝検地高の出典は同じ。
- (11) 松尾谷や松尾寺の歴史については、『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』(和泉市、二〇〇八年)を参照。
- (12) 町田哲「成果と課題」(前掲『近世和泉の地域社会構造』)。同「新田請

負人」(後藤雅知編『身分的周縁と近世社会 1 大地を拓く人びと』吉川弘文館、二〇〇六年)。

- (13) 同じく槇尾川左岸にある納花村については、万町村・浦田村・鍛冶屋村・納花村立会の墓所を除くと、三村との関係は希薄であったようであり、『俗邑録』には納花村のことはほとんど出てこない。池田庄と深く関わるであろう春日社(三林村に所在)の氏子に、少なくとも近世段階では加わっていない点(Ⅰ-39)も勘案すると、納花村を、池田谷北部の村むらのなかでも、やや性格の異なる村と理解する必要があるかもしれない。

- (14) 仁木宏「和泉国松尾寺と中世松尾寺文書」(『和泉市史紀要第3集 松尾寺所蔵史料調査報告書』和泉市教育委員会、一九九九年)。大澤研一「松尾寺の歴史 ― 古代・中世を中心に―」(同上)。山下有美「和泉松尾寺の寺院社会」(吉田伸之編『身分的周縁と近世社会6 寺社をささえる人びと』吉川弘文館、二〇〇七年)。

- (15) 和泉中央丘陵の東側(池田谷側)における松尾寺領の範囲は未詳である。ただし、少なくとも松尾寺の背後の山(梨本山)は一三世紀以降松尾寺領であったようである。

- (16) ちなみに、図1の梨本池と大夫池の間にある中池は、寛文九年(一六六九)に築造されたようである(Ⅰ-15)。

- (17) 『俗邑録』の編者である長左衛門政芳の注記には「御検地帳二桑畑山、反畝不知と書付有り、但、先年之古絵図二而考ルニ、凡東西拾貳町・南北三拾町二拾間、際イ東ハ三ヶ村田地各村、西ハ松尾・内田・唐国、南

ハ松尾・平井・納花、北ハ池田下村」とあるが(Ⅰ-2)、立会山の正確な範囲は未詳である。しかし、後掲の図3「泉州泉郡万町村絵図」や「松尾寺村絵図」(『和泉市史紀要第5集 松尾寺地域の歴史的総合調査研究』和泉市教育委員会、二〇〇〇年、一九一〜二ページ、および前掲『松尾谷の歴史と松尾寺』二一八ページ)などからみて、立会山が、和泉中央丘陵の東側を中心としながら、西側(松尾谷側)にも及んでいたことは確実である。なお、立会山では、三村全体で三石八升七合、うち万町村分として一石二斗四升一合の山年貢(小物成米)を定納していた(Ⅰ-2、Ⅲ-13)。ただし、この山年貢高がいつ決まったのかは不明である。

- (18) 塚田孝・羽田真也「山林と松尾谷村むら」(前掲『松尾谷の歴史と松尾寺』)。塚田孝「地域史研究と現代―和泉市松尾地域を対象として―」(『人の歴史学』一七七、二〇〇七年)。

- (19) なお、後述の松尾寺村から三村へ出された天保八年(一八三七)の一札(Ⅲ-13)には、「大夫池之儀ハ、各三ヶ村之土砂留無之、都而瀬戸^{せと}ニ有之候山林之分当村領ニ付」とあり、大夫池は立会山内であるが、その周囲の山林は松尾寺村領であったと考えられる。

- (20) これについては、すでに塚田孝氏によって詳しく検討されているが(注(18)参照)、それに依拠しながら、万町村・浦田村・鍛冶屋村立会山の側の視点から改めて整理しておきたい。

- (21) 前掲塚田「山林と松尾谷村むら」二七七ページ。

- (22) ただし、「他領掛り合之出入」などについては、これまでの通り三村で

対応すると記されている。だからこそ、先述した天保期の松尾寺村の誤一札が三村宛てに出されているのである。

- (23) この点を踏まえると、iの梨本池の番水規定で、「浦田村・鍛冶屋村」と併記されているとはいえ、両村が対等な関係にあったとは考えにくいのではないか。これと慶長一六年の起請文の内容とを勘案して、梨本池の番水制において鍛冶屋村は浦田村分の水の一部を利用していただのではないかと、先に想定したのである。

- (24) 岸和田高校所蔵文書20-4（前掲『泉郡万町村旧記『俗邑録』』八四〜五ページ）。

- (25) 出願の背景には、この元禄二年から免定においても延宝検地が有効となったことがあったと考えられる。この点については、前掲町田「池田下村の村落構造」二二〇ページを参照。

- (26) 図3の溜池に付けたa・b・cのマークは、天保三年（一八三二）の「和泉国大鳥郡泉村々様子大概書」（茨城県立歴史館所蔵一橋徳川家文書）の記述に基づきながら、若干の補正を加えて区分したものである。なお、⑩の池については、池名や長さ・幅がまったく記載されていないが、後年の史料や絵図にも出てこないもので、この段階で溜池としての機能をほぼ失っており、この後廃絶したものと考えられる。

- (27) この丸番号は表に対応させている。以下同じ。

- (28) なお、作徳米の問題に関しては、長左衛門側は「年貢諸役・娘の飯米・借銀の利払いなどを差し引きしたうえで渡した」と反論している。

- (29) 長左衛門家の屋敷地の位置から考えて、堺道より北側が下村（五郎右衛

門組）、南側が上村（長左衛門組）であったと比定される。

- (30) 下村Ⅱ二〇〇石ほどに対する上村Ⅱ二五〇石ほどというのは、慶長検地高四五石余から算出した数字である。

- (31) このような庄屋役を家産とする事例は、松尾谷の唐国村でも確認できる（第二章参照）。

- (32) なお、史料2の差出人に五郎右衛門の伯父として名を連ねている近隣和気村の甚左衛門の存在も興味深い。彼は、先述のように、先代五郎右衛門の後家の親として後家と娘はるとを三年ほど預かっていたが、史料2④には五郎右衛門や久大夫と一体となって行動していたことが示されており、五郎右衛門家・六右衛門（久大夫）家・和気村甚左衛門家の密接な関係がうかがえるのである。

- (33) なお、長左衛門家と五郎右衛門家中世からの展開過程は不明である。ただし、『俗邑録』に掲載された一六世紀の文書で両家の名前を確認することができないので、その段階では村に包摂された存在であったと、今のところは推定している。ちなみに、『俗邑録』における長左衛門家の初見は、後述するように明暦二年（一六五六）の文書（I-8）であり、五郎右衛門家の初見は慶長一八年（一六一三）と推定されている文書（I-5-17）である。

- (34) 伏屋秀晃氏所蔵。

- (35) その他、一九世紀ころのことになるが、⑥長左衛門楠芳の後妻、楠芳の妹キミの夫、⑦長左衛門磯芳の妻にみられるように、京都との関係が深くなっている点も興味深い。

(36) 澤家所蔵文書(旧市史筆写史料) 1-251。中西威晴「近世国分村における村と寺」(二〇〇五年度大阪市立大学文学部提出卒業論文、未公表)。

(37) 澤家所蔵文書(旧市史筆写史料) 1-204。前掲中西「近世国分村における村と寺」。なお小右衛門は、貞享元年(一六八四)には、平井村二郎左衛門の田地二石余(一反六畝余)を代銀二貫目で買得している(ただし、三年季の本銀返し)。澤家所蔵文書(旧市史筆写史料) 1-217。

(38) 河合家については未詳である。

(39) 注(6)と同じ。

(40) 前掲町田「伏屋新田の村落構造」。

(41) 前掲町田「池田下村の村落構造」二〇四ページ。

(42) 二条目の「双方へ」の箇所は、政芳が傍注で「本ノ俣」としているように、意味を理解することができない。また、「相立申」の箇所にも、政芳は「止敷」と傍注を付けているが、こちらは本文の通りで妥当である。

(43) 高橋昭雄氏所蔵文書・筆筒2-14-2-8。

(44) 名請人が長左衛門家から小作人へ切り替えられた時期は不明である。

(45) 「定之事」において、五人組頭が村役人とともに村中のまとまりの中心に位置している点にも注意しておきたい。

(46) 前者の問題が先述の「そわの山新開の儀」に、後者の問題が「古来方一そんな引ノ事」に該当する。

(47) 省略した二条目には、先の史料7の1-3条目と同じく、岸上の田地

の問題についての村(庄屋)側の主張が記されている。

(48) 「右拾八石も万町村之帳面にて候得とも」との記述を、ここでは「一八石についても万町村の検地帳に記載があるが」と解釈しているが、池田下村領であるにもかかわらずどのような形で記載されていたのかは、金塚谷の利右衛門田地が検地帳にどう記載されていたのかも関わって重要な点であるが、まったく不明である。

(49) 岸上の田地が三畝三步ほど小さかったのに対し、金塚谷の田地が(面積など)は不明であるが、二石を負担できるほどの土地であったという規模の違いが、ひとつの理由としてあったかもしれない。

(50) この寛文検地では、はじめに述べたように、高五九二石一斗一升四合、反別四五町一反八畝二六歩が算出されたが、政芳の覚書(1-10-4)に「古検(慶長検地)反歩過分出畝不見、夫故願人利右衛門・長八郎検地御竿先キへ罷出御案内申上、田ノあせニハ豆を植申旨を申上、あせをかけ御竿入ニ成り、山ノ谷其外荒芝少之空地迄も御竿入ニ成り、石盛反ニ壱斗ツ、御増有之、夫故慶長之御検地と者新検ニ而九町八反拾九歩ノ打出し、右石盛御増等ニ而、御高百三拾六石七斗六升六合之御増ニ相成申」とあることなどは、かなり厳しい検地であったことがうかがえる。寛文一三年(一六七三)には、検地以後に「役百姓」一三軒が絶えたとして、代官へ対処を求めている(1-14)。また、続く延宝検地では、寛文検地より反別は減少したものの、石盛は増やされ、村高も増加することになった(高六〇一石七斗一升四合、反別四二町二反一畝一〇歩)。これにより、『俗邑録』には、右の両検地による困難を理由と

した年貢減免願や地押願などが散見される。

(51) 前掲町田「池田下村の村落構造」二〇九ページ。

(52) ここで、延宝検地後の新開(外高)について補足しておきたい。『俗邑録』によれば、万町村では、延宝検地以降、元禄十一年(二六九八)に九石七斗七升(一町一反六畝歩)、宝永二年(一七〇五)に一石二升八合(二反五畝二歩)、宝永五年(一七〇八)に三石三斗二升九合(八反一畝二九歩)、宝暦二三年(一七六三)に一石五斗九升六合(三反九畝二七歩)を高請している(I-1)。いずれも榎尾川沿いや立会山内を開発したものであるが、あわせて一五石余であり、池田下村が一七世紀末〜一八世紀後半に、もともと同村領であった地に開発された伏屋新田を含めて、一〇五石余を高請したのに比べると(前掲町田「池田下村の村落構造」)、その差は歴然としている。万町村内に開発可能な土地がほとんど残されてなかったことによるのであろうが、一七世紀半ばに池田下村領内へ開発が進行した理由もこうした点にあったと考えられる。

なお、右の新開のうち前二者は長左衛門家による開発地である。元禄十一年は、高津池付近を請所として開発したものであり(図3参照)、「川跡新開」(I-1)ともあるように、榎尾川の流路を変え、新池を築いて、川原に田地を仕立てたようである(I-28)。同時に高津池も村から貰い請けている(I-47-1)。一方、宝永二年は、土砂が入って水が溜まらなくなったじしか池(図3参照)を村から貰い請け、そこを請所として開発したことに表向きはなっているが(I-34-II

I-3)、実際には池普請を行い、「池下近辺」の「所持之古田畑」の用水としたようである(I-47)。

(53) 確証はないが、万町村の住民すべてが本座ないし南座に包摂されていたと推定している。

(54) この「定」については後でも言及するので、ここで全文を示しておく。

定

一、九斗六升

三右衛門

一、九斗六升

次右衛門

一、——

升め名前等ハ除キ申也

たれ

一、——

たれ

合七石式斗壹升六合

右は物講田定米高也、日損水損有之候ハ、村中見分を以年貢取

可申者也

一、壹石

是ハ座衆之分之定也

うぶやしなひ

一、五斗

是ハ座なし之分定也

同断

一、六斗

是ハ座衆之分定也

蚊屋之土産

一、三斗

是ハ座なし分定也

同断

一、壹斗

是ハ座なし分定也

さかやき

一、式斗五升

是ハ座なし分定也

むこ

一、壹石

是ハ座なし分定也

婦もてなし

一、壹石五斗

是ハ座なし分定也

年寄なり

一、壹斗五升

是ハ座なし分定也

座なし年寄なり

- 一、壹石 是ハ上之分 とむらい出齋米
- 一、五斗 是ハ中之分 同 同断
- 一、式斗 是ハ下之分 同 同断

右は納升也

右ハ村中寄合談合之上相定、年々米請取、村中ニ込置、以来池普請之よなへニ仕定也、以来中間ニ云やぶり申もの有之候とも、如此様ニ相定申候上ハ、相違有ましく候、為其仍如件

寛文三年卯十二月九日

長者長左衛門 書判
庄屋三右衛門 書判
同 利兵衛 書判
年寄六右衛門 書判
同 次左衛門 書判
村中 書判

(55) 一老十三老座の年寄に本座か南座かの区別が示されていない点から考えると、本座と南座が結合されたことにもなつて、座の年寄の性格も、本座・南座それぞれの年寄から、座全体の年寄(本座・南座に係なく純粹な年齢順で就く)へと変化したと想定できるのではなからうか。

(56) こうした点に関わつては、慶長一四年(一六〇九)五月の「万町村中定水之法度之事」(全五条、I—5—18)も興味深い。「はたに田うへ申事、田うへ申候ハ、田なミ之免取可申事」(一条目)、ミなくちぬしく水入候ハ、米一斗ツゝのとかの事」(二条目)などを定めたりえで、「右之旨相背候者候は、為惣中とかにおとし、其上座ヲおいぬき

可申候」と記されており、ここからも村運営と座の一体性がうかがえる。ただし、この当時の座が本座・南座を含むものなのか、それとも本座だけなのかについては検討の余地がある。

(57) 傍線①と②の間、「尤順人之事」から「村儀ニも罷出候事」まではとくに難解であるが、一応は「座方」で一老になれば頭を剃り十徳を着用するので、「村義」であつても(順人衆を)組頭より下座にすることは問題がある。よつて、前々から一老は氏神の神奴と心得、禪門の姿になるので、(また)諸人足や鎌役などを免除された隠居であるので、(順人衆が)「村儀」へ出ることも如何かと考えていたが、家柄の区別無く、仕方なく「村儀」にも出席させてきたと、十分ではないが解釈している。そうであるならば、「よつて(依之)」の意味合いがうまく理解できないが、政芳が、「村儀」の場に順人衆が出席すること自体を問題だと考えていたこと(出席させてしまえば組頭より下座にすることはできないと認識か)、順人衆を家柄で区別されない存在と認識していたこと(この点は座の年齢階梯秩序を反映している)がうかがえるのではなからうか。

(58) ただし、同年五月には、「村惣代組頭」として七人の名前が確認できるが、そこには徳右衛門と惣左衛門も含まれている。したがつて、年寄も組頭を兼帯しており、この当時の組頭の総数は一五人であつたことになる。

(59) 前掲町田『俗邑録』について。

(60) 前掲町田『俗邑録』について一一四ページ。

- (61) 前掲町田「坂本新田の成立と構造」。
- (62) 永野仁「万町村の俳人伏屋重賢」(『堺と泉州の俳諧——泉州俳諧史の研究——』大阪経済大学研究叢書第三〇冊、新泉社、一九九六年)。
- (63) 永野仁「和泉地域の俳諧と文化」(前掲『堺と泉州の俳諧』)。
- (64) 山の用益を通して深く結びつく槇尾川左岸の万町村・浦田村・鍛冶屋村という枠組みは、二次的な生活世界といえよう。

第二章 一七世紀の唐国村の村落秩序

はじめに

本章の課題は、泉州泉州郡松尾谷にある唐国村の一七世紀の村落秩序について検討することである。

松尾谷は松尾川と東松尾川によって形成された南北に長い谷であり、東を和泉中央丘陵、西を東山（西部）丘陵に囲まれている（序章図1・2参照）。中世には、谷全体が春日社領春木庄となる一方で、顕密兼修の一山寺院として発展した松尾寺とも深く結びつき、その経済的基盤となった。近世になると、唐国村・内田村・松尾寺（村）・春木村・久井村・若櫛村・春木川村の七村に分立し、松尾寺門前の松尾寺（村）を除くと、松尾寺との関係は分断されていくことになる。こうした松尾谷の歴史の展開については、近年刊行された『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』^①で詳細に述べられている。

松尾谷のもっとも北側に位置する唐国村には、かつて岡家という家

が居住していた。中世以来の有力者であり、近世には唐国村庄屋を、近代には北松尾村長（唐国・内田・箕形・寺田の四つの大字で構成^②）を勤めた。岡家は、いわば数百年にわたって唐国村の中心を占め続けたわけであるが、とりわけ特筆されるのは、そうした家の歴史に沿う形で、総点数は一一四点と多くはないものの、中世から近代までの史料が残されていることである（岡絃一氏所蔵文書）^③。その中身は大きく三つのまとまりに分けられる。なお、この一〇〇点余だけが現存している理由は不明である。

ひとつは、七点の中世史料である。うち六点は軸装されていた。年代は建長四年（一二七三）〜文中三年（一三七四）である。この中には、唐国村刀禰職関係のものと、田地・屋敷安堵状とが含まれている。前者に関しては、康正元年（一四五五）に岡家が唐国保刀禰職を松尾寺へ寄進した際に、同時に史料も松尾寺へ移管されたと考えられ、松尾寺にもこれにかかわるものが九点ほど残されている。これらの史料からはいくつかの研究が生み出されているが^④、もっとも丁寧な分析を行った仁木宏氏の成果によれば^⑤、おおよそ以下のことが明らかにされている。

i 唐国村の史料上の初見は建長四年（一二五二）であり、一二世紀末までには共同体として成立していたと考えられる。また唐国村は、長寛二年（一一六四）に成立した春木庄の領域に含まれるが、春木本庄（春木村付近）からはやや独立した位置にあった。それは、八世紀の条里の設定が松尾谷では唐国村までであった点などからもう

かがえるように、春木庄の中でとくに豊かな地域であったことによると想定される。

ii 唐国村を代表するのが刀禰である。もともとの刀禰は藤原氏であったようだが、一三世紀前半からは平姓横山岡氏が刀禰職を得る。ただし、横山岡氏は松尾谷の南の横山谷を本拠とする在地領主であり、この段階で刀禰はその本質を失い、一種の得分化していったと考えられる。

iii 一三世紀半ばには刀禰の横山岡氏と元刀禰の藤原氏一族が刀禰職をめぐる争いが、そのなかで建長四年に刀禰と百姓の間で置文が作成される。その内容は全体として刀禰の権利を制限するものであり、厳封されて村の妙楽寺の寺庫に納められた。その後、正中二年（一三二五）・正慶元年（一三三二）には、百姓が置文の決まりを破り、あるいは置文を隠して、公事（人夫・伝馬）を供出しなことを、刀禰亀王丸が領家興福寺へ訴え出ている。ここからは、唐国村が「刀禰ではなく、妙楽寺に結集する百姓たちによって実質的に運営される」ようになっていくことがうかがえる。

iv 南北朝の動乱のなかで、横山岡氏は横山谷から一掃される。一方で、文中元三年（一三七二～四）には、毎年守護から唐国村新田・屋敷の安堵をうけており、「唐国村に定住し、新たな拠点を築こうとしている」ことが知られる。そして、康正元年に刀禰職が岡助次郎資頼から松尾寺へ寄進される。

このような一三世紀半ば～一五世紀半ばの動向が、近世の村のあり

方にどうつながるのかは、その間の史料が欠如しているため明らかにできない。後述するように、中世の唐国村の村域には近世の内田村も含まれていた可能性がある点からも、軽率に結びつけるべきではないだろう。とはいえ、唐国村という「村」が一三世紀までには成立し、その共同性の中核に妙楽寺や天神社があったこと、おそらく一四世紀後半より岡家が有力者として存在していたことなどは、近世の社会構造をも規定する要素であり、本章の前提として押えておく必要がある。

岡紘一氏所蔵文書のもうひとつのまとまりは、二八点にも及ぶ絵図である。その大半は、唐国村・内田村立会山と三田村の山との境界をめぐる明治期の裁判で用いられたものと考えられる。なかには裁判のために作成されたものもあるが、多くは近世の絵図であり、正保四年（一六四七）の「泉州松尾谷絵図」がいちばん古い。こうした唐国村・内田村立会山における山論に関しては、内田村の河野輝夫氏所蔵文書に関係史料が数多く残されている山直中村との山論とあわせて、第三章で検討しているが、そこからはそれぞれの主張のベースに延宝検地が据えられていたことが浮かび上がってくる。すなわち、山論では、延宝検地で確定した枠組みを前提にしながら双方のせめぎ合いが展開していたのである。本章では、この点を踏まえながら、唐国村にとっての一七世紀の意味を考えることにしたい。

三つめのまとまりは、右以外の史料である。必ずしも明示的なまとまりではないが、一七～一八世紀初頭（一七一〇年まで）の史料が二八点あるところにひとつの特徴がある。本章では、主にこれを対象と

したい。さらに一七世紀の唐国村に関する史料としては、延宝七年（一六七九）の「唐国村検地帳」（和泉市教育委員会所蔵）がある。また、実物は確認できていないが、『和泉市史』第二巻^⑤には、一七世紀の座の様子がうかがえる史料も掲載されている。これらの史料も用いながら、さらには先に触れた点に留意しつつ、一七世紀の唐国村のありようを探っていくことにしたい。ただし、史料数はわずか三〇点ばかりであり、社会構造の詳細な説明は不可能である。可能な限りでの分析であることを、あらかじめ断っておきたい。

なお、唐国村の領主変遷は、一七世紀は幕領、元禄元年（一六八八）からは関宿藩牧野家領、宝永二年（一七〇五）からは関宿藩久世家領であった。

一 一七世紀の状況 — 延宝検地帳より —

一七世紀の唐国村は幕領であったため延宝検地をうけている。本節では、主に延宝七年の「唐国村検地帳」（以下、延宝検地帳と記す）から一七世紀の唐国村の状況を明らかにしたい。検地帳から実態を引き出すには多分に限界があるが、わかる限りで押えていくことにしたい。

延宝検地帳には次のことが記されている。（a）高請地一筆ごとの地字・地目・間数・地積・名請人・分米（石高）・斗代。同時に、古検（慶長一六年（一六一一）の片桐市正による検地、以下では慶長検

地と記す）段階の地積・名請人も併記されている^⑥。また、末尾には、地積・分米全体の集計が行われている。（b）山の名前・間数・所持者・山年貢高。（c）池の名前・間数・地積・所持者・築造年数（ただし、すべて「年数不知」となっている）。古検段階の地積・分米（石高）が記された池もある。（d）除地（年貢免除地）の内容。三つに分けられる。ひとつは、寺社境内の地積・間数。もうひとつは、古検以降に非耕地化（永荒・川成・山入）した土地の、古検段階の地字・地目・地積・分米（石高）・名請人。三つ目は、「無地」の地積と分米。これは「田畑不残地押仕候処、古来之竿詰候哉、如此減申候」とあるので、延宝検地では把握できなかった分と考えられる。

以上の検地帳の内容にしたがい、高請地とそれ以外に分けてみていくことにしよう。なお、図1は天保八年（一八三七）の唐国村絵図をトレースしたものである。あわせて参照いただきたい。

（1）高請地

①全体の動向

まず高請地全体の動向をみよう。延宝検地帳のaの部分には全部で八三二筆が記載されているが、その末尾では村高四七二石二斗六升五合（三二町七步）が算出されている。このうち、四四六石五斗四升一合が田地、一七石一斗三升七合が畑地、八石六斗二升三合が屋敷地であり、大半が田地であったことがわかる^⑦。

そのうえで、ここで注目したいのは、慶長検地以降の耕地の展開状

図1補足 池

①	脇ノ池	
②	同(上山)上池	
③	上山池	
④	大蔵大池	
⑤	大蔵下池	
⑥	泉谷池	
⑦	同(姥ガ谷)下池	
⑧	姥ガ谷池	
⑨	露ガ谷池	
⑩	にごり池	唐国村・箕形村立合
⑪	じゃぶ谷上池	
⑫	同(じゃぶ谷)中池	
⑬	同(じゃぶ谷)下池	
⑭	後山池	唐国村・内田村立合
⑮	こひの池	唐国村・内田村立合
⑯	大がま池	唐国村・内田村立合
⑰	坂尾谷池	
⑱	牛神池	
⑲	荒池上	
⑳	荒池下	
㉑	小谷池	
㉒	薬師池	
㉓	うとじ池	
㉔	といた池	

況である。同じ末尾の部分には、慶長検地段階の村高が四五九石六斗七升二合(三五町七反六畝二九歩)であったことも記されている。延宝検地では慶長検地より一二石ほど村高が増加する一方で、地積は三町七反ほど減少していることになるが、問題はその内容である³⁰⁾。

aの末尾には、「古検高四百五拾九石六斗七升弍合、内五拾九石八斗六升八合永荒・山入・川成・池床・無地」との記述がある。慶長検地では耕地として把握されたにもかかわらず、その後非耕地化してしまつた土地が五九石余(四町八反余)あつたのである。これにより「古検在高」つまり慶長検地以来の高請地は三九九石余(三〇町八反余)となつている。こうした非耕地化した土地の詳細は検地帳のcとdの部分に記されている。それによれば、池になつた分が一五石余(一町二反余)あるほか、「永荒」が一〇石余(一町余)、「川成」が二〇石余(一町七反余)、「山入」が六石余(五反余)となつている。松尾川周辺の耕地が川沿いであるが故に不安定な側面をもち、その一部で非耕地化が進んだこと、池の造成により非耕地化してしまつた部分もあること(後述)、これらを主要因として慶長検地高の約一三。パーセントもの土地が非耕地化したことがうかがえる³¹⁾。ただし、松尾谷の他の村むらを見ると、例えばすぐ南の内田村では慶長検地高五三五石余のうち一三三石余(約二五パーセント)が、若樫村では慶長検地高三二八石余のうち七七石余(約二三パーセント)が非耕地化しており³²⁾、それらに比べると唐国村の耕地は安定していたともいえよう。一方で、同じくaの末尾によれば、延宝検地における村高の増加は、

「位違之出目」五八石余、「古検無之分」八石余（七反余）、「新開」四石余（四反余）を内容としている。もっとも多い「位違之出目」は、地目の変化（上田から上々田、中田から上田など）や斗代の変化によるものと考えられる¹²。よって地積の増加は伴っていない。他方、「古検無之分」や「新開」は慶長検地以降の開発による増加である。「古検無之分」はおおよそ慶長検地以降に進んだ開発地であると理解できる。また、「新開」は「延宝六年ノ新開」とも記されており（注（7）参照）、延宝検地がはじまった延宝五年（一六七七）以降の開発地と考えられる¹³。高請地一筆ごとの記述によれば、こうした新開地は四九筆に及ぶ。地字からみた限りでは、これらは東の和泉中央丘陵と西の東山丘陵の裾に展開していたようであるが、一定のまとまった空間が開発されたというわけではないようである。また、四九筆のうち二五筆は一七人の個人が名請しており、いちばん多くを所持する（岡）甚兵衛でも四筆（二石余）に過ぎない。名請人≡開発人とは言い切れないであろうが、これらからは小規模な開発が蚕食状に進行していたことがうかがえよう。また、伊勢講が一筆、愛宕講が一筆を名請している。さらに九筆が村作となっている¹⁴。こうした田畑は講や村の経費を賄うと同時に、村百姓の互助機能を果たすものであったはずである。慶長検地以降に共同体としての強化が一定程度進められたことともうかがえよう¹⁵。しかしながら注意がいるのは、全体としては、「古検無之分」と「新開」を合計しても一三石余にしかないことである。松尾谷の東の池田谷にある池田下村では、一七世紀に小規模

な蚕食状の開発が信太山丘陵沿いや槇尾川沿岸などで進行し、寛文六年（一六六六）の検地で一一七石余の新開が把握されたことを踏まえると¹⁶、唐国村では逆にそうした新開の展開する余地がほとんどなかった様子が浮き彫りになってくるのである。

②名請人

続いて高請地の名請人についてみよう。表1は、延宝検地帳のaの記述から名請人ごとの所持高を算出し、所持高構成としてまとめたものである。ここからは、検地帳にしたがえば、この段階の唐国村には六九人の高請地所持者が存在したこと、とくに所持高一〜一三石に集中していたこと、庄屋である（岡）甚兵衛が三三石余ともっとも多くの高を有していたことなどがわかる。

一方、延宝検地帳には、高請地一筆ごとに古検の地積と名請人も記されている（注（7）参照）。それに基づいて、慶長検地段階の所持高構成を示したのが参考表である。ただし、表では所持高で示しているが、延宝検地帳には古検の石高は記載されていない。よって本来ならば地積で表示すべきであるが、表1との比較を容易にするため、便宜的に延宝検地の石高で所持高を算出した（したがって所持高は正確なものではなく、あくまで目安である）。この表からは、慶長一六年（一六一一）段階の唐国村には七八人の高請地所持者がおり、その過半が所持高三石未満であったこと、（岡）甚兵衛が五〇〜六〇石ほどの高請地をもち、所持高の側面において他の家を圧倒していたことな

参考表 慶長16(1611)の所持高構成
(目安)

所持高(石)	軒数	
50以上	1	甚兵衛54石余
13~22	6	
7~13	17	
3~7	7	
1~3	15	
1以下	32	
	78	

注、延宝7年(1679)「唐国村検地帳」より作成。

表1 延宝7(1679)の所持高構成

所持高(石)	軒数(屋敷無し)	
30以上	1	甚兵衛33石余
22~30	3	
13~22	3	
7~13	15(11)	
3~7	21(11)	
1~3	15(7)	
1以下	11(11)	
	69(40)	

注、延宝7年(1679)「唐国村検地帳」より作成

どがわかる。さらに、表1と比較すれば、高請地所持者の数が一〇人ほど減っていること、岡家の所持高がかなり減少していること、所持高三七石層が激増(三倍化)し、逆に一石未満層が三分の一になっていることなどを指摘できる。こうした一七世紀の動向は、池田下村の状況なども踏まえれば、¹⁷⁾、総体的には小農の成長・確立として把握できそうである。しかしながら、そう簡単に割り切れないところも多い。その点に関して二つほど指摘しておきたい。

ひとつは、表1に示したように、延宝検地での名請人六九人のうち過半の四〇人に屋敷地が登録されていないことである。しかも、所持高七〜一三石層一五人のうち一人に屋敷地がないというように、所持高が多い家もかなり含まれている。通説的な理解からすれば、彼らは他村からの出作人、屋敷地名請人の兄弟や親子、屋敷地名請人の屋敷内に居住する従属農民といったケースが想定されるのかもしれないが、唐国村に即してはまったく不明である。ここでは高持が六九人いるということを確認するに留めておきたい。¹⁸⁾

もうひとつは、慶長検地から延宝検地の間に所持地がかなり動いていると考えられることである。表2は延宝検地帳の甚兵衛名請地の内訳を示したものである。当時の岡家の所持地が三四筆あったことがわかるが、このうち慶長検地以来所持している可能性が高い土地、つまり古検でも甚兵衛の名請地であった土地は、わずか一筆(九斗三升二合「筆順三三二」)にすぎない。古検の地積の記載はあるが名請人の記載がない土地(屋敷地を含む四筆)を加えたとしても五筆(一〇石一

表2 延宝検地帳における(岡)甚兵衛名請地一覧

筆順	地字	古検地積 (町・反・畝・歩)	古検名請人	地盛	地積 (町・反・畝・歩)	分米 (石)
41	かみかしの	0.1.2.24	孫右衛門	上田	0.1.2.20	1.900
98	むりやうし	右之内	(記載なし)	中田	0.0.1.18	0.224
99	むりやうし	右之内	(記載なし)	中田	0.0.5.14	0.765
153	うしかみ	0.0.7.03	彦三郎	下田	0.0.4.04	0.537
187	北出	0.1.5.04	与十良	上田	0.0.6.18	0.990
188	北出	右之内	与十良	上田	0.0.4.04	0.620
196	北出	0.0.5.11	五郎兵衛	上田	0.0.1.05	0.180
267	くわんげ	0.1.6.20	(記載なし)	上田	0.1.6.14	2.470
268	しやのわき	0.2.8.00	(記載なし)	中田	0.3.5.05	4.923
269	しやのわき	0.0.1.00	藤次郎	下田	0.0.3.00	0.390
331	はさま	右之内	甚兵衛	下田	0.0.7.05	0.932
336	かけ松	右之内	助右衛門	中田	0.0.7.28	1.111
337	かけ松	0.0.8.23	与三兵衛	下田	0.0.8.20	1.127
338	かけ松			下田	0.1.2.12	1.612 延宝六年ノ新開、四年目酉ノ年ヨリ御年貢可納
351	たね松			下々田	0.0.5.10	0.587 延宝六年ノ新開、四年目酉ノ年ヨリ御年貢可納
381	上戸板	0.0.5.15	孫六	中田	0.0.2.19	0.369
461	上戸板	なし		中田	0.0.3.11	0.471
529	時ノ本	0.0.2.16	与右衛門	中畑	0.0.1.15	0.165
606	堂ノ下	0.0.3.20	堂坊	上田	0.0.4.10	0.650
613	堂ノ下	0.0.2.22	与三郎	上田	0.0.4.01	0.605
615	堂ノ下	0.1.1.05	五郎兵衛	上田	0.1.0.25	1.625
623	大出大	0.0.6.10	与三兵衛	上田	0.0.7.12	1.110
634	町田	0.0.8.08	与右衛門	上々田	0.0.9.17	1.531
643	いし	0.0.9.13	五郎兵衛	上々田	0.0.3.15	0.560
645	下かぢや	0.1.6.20	若右衛門	中田	0.2.1.06	2.968
648	いしたて	0.0.5.19	与十郎	上田	0.0.5.19	0.845
650	いたや	0.1.0.22	五郎右衛門	上田	0.1.3.20	0.205
662	子巳いつしへ	右之内	彦太夫	上々田	0.0.7.18	1.216
669	石尾く歩	右之内	与三郎	上田	0.0.7.10	1.100
685	高つか	右之内	若右衛門	上田	0.0.1.22	0.260
727	長物	右之内	中右衛門	上田	0.0.2.13	0.365
767	牛神	なし		下畑	0.0.1.18	0.144
781		0.0.9.15	(記載なし)	屋敷	0.0.6.12	0.832
829		右之内	助右衛門	上畑	0.0.2.04	0.277

注1、延宝7年(1679)「唐国村検地帳」より作成。

注2、「筆順」欄は検地帳の高請地全体の中での順番を示す。

斗四升六合〔筆順九八・九九・二六七・二六八・七八二〕である。なお、慶長検地での甚兵衛名請地は少なくとも七一筆あった。また、表2の古検名請人が甚兵衛以外であった土地をみても、特定の名請人の土地を継承しているというような形跡はない。一五人の名前がみえ、なかでも若右衛門の名請地（二筆、三石二斗二升八合〔筆順六四五・六八五〕）と五郎兵衛の名請地（三筆、二石三斗六升五合〔筆順一九六・六一五・六四三〕）がもっとも多いが、古検における若右衛門名請地は二七筆

（延宝検地高で一二石余）、五郎兵衛名請地は一一筆（延宝検地高で一一石余）あり、両者の名請地がまとまって岡家へ引き継がれたとはいえない。ちなみ、若右衛門・五郎兵衛の側からみると、若右衛門の二七筆は延宝検地段階では二一人の所持地に、若右衛門の一一筆は八人の所持地に引き継がれている。こうしたことは他の名請人についてもあてはまる。具体的なことはこれ以上示さないが、慶長検地段階のある名請人の所持地の全体あるいは大半が延宝検地段階でも一人の名請人に引き継がれるということはまったくみうけられず、慶長検地からみれば名請地が細かく分散させられる形に、延宝検地からみれば多数の名請地を集積する形になっているのである。であるならば、その背景や要因が問題となるが、現段階ではこの点も不明とせざるをえない。一七世紀の所持地がかなり流動的な側面をもっていたと考えられる点だけを確認しておきたい。

このように、重要な問題が積み残されたままであるが、とりあえずは、一七世紀に小農が成長・確立していく動向がみうけられたこと、

そのなかで（所持高は減らしつつも）庄屋岡家をもっとも多くの土地を所持していたことなどを押さえておきたい。

（2）山・池・寺社

①山

延宝検地帳のbの部分には、唐国村の山として次の三つが記載されている。

【史料1】

なご山

一、芝山 但、場広山 立合唐国村・内田村

此山年貢石壹斗八升七合

是ハ立合山ニ而、御年貢銘々村方上納仕来候、依之此所ニ唐国村分記之

一、芝山 但、場広山 立合唐国村・内田村・久井村・若

此山年貢石壹斗六升三合

同断

牛神山

一、小松芝山 長老町拾間・横平均五拾間 村中

此山年貢五升

ㄨ 壺石四斗

このうち、唐国村・内田村立会山（名古山）は両村の西側の東山丘陵に展開する山であり、箕形村（泉郡）・摩湯村・三田村・包近村・山直中村・稲葉村（以上、南郡）という六村の山と境界を接していた（第三章図1参照）。唐国村が負担する山年貢はこの山の分が圧倒的に多い。唐国村・内田村・久井村・若檜村・春木川村立会山の正確な位置は未詳であるが、おそらく松尾川と東松尾川に挟まれた丘陵に展開していたものと考えられる。唐国村持ちの山（牛神山）は村の東側にある牛神池周辺の小規模な山であろう。

当然のことながら、検地帳だけでは、これらの山がどのように用益されていたのかまでを把握することはできない。しかし、山年貢高からみて、唐国村の山の用益の中心が唐国村・内田村立会山にあったこととはうかがえるのではなからうか。なお、図1には、唐国村東側の和泉中央丘陵についても、「唐国村・内田村立合、但御年貢山」と記されている。これも唐国村・内田村立会山（名古山）の一部であったのか、それとも唐国村・内田村・久井村・若檜村・春木川村立会山から派生してこのような状態になったのかは不明であるが、いづれにしても、遅くとも一九世紀前半には、唐国村周囲の丘陵部がほぼ内田村との立会山になっていたことがわかる。これのことからは、山の用益における両村の深い関係が確認できよう。

②池

延宝検地帳のcの部分には、ごく小規模の水掻池を除き、全部で三の池が書き上げられている（表3）。地形からみて松尾川の水を田地へ入れることはかなり難しかったようなので、これらの東西の丘陵（山）に築かれた池によって唐国村の田地は維持されていたと考えられる（図1参照）。

三三の池にはすべて「年数不知」と記されており、これらがいつごろ築造されたのかは定かではない。ただし、それに関しては、四つの池（うとじ池・上荒池・小谷池・菖蒲谷下池）だけに古検の地積や分米の記載がある点が手かかりとなる。そうした記載があるということは、その池床が慶長検地段階では高請地であったことを示していると思われるからである。四つの池は慶長検地以降に築造されたといえよう¹⁰⁰。

その中には唐国村でもっとも大きなうとじ池も含まれており、かなり大規模に池の築造が進められたことがうかがえる。しかしながら、先述したように、一七世紀の唐国村では新開がそれほど活発には展開していなかった。また、個々の池に即してみても、うとじ池周辺では慶長検地以降の開発地が若干みうけられるものの、後掲図3の菖蒲谷下池周辺ではそうした開発地は確認できない。これらのことから勘案すると、一七世紀の池の築造は、基本的には既存の耕地の生産条件を補強する性格のものであったといえよう。

そのうえで、貞享五年（一六八八）三月一八日の手形をみよう¹⁰¹。岡家に残されたものは内田村百姓一四人と庄屋次右衛門から「唐国村

表3 延宝検地帳の池記載一覧

池	地積 (町・反・畝)	所持	年数	古検地積(町・反・畝・ 歩)、分米(石)
うとし池床	2.0.2.03	村中	年数不知	古検0.8.3.18、分米9.173
上荒池床	0.1.6.01	村中	同断	古検0.1.4.22、分米2.009
小谷池床	0.4.0.00	村中	同断	古検0.1.3.21、分米1.868
菖蒲谷下池床	0.1.6.15	村中	同断	古検0.1.7.22、分米2.324
豊田池床	0.2.0.00	村中	年数不知	
下荒池床	0.4.6.20	村中	同断	
菓師池床	0.0.5.00	村中	同断	
牛神中池床	0.1.0.08	村中	同断	
坂尾谷池床	0.1.0.08	村中	同断	
泉谷池床	0.0.9.18	村中	同断	
姥力谷上池床	0.0.6.00	村中	同断	
同下池床	0.0.4.00	村中	同断	
上ノ山上池床	0.2.9.18	村中	年数不知	
上ノ山池床	0.4.0.00	村中	同断	
大蔵大池床	1.6.0.00	村中	同断	
同下池床	0.5.0.00	村中	同断	
同脇池床	0.2.4.00	村中	同断	
露力谷池床	0.0.5.02	村中	同断	
菖蒲谷上池床	0.0.6.04	村中	同断	
同中池	0.0.5.03	村中	同断	
牛神上池床	0.0.4.00	村中	同断	
同下池床	0.0.1.18	村中	同断	
宮ノ池	0.0.1.14	村中	年数不知	
脇ノ池床	0.2.3.10	村中	同断	
泉谷池床	0.0.6.28	村中	同断	
菖蒲谷新池床	0.0.4.00	村中	同断	
小谷上池床	0.0.1.19	村中	同断	
牛神中池床	0.0.6.18	村中	同断	
姥力谷池床	0.0.2.04	村中	同断	
にぎり池床	1.7.7.10	立合唐国村・箕形村	同断	
大釜池床	1.7.2.00	立合唐国村・内田村	同断	
恋ノ池床	0.9.1.20	立合唐国村・内田村	同断	
後山池床	0.2.9.18	立合唐国村・内田村	年数不知	

注1、延宝7年(1679)「唐国村検地帳」より作成。

注2、「水?池」は省略した。

田郷中間」宛てとなっているが、末尾に「為其両村田郷手形同文言ニて取替し申所仍如件」とあるように、これは唐国村の田郷仲間と内田村の田郷仲間が取りかわしたものである。なお、その直前には「手形之義当分見へ不申候、向後出候共可為本古候」との一文もあり、再作成されたものであったことがわかるが、もともとの手形がいつ作成されたかは不明である。ここには、先年唐国村の忠右衛門・半右衛門・長兵衛へ譲渡した「大かま之わきノ池」(大釜脇池)を取り戻し、「内田村・唐国村田郷中間」で池普請を行うことになったことが述べられたうえで、「後山池・こい池・大かま池・同わきノ池両村地下田地へ水平等ニ引可申候」と記されている。

後山池・恋ノ池・大釜池・大釜脇池は、唐国村の南東、和泉中央丘陵裾の内田村との村境あたりにある池であり、ひとつの用水系を形成していたと考えられるが(図1参照)、この手形からは、これらの池が唐国村と内田村それぞれの田郷仲間によって管理・運用されていたことがわかる。言うまでもなく、田郷仲間の構成員は四つの池の水掛かり田地所持者であろう。唐国村・内田村立会池は両村の田郷仲間によって共同管理されていたのである。ちなみに、内田村の延宝検地帳には、両村の立会池として駒田大池(六反二畝)が登録されている。この池も両村の村境付近にあったようである。これらのことから、唐国村と内田村が、山の利益のみならず、池(用水)の側面においても密接な関係にあったことがうかがえよう。それは「内田村は、戦国期までは唐国村の分村であった」ことを示しているかもしれ

ない。また、右の事例を踏まえると、「村中」持の池についても、同様の田郷仲間によって用水系ごとに管理・運営されていたと考えられよう⁽³⁰⁾。

なお、大釜脇池が唐国村の忠右衛門らに譲られたのは慶安三年（一六五〇）のことであった。それは同年六月三日に唐国村・内田村の者一〇人（田郷仲間か）が忠右衛門らへ差し出した証文⁽²⁴⁾から確認できるのであるが、そこには「以来何様ニも普請被成水御取可有之候」と記されている。延宝検地帳によれば、忠右衛門は二一石余、半右衛門は二四石余、長兵衛は九石余（ただし屋敷地なし）の所持高をもっていた。こうした村内の比較的有力な家が大釜脇池を「自物」とし、それを補強しながら耕地開発を行おうとしていたと想定できるかもしれない。だとしても、池は三〇年余で田郷仲間へ返されたのであり、逆に開発が困難であったことを示しているよう⁽²⁵⁾。

③ 寺社

延宝検地帳のdの除地部分の前半には、次のように記されている。

【史料2】

一、壹畝歩

六間・五間

但、宮建有

氏神天神宮屋敷

是ハ慶長拾六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、往古之通除之

一、式畝拾七歩

拾間式尺・七間三尺

妙楽寺屋敷

但、寺造有

同断

ここには、唐国村の氏神天神宮と檀那寺妙楽寺の境内が書き上げられている。これらは、先述したように中世より唐国村の共同性の中核にあつたのであるが、近世には後述の座の場でもあつた。

ところで、両者に、慶長検地を踏襲して除地にすると記されている点にも注意しておきたい。なぜならば、このように慶長検地を引き継ぐ形になっているにもかかわらず、慶長検地帳自体には徐地の記載がないからである⁽²⁶⁾。さらにいえば、文禄三年（一五九四）の太閤検地帳にもなかつたようである⁽²⁷⁾。寺社の境内地については、文禄検地と慶長検地では、検地帳に記載しないという形で除地が認められていたということになる。それに対し延宝検地では、除地は除地として地積や間数などが検地帳に明記されることになった。文禄検地・慶長検地と延宝検地とはこのような違いがあつたのである⁽²⁸⁾。そのことは延宝検地帳の形式にも反映されている。すなわち、a・cの記述後に検地惣奉行二人・奉行六人・唐国村庄屋・案内六人の署名・押印がなされ、その後ろに「右之外除地之分」としてdが記されているのである。延宝検地帳において除地の記載が特殊なものとして扱われていたことがうかがえよう。

以上、本節では延宝検地帳から、一七世紀の唐国村では、耕地開発は進展しなかつたものの、池の造成による生産条件の補強が進んだと

考えられること、おそらくそれを背景として小農が成長・確立している状況がみうけられたこと、山の用益や水利の側面において内田村ととくに密接な関係を有していたことなどを抽出した。これらを前提に置きながら、次節からは唐国村の社会秩序の一端を村落間秩序と村落内秩序にわけてみていくことにしよう。

二 村落間秩序の確立

本節では、山と池（水利）の局面から村落間秩序の展開を考察することにした。この二つを取り上げるのは、もちろん関係史料が残されているからであるが、それは同時に唐国村の百姓が生産や生活を成り立たせていくうえで不可欠な問題であったことを示している。それを念のため確認しておきたい。

(1) 山の領域

① 松尾寺山と惣百姓山²⁹⁾

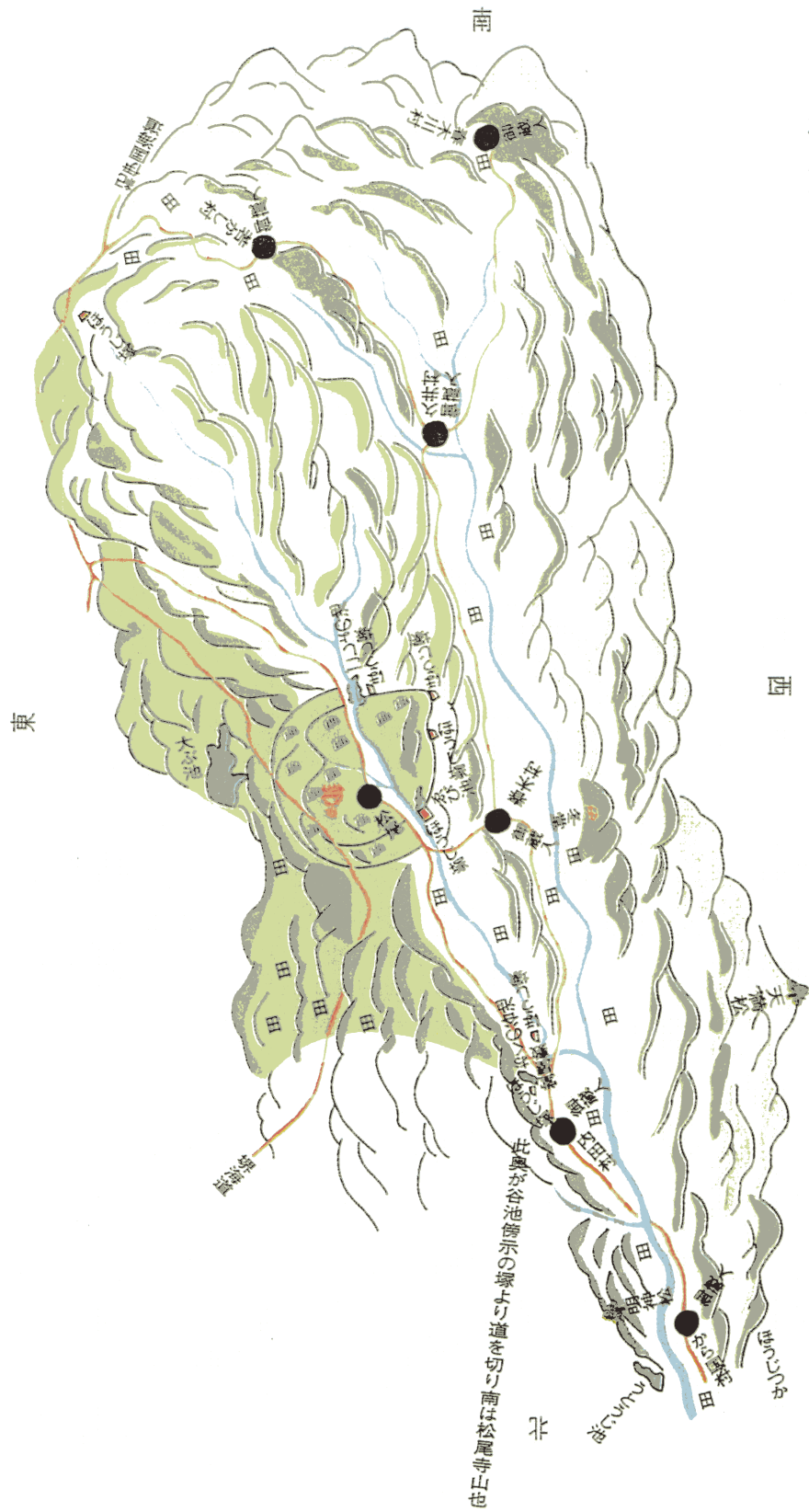
はじめにでも触れたように、岡紘一氏所蔵文書には正保四年（一六四七）六月一二日に「上方の郡奉行」小出伊勢守が下した裁許絵図「泉州松尾谷絵図」（図2）が残されている。これは松尾寺山と惣百姓山の境界を取り決めたものである。「谷頭」の傍示塚から「川下出合之上」の傍示塚までを「谷川」（東松尾川）に沿って二分し、東を「松尾寺山」、西を若樫村・春木川村・久井村・春木村・内田村・唐国村

の「惣百姓山」とすること、ただし「ごしよの池」の傍示塚から「ひカ池」の傍示塚までの、松尾寺の集落付近の西側の山については「松尾寺山」とすることが記されている。

こうした絵図が下されることになった背景には、松尾寺と松尾谷村むらとの山論があつたようである。その一端がうかがえるのが、寛永一八年（一六四一）もしくは一八年の一〇月三日に、大僧正天海が松尾寺の意をうけて上方郡代小堀遠江守・五味金右衛門へ差し出した書状である³⁰⁾。そこでは、春に「松尾寺山出入」に関して（郡代へ）書状を出したのに対し、「双方手を入らぬ様ニ」（松尾寺・村むら双方とも争わぬように）の意か）との指示があつたが、秋になり（郡代が松尾寺へ）飢饉による「百姓共迷惑」を理由に（松尾寺山での）葛蔵の採取を認めるよう命じたところ、内田村・唐国村の百姓数百人が毎日牛馬を乗り込ませ、松木の根切りまでを行った、と訴えている。「松尾寺山出入」の内容、あるいはこの後の経過などについては不明であるが、山論は松尾寺の山と村むらの山の境界を確定させる形で決着がはかられたのであつた。おそらく山の境界自体が争点化していたのであろう。

中世末まで、松尾寺周囲の丘陵はすべて松尾寺の山であり、松尾谷内の各集落の百姓は、松尾寺の許可を得て、松尾寺の用益と重層する形で薪や下草の採取を行っていたと思われる³¹⁾。それが文禄三年（一五九四）の太閤検地に伴う山検地によって、松尾寺の山と村むらの山とに空間的に分離させられることになったのであつた。しかしながら、

泉州松尾谷絵図



山境、谷頭傍示の塚より川下出合の上傍示の塚迄谷川を切り、東は松尾寺山、西は若かし村・春木川村・久井村・春木村・内田村・唐国村、右惣百姓山也、但しごしよの池傍示の塚より山の上に二つ傍示の塚有り、是よりこれゑひカ池傍示の塚迄、是も東は松尾寺山、西は惣百姓山也

正保四年 亥 六月十二日 伊勢守 (印)

図2 「泉州松尾谷絵図」(トレース図、岡紘一氏所蔵文書)

注、『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』(和泉市、2008年) 258ページより引用。

それ以後も、右の唐国村・内田村のように、村むらの百姓は松尾寺山に入り込んでいったのではなからうか。その背景には、以前には重層的な利益を行っていたことの影響とともに、そもそも山の領域(境界)が必ずしも明確にはなっていないことがあったと想定される。だとすれば、「泉州松尾谷絵図」は松尾寺山と松尾谷村むらの山との境界を確定させる意味合いをもつものであったと理解できよう。

②唐国村が用益する山

正保四年の「泉州松尾谷絵図」は、あくまで松尾寺の山と村むらの山の境界を確定させたものであった。一方で、一七世紀には、村どうしの間でも山の領域をめぐって争いが生じることがあった。例えば、春木川村と久井村の間では、寛永二年(一六二五)、寛文九年(一六六九)、延宝六年(一六七八)と断続的に山の境界争いがおこり、最終的には延宝検地で決着している⁽²²⁾。

唐国村の山に関しては、山論があつたようなことは確認できないが、延宝検地に際して山の境界を確認する作業が行われたようである。それを示すのが、次に掲げる手形である。

【史料3】⁽³⁾

^(編纂者)
「是はうつしのうつし手形也」

手形之事

一、其方両村立会山と此方之山と境目二年々唐国村方御改来り被成候傍示塚所々有之候、此ほうし塚を見通、東北は其方両方立

合山、西南は此方之山ニ紛無御座候、自今以来右四ヶ所之傍示塚前々之通り唐国村方御改可被成候、此度検地 御奉行様江其方一札仕上ケ被成候、雖然此証文之通境目之義ニ付、少シも違乱妨申間敷候、為後日仍而如件

延宝五年

中村庄屋 市太夫 印

巳十二月廿六日

同村年寄 長左衛門 印

同 同 加左衛門 印

唐国村庄屋 甚兵衛殿

同村 年寄 半右衛門殿

内田村庄屋 次左衛門殿

同村 年寄 仁兵衛殿

内田村庄屋 与平次殿

同村 年寄 与三右衛門殿

これは、延宝五年(一六七七)一二月に山直中村から唐国村・内田村へ差し出されたものである。前半部分では、四つの傍示塚を境界とし、それより東北を唐国村・内田村立会山、西南を山直中村の山とすることが確認されている。また後半部分からは、山直中村の検地に際して、検地奉行へ唐国村・内田村が一札を差し出して境界の確認を求め、それをうけて山直中村がこの手形を作成したことがわかる。こうして唐国村・内田村立会山と山直中村の山の境界が確認されたのであつた。なお、傍示塚は毎年唐国村が改めを行っている点からは、立会山における唐国村と内田村の関係が唐国村を中心としたものであ

つたことがうかがえよう。

それともかかわって注目されるのは、詳しくは後述するが、元禄期の座の行事書に、「御検地之節傍示塚儀御他領と為取替書物有之候」と記されていることである。ここからは、延宝検地の際に唐国村が、山直中村のみならず、隣接する村むらとの間でも傍示塚Ⅱ境界を確認する証文を取りかわしたことがわかる。それは同時に山の境界(領域)を確認する作業であったともいえよう。

ただし、唐国村が境界を接するすべての村と証文を取りかわしたとは言いつれない。文化期におこった唐国村と三田村の山論のやりとりをみる限りでは、延宝検地に際して両者の間でそのような証文を取りかわした形跡がみられないからである(第三章参照)。おそらく検地以前から独自の村落間秩序・慣習として傍示塚Ⅱ山の境界との認識があったにもかかわらず、山直中村など一部では傍示塚をこえて用益を展開させる動きがあり、そこについては証文で境界を確認したものの、三田村などそうした動きがなかったところでは証文作成に至らなかったのではなからうか。

ちなみに、池田下村でも、延宝検地に際して山の検地が行われ、隣接する村むらとの間で境界を確認したこと、その結果山年貢対象地が拡大され、山年貢も二石余から一〇石余へ増石されたことが指摘されている³⁴⁰⁾。ここからは、延宝検地では山についても厳格に検地を実施し、山年貢の強化が図られたことがうかがえる。そのなかで唐国村においても山の境界・領域の確認が行われたのであり、こうして唐国

村が用益する山の領域が確定することになったのである。

(2) 用水秩序 ―にこり池をめぐって―

次に掲げる史料は、寛文四年(一六六四)五月一日、唐国村・箕形村立会にこり池をめぐる両村間の争論が近隣有力者の調停により内済となった際に、箕形村が唐国村へ差し出した証文である³⁵⁰⁾。

【史料4】

証文之事

一、いたやと申六反之所にこり池の水を入可申候、則ミかた村方水入ヲ付ケ、いたやの下・近所之なミ水之高下無之様ニ入可申、若高下有之は、からくに村方いかやうにもせんさく可有之、但水入之ちんハ一反ニ付米一升ツ、相究申候、其上にこり池之水町之池・いたやの池江こめ置申ましく候事

一、にこり池之水よこせきニ仕きりおとし申ましく候、但志やうふ谷池之水ヲ、にこり池之水出仕舞、したかりも不参之時分水ヲくたし、溝けたヲきり、下かちやのへ入可申候事

一、にこり池之水こめ、乱水(亂水)之時分は大その溝方水こめ可申候、雖然田地用水井のもとへ谷水取申時分は、にこり池へ水こめ申ましく候事

一、にこり池ノしりニ上かちやのと申田地水口四ヶ所御座候、是ハ大その池水ヲにこり池之溝おとし入可申候、にこり池ノ水少も入申ましく候、但にこり池ノ水通り溝さし合申候時分は、互

二 談合之上ニ而かちやのへ水入可申候事

一、にこり池ノふぢニからくに村之田地之内ニヶ所、暖之上を以
あらし申候事

右は大津次兵へ殿・和氣与兵へ殿・同太郎右衛門殿・観音寺与
左衛門殿・内田次右衛門殿・同与平次殿・松尾寺宝執院様^(願)・大
沢次兵へ殿・同九郎兵へ殿・小野田伝右衛門殿・仏並惣右衛門
殿・納花加右衛門殿・万町三右衛門殿、右之衆中御あつかいに
て相濟候上、以来違乱あるましく候、以上

寛文四年 　　みかた村庄や 九郎左衛門 (印)

辰五月十日 　　同 年寄 六兵衛 (印)

同 理左衛門 (印)

からくに村 庄左衛門殿 村中

同 五郎右衛門殿

村中

ここでは以下のことが取り決められている。なお、明治期のにこり
池周辺の小字図(図3)もあわせて参照してもらいたい。

i 唐国村の「いたや」(板屋)の田地六反へはにこり池の水を入れ
る。その際、箕形村から水入人を付け、箕形村領の板屋の下や近所
の田地と同様に水を入れる。ただし、水入賃は一反につき米一升ず
つとする。にこり池の水を箕形村の町之池や板屋の池へ込めるよう
なこともしない。

ii にこり池の水を溝の側面に堰を設けて(「よこせき二仕」)切り

落としてはならない。ただし、唐国村の菖蒲谷池の水については、
箕形村がにこり池からの引水を終えてから下刈に赴くまでの間(「に
こり池之水出仕舞、したかりも不参之時分」)に水を下し、にこり
池の溝を横切って(「溝けたヲきり」)、「下かちやの」(下カジヤ)
へ入れても構わない。

iii にこり池への水込めについて、「乱水」の時^(蓋力)は「大その溝」(大
蔵池からの溝か)から水を込める。以下は意味不明。

iv にこり池の尻にある唐国村の「上かちやの」(上カジヤ)の田地
には水口が四ヶ所あるが、そこには「大その池」(大蔵池か)の水
をいったんにこり池の溝へ落として入れるようにすること。にこり
池の水は少しも入れてはならない。ただし、にこり池の水が通り、
溝で水が交じり合う場合は(「溝さし合申候時分は」)、相談のう
えで「かちやの」へ水を入れる。

v にこり池の縁にある唐国村の田地のうち二所は荒らす。

このように意味がとれない部分もあり、すべてを理解するのは困難
であるが、この証文の主眼のひとつが唐国村によるにこり池の水利用
を制限するところにあつたことは明らかである。逆にいえば、にこり
池の水を唐国村が多量に灌漑したことに箕形村が反発し、近隣の有力
者多数が調停に入るほどの争論に至つたということになる。

そのうえで、まず注目できるのは、ここでの取り決めの内容である。
それによれば、唐国村がにこり池の水を灌漑できるのは、にこり池の
溝の北側にある「いたや」の田地六反だけとなっている。争論以前に

は、にぎり池の周囲にある田地（v）や、すぐ下の「上かちやの」の田地（iv）、さらには「下かちやの」の田地（ii）へも水を引いていたようであるが、それらはすべて禁止されているのである。調停者に正当性をもった本来的な行為とは認められなかったであろう。そのことから、にぎり池は唐国村領にある比較的大きな池であるが（表3参照）、基本的には箕形村の田地を灌漑するものであったことがうかがえる。

それにかかわって興味深いのは、箕形村の水入人が「いたや」の田地への配水を行い、それに対して唐国村が水入賃を負担することになっている点である。唐国村・箕形村立会ににぎり池は、箕形村が中心となって管理し、箕形村の田地を主に灌漑する池であり、唐国村はその水の一部を利用してもらっているに過ぎなかったのである。これが唐国村と箕形村の「立会」の実態であった。一方で、先述したように、唐国村・内田村立会池は両村の田郷仲間によって共同管理されていた。同じ立会池でも、その実態は大きく異なっていたのである。それは、にぎり池が唐国村領内にあるとはいえ、箕形村の耕地開発のために造成されたという歴史的背景によるものであろう。

ところで、証文によれば、「下かちやの」の田地へはにぎり池の溝を横切って菖蒲谷池の水を入れることになっている。当然、にぎり池の溝より北側にある「いたや」以外の田地も菖蒲谷池の水で灌漑されていたはずである。ちなみに、延宝検地帳には菖蒲谷上池・中池・下池・新池の四つの池が登録されていた（表3）。また、「上かちやの」

の田地へはにぎり池の溝を通して大蔵池の水を入れることになっている。おそらくそれ以外のにぎり池の溝より南側にある田地の多くも大蔵池によって灌漑されていたであろう。延宝検地帳には、大蔵大池・下池・脇池・上ノ山池・上ノ山上池が登録されている。つまり、にぎり池のすぐ下にある唐国村の田地の大半は菖蒲谷池や大蔵池によって灌漑されていたと考えられるのである。こうした入り組んだ水利・耕地のあり方のおおよそは、先述の延宝検地帳からは慶長検地以降の新開地がみうけられないという点も勘案すると、一六世紀末にはすでにできあがっていたと想定される。しかし他方で、菖蒲谷下池の造成からもうかがえるように（ただし、菖蒲谷下池が、唐国村と箕形村の争論前に造成されたのか、争論後に造成されたのかは不明である）、一七世紀にも耕地の不安定性を改善しようとする動向があった。そのなかでにぎり池の水をめぐって唐国村と箕形村との争いが生じるようになったのである。

さらに注目できるのは、争論後のにぎり池をめぐる動向である。宝永五年（一七〇八）には、箕形村の者多数がにぎり池の上にある唐国村田地（図3の「ツユガ谷」「大蔵」あたりか）の畦を壊し、田地を掘り起こし、さらには唐国村の者を打擲するということがおこっている³⁶⁰。その背景には、田地の土砂が池に流れ込む状況などがあったようである。唐国村は領主土屋家の奉行へ訴え出るが、結局は内田村庄屋次左衛門などの調停により、にぎり池と田地の境目を明確にすること、土砂留の「芝間」を設けることを取り決めて内済となった³⁶¹。

また、明和九年（一七七二）には、にぎり池の貯水量をあげるために、箕形村が土砂を掘り上げて新しい堤を築く普請を行ったこと、同時に周囲の田地へ水が浸入しないよう唐国村も田地床をあげる普請を行ったことなどが知られる³⁶⁰。こうした一方で、寛文期のようなにぎり池の灌漑範囲をめぐる争いは確認できない。にぎり池の配水をめぐる秩序は寛文期の取り決めによって確立し、その後そうしたことが争点化することはなくなつたのであろう。

（3）小括

本節では、山と池（水利）の局面から村落間秩序の展開についてみてきた。そこからは一七世紀に村落間秩序が確立していく様子がうかがえた。そのうえで、さらに二点ほど指摘しておきたい。

ひとつは、村落間秩序が確立する際の形についてである。松尾寺山と惣百姓山の境界は小出伊勢守の裁許（「泉州松尾谷絵図」）によって確定したのであつた。また、唐国村が用益する山の領域は延宝検地によって確定した。その際には、同時に村落間で証文を取りかわした場合は、それには至らなかつた場合があつた。さらに、にぎり池の用水秩序は箕形村と唐国村との内済証文によって確立したのであつた。このように——公儀による裁許や検地、村落間の取り決めというように——、秩序の確立といってもその形は多様であつたのである。もうひとつは、こうした秩序の確立がもつ意味についてである。例えば、にぎり池の用水秩序に関しては、先述したとおり、おおよそそ

の後の歴史展開において所与の前提として持続されていったようであるが、すべてがこのようなあり方をみせるわけではない。唐国村・内田村立会山（名古山）では、一八世紀になると山直中村や三田村の用益が境界に傍示塚をこえて進入してくる状況が生まれてきている。ここでは明らかに秩序をこえた実態が展開しているのである。こうしたことから、一七世紀に確立した秩序が必ずしも不変なものとして存在し続けるわけではなかつたことが知られよう。にもかかわらず、注目されるのは、一九世紀の断続的な山論のなかで延宝検地で確定した枠組みが再びクローズアップされ、それが山論や用益の動向を大きく規定していく点である（第三章参照）。このようにして、一七世紀の秩序の確立は後年の歴史展開を大きく拘束していくことになつたのであつた。

三 村落内秩序とその展開

本節では、唐国村における庄屋岡家の位置、さらには座の秩序という点から、村落内秩序のありようを検討することにした。

（1）庄屋岡家の位置

①清見村田中家への全家産譲渡

この項では、一七世紀の唐国村における庄屋岡家の位置について、天和三年（一六八三）一二月に岡家が清見村（南郡、現貝塚市）の田

中家へ全家産を売却した一件を手がかりとして考察する。

【史料5】⁽³⁹⁾ (傍線①②は筆写が便宜上付けた)

売渡し申請一跡之事

一、庄屋・家屋鋪・諸道具・田畑并支配之空地芝地・竹木藪林、
惣而諸一跡一物も不残銀拾貳貫五百目(印)ニ売渡、諸方借銀少も不
残相済申候、則書立諸一跡之目録致判形別紙ニ相渡申候、然上
ハ我等飯料之儀彦市中心まかせに米麦共もらい可申候、少もよ
くほり不申一生之間暮シ可申候間、何時にても別家ニ致度旨彦
市申候ハ、早速のき可申候、右之外少もやつかい申出間敷候
事

右之通委細相究候上は、於永々少も違乱有之間敷候、此上ハ身
躰如何様ニもくろミカへ候共、又ハ如何様之でだて仕事有之
候共、彦市中心次第ニ可仕筈ニ相究申候、勿論公用・私用・所帯
方等彦市勝手ニ存寄候様ニ仕候筈之究ニ候、不及申候へ共、諸
一跡売渡申上ハ、以来如何様共彦市古郷之親本方支配ニ可被成
候、他之構ひ毛頭無之候、若脇方妨申事候ハ、此加判之者共
罷出急度埒明、其方へハ少も御難儀懸申間敷候、弥此証文を以
諸事御支配ニ可被成候、為後日仍如件

天和三年亥極月四日 唐国村庄屋売主 甚兵衛 (印)

同村 証人 十兵衛 (印)

中井村証人 彦兵衛 (印)

今木村証人 茂左衛門 (印)

清見村 了人老
同 彦九郎殿

【史料6】⁽⁴⁰⁾

諸一跡目録

一、唐国村代々庄屋職、同家屋敷

但、屋敷ハ御免許地也、証文共ニ相渡候

一、片桐市正様御印有唐国村御檢地帳

附り、名寄帳、其外諸色帳、目録不残相渡候

一、松尾谷山境究之惣絵図伊勢守様御印有壹枚、并内田村との境

目究之証文証拠人印有相渡候

一、諸道具一物も不残相渡候

田畑之覚

一、堂ノ下 田数三畝町 一、小堂ノ下 田数三畝町

一、小堂ノ下 田数壹畝町 一、北出 田数五畝町

一、北出 田数貳畝町 一、上かちや 田数三畝町

一、板や 田数六畝町 一、町 田数壹畝町

一、といた 田数貳畝町 一、高つか 田数壹畝町

一、嶋ノわき 田数貳畝町 一、くハげんほ 田数壹畝町

一、石尾くほ 田数三畝町 一、なハそへ 田数壹畝町

一、小山 田数三畝町 一、牛神原 田数四畝町

一、牛神 田数貳畝町 一、はさま谷 田数壹畝町

一、かげ松 田数貳畝町 一、石立 田数壹畝町

一、かちや野 田数六畝町

合式拾壹ヶ所 畝町数五拾三有

此高三拾壹石九升貳合 但、御帳面

内九斗六升 年々川成引

残三拾石壹斗三升七合

右之外

現米四石 庄屋給

高六拾石 庄屋無役之引高、古来方之極

かげ松之芝 壹ヶ所

こかう川芝 但、松尾川筋南がハ壹ヶ所

せうふ谷山根芝 壹ヶ所

但、谷かけて 谷ノ頭ニ用水池貳つ有

竹藪 三ヶ所

右之通無相違彦市へ相渡申候、脇方毛頭かまい無御座候、以上

天和三年亥十二月四日 唐国村庄屋 甚兵衛(印)

同村証人 十兵衛(印)

清児村 了人老

同 彦九郎殿

史料5「売渡し申諸一跡之事」は、天和三年二月四日に唐国村庄屋甚兵衛から清児村了人・彦九郎へ差し出されたものであり、借銀返済のために「諸一跡」(全家産)を銀一二貫五〇〇目で売り渡すこと

が記されている⁽⁴¹⁾。実際には田中家の彦市を養子に迎え、彼に家産を引き渡す形であったと考えられるが、親元の支配に言及してのことからすると、彦市は幼少あるいはかなり若年の者であったと推測される。なお、証人として唐国村の十兵衛、中井村の彦兵衛、今木村の茂左衛門も連署している。一方、史料6「諸一跡目録」は、史料5に添えられた岡家の家産の書き上げである。唐国村庄屋職と家屋敷(除地)、片桐市正の印のある唐国村検地帳(慶長検地帳)⁽⁴²⁾や名寄帳などの帳面類、小出伊勢守の印のある松尾谷の山境を決めた絵図(「泉州松尾谷絵図」、内田村との村境を決めた証文、諸道具、田畑(三〇石余)、庄屋給(現米四石)、庄屋無役引高(六〇石)、芝地三所、菖蒲谷の二池、竹藪三所があげられている。

注目できるのは、家屋敷や田畑とともに、「唐国村代々庄屋職」が家産のひとつとして売却されていることである。この時期の岡家は家産として庄屋を代々勤めていたのである。また、それにより、庄屋として作成し、保管・継承してきた帳面類・絵図類なども岡家の家産であり、売却の対象となっている。ただし、後述の座関係の文書は家産の中に含まれていないようである(この点は後述)。

その他、岡家の家産のなかに高外地、とりわけ「用水池」が二つ含まれている点も興味深い。これは先にみた菖蒲谷にあった池のようだが、他の史料も参照すると(注52参照)、延宝検地帳の菖蒲谷上池と下池に該当すると考えられる。ただし、検地帳では「村中」持と記されていたこれらの池が、いつから岡家のものとなったのか、あるいは

は検地帳の記述が実態と異なっていたのかは不明である⁽⁴³⁾。

ところで、この天和三年一二月四日には、証文がもうワンセット作られていた。「譲り売渡ス諸一跡之事」という表題の証文と⁽⁴⁴⁾、その「諸一跡目録」⁽⁴⁵⁾である。こちらにも甚兵衛らの印が捺されている。しかも表題が似通っていることからもうかがえるように、ほぼ史料5・6と同内容のものである。しかしながら、両者には次の三つの点で違いがある。

ひとつは、史料5の表題「売渡し申諸一跡之事」が「譲り売渡ス諸一跡之事」となっていることである。これにあわせて、差出人の甚兵衛の肩書きも「売主」ではなく「譲主」となっている。なお、以下では、「売渡し申諸一跡之事」は売渡し証文、「譲り売渡ス諸一跡之事」は譲渡し証文と略記する。

もうひとつは、譲渡し証文では、十兵衛・彦兵衛・茂左衛門に加えて、唐国村午助も証人として連署していることである。その「諸一跡目録」も十兵衛と午助が証人となっている。

三つめに、これが重要なのであるが、史料5の傍線①の文言が譲渡し証文では大きく異なっており、次のように記されていることである。

【史料7】

然上ハ我等早速隠居仕、諸事彦市へ相渡申候、隠居料之儀ハ各別ニ取不及申候間、公私共万事人情、彦市ために成候様ニ働可申候、行末目出度親子実懇ニ住可申候、娘三人有之内、耆人ハ彦市と夫婦ニいたし、忒人ハ如何様共彦市方心まかせ相応ニ仕付ケ可申究

二候、万一我等と彦市親子之内、後日ふあいあつ(46)の事候て、同家住之暮シ難成様成儀出来候ハ、隠居料として耆年ニ付現米三石・白麦三石宛一生之間請取暮可申候間、何時ても別家ニ致度旨彦市申候ハ、早速のき可申候

すなわち、売渡し証文では、(a) 甚兵衛の飯料は彦市の心次第とすること、(b) 彦市が別家を求めたならば、甚兵衛は速やかに立ち退くことが記されるのみであったのに対し、譲渡し証文では、(a) 甚兵衛は隠居はするものの隠居料は受け取らず(別家はせず)、「公私共」彦市のために働くこと、(b) 甚兵衛の娘一人を彦市の嫁とすること(残る二人は彦市が縁付かせる)、(c) 彦市が別家を求めたならば、甚兵衛は速やかに立ち退き、毎年米三石・麦三石を隠居料として受け取ることが決められている。明らかに両者では甚兵衛の彦市へのかかり方が異なっている。

譲渡し証文の内容、とくに(a)の記述は、「諸一跡」譲渡後も甚兵衛が彦市に積極的にかかわろうとしていることの表明であり、彦市がそれを避けるためには、(c)にあるように、高額の隠居料を負担して甚兵衛を別家させるしかなかったといえる。たしかに、史料5の傍線②と同じ文言が譲渡し証文にも記されており、彦市の主体性(「彦市中心次第」「彦市勝手」)や実家田中家の関与(「彦市古郷之親本方支配」)も認めてはいるが、彦市が幼年あるいはかなり若年の者であったと考えられることを踏まえると、譲渡し証文は岡家における甚兵衛の権限を実質的に維持する性格のものであったと理解できよう。

一方、売渡証文では、そうした甚兵衛の権限がまったく記されていない。傍線②の記述も勘案すると、実際には甚兵衛をまったく排除してしまうということは不可能であろうが、甚兵衛の関与を極力退け、可能な限りで実家中家の影響下に置くことを意図した性格の証文であったと理解できよう。こうした両証文の性格の差異が、「譲り売渡ス」と「売渡し」、「譲主」と「売主」という表現の違いにも表出しているのである。

では、売渡証文と譲渡証文、最終的に了人・彦九郎へ渡されたのはどちらなのであろうか。手がかりとなるのは、さらにもう一通の「諸一跡目録」⁴⁶である。この「諸一跡目録」には次のような特徴がある。

i 末尾の署名が「からくに村庄屋甚兵へ、同村証人重兵へ、馬之助」となっており、譲渡証文の「諸一跡目録」と同じである。ただし、印は捺されていない。

ii 「田畑荒芝空地之覚」といったん記したうえで、「田畑之覚」に書き換えている。

iii 「田畑之覚」の地字の順番が先の二つの「諸一跡目録」とは異なっている。

iv 「畝町数」⁴⁷の合計は正確には五三であり、先の二つの「諸一跡目録」もそのように記載されていたが、これには「畝町数五拾四有」と記されている。この点にかかわって、譲渡証文の「諸一跡目録」の当該部分には、いったん「五拾四」と記したのを「五拾三」

に修正した形跡がある。

v 「庄屋〇引高^{無役之}」という記述がある。

vi 追筆で「谷頭二用水池」と記されている。

このうち ii vi からはこの「諸一跡目録」が下書きであったことがわかる。さらに、i からはこれが譲渡証文とセットの目録の下書きであったことがうかがえよう。iv もそれを示している。したがって証文が作成された順番は、譲渡証文↓売渡証文であり、売渡証文が了人と彦九郎へ差し出された証文であったと理解できる。おそらく、譲渡証文の内容では田中家が承諾せず、甚兵衛の関与を排し、彦市を実家中家の影響下に置くことに重点を置いた売渡証文に差し替えられることになったのではなからうか。

こうした経緯を踏まえたうえで改めて注目されるのは、岡家と唐国村庄屋職の強固な一体性であろう。売渡証文に基づけば、可能性としては、清児村の田中家は庄屋彦市の親元として、庄屋の局面においても、唐国村の百姓と実体的なつながりをもたないにもかかわらず、大きく関与していくことができるようになるはずである。これに対して、唐国村の百姓がどう反応したのかは、証文の差し替えに伴って唐国村の午助が証人からはずれている点を含めて気にかかるところであるが、残念ながら不明である。ただし、貞享元年（一六八四）の借銀証文（史料8）が彦市宛となっており、また彦九郎の名前が差出や宛先に記された貞享三年（一六八六）の熊野本宮燈油料米に関する文書⁴⁸が岡統一氏所蔵文書の中に残されていることなどからみて、証

文に従って彦市が岡家や唐国村庄屋を継いだことは間違いない。唐国村の庄屋職は、あくまで岡家と密接不可分な関係にあり、村人の代表としての性格はかなり希薄であったといえるのではなからうか。

②岡家と村の関係

このような庄屋職をも家産とする岡家の唐国村での特殊な地位は何によって支えられていたのであろうか。ひとつには中世以来の由緒があったと考えられよう。加えて、先述した村内随一の経済力に基づく機能があったと想定される。以下では、これにかかわる史料を若干紹介することにした。

【史料8】⁴⁹⁾

借用申銀子之事

一、百五拾目者

かり主 清兵へ

此しち物ニ坂尻谷田数三・泉谷田数壺、高なしニ而しち

物ニ指入申候

一、七拾目者

かり主 市兵へ

此しち物ニ家屋敷・藪共指入申候

右之銀子は子年御年貢銀ニ借用仕上納申所実正也、来ル十一月以前二本利共急度返済可申候、万一滞銀有之候ハ、右之しち物其方へ御取ながし可被成候、尙言子細妨申間敷候、為後日証文仍如件

貞享元年子十二月廿四日

から国村かり主

清兵へ (印)

同村 かり主

市兵へ (印)

口入 市左衛門 (印)

口入 二郎兵へ (印)

から国村

彦市殿

これは、清兵衛が田地四筆を彦市へ質入し銀一五〇匁を借用したこと、市兵衛が家屋敷と藪を彦市へ質入し銀七〇匁を借用したことを示す証文である。清兵衛と市兵衛がセットになっている理由や口入人の性格は不明であるが、年貢銀の借用であり、庄屋(岡)彦市が年貢の立替機能を果たしていたことがうかがえる。なお、市兵衛については、延宝検地段階の所持高が一石余(屋敷地あり)であったことがわかる。ところで、右の証文は、一見するとどこにもでもあるような借用証文であるが、清兵衛の田地について「高なしニ而しち物ニ指入申候」とある点には注意がいる。ここからは、岡家が年貢を負担しない形で、言い換えれば土地と高を分離させる形で田地が質入されたことがうかがえるのである。これにかかわっては次のような史料もある。

【史料9】⁵⁰⁾

一札之事

一、去秋御公儀様江御断申上、御意御請申、我々所持字ふくじ中田四畝八歩・高六斗四升四合源兵衛分、同所下々田式畝式拾歩

・高式斗九升三合平右衛門分、右式ヶ所高九斗三升七合之処と、貴殿持地字うしがみ中田老畝拾八歩・高式斗式升四合、同所中田五畝拾四歩・高七斗六升五合、同所中田式拾七歩・高老斗式升六合、右三ヶ所高老石老斗老升五合之所と、互二任勝手相談之上地替仕、畝歩ヲ相置、替地請取申候、然処彦市郎持地牛神分二高老斗七升□合多ク御座候ニ付、右老斗七升八合之高挨拶ヲ以代銀ニ而平右衛門・源兵衛方へ銀子慥ニ請取申候、然上ハふくし之高ハ彦市郎支配、牛神之高ハ平右衛門・源兵衛方ニ支配可被成候、勿論替相申地面共勝手次第第二如何様共永ク支配可被成候、右之通出高之儀ハ銀子ニて請取申上ハ、永々にいたり互二違乱妨申間敷候、為後日一札仍而如件

元禄十三年

唐国村

平右衛門(印)

辰三月廿五日

同村

源兵衛(印)

同村挨拶人 与左衛門(印)

同断 喜左衛門(印)

庄屋彦市郎殿

これは、源兵衛と平右衛門が所持する字ふくじの田地二筆(六畝二八歩、九斗三升七合)と、庄屋(岡)彦市郎が所持する字牛神の田地三筆(七畝二九歩、一石一斗一升五合)とを地替した際に作成された一札である。とくに注目すべきなのは、彦市郎の牛神の田地の方が一斗七升八合多いのであるから、そのまま所持地を交換したならば彦市郎の方に損失が出るにもかかわらず、ここでは一斗七升八合分の代銀を

源兵衛・平右衛門の方が彦市郎から受け取っていることである。よつて、この地替を単純な土地の交換と理解することはできない。土地自体はそのまま、高だけを交換したと考えるべきであろう。だからこそ彦市郎が代銀を支払う必要があつたのである。一札の「畝歩ヲ相置、替地請取申候」という文言、さらには「ふくし之高ハ彦市郎支配、牛神之高ハ平右衛門・源兵衛方ニ支配可被成候」という文言にも、そのことが示されているといえよう。推定ではあるが、この地替には庄屋彦市郎から平右衛門・源兵衛に対する銀子融通の意味合いが込められていたのではなからうか。ちなみに、同じような地替は他にもみうけられる⁵¹⁰⁾。

以上のことから、岡家が庄屋として年貢などの立替(融通)機能を果たしていたことがうかがえる。こうした機能が庄屋職をも家産とする岡家の地位を支えることにもなつたのである⁵¹¹⁾。ただし、それは土地の質入や替地を伴うものであり、そのなかでは土地と高とが乖離していく場合もあつたのである。そうなる、こうした事態が村の社会構造や領主との関係において如何なる問題を生んでいったのが次の課題となるが、これ以上はわからない⁵¹²⁾。

(2) 座の秩序

①文政三年「氏神祭礼并年中行事書」

続いて座の秩序についてみよう。ここで用いるのは、文政三年(一八二〇)八月に作成された座の行事書(「氏神祭礼并年中行事書」)

である⁵⁴。その最後には、本座の一老く五老の五人、本座中老惣代八人、南座の一老く三老の三人、南座中老惣代一人が連署しており、彼らによって作成されたことがわかる。この行事書でまず注目されるのは、本文末尾にある次の記述である。

【史料10】

右ハ元禄年中之行事書ニ有之候処、百三十年も年を経候ニ付書物
蟲喰ニ相成り候故、此度兩座老并中老惣代立会之上書改申候、尤
昔之振り合を中古相改替候処、唯今相勤候式法之通書記添申候間、
万事取計候儀、此行事之表後年ニ至迄無違乱相守、古格・古例を
不失候様可仕候

これによれば、この文政三年の行事書は、元禄期の行事書が年数を
経て虫に食われたために作り替えたものであり、元禄期以降（「中古」）
に変わった部分については現在の「式法」を書き添える形をとったこ
とがわかる。すなわち、どこから書き添えた部分なのかを区別する
のが困難なところもあるが、基本的には元禄期の行事書の内容がその
まま反映されているのである。また、文政三年の行事書の後ろ（署名
の後ろ）には、元禄四く五年（一六九一く二）におこった「座衆」と
「座外」との争論に関する願書（史料11）や手形も書き写されてい
る。元禄期の行事書は元禄五年ごろに作成されたことになろう。

ここでは、この行事書に依拠しながら座のあり方やその展開を検討
していくことにしたい。なお、本来ならば行事書全体を掲出すべきで
あるが、非常に長文であるために割愛せざるをえないことをあらかじめ

め断っておく。

②元禄期の座をめぐる争論

まず、元禄期に行事書が作成された背景についてであるが、それを
示すのが次の史料である。

【史料11】

乍恐口上
唐国村百姓共ニ而御座候
一、唐国村氏神天神祭祀之儀、往古より村人筋目之者ハ講中ニ而、
講外之筋之者も多御座候、然ル処ニ講中と講外之者と祭祀ニ付
当正月より申分出來仕、下ニ而落着不仕候ニ付、以書付祭祀儀
式申上候覚

一、正月朔日氏神天神え御酒を備へ、同月三日莊殿と申おこなひ
祈禱ヲ致シ、大日并天神え備へ物、則餅・牛王杖を村中ニ前年
生レ候男女子供え銘々ニ遣シ申候、是を莊殿指と古より申伝候、
且又此節順番老年替り之神主も相渡シ申候、同年卯月八日二天
神祭祀御座候、又八月九日ニハ神事祭祀御酒を備へ申候、右年
中数度祭祀ニも講中計り往古より相勤、御酒をも戴申候、其上
十一月二冬至と申、是ハ講中之内年老之者立会食を給、他村と
の領境傍示塚を相極申候事

一、講中・講外共村中之生レ子え前年ニ莊殿当り候者之年寄より、
翌年正月三日ニ大日天神え備へ物、餅十ヲ、仏供壺盃、御酒壺
升、紙壺帖、^(生物供)きふくと申大根之備へ物式盃指上申候を、講中と

して祭礼入用ニ遣申候、如此有来通り申上候、然ル処ニ、天神講外之者より新規ニ座と申儀を企、往古より勤来り候氏神之祭礼を破り、我俣いたし候ニ付、当正月十四日ニ御断申上候得は、新規之儀相止メ申様ニ、庄屋方より申渡候へと被仰、得其意罷帰り、則庄屋殿方より講外之者え御申添候得共、今ニ承引不仕、弥新規を致シ奢申候、ケ様之儀申上候も憚多奉存候得共、惣而村儀祭礼等之儀往古より有来りを乱し候而は、村之騒動計り発り申候事ニ御座候間、迷惑余り思召も不顧御訴訟申上候、御了簡之上、祭礼之儀往古より有来り通被仰付被下候様ニと奉願上候御事

右之通毛頭偽不申上候、以上

元禄四年末ノ卯月

唐国村天神講中惣代

忠左衛門

同断

惣左衛門

これは、元禄四年四月に天神講中惣代の忠左衛門と惣左衛門が差し出した願書である。おそらく宛先は藩主関宿藩牧野家であったと思われる。

一条目には、氏神天神祭礼（座）に関しては、往古から「村人筋目之者」で構成する「講中」（座衆）と、それ以外の「講外之筋之者」（座外）とがいること、今回その両者で争いが生じたことが記されて

いる。まずは、唐国村の「講中」（座衆）が特定の家筋に限定されていた点を押さえておきたい。

二条目には、座のあらましが記されている。正月一日の氏神天神への御酒供え、正月三日の荘厳という「おこなひ祈祷」、四月八日の「天神祭礼」、八月九日の「神事祭礼」などを講中（座衆）で勤めていること、一年ごとに順番でまわす神主は正月に次へ引き渡すこと、さらに一月の冬至には講中の「年老之者」（座老）が「他村との領境傍示塚」の改めを行うことが述べられている。

そのうえで三条目の前半部分では争論の原因が記されている。すなわち、講中・講外にかかわらず「村中」の「生レ子」で前年に「荘厳」にあたった者（「荘厳指」として餅・牛王杖を遣わされた子供：二条目）の「年寄」（親か）からは、翌年正月三日に大日・天神への供物として餅・仏供・御酒・紙・大根を差し出させ、講中の祭礼費用として用いてきたところ、講外（座外）の者がこれに反発し、新規に座を企てたというのである。続く後半部分では、正月に講中（座衆）が出訴し、藩から新規のことはやめるよう命じられたにもかかわらず、講外の者が承知しなかったことが述べられている。この争論は、講外（座外）の者の、費用（供物）は負担させられるにもかかわらず、座儀には参加できない状況に対する強い反発によって引き起こされたものであったといえよう。

争論の経過は不明であるが、元禄五年（一六九二）一〇月の手形からは、講中（座衆）が勝訴したことがわかる。これは座外の者たちが

連署して牧野家へ差し出したものであるが、そこでは藩の「先例より有来ル例を背我俣申」との裁許をうけて、「自今以後被仰付御法度之儀は不及申上、村中先規より有来申例方毛頭相背申間敷候」と誓約しているのである。そしてこの後に、座の秩序を確認するために行事書が作成されることになったのである。

なお、手形には、座外の者を「頭取」した者として十右衛門・甚右衛門・彦左衛門の名前があげられている。彼らについては、彦左衛門が延宝検地段階で四石余（屋敷地あり）を所持していたことが判明するのみである。よって彼らを含めた座外の者の性格、座衆と座外の差異などは、残念ながらまったく不明である。

③多様な座儀

では、唐国村の座はどのような特徴を有していたのであろうか。この点について、行事書、とくに元禄期の行事書の内容を中心に据えて、いくつか指摘したい。なお、行事書は全五〇条で構成されている。そのうち一条目から四四条目までが座儀行事に関する取り決め、四五条目から五〇条目までが座入・当人・神主・捌理はしらなどに関する取り決めである。

座の特徴として第一にあげられるのは、史料11でもその一端がうかがえるように、多様な座儀で構成されていたことである。表4は行事書から各座儀のおおよその内容を抽出したものである。だいたい一八の座儀があったことがわかる。①～⑰は月日の定まったものであり、

⑱の毎月講は毎月経を唱和するものであった。

こうした座儀については、さらに以下の点が注目される。

ひとつは、これが争論の原因にもなったのであるが、座衆が特定の家筋に限定されているにもかかわらず、座儀が座外の者までをも包摂する側面をもったことである。行事書の八条目には、正月三日の「修正之作法」の後に、「莊嚴指」として花餅を挟んだ牛王杖（白杖）を前年正月四日から正月二日までに生まれた子供（座衆・座外とも）へ配り、それを各家で一門や近所へ配布すること、その家は翌年正月に「莊嚴盛」として白米・花餅・紙・生仏供（大根か）を本堂（妙楽寺）へ差し出すことが記されている。これは史料11の二・三条目にも記述されていたものである。また、一六条目では、正月一三日の「御弓之作法」の際に供える神酒について、「右之神酒壺升村中より相備へ、村支配勘定え入来り候事」と記されており、神酒代が村入用から支出されたことが知られる。争論が座衆の勝訴となったために、座外にも供物を負担させるあり方が元禄期以降も維持されることになったといえよう。

もうひとつは、座衆が本座と南座で構成されていることである。しかも座儀の大半は両者の共同で勤められている（表4）。毎月講に至っては、その中心となる当人は、「家持」で女房をもつ者だけが「両座打込之座くだり」、つまり本座・南座の区別なく座の席順（年齢順）にしたがって順番に勤めると規定されており（三三・三二条目）、両者の密接な関係がより顕著に現れている。唯一、「口あけ」だけが別々に行

表4 「氏神祭礼并年中行事書」の内容

番号	箇条	月日	座儀	内容(抄出)	元禄期以降の変化
①	1～4	正月元日	天神・薬師・大日・観音・毘沙門天へ花餅奉献	<ul style="list-style-type: none"> ・天神への供物は「南座之神主」が宮へ持参し、「本座之神主」が袴を着て御幣を振る。 ・供物(花餅か)のさかりは両座へ二分して頂戴する。神前の供物も両座へ分ける。神前へ供えた酒は、そのまま一老から末座まで一杯ずつ盛る。次に、吸物の箸を取る。 ・妙楽寺の膳は、「本座神主」が用意する。酒は5献廻す。ただし、2献目か3献目には、本座年寄衆から南座年寄衆へ、南座年寄衆から本座年寄衆へと酒をくみかわす。妙楽寺から出された菓子(穂俵1石・上蟹柗1つ・上串柗2つ・上昆布1切)を両座へ人別に渡す。この「堂の座」が済んだ後に神主の所で「座衆の女房衆」を招き、餅と吸物で酒宴を行う。 	
②	5～8	正月3日	修正の作法	<ul style="list-style-type: none"> ・妙楽寺本堂において導師が天下泰平・五穀成就・氏子繁昌を祈念。 ・「両座之衆中」が牛王杖1人2～3本ずつを3日朝に妙楽寺へ持参する。「若い衆」の役として牛王杖を拵える。 ・「指莊嚴」として、「白杖」(牛王杖)に花餅1つをばさみ、前年正月4日～正月2日に生まれた子供(座衆・座外とも)へ、修正の法事後に配る。子供の家で餅を細かくし、一門や隣近所へ配る。その家は、「莊嚴盛」として、明年正月に、白米・花餅・緋・酒・生仏供を本堂へ差し上げる。 ・「莊嚴盛」の酒は、以前は2斗5升であったが、現在は1升ずつである。(万治・寛文期に酒代米3升ずつとしたが、「脇衆」(座外)は酒1升のままであった。) ・「白杖」(牛王杖)に花餅1つを挟み、氏神・薬師・大日尊・觀世音・毘沙門天・導師へ1本ずつ供える。 ・牛王杖は、「両座共」1人2本ずついただく。 ・莊嚴の「仏供」と「生物(仏カ)供」の供物は、4日朝に妙楽寺で「座衆之女房衆」が食へる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「中古」(元禄期以降か)より、「座衆」は酒代米1升6合ずつ、「座外」は酒1升ずつを差し出す。
③	14	正月10日	九頭神祭	<ul style="list-style-type: none"> ・「捌理」が注連縄・的持など準備する。 ・昼食後、「両座之当人」2人が袴を着て弓矢を用意し、交替で矢を1本ずつ3度射る。その後、妙楽寺に座衆が神酒を頂戴する。 ・神酒1升は「村中」より供え「村支配勘定」へ入れる。 ・「往昔」は、4月8日の花継の際に行う能の役を決め、能面を受け取り稽古を始めた。「謡初」ともいった。今はない。 ・(現在は)「千度講」として講を結び、「御千度」を打つ。 ・「昔」信長公之時分迄「手能」を七番行っていた。現在は「翁」だけを勤めている。 	
④	15～16	正月13日	御弓之作法	<ul style="list-style-type: none"> ・只今川は翁を「庄屋一門」しか知らないなので、4月3日の「神事」の講の当人は、一門中のうち「隙有ル衆」へ依頼する。引き受けた人は3日の夕飯から精進し、8日に当人の家で翁を勤める。 	
⑤	17	正月25日	千度講		
⑥	18	4月8日晚	翁		<ul style="list-style-type: none"> ・現在は翁の面と装束を神前に飾り、「両座の年寄衆」が神酒をいただく。奈内として「村中」より米5升を「当人」へ遣わす。
⑦	19	5月節句	氏神社檀内外と本堂に菖蒲・蓬・梅檀の枝を飾る		

⑧	20	6月8日	夏祭 神前内外に薄・萩を飾り付ける	
⑨	21	8月1日		・往古に天神宮を勧請したとの由緒。 ・9日に神子と翁大夫が来る。10日晩に「築頭翁」を献じ、座を行う。「両座共出席」。
⑩	22	8月10日	古之祭礼	・「本座神主」より氏神へ御供・神酒を供える。
⑪	23	9月5日	谷之惣氏神若宮之祭礼	・4日に「南座神主」から「両座」へ「若宮へ参詣可被成」と触れ、「両神主」と「宮年寄衆」が参る。「南座之神主」が御酒を持参し、若宮へ供える。その後、冬堂で御酒をいただく。
⑫	24	9月9日	氏神と本堂へ栗の枝を飾る	
⑬	25～26	9月10日	九頭神祭	・「神主」が貝を吹き、座衆が寄れば、膳（芋と豆腐が入ったかまゆり汁・冬瓜なます・干いわし・土器）を人別に渡す。
⑭	27	11月8日	冬祭	・穂焼ともいう。
⑮	28	11月冬至	他村預境改	・「両座之年寄」8人と庄屋が他村預境を改める。
⑯	29	12月25日朝	口あけ	・「捌理」方で朝食・夕食を食べる。賄いの余内として「村中」より米1斗5升を「捌理」へ与える。
⑰	30	1月28日	南座の口あけ	・氏神へ泉土器・にごり酒・供物などを献ずる。「本座之当人」が勤める。 ・朝、「本座年寄衆」15人・「旦那寺」(妙楽寺)・庄屋の7人へ膳が出され、神酒をいただく。 ・「年寄衆之婆達」・「中老」・「子供」へも、年寄衆と同じ膳を拵える。
⑱	32	毎月講		・作法は「口あけ」と同じ。妙楽寺も招く。 ・「昔」は「両座年寄衆」は互いに呼び合った。
⑳	32	毎月講		・当人は「両座打込之座ぐだり」に勤める。「家持」で女房をもつ人だけが勤める。 ・妙楽寺を先頭に、南無天満自在天神・南無薬師瑠璃光如来・南無金剛昇大日如来・南無大悲観世音・南無大悲多聞天を唱和する。 ・正月16日、2月15日(涅槃講という)、4月3日(神事定という)、6月8日(夏祭の日)、7月16日、8月3日(神事定という)、9月25日(天神講という)、10月12日、11月21日。3月・5月・12月の日には定まらず。5月は田植えが出来次第。

注1、文政8年(1820)「氏神祭礼并年中行事書」(『和泉市史』第2巻781～94ページ)より作成。

注2、「内容」欄の下線を施した部分は、元禄期以降に変化したところである(「元禄期以降の変化」欄参照)。

われているが、これについても「右座之口あけ之事、昔ハ両座年寄衆ハ互ニ呼合候」と記されている(三〇条目)。先述の文政三年の行事書の連署からも明らかのように、本座と南座はそれぞれに集団を形成し、一老や座年寄(座老)⁽⁵⁵⁾を頂点とする年齢階梯秩序をもつていたと考えられるが、このように両者は一体的な側面を多分に有していたのである。

では、両座の差異はどこにあったのであろうか。この点に関して注目されるのは、四七条目の「一、神主之事 本座の当人ハ当所天神宮之神主 南座之当人ハ冬堂若宮之神主也」という条文である。「座の当之事、昔より一代二三度當儀候得ハ、又と当り不申候由ニ候」(四六条目)とあるように、当人は本座・南座それぞれの座衆が順番に勤めるものであったが⁽⁵⁶⁾、同時に本座の当人は唐国村の氏神天神宮の神主を、南座の当人は松尾谷村むら(唐国村・内田村・春木村・久井村・若樫村、場合により春木川村も)の氏神である冬堂若宮(春木村に所在)の神主を勤めることになっているのである。こうした差異は座儀のあり方ともつながっている。例えば、正月元日の天神・薬師・大日・観音・毘沙門への花餅奉献は「両座共同様」に勤めるとされているが、天神への供物は「南座之神主」が宮へ持参し、袴を着した「本座之神主」が神前で供物の御幣を振ることになっている(一条目)。また、八月一〇日の「古之祭礼」では「楽頭翁」が献じられ、そこには「両座共出席」するが、氏神への御供や神酒は「本座神主」が勤めることになっている。一方、九月五日の「谷之惣氏神若宮之祭礼」の

際には、「南座之神主」が両座へ「若宮え参詣可被成候」と触れるのをうけて「両神主・宮年寄衆」が出勤すること、「南座之神主」が御酒を持参し、若宮へ供えることになっている。これらのことから、氏神天神宮での座儀は本座の神主が中心となり、谷惣氏神若宮の祭礼では南座の神主が中心となったことがわかる。本座が村内の天神宮と強く結びついたものであったのに対し、南座は松尾谷惣氏神の若宮と強く結びついていたのである。

④座と岡家の関係

座の特徴として第二に注目したいのは、座と村運営あるいは庄屋岡家との関係である。先述したように、検地帳や名寄帳などの帳面類、絵図類といった村方の文書は岡家のもとで家産のひとつとして保管・継承されていたが、そのなかに座関係の文書は含まれていなかった。また、ここで取り上げている座の行事書も、辻家文書に収められていたものであった(なぜ辻家に伝わったのかは不明である)。これらのことから、座の文書が庄屋岡家とは異なるところで管理されていたこと、さらにいえば座の文書は座自身によつて保管・継承されていたことがうかがえよう。座と庄屋岡家を核とする村方とは、座が年齢階梯を基軸とするのに対し、庄屋は岡家が家産として独占するというように、異なる秩序をもっていたのであるが、それに伴い文書も別個に管轄されていたのである。

一方で、一五条目には、「一、十一月中冬至之事、今日捌理方え兩

座之年寄八人・庄屋老人参り、他村領境相改申候、此儀ハいつの頃よりと申儀難相知、御検地前より之事ニ而、則御検地之節傍示塚儀御他領と為取替書物有之候」とあり、座儀のひとつとして、庄屋と本座・南座の年寄が村境の改めを行っていたことがわかる⁶³⁰。先述したように、唐国村と周辺村むらとの境界には山（丘陵）が広がり、池が点在していたことから考えると、こうした座儀の存在はかつて座や座年寄が山や池の用益に対し権限を有していたことの名残りであるかもしれない⁶³¹。また、四五条目には、「一、堂宮御普請諸勘定、大念仏順在入用勘定、参錢繁ギ、雨乞立願願開等之儀ハ、村役人・組頭・座年寄八人立会之先例ニ候事」とあり、妙楽寺や天神宮の普請費用の勘定などが村役人（庄屋・年寄）・組頭・座年寄によって行われていたことがわかる。推測であるが、これらは、費用は村全体で負担するもの、座が主体となつて妙楽寺や天神宮の普請などを行うといった事情によるのではなからうか。いずれにしても、座と庄屋（村役人）などによる村運営とは、一体的な側面ももっていたのである。

こうしたあり方は第一章でみた万町村とも共通するものであるが、他方で座における庄屋の家の位置づけは大きく異なっている。万町村の庄屋伏屋長左衛門家が座の中で「惣座上」という別格の地位を獲得したのに対し、岡家はそのような地位を得ていないのである。例えば一八条目には、四月八日晚の「翁」は、本来は本人自ら勤めるべきであるが、翁を知っているのが現在は「庄屋一門」だけであるため、「一門中」の中で「隙有ル衆」へ依頼して勤めていることが記されて

いる。ここからは、岡家一門が座においてやや特異な位置づけにあったことがうかがえるのであるが、それ以上のことは確認できない。文政三年には本座中老惣代の一人として（岡）陣兵衛が署名していることから考えても、座における岡家は年齢階梯秩序に包摂された存在であったといえよう。

⑤元禄期の行事書作成の意義

座の特徴として第三に注目したいのは、以上のような内容をもつ元禄期の行事書そのものの性格についてである。全体としてこの行事書は、それ以前からのあり方を確認することに主眼が置かれている。ここでは、元禄期までに座儀の内容に変化があったこともいくつか記されている。例えば、「翁」については、「一、卯月八日之晚翁ナ之事昔し信長公之時分迄ハ、松尾寺之寺領成ルニより、有徳ニ而、所として毎年卯月八日ニ手能仕候由、先ツ正月廿五日ニ番割之役付相究、稽古いたし置、卯月八日四時分より能を初メ、七番ツ、仕候由、其例を以翁計リ勤来候処、只今ハ翁も庄屋一門ならでハ不存候ニ付」（一八条目）とあり、もともとは能七番が行われていたが、現在は翁だけになってしまっていると述べられている。また、これも関連して、「一、正月廿五日千度講 往昔ハ今日座衆相集リ、卯月八日花継之節能被仕候夫々の役付相究メ、面々之受取情出し稽古仕候、此廿五日を謡初メと言ふ、此事今ハなし、千度講連面々講を結び御千度を打かど心得居候事」（一七条目）とあり、正月廿五日は、かつては四月八日

の能の配役を行い稽古を始める「謡初メ」という日であったが、現在は千度講を催していると述べられている。これらのことから逆に、遅くとも一六世紀後半までには一七世紀につながる座の形がほぼ整いつつあったことがうかがえよう。そして、その後の変化も含めつつ、座の秩序を文書で確認したのが元禄期の行事書であったのである。さらにいえば、行事書の文面をみる限りでは、元禄期以前に同様のものが作成された形跡はみうけられない。「此御幣の振様ニ口伝あり」(一条目)、「此酒(莊嚴盛として差し出される酒：筆者注)之事式斗五升ヅ、壺人より差上候由、古老語り被申候、然レ共代末ニ成り候得バ、只今ハ壺升ヅ、也、然レ共昔の形をとつて莊嚴の書物ニハやはり酒式斗五升と認来り候」(八条目)などの記述を踏まえると、元禄期以前は座儀ごとの口伝や書物などに基づいて座儀が行われていたと想定される。元禄期に座の秩序全体がはじめて明文化されたと考えられるのである。

一方、文政三年の行事書は、元禄期の行事書にその後の変化を書き加える形で作られたのであった。例えば、八条目には、「此儀中古より座衆之分本枘ニ而上米壺升六合ヅ、御酒代として差出候事、座外分ハ酒ニ而壺升ヅ、差出し候事」と書き添えられている(表4)。また、一八条目の「翁」に関しては、「右之通元禄年中迄ハ翁丈ケハ相勤候処、いつの頃よりか翁も相止、今ハ翁の面と装束とを神前之飾り、兩座の年寄衆打寄神酒を戴候」などと書き添えられている(表4)。前者は莊嚴盛の酒量が変化したこと、後者は翁を実際には舞わなくな

ったことを記しているのであるが、いずれも元禄期の座儀を根底から覆すような内容ではない。他の書き添え部分も同様である。ここからは元禄期の行事書が基本的には踏襲され続けていたことがうかがえるのであり、そのことは元禄期の行事書により唐国村の座の秩序が確立したことを示しているよう。逆にいえば、だからこそ書き添えという方法がとられたのである。

(3) 小括

本節では、庄屋岡家の位置と座のあり方、この二つの点から一七世紀の村落内秩序をみてきた。

岡家は、中世以来の由緒や経済力に基づく年貢立替(融通)機能などを背景としながら、唐国村庄屋職を家産のひとつとして保持していた。それは村外の有力者(田中家)へ全家産が売却された際にも切り離されないものであった。岡家と庄屋職は強固な一体性をもっていたのである。一八世紀以降の実態は不明であるが、岡家が一貫して庄屋を勤めていることからみて、こうした岡家と庄屋職の関係は多かれ少なかれ持続されていたのではなからうか。

一方、一七世紀末(元禄五年頃)には、本座と南座で構成され、多様な座儀をもつ座の秩序が確立していくことになった。それは、座衆と座外の争論および藩の裁許を契機として、それまでは座儀ごとの書物や口伝に基づいて行われていた座の秩序全体をひとつの行事書にまとめることで実現されたのであった。これにより、これ以降の唐国村

では、座のあり方に大きな変化が加えられることなく、基本的には元禄期の行事書に則って踏襲されていくことになったのである。

おわりに

本章では、唐国村を対象に、延宝検地帳を用いて一七世紀の状況を押さえたうえで、村落間秩序と村落内秩序に分けてその展開を可能な限り具体的にみてきた。

唐国村の村社会は、立会山での用益、溜池に依拠した水利秩序、岡家が家産として庄屋を勤める村運営、本座と南座からなる座(天神講)などを主要な要素としながら存立していた。また、それらはいずれも一七世紀にその秩序を確立させていく方向にあり、それにより唐国村の近世的社会秩序全体が整えられていくことになった。こうしたありようは、大局的にみれば、第一章でみた万町村と共通するものである。その背景には小農の成長・確立する状況が伏在していたはずである。

社会秩序の確立という場合、ひとつ注意しておきたいのは、途中でも触れたように、それが多様な形をとったことである。具体的には、公儀による裁許や検地、村落間の取り決め(内済証文)、村落内の取り決め(座の行事書)といったものを内容としている。ここで想起されるのは、塚田孝氏が近年提起している法と社会論であろう⁵⁶⁾。ここでは、近世身分社会の特質に規定されて、近世の「法」には、政治

空間全体を覆う公儀法度、自律的な集団内を規律する法、集団相互の関係を規定する法の三レベルが存在することが指摘されている。この点を踏まえるならば、近世の唐国村の社会秩序は、多様な法の重なり合いのなかで確立していったとまとめることができよう。なお、本章のなかでは、山や除地の局面から延宝検地の特異性も浮き彫りになってきた。この点については、今後より詳細に検討していくことにしたい。

注

(1) 『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』和泉市、二〇〇八年。

(2) 箕形村・寺田村は唐国村よりさらに北に位置する村である。この二村も近世行政村・北松尾村に含まれることになったが、歴史的にみると松尾谷の村むらとはやや性格を異にしていたと考えられる。

(3) 岡紘一氏所蔵文書は、二〇〇五年に第一次調査(箱1・2、袋1)を、二〇一〇年に第二次調査(箱3)を行った。第一次調査分の史料目録などについては、『和泉市史紀要第13集 松尾谷史料群の調査研究―中世から近現代まで―』(和泉市教育委員会、二〇〇七年)参照。

(4) 三浦圭一「中世における農業技術の階級の性格―「門田苗代」を素材として―」(同『中世民衆生活史の研究』思文閣出版、一九八一年、初出は『日本史研究』八二号)。仁木宏「和泉国松尾寺と中世松尾寺文書」(『和泉市史紀要第3集 松尾寺所蔵史料調査報告書』和泉市教育委員会、一九九九

年)。錦昭江「松尾寺文書にみる中世刀禰の諸相」(前掲『和泉市史紀要第3集 松尾寺所蔵史料調査報告書』)。仁木宏「岡紘一氏所蔵中世文書解説」

(前掲『和泉市史紀要第13集 松尾谷史料群の調査研究―中世から近現代まで―』山下有美「和泉松尾寺の寺院社会」(吉田伸之編『身分的周縁と近世社会6 寺社をささえる人びと』吉川弘文館、二〇〇七年)。

(5) 前掲『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』第1部「松尾の「山寺」から寺院社会へ」第2章「顕密寺院への転生と松尾谷の村むら」。

(6) 『和泉市史』第二巻、和泉市、一九六八年。

(7) 記載の一例を挙げておく。

つるべ

古検六畝式拾壹歩

七右衛門地

一、上々田 拾四間三尺

五畝式拾七歩 市右衛門

拾式間壹尺五寸

此分米九斗四升四合 但壹石六斗代

このうち「古検六畝式拾壹歩」が古検段階の地積、「七右衛門」がその名請人である。当然のことであるが、慶長検地以後に開発された耕地については、こうした記述はみられない。また、「延宝六年ノ起返、四年目酉ノ年方御年貢可納」や「延宝六年ノ新開、四年目酉ノ年方御年貢可納」と記されたところもある。前者は再開発地であるため古検の記述もある。

(8) 図1からは、東西に広がる丘陵(山)の裾に「畠」があったことがわかる。

(9) 注(7)の史料引用からも確認できるように、高請地(一筆)についても、慶長検地と延宝検地とは地積に異同がある。しかし、それが集計部分で

どのように処理されていたのかは未検討であるので、ここでは検討の対象からはずすことにする。

(10) 念のため付け加えておくと、慶長検地以降に非耕地化した土地の中には、その後再び耕地化したところもあったはずである。しかし、延宝検地帳からは、「延宝六年ノ起返」と記された一筆(下々畑一畝・七升)が確認できるだけである。これは、延宝五年(一六七七)に検地が始まって以降に、それに促される形で「起返」されたものである。逆に、それ以前に「起返」された耕地については、検地帳には示されない。

(11) 前掲『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』二五一―四ページ。

(12) 地目の変化に関しては、aの末尾に次のような記述がある。

古検上々田・上田拾町式畝壹歩

上々田拾町三反三畝式拾歩

此分米百六拾五石三斗八升七合 但壹石六斗代

これは、古検の上々田・上田のうち一〇町余が延宝検地では上々田として把握されたことを示したものである。同様のことが、上田・中田・下田・下々田・上畑・中畑・下畑・下々畑・屋敷についても記されている。ここからひとつ注目できるのは、古検の上田が上々田となったり、古検の上畑が中畑になったりしたことは明らかであるが、古検の畑地が田地になるようなことがうかがえない点である。一七世紀には畑地から田地への転換がほとんど行われなかったと理解できるのではなからうか。

(13) 山下聡「一七世紀の春木川村」(『和泉市史紀要第10集 松尾谷南部

の調査研究』和泉市教育委員会、二〇〇五年。

(14) ちなみに、伊勢講・愛宕講・村作の耕地はこれですべてである。

(15) ところで、「古検無之分」に該当する耕地の中には妙楽寺の名請田地も三筆(四石余、三反余)含まれているが、これについては岡絃一氏所蔵文書に關係史料が残されている(前者は箱3―6、後者は箱3―4)。

一札之事

一、当村大日并氏神御供田之儀は、往古方代々我等持地ニ有之候
處、新御檢地御帳面ニハ仮名請妙楽寺と有之候、御公儀様方除
地ニ被為成被下候ハ、年々御下札御取付を以右大日・氏神御
供料ニ米ニテ納所可仕候、其上立毛損毛之儀ハ年々見分有之定
二候、右之通御供料之儀ニ付、互ニ少も違儀有間敷候、為後日
一札如件

元禄十二年

庄屋

卯ノ正月

彦市郎 印

から国村

村中

まいる

一札之事

一、当村大日并氏神御供田ハ、往古方其方様代々持地ニ紛無御座
候處ニ、新御檢地ニ御竿入反畝・分米御付、則妙楽寺仮名請ニ
御座候、若御公儀様へ御年貢被召上候ハ、村並御年貢御納所

可被成候、御供田除地ニ被為成被下候ハ、御下札之通御取付
被成、大日・氏神御供料ニ米ニ而御納候て、除地ハ往古之通永
々其方様御支配可被成候、勿論諸役等一切懸ケ申間敷候、尤立
毛損毛引方之儀ハ年々見分ニ御引可被成候、為後日連判一札仍
如件

唐国村 妙楽寺 (印)

同村年寄 与左衛門(印)

唐国村庄屋 (以下五九人省略)

彦市郎殿

この唐国村庄屋(岡)彦市郎と唐国村百姓・妙楽寺とが取りかわし
た二つの一札からは、次のことが明らかになる。

第一に、この田地はもともと岡家が「大日」(妙楽寺)と「氏神」(天
神社)の「御供田」として所持していたことである。岡家が耕作を行い、
その收穫を妙楽寺・天神社へ寄進していたと考えられる。さらにいえば、
延宝検地までは神社の除地境内に連なる土地と認識され、そのため高に
結ばれなかったのかもしれない。そうだとすれば、未開地であったため
に古検が記されていないとは必ずしも言い切れなくなり、慶長検地以前
から存在する田地であった可能性も出てこよう。

第二に、延宝検地で高請地化し、妙楽寺が「仮名請」したことであ
る。妙楽寺が名請した点、しかし「仮」である点からすると、その実態
は、それ以前と同様に岡家が耕作を行って年貢などを負担し、それ以外
を妙楽寺や天神社へ寄進するものであったと考えられる。

第三に、そうした中で元禄一二年(一六九九)にこの田地を除地に
するよう「公儀」(領主の関宿藩か)へ出願し、同時に岡家と村の百姓
・妙楽寺との間で願いが認められた場合と認められなかった場合の対応
について取り決めを行っていることである。そこでは、認められなかつ
た場合には、「村並」に年貢を納めるとされている。現状を維持するこ
うなことであろうか。一方で、除地となった場合には、「御下札御取付
を以」御供米を納めるとある。これは、「村並」の年貢と同じ分の米を
御供米として村へ納入するという意味であろう。なお、この出願の結果
は不明であるが、おそらく認められなかったのではなからうか。

以上の御供田の展開がもつ意義については検討の余地が多分に残さ
れているが、少なくとも庄屋岡家と妙楽寺や天神社が密接な関係をもつ
ていたことは明らかであろう。ただし、これと後述の座の秩序との関係
は不明である。

(16) 町田哲「池田下村の村落構造―村役人・村内小集落・座―」(同『近世

和泉の地域社会構造』山川出版社、二〇〇四年)

(17) 前掲町田「池田下村の村落構造」。

(18) ただし、次のことには注意しておきたい。すなわち、先述したように、
延宝検地帳には伊勢講田一一筆と愛宕講田一筆が登録され、そこには一
筆ごとに異なる名請人が「伊勢講田惣代」「愛宕講田惣代」として記載
されているが――例えば、「伊勢講田惣代 九兵衛」というように――、
この名請人一二人の中には屋敷地を所持しない者も四人含まれているの
である。ここからは伊勢講や愛宕講の惣代に、屋敷地を所持しない者で

もなりえたことがわかる。講という限られた局面ではあるが、検地帳上
の屋敷地所持者と非所持者との間に大きな格差がなかったことがうかが
えよう。

(19) なお、検地帳の記載(表3)をより詳細にみれば、この四つの池の中に
も差異があることに気がつく。上荒池と菖蒲谷下池は古検地積と池床地
積が非常に近いのに対し(上荒池の古検地積一反四畝二二歩・池床地積
一反六畝一一歩、菖蒲谷下池の古検地積一反七畝二二歩・池床地積一反
六畝一五歩)、うとじ池と小谷池は古検地積と池床地積が大きく乖離し
ているのである(うとじ池の古検地積八反一畝一八歩・池床地積二町二
畝三歩、小谷池の古検地積一反三畝二二歩・池床地積四反歩)。後者に
ついては池床地積の方がかなり大きくなっているため、慶長検地段階で
すでに存在しており、それが延宝検地までに拡張されたこと(古検地積
とは池の周囲にあつた高請地の地積であり、そこを取り込んで池が拡張
されたこと)を示しているかと理解できるかもしれない。しかし、うとじ
池・小谷池とも丘陵沿いにあることから考えると、古検地積と池床地積
の差異は両池が山(高外地)を含み込んで造成されたためと考えるのが
自然であろう。よって、四つの池はすべて慶長検地以降に新しく築造さ
れたつものと想定される。

(20) 岡紘一氏所蔵文書箱3―9。

(21) 大釜脇池については延宝検地帳に記載がない。図1にも記されていない
が、その事情は不明である。

(22) 前掲『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』第1部「松尾の「山寺」

から寺院社会へ」第4章「一山寺院の成熟と寺院社会」（仁木宏氏執筆部分）。

- (23) ここで、第一章で扱った池田谷の万町村と若干比較しておきたい。両村は、谷の中央を流れる川の水をほとんど利用できず、用水の大半を池に依存せざるをえないという点では共通している。しかし、万町村が基本的には梨本池という大きな池（万町村・浦田村・鍛冶屋村立会池）ひとつに依存していた（村内の池は梨本池から落とした水をいったん溜めておく補助的な池であった）のに対し、唐国村では丘陵に散在する池が、いくつもの用水系を形成しながら、それぞれに灌漑範囲をもっていたのである。この差異は、おそらく水利組織のあり方もかかわってこよう。万町村では村単位で梨本池を核とした単一の水利組織が成立したのに対し、唐国村は用水系ごとの田郷仲間によって担われたと考えられるのである。

- (24) 岡紘一氏所蔵文書箱3—17。

- (25) 大金脇池の位置は定かではないが、大金池や恋ノ池の周囲は万町村領（あるいは万町村・浦田村・鍛冶屋村立会山内）であったようである（岡紘一氏所蔵文書箱3—8）。開発が困難であった背景には、そうした事情も関係していたのではないか。

- (26) 慶長一六年（一六一一）「泉州松尾谷之内久井村御検地帳」（久井町会共有文書A—105）。同年「泉州泉郡横山谷内北田村御検地帳」「泉州泉郡横山谷之内北田村・中村御検地帳」（前掲『和泉市史』第二卷三七九〜九〇ページ）。

- (27) 文禄三年（一五九四）「和泉国和泉郡内横山谷御検地帳」（前掲『和泉市史』第二卷三三三〜七〇ページ）。

- (28) 補足すれば、文禄検地帳と慶長検地帳には山・池についての記載もないが、少なくとも山については別帳で把握されていたものと考えられる。

- (29) これについては、すでに塚田孝氏によって詳述されているが（塚田孝「松尾寺の近世」『和泉市史紀要第5集 松尾寺地域の歴史的総合調査研究』和泉市教育委員会、二〇〇〇年）、前掲『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』第二部「松尾寺と山間の村むら」第二章「山林と松尾谷の村むら」、塚田孝「地域史研究と現代—和泉市松尾地域を素材に—」、「人民の歴史学」一七七号など）、唐国村にとっても重要な問題なので改めて整理しておく。

- (30) 前掲『和泉市史』第二卷四二〇ページ。

- (31) 前掲『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』第二部「松尾寺と山間の村むら」第二章「山林と松尾谷の村むら」二五六〜七ページ。

- (32) 前掲『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』第二部「松尾寺と山間の村むら」第二章「山林と松尾谷の村むら」二六〇〜三ページ。

- (33) 河野輝夫氏所蔵文書箱C—16—13。

- (34) 前掲町田「池田下村の村落構造」二一五〜二〇ページ。

- (35) 岡紘一氏所蔵文書箱3—15。

- (36) 岡紘一氏所蔵文書箱3—21「乍恐口上書」。

- (37) 岡紘一氏所蔵文書箱3—48「噯之事」。

- (38) 岡紘一氏所蔵文書箱3—43「証文之事」。

- (39) 岡紘一氏所蔵文書箱3—1。
- (40) 岡紘一氏所蔵文書箱3—14。
- (41) こうした事態に至った背景は不明である。
- (42) 延宝検地帳の記載がない事情は不明である。
- (43) さらに、にぎり池の溝より北は菖蒲谷池で灌漑されると先述したが、その点とどう関係するのかも問題となろう。

- (44) 岡紘一氏所蔵文書箱3—2。
- (45) 岡紘一氏所蔵文書箱3—12。
- (46) 岡紘一氏所蔵文書箱3—23。

(47) この「畝町数」の意味は不明である。ただし、延宝検地帳と比べると、地積を指すわけではないことは明らかである。

(48) 岡紘一氏所蔵文書箱1—4—3「覚」、箱1—4—5「請取申油料之事」。

(49) 岡紘一氏所蔵文書箱3—5。

(50) 岡紘一氏所蔵文書箱3—11。

(51) 宝永七年(一七一〇)「定之事」(岡紘一氏所蔵文書箱3—38)、同年「取替申手形之事」(同箱3—39)、同年「手形之事」(同箱3—40)。

(52) 田中家への全財産売却の要因となった一二貫五〇〇目の借銀もこうした機能によって生じた可能性もあるう。

さらにここで、補足的に庄屋岡家の機能がうかがえる史料をもう一点紹介しておきたい。それは元禄一二年(一六九九)閏九月に作成された菖蒲谷の開発に関する一札である(岡紘一氏所蔵文書箱3—10)。

指上ヶ申一札之事

一、唐国村領内しやうぶ谷用水池四つ御座候、右之内庄屋彦市郎持分之池用水多ク溜り候様ニ近年普請被致候、就夫中式之小池之儀水溜り無御座候ニ付、庄屋彦市郎開発ニ被奉願、御見分之上開発ニ被為仰付候、就夫池懸り之私共江構無御座候、此用水引申田地五反六畝余御座候、少之田地ニ而御座候へハ、飢水之節ハ彦市郎持分之池方用水引せ可申と被申候ゆへ、私共何之申分無御座候、勿論開発等ニも構申儀無御座候、為其一札指上ヶ申候、以上

元禄十二年卯閏九月 泉州泉郡唐国村百姓

市郎右衛門(印)

同 次兵へ (印)

同 十右衛門 (印)

同 仁右衛門 (印)

同 三郎右衛門(印)

松本惣兵衛様
梅沢権右衛門様
同 新 蔵 (印)

同 源兵へ (印)

同 平右衛門 (印)

先述の「諸一跡目録」の記載も踏まえると、菖蒲谷にある四つの池のうち二つが庄屋彦市郎の持池であったこと、「近年」彦市郎が持池の水溜りがよくなるように普請を行つたこと、それにより市郎右衛門ら(田郷仲間か)が管理・運用する「中式之小池」に水が溜まらなくなったため、彦市郎は関宿藩へ開発を出願し許可されたこと、それを市郎右衛門らも容認したことがわかる。

「中式つ之小池」という表現から考えると、延宝検地帳に記載された四つの菖蒲谷池のうち、下池と上池が彦市郎の持池、中池と新池が市郎右衛門らの池であったと想定される(表3参照)。しかし、先述の検地帳の記載との関係や灌漑のあり方に加えて、中池・新池が灌漑する市郎右衛門らの田地五反六畝余はどこにあったのか、さらには中池・新池の開発後の五反六畝余はどのようにして用水を確保しようとしていたのか(彦市郎の池を使うのは「飢水之節」だけとある)など、わからないことばかりである。

したがって、こうした岡家の池普請を伴う開発が如何なる意味をもったのかについて、その全体像を明らかにすることは到底できないのであるが、少なくとも岡家がこの一七世紀末に耕地開発を積極的に進めようとする意志をもっていたことだけは確認できよう。ただし、図1(天保八年の村絵図)には中池が描かれている。おそらく開発はそれほど進まなかったのではなからうか。

(53) 史料9に即していえば、冒頭の「去秋御公儀様江御断申上、御意御請申」の内容、すなわち当時の領主関宿藩牧野家がこうした地替をどのように理解していたのかが問題となつてこよう。

(54) 前掲『和泉市史』第二卷七八一〜九四ページ。

(55) この座年寄は村役人としての年寄とは別の存在である。

(56) 念のため補足しておく、先述の毎月講の「両座打込」で選ばれる当人と、それ以外の本座と南座それぞれから選ばれる当人は別個の存在と理解している。

(57) なお、捌理さばくりについては五〇条目に次のように記されている。

一、捌理行事之事

但シ、家持と女房迎候人計り相勤候、老年ニ式人ヅ、座下リ
二廻り候事

正月三日修正之節牛王布施等夫レノに払、扱莊嚴之紙其日之余
リ受取、八日ニ的を張り、其余リ有之候ハ、式人分取、紙数少分
なれハ有次第ニ仕候事、次二十三日之御弓之拵、霜月冬至の日傍
示塚改、両座之年寄并庄屋老人ノ九人之衆を餐ヌ、次十一月廿
一日ろくなりの米取ニ村中を廻ル、其外座中仲間として食を給候
事有之時ハ捌理肝煎申候、且又宮・寺・御公儀之御蔵修復造営等
之節触流し等捌理之役也、其外雨乞・大念仏筋・堂宮筋ニ掛り候
事ハ何事ニよらず捌理肝煎候事

ここからは、捌理は、「家持」で女房がいる者二人ずつが勤めるものであり(この点は当人と近似的であるが、本座・南座ごとに出たのか、両座打ち込みであったのかは不明である)、座に関する諸事を担っていた(肝煎)ことがわかる。とくに村運営の一端でもある触流しを勤めていたことは興味深い。

(58) 万町村の事例を念頭に置いている(序章第三節参照)。

(59) その内容については序章で述べているので、ここでは省略する。

第三章 唐国村・内田村立会山における用益の展開と山論

はじめに

本章の課題は、松尾谷北部の唐国村と内田村が立会で用益していた、名古山と総称される山をめぐる一九世紀の争論（山論）について検討し、そこから山の用益の展開を見通すことである。

松尾谷は松尾川と東松尾川によって形作られた谷である（序章図1・2参照）。この松尾谷地域における近世く近代の歴史的展開については近年研究が蓄積されつつあるが、そこからは山に囲まれ谷幅がせまいという地理的条件を背景に地域生活やその変容にとって山が重要な要素になっていたことが、この地域固有の特徴として浮かび上がってきている。例えば、松尾寺（村）では、松尾寺の除地であった場広山が寺中の経済基盤であったと同時に、百姓の生活にとっても不可欠な存在であったこと、独自の村落共同体を形成せず、松尾寺の門前の論理に包摂されていた百姓の自立化が、一八世紀に寺との争いを通し

て百姓が場広山の用益権を強めていった点や、幕末に場広山の一部分が寺の「相続」のために百姓へ売却された点などからうかがえること、そういった動向のひとつの帰結として明治初年に上地された場広山の下戻あるいは払い下げが百姓の支援で図られ、その後百姓へ分割・売却されたこと、などが明らかにされている¹⁾。松尾寺（村）の歴史的展開の一面が場広山を媒介として描き出されているのである。また松尾谷最南部の春木川村でも、山での用益や開発された畑・茶畑などが百姓の生活や村の財政にとって欠かせないものであったこと、その山をめぐり隣接する久井村との間で山論が明治期まで断続的に繰り返されたことなどが明らかにされ、山に規定された村社会のあり様が抽出されている²⁾。

ところで和泉市史編さん委員会では、これまでに元唐国町の岡紘一氏所蔵文書、内田町の河野輝夫氏所蔵文書・久保義人氏所蔵文書・関戸成彰氏所蔵文書の調査を行ってきた。これらの文書群、とくに近世史料には、村の社会構造や生活の具体像を示すものがあまり見当たらない一方で、山に関わる史料が数多く含まれているとの特徴がある。このことは唐国村・内田村といった松尾谷北部に位置する村むらの生活にとっても山が重要な存在であったことを示唆しているといえよう。

以上のことを念頭に置きながら検討を進めていくことにするが、本論に入る前に、延宝七年（一六七九）の検地帳から唐国村と内田村の山を概観し、同時に対象とする立会山の場所を確認しておきたい。両

村の延宝検地帳には次のようにある。

①唐国村検地帳³⁾

(a) 「なご山／一、芝山 但場広山 立合唐国村・内田村／此山年貢老石壹斗八升七合／是ハ立合山ニ而、御年貢銘々村方上納仕来候、依之此所ニ唐国村分記之」

(b) 「一、芝山 但場広山 立合唐国村・内田村・久井村・若樫村・春木川村／此山年貢老石六升三合／同断」

(c) 「牛神山／一、小松芝山 長老町拾間・横平均五拾間 村中／此山年貢五升」

②内田村検地帳⁴⁾

(a) 「なご山／一、芝山 但場広山 立合内田村・唐国村／此山年貢老石六斗六升式合／是ハ立合山ニ而、御年貢ハ銘々之村方上納仕来候、依之此所ニ内田村分記之」

(b) 「一、芝山 但場広山 立合内田村・唐国村・久井村・若樫村・春木村^(山麓カ)／此山年貢式斗式升八合／是ハ立合山ニ而、御年貢ハ銘々之村方上納仕来候、依之此所ニ内田村分村分記之」

右のうち、(c) は唐国村共有の山である。(b) は東松尾川が形成する谷を囲む山であり、正保四年(一六四七)におおよそ東側を松尾寺の山(除地)、西側を松尾谷六ヶ村の山とすることが確定された⁵⁾。

そして(a) が唐国村・内田村立会の山(名古山)であり、両村の西側に展開していた。図1は明治四二年(一九〇九)段階の名古山付近の地図である。名古山は箕形村・摩湯村・三田村・包近村・山直中村

・稲葉村という六ヶ村の山と境界を接していた。このうち箕形村は唐国村・内田村と同じ泉郡に属するが、他は南郡の村であり、これら五ヶ村の山との境界は同時に郡界でもあった。したがって図中に郡界を破線で示したが、このラインがこの当時の唐国村・内田村立会山と南郡五ヶ村の山との境界も示していると考えられる。

一 天満山をめぐる山直中村との山論

河野輝夫氏所蔵文書には、天保四年(一八三三)の山論に関わる史料が数多く残されている。この山論は、山直中村の集落のすぐ東に位置する天満山(図1参照)の東側を論所として、唐国村・内田村(ともに関宿藩久世家領)と山直中村(清水家領)とが対立したものである。唐国村・内田村の側からみれば、天満山は立会山(名古山)に含まれ、その中でもやや小高い山である。本節では、この山論について検討し、天満山における用益の展開を把握することを旨とする。ただし文字史料が豊富であるにもかかわらず、この山論に関わる絵図は皆無である。よって天満山の空間把握は困難であり、文字史料などから可能な限り復元するにとどまることを断っておく。

(1) 第一段階 山論の発生(二月二七日〜七月一日)

天保四年当時、内田村の庄屋であった(河野)佐三郎の個人的な記録と考えられる「覚書」⁶⁾には、天満山における問題が表面化した二



図1 明治42年の唐国村・内田村立会山（名古山）周辺の地図

注1、『正式二万分之一地形図集成』（柏書房、2001年）「内畑」を加工。

2、中央部の太い破線は郡界を示す。これが山の境界であり、それより西側が立会山（名古山）である。

月二七日から、山直中村が堺奉行所へ出願する前日の七月一日までの経過が記されている。難解な史料ではあるが、この時期を山論の第一段階とし、まずはその経過を追っていくことにする。なお「覚書」の記載は、二月二七・二八日、五月一四日〜二五日、七月一日にわかれているので、それに従いながら進めていく。

①二月二七・二八日

二月二七日の昼過ぎ、唐国村役人から内田村庄屋佐三郎へ次のことが伝えられた。

【史料1】

天満松勝示塚切崩有之、昨年相崩候ニ付、冬至之節築立致候、此趣中村役人中江引合致置候所、又候此度天満松勝示塚切崩シ、并三ツ池之塚三四鍬切こぼち有之ニ付、今日唐国村方見渡りニ遣候所、只今帰り候故、御談シ申度候、唐国村役人中寄候間、急々御出可被下候

これをうけて内田村役人が相談を行った上で、年寄久右衛門が唐国村に赴いて話し合い、「天満松勝示塚をこぼち、其上池を築、大二中村方致懸ケ候を見捨ニも難相成り」ということになる。そしてその夜唐国村・内田村それぞれで村寄合が行われ、内田村では「又々大二中村方致懸ケられ捨置ニも相ならず」として村役人に対応を一任することが決められる。唐国村の寄合も同様であったようで、翌二八日に久右衛門が再び唐国村へ赴いて相談を行い、中村役人へ掛け合うことが

確認されるが、唐国村庄屋岡家に京都から来客があるために三・四日延引し、「唐国村方沙汰有之上ニ而、内田村方役人耆人・村惣代耆人唐国村江参り、両村相談之上中村江懸ケ合致へく筈」ということになる。また久右衛門は、帰り際に唐国村庄屋（岡）正左衛門と年寄嘉左衛門へ「中村方新開仕并新池仕候人は、唐国村市兵衛普請仕候様ニ承り候」とも伝える。

二月二七・二八日の動向は右の通りである。後掲の図2は明治期の三田村との山論に際して唐国村・内田村が作成したものであるが（後述）、ここには唐国村・内田村立会山と山直中村の山の境界が、山の背通りにある五つの塚で示されている。他の史料からみる限り、最も南にある塚は稲葉村の山との境界にあつたものと考えられ、少なくとも他の四つの塚を唐国村・内田村が立会山と中村の山との境界と認識していたことがわかる。このうち北から三つ目の天満山北側にある塚が天満松の塚、四つ目の天満山南側にある塚が三ツ池の塚である。この二つの塚が中村によって壊されたことに唐国村・内田村が強く反発し、中村へ掛け合おうとしているのである。ここからはこの天保四年の段階でも唐国村・内田村が傍示塚Ⅱ山の境界という認識をもっていたことを確認できるが、さらに傍示塚が壊された背景に、中村側からの傍示塚をこえた「新開」や「新池」の開発があつたことが注目される。また史料1からは、前年も中村が天満松の塚を壊したことが知られ、中村による天満山の開発が進む中で傍示塚が壊される事態が続発していたことがうかがえる。

これに関連して、中村の開発普請を唐国村の市兵衛が請け負っていたことも興味深い。「覚書」には、二八日に内田村年寄久右衛門が唐国村役人へ、市兵衛のことに加えて、「一昨年に小原山の稲葉村との領境の場所で、稲葉村の半左衛門から頼まれて内田村の儀右衛門が「水懸ヶ普請」を始めたところ、村方の者が村役人へ知らせ、村役人が見廻って普請を差し止めた」ということも伝えたと記されている。このような市兵衛や儀右衛門の行動からは、唐国村・内田村の百姓と中村・稲葉村の百姓が山を跨いで日常生活において密接な関係にあったことがうかがえよう。

また、唐国村の主導で対応が図られていることも注目される。内田村の方が天満山に近いにもかかわらず、唐国村が見分を行い（史料1）、唐国村が相談の場になり、さらには唐国村庄屋岡家の都合で交渉が延引になっているのである。立会山における両村の関係が唐国村を中心としたものであったことを示している。

②五月一日～二五日

二月の取り決めにもかかわらず、唐国村・内田村が実際に動き出したのは五月に入ってからであった。

まず一四日に唐国村庄屋岡家の隠居甚兵衛が傍示塚を見分し、市兵衛が普請を続けているのを確認した上で、翌一五日に普請を取りやめるよう申し聞かせ、市兵衛は普請場から人足を引き揚げる。これは甚兵衛が市兵衛へ、「中村との境界の場所へ唐国村の者（市兵衛）が普

請に行っているは、（山直中村を相手取って）唐国村・内田村から（おそらく堺奉行所へ）訴願する事態になった場合、「御役所」（藩の役所か）へ願って市兵衛へ処罰を与えてから訴願することになる」と申し渡していることから明らかのように、市兵衛が立会山内にまで入って中村の開発普請を請け負っているのは、中村と争う上で唐国村・内田村にとって不都合であるとされたためである。

一六日には両村の村役人や組頭などが立ち会って傍示塚の見分が行われ、「明十七日中村庄屋江傍示塚之儀懸ヶ合」うことになる。ところがこの動きをうけ、一七日朝に中村の忠右衛門が甚兵衛のもとへ参り、「右傍示塚之儀、互二村役人江懸ヶ合相成り候へハ、氣も立候故、只内々ニ与念、隠居之御^{取方}兩^{取方}二而御計請度」と述べたため、両村の承諾を得た上で甚兵衛が忠右衛門との交渉にあたることになる。しかしこの交渉はうまくいかなかった。二一日に甚兵衛は両村の村役人や組頭などへ「存心」を尋ねるが、内田村は「傍示塚築立、其上他領之地面踏込料受取、其上越年貢受取度」と返答した。おそらく唐国村の意向も同じであったと思われる。これに対し甚兵衛は、山の見分を行い、それぞれの村で相談をしてから返事をするよう指示するが、内田村では見分後の寄合で「右両村立会山縦此上如何様ニ相成り共、村方一統承知仕、又々造用等何程相懸り而も、村中不殘承知仕候」ということになっており、内田村の要求が「村中」の支持をうけてますます強硬になったことがうかがえる。これをうけて二二～二五日に甚兵衛は忠右衛門へ交渉するが、忠右衛門は「下夕分方畑あり、此度唐国村

市兵衛普請仕少々開添仕候間、越年貢と申候へは村方江差支二相成り候間、右砂除ヶ料として少々つつ出し可申候」と返答する。こうして交渉はまとまらず、二五日に甚兵衛は交渉役から降りてしまう。

以上が五月の動向であるが、ここでは内田村・唐国村が山直中村に対し、傍示塚の再建とともに、立会山への侵入に対する踏込料の受取、立会山内にある中村の開発地からの越年貢の受取を要求していることに注目したい。

このうち後者は、傍示塚Ⅱ山の境界という認識に基づいて、開発地を両村の所持地と見なし、中村に越年貢を支払わせようとするものであるが、決して中村に開発地の撤去を求めたわけではなかった。しかしながらこれを中村は拒否した。それは「下夕分」(「もともと」の意か)から畑があり、このたび唐国村の市兵衛が普請をして少々開き添えたのだから、越年貢となれば「村方」へ差し支えになる」という理由からであった。この中村の主張は難解であるが、次のように理解しておきたい。すなわち、すでに以前から傍示塚をこえて畑の開発を行っていたが、これまでそれを唐国村・内田村が問題にすることはなかった。加えて唐国村の市兵衛が普請を請け負ったのだから、その段階で開き添えも両村は認めているはずだ。よつてすでに両村はこの開発地が中村の所持地であることを認めているはずであり、今さら越年貢を求められても容認できない、というものであったと考えられる。このような中村の主張からは、中村の開発が以前から傍示塚をこえて進行していたにもかかわらず、傍示塚が壊されるまで唐国村・内

田村がそれを問題にしていなかったことがわかる。言い換えれば、傍示塚が壊されたことを契機として、唐国村・内田村は傍示塚Ⅱ山の境界という認識に基づき、立会山内の中村の開発地に対する所持権を主張するようになったのである。なお、中村が越年貢の代わりに支払うとした砂除料の内容は不明であるが、唐国村・内田村の用益への影響を考慮したものであったと思われる。

一方、前者の踏込料については、中村の反応が記されていないこともあり、その内容を理解するのは難しいが、後述するように、中村の傍示塚をこえた開発の前提には、唐国村・内田村の下草の用益と併存する形で、立会山内へ中村の立木の用益が広範に及んでいる実態があったと考えられるので、それに対するものであったと考えておきたい。そうであるならば、唐国村・内田村の要求は、傍示塚Ⅱ山の境界との認識のもと、中村の開発地の所持権を主張するのみならず、中村の立木の用益にまで負担を強いるものであったといえる。

なお、唐国村庄屋岡家の隠居である甚兵衛が交渉役を担っていることから、先に指摘した立会山における唐国村を中心とした両村の関係が改めて確認できる。

③七月一日

「覚書」には、五月二五日以降、唐国村・内田村の要求に関する記述は出てこない。一方、七月一日に山直中村の上出・下出(中村内の集落)の惣代が河野家へ参り、「先月十八日内田村・唐国村天満山茹

取、唐国村隠居相頼候所、今日九ツ時ではなれ二相成り、御届ヶ申上候、旦那江御申可被下候」と述べたことが記されている。「旦那」とは河野家の隠居佐右衛門のことを指すと考えられるが、彼へ中村の惣代が伝えようとしたことから、六月一八日に内田村・唐国村が天満山を刈り取ったことに中村が反発して甚兵衛へ取扱を依頼したが、この七月一日に決裂したため、中村は堺奉行所へ届け出ることにしたことがわかる。ここでは中村の側から唐国村・内田村の天満山での刈り取りが問題視されていることに注目しておきたい。

こうして天満山における唐国村・内田村と山直中村の対立は、中村により堺奉行所へ持ち込まれることになった。その時期を第二段階として、項をかえて検討することにしよう。

(2) 第二段階 堺奉行所への中村出訴と唐国村・内田村の反論

(七月二日～一日)

七月二日、山直中村の願人惣代平兵衛・九左衛門と神主太兵衛が、唐国村・内田村の者一人などを相手取り堺奉行所へ出訴した。

【史料2】⁹⁾

乍恐奉願上候

理不尽ニ他領境内江立入、

清水様御領知

山林畑樹木伐荒狼藉仕候

泉州南郡中村

段御糺願

願人惣代

平兵衛

同

九左衛門

神主 太兵衛

久世謙吉様御領分

同州泉郡内田村

相手 惣次郎

(以下、四人省略)

同御領分

同州同郡唐国村

相手 平次郎

(以下、五人省略)

右之外両村共名前不知もの凡百五拾人計
一、当村氏神天満山八王子境内、樹木・下草与夥敷萌繁在之候処、
当正月九日夜右境内山林之松木夥敷伐荒有之、何方之もの之仕業
与心懸ヶ居候得共、相知れ不申罷在候、然処先月十二日夜又候右
境内之内ニ当時畑地式百歩計踏荒有之、不審ニ罷在、尚又同月十
八日曉六ツ時之頃右境内大勢之人声仕候ニ付、如何之義与私村方
之者共四五人右之次第見届んと罷越候処、山林樹木大小ニ不限伐
荒狼藉仕居候ニ付、相驚、如何之仕儀与声懸ヶ候茂難仕、何分大
勢相集り伐取、樹木追々前書之村方江持運び居候得共、彼是申合
も、大勢之人數之儀ニ付、自然怪我等在之候而は歎敷奉存、外書
之名前之者共見留候ニ付、相手内田村役人佐右衛門并唐国村庄屋
甚兵衛方江右之仕儀如何之儀与相尋候処、何分一同之もの共呼咄
し、始末相調候而穩成引合ニ仕度旨申之ニ付、毎々引合も可致儀

与相待居候処、何角与不当申之日送り仕、昨日ニ至り一同之もの聞候得は、一同下ニ而引合も不致趣申募り候故、村方役人共致方無之杯与返事仕、今日ニ至り九ツ時より両村共一同申合せ、右境内樹木大小ニ不限伐荒、追々相手村方江持運ひ、右咎メ候茂、中々大勢之人数故手指難仕、追々伐荒、此俣差置候ハ、隣山迄も伐荒候段難計敷敷奉存候、何卒奉恐入候得共、右相手之者共急々御召出之上、何故右躰他領江入込境内山林江立入理不尽ニ樹木伐取狼藉仕候哉御糺被為 成下候ハ、難有奉存候、以上
天保四巳年七月二日

願人 平兵衛

同 九左衛門

神主 太兵衛

右之通相違無御坐候ニ付、乍恐奥印仕候、以上

右村庄屋 助左衛門

同断 市太夫

御奉行所

この願書で中村は、天満山が氏神八王子の境内であることを前提に、正月九日・六月一二日・同一八日・七月二日の唐国村・内田村の不法行為を列挙し、境内へ立ち入り樹木を伐り取った唐国村・内田村の者の取調を求めている。

内田村の記録⁹⁾によれば、翌三日に史料2で名指しされた唐国村・内田村の者や村役人などが堺奉行所へ呼び出され、与力から尋問を受けるが、両村は「両村之もの共中村領分江立入狼藉仕候義ハ聊無御座、

……中村之言掛りニ而御座候」などと反論する。これにより唐国村・内田村・中村へ縄引が命じられ、四日から七日にかけて唐国村・内田村は縄引を行おうとするが、中村文右衛門や村役人などの妨害によりうまくいかず¹⁰⁾、八日に与力から両村へ、中村の願書に対する返答書を差し出すこと、ただしそれ以前にできるだけ和談にすることが命じられる。そして九日に用達を介して和談が図られるもうまくいかず、一〇日に唐国村・内田村の者一三人（史料2で名指しされた一人と佐右衛門・甚兵衛）が堺奉行所へ次のような返答書を提出する。

【史料3】

乍恐返答

一、清水様御領知泉州山直中村惣代平兵衛・九左衛門、神主太兵衛、右三人より私共相手取、理不尽ニ他領境内江立入、山林畑樹木切荒狼藉仕候段御糺之儀当月二日被願上、翌三日私共御召出御糺御座候ニ付、右は全他領江入込狼藉仕候儀ニハ無之、中村之者共願面取飾り理不尽勝手我俣而已申立候儀ニ付、其段申上候処、返答書被為 仰付奉畏、乍恐左ニ奉申上候

一、中村氏神天満山八王子境内山林之樹木、当正月九日夜伐荒、且先月十二日夜又候右境内之畑地式百歩計踏荒、猶又同月十八日曉六ツ時頃右境内山林樹木追々伐荒、村方江持運ひ候段被申立候

此段甚相違仕、右中村氏神八王子境内与申義可有之筈無御座候、中村之氏神与申は右場所外ニ睨と仕候氏神之社在之候、全此儀は相違之儀ニ奉存候、右氏神八王子と申は社等茂無之、右地

面之儀は唐国村・内田村立会山地ニ而、中村与領境ニ傍示塚所々ニ御座候、既ニ延宝五巳年中村御檢地之節、石川若狭守様御檢地御奉行様江内田村・唐国村兩村方一札奉差上、猶又中村より領境傍示塚之儀兩村江一札取之、以来毎歳冬至日唐国村方右傍示塚相改来候而、境目之儀ニ付聊紛無之、兩村之立会地面ニ相違無御座候、然ル処正月九日夜右境内伐荒候様申立候得共、兩村領内之儀故夜分抔伐取ニ罷越候謂無之候、扱又先月十二日夜右境内之畑地式百計歩踏荒候与申立候得共、右場所は私共兩村方手遠之場所故不心付罷在候処、中村庄屋市太夫与申者新開并新池与築立候ニ付、兩村方急度及引合可申与存居候処、右市太夫儀私共兩村之風聞ニ相恐れ候而、同人方切崩候哉、其儀は兩村一切不存候得共、新池・新開共相潰し、元之姿ニいたし在之候ニ付、其分ニ而見合居候、此儀は市太夫御糺し被成下候様奉願上候、同十八日之朝兩村之者之内、兩村立会地所江柴茹ニ罷越候処、如何之儀ニ候哉、中村方多人數参り為茹不申而已ならず茹候柴中村江持帰り候、天満山之儀は寄々下茹致来候義ニ御座候、中村方仰山ニ奉申上候得共、於兩村ハ決而左様之儀ニ而は無御座、皆々中村之重頭之御願方ニ御座候

一、当月二日又々私共兩村申合、大勢罷出、右境内樹木大小ニ不限伐荒、追々私共村方江持運ひ候間、其俣差置候ハ、隣山迄伐荒候儀茂難計旨、且右躰他領境内山林江立入理不尽樹木伐取狼藉仕候段御糺被成下度被申立候

此段農方手透ニ付、柴等茹込候義ニ御座候、兩村入込之儀ニ付、申合与申儀ニ而は無御座、兩村追々参合柴茹仕候儀ニ御座候、中村領江は聊も茹込候義は無御座候、此儀は前々方傍示塚御座候ニ付、乍恐御見分被為 成下候ハ、明白ニ相分り候儀ニ御座候、依之延宝年中中村方兩村江差入在之候一札奉入御高覽候右之通相違無御座候、願方之者共何ヲ以右躰不埒御願仕候哉、御糺之程乍恐奉願上候、且又氏神八王子境内与申立候儀、中村御俣地帳・寺社帳御調子被為成下候ハ、真偽明白ニ相分り可申候、但内田村役人佐右衛門・唐国村庄屋甚兵衛江毎々引合候趣奉申上候得共、佐右衛門并甚兵衛共兩三年前退役仕候儀ニ御座候、当時庄屋共方江ハ只老度届而已ニ参り申候儀ニ御座候、且又甚兵衛・佐右衛門儀は老年ニ而、右山林江罷越候義は無御座候、以上

久世讓吉殿領分

泉州泉郡内田村

惣次郎

(以下、五人省略)

天保四巳年七月十日

同領分

泉州泉郡唐国村

平次郎

(以下、六人省略)

御番所様

この返答書で唐国村・内田村は、天満山を氏神八王子の境内とする

中村の主張を否定し、傍示塚が境界だとした上で、中村の主張ひとつひとつへ反論を加えている¹²⁰。

ここでまず注目すべきは、七月二日の願書（史料2）で中村が天満山全体を氏神八王子の境内だと述べている点である。この認識は、冒頭に「理不尽ニ他領境内江立入、山林畑樹木伐荒狼藉仕候段御糺願」ともあるように、山の背通りにある傍示塚まで（天満山の東側）を立会山の領域だとする唐国村・内田村の認識やその下にある両村の用益権を完全に否定する性格のものである。これにより一〇日の返答書（史料3）で厳しい反論にさらされることになるが、中村のこのような認識は第一段階では見受けられなかったものである。前述したように、五月の唐国村・内田村の越年貢要求に対し、中村は、以前から畑の開発が進んでいたにもかかわらず両村が問題視しなかったこと、唐国村の市兵衛が開添普請を請け負ったことにより、すでに両村も承諾しているはずだとの理解に基づいて、開発地の所持権を主張し、要求を拒否したのであった。また中村は越年貢は拒否しつつも、両村の用益への影響を考慮して砂除料は負担しようとしていたと考えられ、ここから唐国村・内田村の境界認識や用益権を否定するような中村の姿勢を見出すことはできない。したがって中村の天満山〓氏神八王子境内との認識は、五月の唐国村・内田村の要求への反発として、それ以降に急速に形成されたものであったと理解できるが、それによりこの山論は天満山の傍示塚より東側の所屬を争点とすることになったのである。

史料2・3によれば、中村が正月九日夜に「境内山林之松木」が伐り荒らされたとして、誰の仕業かわからないとしながらも、暗に唐国村・内田村を非難したのに対し、両村は自らの領内であり、夜分に伐採に赴くようなことはないかと反論しているが、このようなことは第一段階では全く問題になっていない。中村の天満山〓氏神八王子境内という認識の形成により初めて表面化した問題といえる。

また、中村が六月一二日夜に境内の畑地二〇〇歩程が踏み荒らされたと主張したのに対し、唐国村・内田村は、中村庄屋市太夫が新開や新池を築き立てたので、両村から「引合」を行おうと考えていたが、市兵衛か誰かが潰したので見合わせていたと反論している。ここからは、中村の畑の開発が傍示塚をこえて二〇〇歩程も展開していたこと、それは庄屋市太夫によって主導されていたことがうかがえると同時に、主張が食い違いつつも、中村の新開（畑）や新池が六月の段階で潰されてしまったこともわかる。

また、中村が六月一八日に唐国村・内田村の者大勢が境内の「山林樹木」を切り荒らし、村へ持ち運んだと中村が主張したのに対して、両村は「立会地所」へ「柴刈」に赴いたところ、中村から多人数が参り、刈らせないばかりか刈った柴まで持ち帰ったと反論している。事実がどうであったかまでは確認できないが、この一件は第一段階ですでに中村の側から問題にされていた。その背景には天満山〓氏神八王子境内との認識の形成があったと考えられる¹²⁰。

ところで、この六月一八日の一件をめぐるやりとりでより興味深い

のは、中村が「山林樹木」（立木）の伐採を問題にしたのに対し、唐国村・内田村が「柴刈」（「下蒨」）を問題にしていることである。七月二日の一件についても、唐国村・内田村が申し合わせて境内の「樹木」を伐り荒らしたとの中村の主張に対し、両村は「農方手透二付」両村の者が追々参り合つて「柴蒨」を行つたのであり、申し合わせたのではなく、また中村領へ刈り込んだわけでもない」と反論しており、ここでも同様のことがいえる。この点は論所である天満山東側の用益の実態を端的に示していると思われる。すなわち、中村の願書に「当村氏神天満山八王子境内、樹木・下草与夥敷萌繁在之候」、あるいは「境内山林之松木」とあるように、論所には立木（松木）と下草が生い茂っていたのであり、そのうち立木（松木）を中村が用益し、下草を唐国村・内田村が用益していたと考えられるのである。そしてこのような重層的な用益のあり方の上に、唐国村・内田村の傍示塚¹山の境界という認識が存立していた一方で、中村による開発や天満山²氏神八王子境内という認識の形成があつたのである。

では、この天満山における重層的な用益実態や境界認識は、どのような歴史過程を経たものであつたのだろうか。この点についてまず注目されるのは、史料³で唐国村・内田村が、延宝五年（一六七七）の中村検地の際に石川若狭守の検地奉行へ両村から一札を差し出し、さらに山直中村から傍示塚が境界であるとの一札を受け取つて、それ以降毎年冬至に唐国村が傍示塚を改めてきたと主張し、中村の一札を添付していることである。その一札とは次のようなものであつた。

【史料4】¹⁴

「^{（複製本）}是はうつしのうつし手形也」

手形之事

一、其方両村立会山与此方之山与境目二年々唐国村方御改来り被成候傍示塚所々有之候、此ほうし塚を見通、東北は其方^{（下）}両方立合山、西南は此方之山ニ紛無御座候、自今以来右四ヶ所之傍示塚前々之通り唐国村方御改可被成候、此度検地 御奉行様江其方方一札仕上ヶ被成候、雖然此証文之通境目之義二付、少シも違乱妨申間敷候、為後日仍而如件

延宝五年

已十二月廿六日

中村庄屋 市太夫 印
同村年寄 長左衛門 印
同 同 加左衛門 印

唐国村庄屋 甚兵衛殿

（以下、唐国村年寄一人、内田村庄屋二人、同年寄二人省略）

前半部分では、中村が唐国村・内田村に対し、これ以前から存在し、毎年唐国村が改めを行つてきている四つの傍示塚が、間違いなく両村の立会山と中村の山との境界であることを確認している。ここからは、一七世紀から傍示塚が存在し、唐国村・内田村がそこまでを立会山の領域と認識していたこと、中村もこの延宝五年にそれを認めたことがわかる。また、唐国村によって傍示塚の改めが行われていることから、先に述べた、立会山における唐国村を中心とした両村の関係が一七世紀以来のものであつたこともうかがえる。

また後半部分には、「この度検地御奉行様へ唐国村・内田村から一札を差し上げなされた。しかしながらこの証文の通り境目のことについては少しも妨げない」と記されている。史料3の記述も踏まえれば、中村検地の際に唐国村・内田村が検地奉行へ傍示塚が山の境界であることの確認を求め、それをうけて山直中村がこの手形を作成したことがかがえる。立会山は三田村の山とも接しているが、次節で述べるように、延宝検地に際し両村が三田村へ境界の確認を求めた形跡はない。このことも考えあわせると、唐国村・内田村には中村との間で山の境界を確認しておく必要があったのであり、それは中村の山の用益が傍示塚をこえて展開しつづつあったことよって生じていたと理解できよう。唐国村・内田村の一札は中村の検地奉行へ差し出されたのであるから、中村の手形は検地奉行の意向もうけて作成されたと考えられる。そういう意味では、唐国村・内田村の傍示塚Ⅱ山の境界との認識は検地奉行が認めるほどの実績をもつものであったことがうかがえるが、中村の用益は一七世紀の段階からすでにその傍示塚をこえつつあったのである。

では天満山の東側（立会山内）における山直中村の立木の用益はいつごろから展開していたのであろうか。それを明確に物語る史料はないので、中村が天満山Ⅱ氏神八王子境内という認識を生み出していることに改めて注目してみたい。前述したように、中村のこの認識は五月の唐国村・内田村の要求をうけて急速に形成されたと考えられるものである。また史料3によれば、中村のこの認識に対し、唐国村・内

田村は「中村の氏神は他の場所に社があり、氏神八王子というものは社などもない」と反論しており、八王子が神社としての体裁を十分に整えていなかったこともうかがえる。これらのことから、（わずかに一ヶ月足らずの短期間で一から創出されたとは考えにくく、それ以前から何らかの素地はあったとは思われるが）中村の天満山Ⅱ氏神八王子境内との認識は、唐国村・内田村の要求に反発する中で新たに創出された、ほとんど根拠を持たないものであったことは明らかである。

しかしながら、ここでより重要なのは、そういった実績のない認識を通してではあるが、中村が唐国村・内田村の境界認識や用益権を否定する主張を行い得たことである。このようなことが可能となるためには、立木の用益が十分な経験と実態を持ち合っていることが不可欠なのではなからうか。後述するように、内済の過程で、延宝五年の手形が存在し、一方で中村の氏神八王子境内との認識が全く考慮されなかったもかかわらず、仲裁人は当初天満山全体を中村の山と裁定した。ここからは天満山の東側において中村の立木の用益が広範に展開していたことがうかがえるのであり、それは同時に相応の年数を経ていることを示唆している。以上のことから、論所における重層的な用益のあり方——中村の立木の用益と唐国村・内田村の下の用益の併存——は遅くとも一八世紀以来積み重ねられたものであることは確実にあると考える。

この点に関わってさらに二点ほど付け加えておきたい。ひとつは、右の天満山における重層的な用益の展開と、延宝五年の手形からうか

がえる、一七世紀段階からすでに山直中村の用益が傍示塚をこえつつあった状況との関係である。一七世紀から天満山において中村の立木の用益が傍示塚をこえて展開しつつあったことが延宝検地の際に唐国村・内田村が境界を確認する必要性を生み出し、その結果傍示塚が境界であることが確定したが、それ以降も傍示塚をこえた中村の用益は継続したと想定することも可能であろう。しかし実態を明らかにすることができないので、この点は保留しておきたい。

もうひとつは、史料2・3に、延宝五年の手形を除くと山論などの前例がひとつも挙げられていないことである。このことは、一七世紀末以降、基本的には天満山の用益をめぐる争いが生じなかったことを示している。唐国村・内田村は、中村が延宝五年の手形に従って傍示塚を山の境界と認め、両村の小草の用益を妨げない限り、中村の立木の用益を容認していたのではなからうか。さらに言えば、それを前提として天保期には傍示塚をこえた中村の開発が進行しつつあったわけであるが、その中で傍示塚が壊されたことが唐国村・内田村の反発を招き、第一段階の動向に結びついていったと考えられよう。

唐国村・内田村の返答書により、一〇日に山直中村は堺奉行所から「御察当」をうけ、翌一日に中村の出願人と庄屋市太夫が願下げを出願した⁽¹⁵⁾。詳細は不明であるが、願書には「右出入私共願面不行届之儀在之、篤与相調迫而御願奉申上度奉存候」と記されており⁽¹⁶⁾、唐国村・内田村が証拠として延宝五年の手形を差し出したのに対し、中村が確かな証拠を提示していなかった（できなかつた）ため察当を

うけ、願い下げせざるを得なかつたと考えられる。ただし、右の文言からもうかがえるように、これで山論が収束したわけではなかつた。この後中村は大坂町奉行所へ出願する動きをみせたようである（実際には出願されなかつたと思われる）。また傍示塚を取り払おうとする動きもあつたようで、それを警戒した唐国村・内田村は「天満山少シ北字原井谷」に番小屋を設置するが、七月一六日にこの番小屋を中村の者が襲撃するという事件がおこつた（これを中村狼藉一件と呼んでおく）⁽¹⁷⁾。この一件から内済が成立するまでを山論の第三段階と捉え、次項で検討することにしよう。

(3) 第三段階 中村狼藉一件と内済（七月一六日～八月一日）

七月一六日夜に山直中村の者多数が番小屋を襲撃し、小屋にいた五人が打擲され、小屋も焼き払われた。これをうけ、唐国村・内田村は翌一七日に堺奉行所へ負傷者の検分と相手の者の取調を出願、一日日には同心が両村を検分する。また中村の者一〇人が召し捕られ、翌日に入牢となる（その他七人が宿預けになる）。そうした中で、七月二日から、山直中村と同じ清水家領稲葉村庄屋三郎右衛門、同村年寄久左衛門、坪井村庄屋孫左衛門、および唐国村・内田村と同じ久世家領野々井村庄屋与三兵衛の四人を取扱人として、山論と中村狼藉一件の調停が図られる。その結果、八月八日に山論については証文を取り交わすことで、中村狼藉一件については中村が詫び状を出し、養生料を支払うことで内済が成立する。そして一〇日に唐国村・内田村が堺

奉行所へ願下げを出願し、そこでは堺奉行所は大坂町奉行へ伺った上で沙汰すると返答するが、一八日に大坂町奉行所で願下げが聞き届けられ、この一件は終結した⁷⁸⁰。

第三段階の動向は、大略右のようなものであるが、ここでは山論の内済をめぐる証文が何度も書き換えられていることに注目したい。

まず「天満松一件二付、中村入牢被仰付候二付、引合覚」の七月二十九日の部分をみよう。

【史料5】

…廿九日二至り候処、八ツ時之頃中村之者共呼出候上、あとより
両村（唐国村・内田村：筆写注）呼出候上申候ハ、先絵図致候間、
何分是ヲ御覽候上、此取替せ双方江取置候与申候二付、夫二而ハ天
満山之儀前々下蒞候を、唯今之替せニ相成候ハ、両村之もの共以来
天満山江柴蒞被参不申候間、何分左様之事ハ不承知与申立候処、孫
左衛門申候ハ、天満山之義ハ中村山ニ紛無御座候ト申候二付、天
満山中村之山と申候証跡□之義有之歟与相尋候処、万町村大部池
ガ七ヶ村之絵図ニ有之候、大部池はとらる者歟与申候処、両村之山
義ニ相違無之故、□ニ傍示塚有之、其上両村江一札取之候二付、慥
成もの歟与存居申候、何分これをはねきり候而ハ、大坂・江戸公事
ニ相成申、左様ニ相成候ハ、中々諸造用与も夥敷入候間、何分村
方与一同承知可致候申候二付、直ニ河野宅江罷帰り相談致候処、何
分右様之書物ハ不承知ニ候旨被申候二付…
難解な部分もあるが、ここには次のようなことが記されている。こ

の日、取扱人が絵図とともに天満山を山直中村の山とする「取替せ」（内済の証文案）を唐国村・内田村と山直中村へ提示する。しかし唐国村・内田村は、以前から「下蒞」（「柴蒞」）を行ってきたにもかかわらず、今後はそれができなくなってしまうとして、不承知を申し立てる。それに対し孫左衛門が「万町村大部池ガ七ヶ村之絵図」を証拠に挙げるが、両村は傍示塚の存在や延宝五年の一札を根拠に反発し、このままでは大坂や江戸への公事となると述べる。そして内田村では庄屋河野宅で「村方」と相談がなされるが、ここでも「右様之書物ハ不承知」ということになる。

ここからは、まず唐国村・内田村が論所を「下蒞」「柴蒞」の場として用益していたことが確認できる。にもかかわらず取扱人は天満山全体を中村の山であると裁定したのである。その際万町村の大夫池に關わる絵図がひとつの根拠となっていたようであるが、これまでの経過の中で中村がこのような絵図を証拠として掲げた形跡はなく、これが取扱人の裁定の最大の根拠となったとは考えにくい⁷⁸¹。むしろ取扱人が前日まで「山廻り」を行って絵図を作成していることを踏まえ、るならば、彼らが中村の山と認めるほど論所において中村の立木の用益が広範に展開している実態があったと考える方が妥当であろう。一方で、前述したように、天保期に傍示塚が壊されるまで唐国村・内田村が中村の傍示塚をこえた開発を問題視していなかったことも勘案すると、中村の立木の用益に比して唐国村・内田村の下草の用益はそれほど活発ではなかったのではなからうか。なお、史料5をみる限り、

仲裁人が大夫池に関わる絵図には言及しながら、中村の天満山^ニ氏神八王子境内との認識には触れていないことにも注意がある。他の史料からも仲裁人がこの認識を考慮した形跡はうかがえないのであり、堺奉行だけでなく、仲裁人にも受け付けられなかったことがわかる。

この内済案は、唐国村と内田村の反発により成立しなかった。またその後二度の内済案もうまくいかず、四度目の内済案でようやく決着したと考えられる。次に掲げるのは、成立しなかった二つの内済案の本文(①②)と最終的に確定した内済証文(③)である。

【史料6】

①末尾に「天保四年巳八月」とある内済案^①。

天満山と唱来候松口木有之候山地之儀は、是迄中村方支配仕来之通、其外之柴草山之儀ハ、前々唐国村方改来り候四ヶ所傍所塚^{テカ}ヲ限り、東地ハ唐国村・内田村立合山、南西ハ仲村山、且又用水溜池之儀ハ、絵面ニ紀候通、境目ニ不抱^{ウツ}在来候通可為支配事、右之通此度稲葉村庄屋三郎右衛門・野々井村庄屋与三兵衛取喫之趣、双方三ヶ村得心之上和談内済相調候へハ、向後互ニ絵図面通相守、聊異論仕間敷候、為後鑑双方為取替書仍而如件

②末尾に「年号、月」としか記されていない内済案^②。

一、山直中村山と内田村・唐国村立会山との境目、延宝年中中村方一札差入、四ヶ所之傍示塚ヲ限り南西ハ中村山、東北ハ内田村・唐国村立会山ニ紛無之候処、星霜相経り候儀ニ付、山地之儀及彼

是候処、稲葉村庄屋三郎右衛門・野々井村庄屋与三兵衛取喫を以和融之趣左之通

一、天満山西原は以来中村差配ニ相定、此立間相立、為越米何程ツ、年々中村方両村江相渡し可申候、其余他所之儀は往古方定之通傍示塚を見通し、北東は両村立会山ニ相違無之候、尤四ヶ所傍示塚之儀は往古方仕来り通り唐国村方相改可申事

一、養水溜池之儀は、絵面ニ記し候通り、境目ニ不抱^{ウツ}有来り候通可為支配事

右之通取喫之趣三ヶ村得心之上和談内済相調候上は、向後互ニ絵図面之通聊異乱坊^カ仕間敷候、為後鑑双方為取替書依如件

③確定した内済証文^③。

為取替証文之事

一、唐国村・内田村両村立会山与中村山与境目ニ有之候四ヶ所傍示塚之儀は、如前々唐国村方此後茂改可申候、此儀延宝年中中村方両村江手形差入有之候、山境目年曆茂相立候儀ニ付、傍示塚方両村立会山江入込候場所茂出来、双方共既ニ可及争論処、稲葉村庄屋三郎右衛門・年寄久左衛門、野々井村庄屋与三兵衛、右三人依取喫、北は中村組の池与申所之塚方式つ目ノ虫送り場与唱へ候塚を見通之在来通、夫方中村用水宮の池裏堤辰之方へ見通、引続天満山裏手山尾筋を登り、中村宮の池江水落込候山地之分、天満山峯方山之背を限南西之方ハ、延宝年中ニ中村方両村江差入有之候

手形之通、此度扱を以取極メ候、尤前々唐国村方改来り候傍示塚
方両村之山地江入込候場所宛地之分る越米として毎年米三斗宛、
向後中村方霜月中両村之内江相渡し可申候、万一違失仕候ハ、
如何様共御せいらく可被成候、且又用水溜池之儀は、山境ニ不抱
有来通支配可致事

一、中村宮の池・内田村原井谷池江懸り候双方村方溜池水掛り之儀
一は、是迄有来候通、已後水懸り互ニ仕出し申間敷事

右之通取扱を以双方共得心之上和談内済相調候上は、書面之通相守
聊異論仕間敷候、為後鑑為取替証文仍而如件

天保四巳年八月 清水御領知泉州南郡

中村庄屋 市太夫 印

(以下、庄屋・年寄・惣代九人省略)

久世謙吉殿御領分同州泉州

内田村庄屋 佐三郎 印

(以下、年寄・惣代五人省略)

同御領分同州同郡

唐国村庄屋 正左衛門 印

(以下、年寄・惣代五人省略)

清水御領知泉州南郡

取扱人 稲葉村庄屋 三郎右衛門印

同村年寄 久左衛門 印

久世謙吉殿御領分同州大鳥郡

同断 野々井村庄屋与三兵衛 印

前書之通本文は当村江榎ニ預り置申候ニ付、為念写し相渡し置申候、
以上

天保四巳年

唐国村庄屋 正左衛門 (印)

同村年寄 平右衛門 (印)

同村年寄 嘉左衛門 (印)

内田村御役人中

このうち①には、(i) 天満山と唱える松木のある山はこれまでの
通り中村の支配、(ii) その他の柴草山は唐国村が改める四つの傍示
塚を限り、東は唐国村・内田村の立会山、南西は中村の山、(iii) 「用
水溜池」については絵図に記した通り、境目にかかわらずこれまでの
通りに支配、とある。目付が八月になっており、七月二十九日の内済案
の後に作成されたものと考えられる⁽³⁾。問題はその内容である。(i)
と(ii)からは、松木(立木)のある天満山は山直中村の支配、それ
以外の山は傍示塚を境界にすると取り決められたとも解釈できそうで
ある。しかしそれでは、四つの傍示塚のうち少なくとも天満松の塚は
天満山内にあるはずであり、「柴草山」は「四ヶ所傍所塚ヲ限り」
という部分の意味が把握しにくくなる。またそもそもこの案文は、七
月二十九日の天満山全体を中村の山とした内済案に対する唐国村・内田
村の反発をうけて作成されたと考えられるものである。したがって傍
示塚をこえた場所(論所)を含めて天満山全体の松木(立木)は中村
の支配とし、一方で天満山を含む唐国村・内田村と中村との間にある

山の下草の用益は傍示塚を境界にするとの規定であったと理解すべきであろう。天満山に即していえば、論所においては、立木を中村が用益し、下草を唐国村・内田村が用益するという取り決めであったのであり、これまでの重層的な用益のあり方をそのまま維持する内容であったといえる。

②では、一条目で、(i)山の境目を延宝五年の一札に従い、四つの傍示塚を限りに、南西を中村の山、東北を内田村・唐国村の立会山と確認した上で、二条目には、(ii)天満山の「西原」は今後中村の差配とし、越米として「何程ツ、」かを毎年中村から両村へ渡す、(iii)その他の所については往古からの定の通り傍示塚を見通し、北東は両村の立会山とする、(iv)傍示塚は往古からの仕来りの通り唐国村が改める、とある。また三条目には、(v)「養水溜池」については絵図に記した通り、境目にかかわらずこれまでの通り支配する、とある。日付が「年号、月」としか記されていないが、延宝五年の手形が明確に前提に据えられ、傍示塚が境界であることが再確認されている点で、①より論所における唐国村・内田村の権利が強くなっており、①より後に作成されたものであることは明らかである²⁴⁰。その上で注目すべきなのは、立会山内にある「西原」という場所を中村が越米を負担して差配するとされていることである。これは論所において中村が用益できる場所を限定しようとするものであったと考えられる。すなわち、これまでの立木(松木)を中村、下草を唐国村・内田村が用益するという重層的なあり方を否定し、山を空間的に区切ろうとしている

のであり、用益のあり方を大きく変えることが目論まれているのである。

③は唐国村・内田村と中村との間で実際に取りかわされた証文である。一条目には、(i)唐国村・内田村の立会山と中村の山との境目にある四つの傍示塚は唐国村が改めるとの延宝五年の手形を前提とし、(ii)北はこれまでの通り「中村組の池与申所之塚」から「虫送り場与唱へ候塚」を見通すとした上で、(iii)それより(南は)中村宮の池(天満山の北側にある池、図1参照)の裏堤がある「辰之方」(東南東)へ見通し、続けて天満山の「裏手山尾筋」を登り(「中村宮の池江水流込候山地之分」、(iv)「天満山峯方山之背を限南西之方」は延宝五年の手形の通り(中村の山とし)、(v)傍示塚から両村の山へ入り込んでいる場所は「宛地」とし、越米として毎年米三斗ずつを中村から両村へ渡す、(vi)「用水溜池」については山境にかかわらず、これまでの通り支配、とある。二条目には、(vii)中村の宮の池と内田村の原井谷池にかかる「双方村方溜池水掛り」についてもこれまでの通りとし、今後「水懸り互二仕出し」しない、とある。このうち山の境界を細かく定めた(iii)と(v)、および(vii)の「水懸(掛)り」の解釈が難しい。後者は山の上にある両池への水路などを指すのであろうか。一方、前者のうち(iii)は天満山の北側に関わるものと考えられるが、図1上でこのラインを想定してみると、山の背通りから立会山の方へかなり食い込むことになる。天満山の北側にあったはずの天満山の傍示塚に触れていないことも勘案すると、(v)

に記された宛地と立会山との境界を定めているものと思われる。そしてその宛地が「中村宮の池江水落込候山地之分」と表現されているのではなからうか。また(Ⅳ)の「天満山峯方山之背を限南西之方」は、天満山の山頂から南側における中村の山の領域を規定しているものと考えられる。ここにあるはずの三つ池の傍示塚が記されていないことは気にかかるが、延宝五年の手形の通りであると記されていることからみて、傍示塚によって示される境界を再確認したとみて間違いない。

「山一件覚書」の八月二・三日条には、中村が一度は「西原」を宛地とし、唐国村・内田村へ越米二斗を渡すことに合意したにもかかわらず、「天満山北の谷宛増」を求めてきたこと、それに唐国村・内田村が反発したことが記されており、宛地の範囲をめぐって対立があったことがわかる。このことが②から③へ書き換えられる原因になったと考えられ、③で越米を毎年三斗と定めていることから、③で宛地の範囲が②より拡大されたことがわかるが、②と③の内容は同じ方向性にあるものである。こうして延宝五年の手形を前提とした内済が成立することにより、山の背通りにある傍示塚を唐国村・内田村立会山と中村の山との境界とすることが再確定されると同時に、天満山の立会山内に中村が独自に用益できる宛地が設けられることになった。天満山の傍示塚より東側の場所における重層的な用益のあり方が否定され、空間的に分割されることになったのである。このような内済に至った背景、とくに①から②へ書き換えられた背景には、延宝五年の手形に裏付けられた唐国村・内田村の強い境界認識があったと考えられ

るが、その結果この天保四年の山論を画期として天満山における用益のあり方は大きく様相を異にすることになったといえよう²⁵⁰。なお、③の末尾によれば、内済証文の本文は唐国村が預かっており、内田村には写しか渡されていない。このことも立会山における両村の関係が唐国村を中心としたものであったことを示している。

(4) 弘化二年の天満山北谷傍示塚一件

最後に、弘化二年(一八四五)に生じた「天満山北谷傍示塚」(天満山の傍示塚)をめぐる一件から、天保四年の山論以降の状況についてみておきたい。この一件の経過が記された「天満山北谷傍示塚崩候二附、引合控」²⁵¹によれば、これは山直中村の文右衛門と又右衛門が「天満山北谷傍示塚」を三間ほど南へ移し、その跡に新池を築いたことによっておこった一件である。内田村の源兵衛の通報によって明らかになり、二月二日に唐国村庄屋岡彦市の指示で次郎右衛門が「傍所崩所替有之候」を確認した上で、二四日に唐国村次郎右衛門と内田村佐次右衛門が中村年寄忠右衛門方へ「引合」に赴く。忠右衛門は「早速是迄之通二元之処江塚為築候之様為仕候」と返答し、さらに二六日には「弥明廿七日ニ以前之処江為築候間、御見廻り被下候」と伝えてきたため、翌日両村の村役人などが改めるが、「新規築之池之堤江小キ塚拵有之候」状態であった。そこで三月四日に再び次郎右衛門と佐次右衛門が中村庄屋助右衛門方へ「引合」に赴く。助右衛門は「何方元之通ニ為致、四五日中」と述べるが、二人は「明日ニ内田村

江返事無之候得は、御出訴茂仕度候」と返答する。その後三月七日に両村が集まる唐国村妙楽寺へ文右衛門の親類常右衛門・儀右衛門が参り、「何分ニ茂新類之誤り一札差入候之間、下濟被下候」と述べるが、両村は拒否する。翌日二人は再び参り、「右之次第第二而ハ不相片付候間、両村可然様」と述べる。両村から「親類之誤り一札」を拒絶された二人は、文右衛門へ自ら誤りの一札を書くよう説得したもののうまくいかなかったたのである。こうして一二日に両村は堺奉行所へ出願するため堺へ赴くが、夜になって積川村庄屋庄左衛門が取扱に参り、結局、文右衛門・親類太兵衛・組合（組頭か）半右衛門と庄左衛門の連署で「差入申誤一札之事」⁽²⁸⁾が両村へ差し出され、この一件は収束する。

前述したように、天保四年の山論の中で傍示塚をこえた開発地は一端潰されてしまったと考えられるが、この一件からはそれ以後も中村の山の開発が継続している状況がうかがえる。その上でさらに注目できるのは、唐国村・内田村の対応をみる限り、文右衛門らが新池を築き立てたことではなく、それによって天満山北谷の傍示塚（天満松の塚）が勝手に移動させられたことを両村がとくに問題にしている点である。これは天保四年の山論の第一段階で中村の開発地から越年貢を徴収しようとしたのとは異なる対応である。この天満山の北谷は天保四年の内濟で中村の宛地になったと考えられるが、それによって越米は負担せざるを得ないものの、その場所を中村が独自に開発することが可能になったことを示しているのではなからうか。

また、文右衛門が中心となって池の開発を行っていること、その文右衛門の親類に太兵衛がいることも興味深い。文右衛門は、天保四年の山論で、中村が七月二日に願書（史料2）を堺奉行所へ提出した後縄引を命じられた際、それを妨害したとされる人物である。唐国村・内田村の返答書（史料3）からは庄屋市兵衛が開発を主導していたことがうかがえるが、この弘化期に池を築き立てたことを踏まえると、文右衛門も天保期の開発に関与していたと想定することもできる。一方、太兵衛は史料2で神主として出願人に名を連ねていた人物であり、中村の天満山Ⅱ氏神八王子境内という認識の形成に大きく関わっていた可能性が高い。太兵衛と文右衛門は、天保五年（一八三四）一二月に京都の吉田家から天満宮・八王子・春日明神三社の神職の公認をうけており⁽²⁹⁾、天保四年の山論で否定されたにもかかわらず、彼らが天満山Ⅱ氏神八王子境内との認識を強めつつあったことがうかがえる。こうしてみると、文右衛門と太兵衛の村内での位置付けは不明であるが、彼らに庄屋市兵衛を加えた特定の集団が主導する形で、中村の天満山の開発や天満山Ⅱ氏神八王子境内との認識の形成が進められたこと、さらには天保四年の山論以降も天満山Ⅱ氏神八王子境内との認識を強めながら、天満山の開発を志向していたことがうかがえるよう。

(5) 小括

本節で述べてきたことを整理すると、近世の天満山をめぐる用益の

展開を次のように見通すことが可能になるのではなからうか。

- ①一七世紀の段階から唐国村・内田村は山の背通りにある傍示塚まで（天満山の東側）を立会山の領域と認識し、唐国村の主導で用益していた。一方で山直中村の用益がこの段階から傍示塚をこえて展開しつつあった。そうしたなかで、延宝五年の中村検地（延宝検地）に際し、唐国村・内田村は検地奉行へ傍示塚が山の境界であることの確認を求める。これをうけて中村から両村へ手形が差し出され、傍示塚が立会山と中村の山との境界であることが一応は確定する。
- ②一八〜一九世紀前半、一七世紀から連続するかどうかは別として、延宝五年の取り決めにもかかわらず、中村の立木（松木）の用益が傍示塚をこえて立会山内へ広範に展開していく。一方で、唐国村・内田村は下草を用益していた。この時期には、中村の立木の用益を唐国村・内田村が問題視することはなく、両者の用益が重層的に併存していた。

- ③天保期、中村が立木の用益を前提に、特定の集団が主導する形で畑や池の開発を傍示塚をこえて進行させるが、傍示塚を壊したことが契機となって、唐国村・内田村と中村との間で山論が生じる。当初は唐国村・内田村が、傍示塚Ⅱ山の境界との認識に基づき、開発地に対しては越年貢、立木の用益に対しては他領踏込料の支払いを要求したことが争点となるが、これに反発した中村が天満山Ⅱ氏神八王子境内との認識を形成し、両村の境界認識や用益権の否定しようとしたことにより、山の領域自体が争点となる。そして周辺村むら

の村役人よって調停が図られた結果、延宝五年の手形を前提にした内済が成立し、傍示塚が立会山と中村の山との境界であることが再確定されると同時に、立会山内に中村が単独で用益できる宛地が設けられることになる。こうして立会山における用益の重層性は否定され、空間的に分割されることになった。

- ④天保四年以降、中村の天満山における用益は、空間の側面においても、越米負担の側面においても、大きな制約をうけることになるが、一方で宛地内では独自に開発を行うことが可能になったと考えられ、中村は特定の集団の主導により、天満山Ⅱ氏神八王子境内という認識を強めつつ開発を進めていく。

二 三田村との山論

一九世紀の唐国村・内田村立会山（名古山）では、南郡三田村（文政七年まで幕領、それ以降清水家領、安政二年から再び幕領）の間でも山論が繰り返された。図2は明治期の山論の際に作成されたものであり、山の背通りにある三つの傍示塚と大蔵大池・下池・脇ノ池・上ノ池・上ノ山上池・ニゴリ池に挟まれた場所が「争論地」とされているが、一九世紀の山論はいずれもこの場所が論所となったと考えられる。本節では、前節と同様に、この三田村との山論について検討し、山の用益の展開を見通すことにしたい。

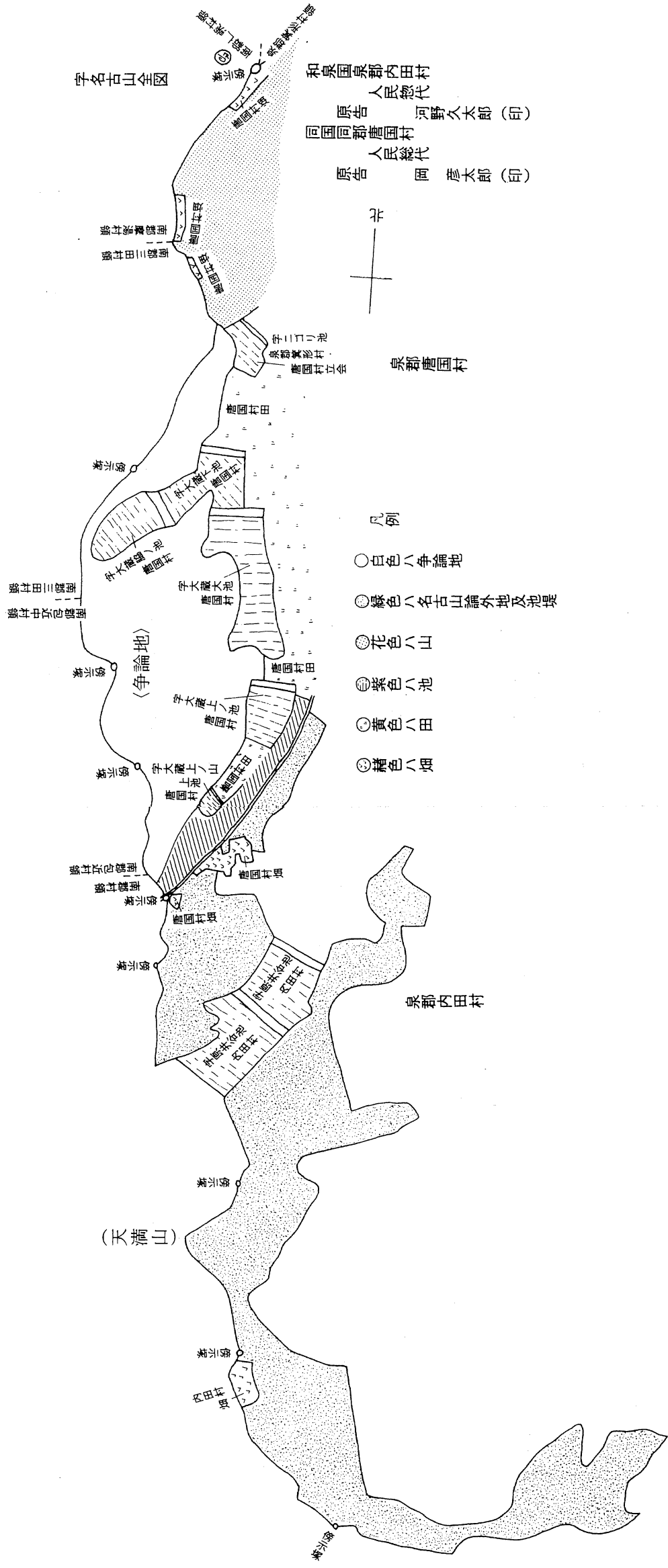


図2 宇名古山全図 (トレース図)

- 注1、岡紘一氏所蔵文書・箱2—27。ただし、〈争論地〉と(天満山)は筆者が書き加えた。
- 2、「南郡村領」は「南郡(山直)中村領」、「南郡包近中村領」、「南郡包近村領」の誤りと考えられる。
- 3、「山」の部分は、明治6年(1873)に立会から唐国村持になった場所と考えられる(「陳述書」関戸成彰氏所蔵文書・箱2—3—②)。

(1) 文化三〇五年の山論

最初に山論がおこったのは文化期である。文化三年(一八〇六)に三田村が唐国村へ土砂留の取り払いを要求したことはじまる。当初は話し合いが行われるがうまくいかず、文化三年末、翌年四月ごろ、三田村は代官石原庄三郎の大津役所へ出願する。これをうけて石原から唐国村の領主久世家へ「掛合」がなされるが、四月に唐国村は唐国村・内田村立会の名古山の内だとする反論書を差し出す。これに対して、八月に三田村は村持山である東山の内だとして、改めて土砂留の取り払いを求める願書を大坂町奉行所へ提出するにいたる。

まず三田村の主張をみよう。次に掲げる史料は、文化四年(一八〇七)八月二一日付けで三田村の村役人と百姓代が大坂町奉行所へ差し出した訴状である。

【史料8】⁽²⁾ (傍線と丸番号は筆者による)

^{(1)端裏表} 八月廿一日、三田村方大坂 御奉行所江御訴訟写¹

乍恐御訴訟

石原庄三郎殿御代官所

新規土砂留

泉州南郡三田村

故障出入

訴訟人

庄屋・年寄・百姓代

久世大和守様御領分

同州泉郡唐国村

相手

庄屋・年寄

一、^①当村持山字東山与申草山御座候、尤右場所ハ相手唐国村与領境

二同村溜池三ヶ所有之、池之上ニ右草山有之候処、大雨之節ハ右溜池江土砂流込候由ニ而、当村へ一言之無断右草山江入込、去寅

春新規ニ土砂留三ヶ所取拵、我俣之取計仕候儀ニ付、早々取払候様段々掛合候処、同寅冬杓ヶ所取払、残式ヶ所ハ其俣ニ差置候間、

尚又再応掛ヶ合候得共、我俣勝手而已申之取放不申候ニ付、無抛

当支配大津御役所江右土砂留取払之儀相願候ニ付、則唐国村御地

頭表へ御掛合被成下候処、右御地頭様方唐国村御糺ニ御座候処、

右土砂留之儀ハ前々方在来之由、唐国村申之候由ニ而、同村御地

頭方私共支配御役所江御返答有之候ニ付、猶又私共被召出御糺御

座候処、右場所ハ当村方進退之山内ニ而、先規方慥成証抛書物等

も有之、字東山与唱、延宝七末年石川若狭守様御檢地御改之節、

草山、拾六町拾間・四町式拾間、此反別八拾四町六畝式拾歩、此

山為年貢四石宛上納仕候様被仰付候間、則右御年貢四石宛其節方

御上納仕来り、当村所持ニ相違無御座、則右御檢地帳并右場所繪

図共支配御役所江差出候処、入組御支配之儀ニ付、当御奉行所へ

可願出旨被申渡候(後略)

文化四卯年八月廿一日

右村庄屋 重右衛門 印

(以下、年寄一人・百姓代二人省略)

御奉行様

傍線部には次のような三田村の主張が記されている。

①三田村の持山に東山という「草山」がある。唐国村との領境に同村の溜池が三か所あり、その上に「草山」がある。

②大雨の際にその溜池へ土砂が流れ込むとして、唐国村は三田村に無断で「草山」へ入り込み、昨春新規に土砂留を三ヶ所拵えた。早々に取り払うよう掛け合ったが、唐国村は冬に一ヶ所を取り払っただけで、残り二ヶ所はそのままであった。再度掛け合ったが、唐国村は取り払わなかった。こうして三田村は天津役所への出願に及ぶ。

③この「草山」が三田村の持山であることは、延宝七年（一六七九）の石川若狭守による検地の際に、「草山」として反別八四町六畝二〇歩（一六町一〇間×四町二〇間）が認められ、それ以後山年貢四石を上納してきていることで明らかである。検地帳や絵図もある。続いて唐国村の主張をみよう。次に掲げる史料は、文化四年四月二六日付けで唐国村の村役人と惣代が領主久世家の代官へ差し出した口上書であり、久世家からの尋問に対する返答である。史料8でいえば「右土砂留之儀ハ前々方在来之由、唐国村申之候由」に該当する。

【史料9】

一、卯四月唐国村方伏尾御役所江差出候とて書写

乍恐口上

一、当十二日私共御召出被為 成下候而、石原庄三郎様御代官所同州南郡三田村方当村用水溜池土砂留取払候様奉願上候二付、御糺二御座候趣、乍恐左ニ奉申上候

一、右三田村方土砂留取払奉願上候山地所之儀ハ、延宝年中当村御検地帳并同領同郡内田村御検地帳ニ御記シ被成下候字なご山と申芝山二而、当村・内田村と立合山二而、三田村山与境目ニ傍示塚

有之、尤唐国村・内田村立合山与外村々山与境目ニ悉傍示塚有之候、然ル処右山谷間ニ当村御田地用水溜池字大蔵池之五ヶ所御座候処、全体右山土^{（ツツ）}之儀、赤土砂之兀ヶ山二而、雨毎ニ夥敷土砂流込、往古方土砂留數十ヶ所有之、精々心を付修理不仕候而ハ、池々江大ニ土砂流込ミ池床相埋レ、難渋之場所ニ御座候故、古来方有来り候土砂留数十ヶ所破損仕候得ハ、年々修理を加へ候処、去寅八月破損之所ニ修理加へ候処、九月十二日右三田村方土砂留取払候様新規之儀申遂迷惑仕候へ共、困窮之村方故、及公事出入諸失脚懸り候儀を難儀ニ奉存候、第一ハ 御上様御苦勞を奉恐入精々和談之儀懸合候得共、不相用、却而強情相募願出候儀ニ御座候、前段ニも奉申上候通、土^{（ツツ）}不宜赤土砂山之儀ニ付、土砂留不仕候而ハ一度之大雨二而も池床埋り、当村御田地相続難相成難渋至極仕候儀ニ御座候事

一、三田村方申立候ハ、当村江懸合候処、土砂留ヶ所ハ取払候得共、其余取掛不申候ニ付奉願上候旨申上候、此儀当村并内田村立合山領之儀ニ御座候故、三田村方申懸候共、取払可申筋無御座候得共、御当方様御儀都而御他領江対し公事出入等不仕様相慎可申旨、毎々蔽敷被仰渡候二付、村役人共右被仰渡通相守、尤最初三田村方右老ヶ所之儀を懸合有之候二付、隣村同土之儀、殊ニ御所村方江対し出入相成り候儀を恐候而、百姓共不得心ニ候得共、精々利害申聞相宥メ和談調候筈二而、大蔵大池土砂留ヶ所ハ少々切下ヶ候処、却而右ニ付入強情申募候上ハ、 御上様御苦勞奉恐

入候得共、最早小前百姓方江申聞方も無御座、何れ迄も御吟味奉請度奉存候事

一、山之儀ニ付、証拠書物御尋ニ御座候、此儀正保年中松尾谷村々山御改之節、御絵図ニ伊勢守様御印之物当村ニ所持仕候、尤此趣を以宝曆年中岡部内膳正様御檢地被為成候段申伝候、尤唐国村・内田村両村共御檢地帳ニ、字なこ山、芝山、但場広山、立合唐国村・内田村与御記被成下、山年貢之儀ハ老村別ニ従往古上納仕来り候事

右奉申上候通（後略）

文化四卯年四月廿六日

唐国村惣代 吉兵衛

御代官様

（以下、惣代・年寄・庄屋各一人省略）

ここで唐国村は次のように反論している。

①三田村が土砂留の取り払いを願ひ出た山地は、唐国村と内田村の延宝檢地帳に記された名古屋山という「芝山」であり、両村の立会山である。三田村の山との境界には傍示塚がある。立会山と他村の山との境界にも傍示塚がある。

②この山には大蔵池が五ヶ所（大池・下池・脇池・上ノ山池・上ノ山上池）あるが、赤土の禿げ山で雨天には多量の土砂が流れ込むため、往古から土砂留を数一〇ヶ所設け、年々修理を加えてきた。

③昨年八月に破損箇所を修理したところ、三田村が土砂留を取り払うようにとの「新規之儀」を要求してきた。和談にしようと掛け合っ

たが、三田村は用いず出願に及んだ（以上、一条目）。

④立会山内であるので、土砂留を三田村の要求で取り払う筋合いはないが、藩から他領との「公事出入」は慎むよう命じられていることや、また当初三田村の要求が一ヶ所だけであったので、隣村同士であることや幕領の村と出入になることを考慮して、和談にするつもりで大蔵大池の土砂留一ヶ所を少々切り下げた（二条目）。

⑤証拠として、正保年中の「松尾谷村々山御改」の際に作成された、小出伊勢守の印がある絵図を唐国村で所持している。それに基づいて延宝年中に岡部内膳正の檢地が行われたと伝わっている。唐国村と内田村の檢地帳には、「字なこ山、芝山、但場広山、立合唐国村・内田村」と記され、山年貢は村ごとに往古から上納している（三条目）。

以上が三田村の主張とそれに対する唐国村の反論である。なお、念のため確認しておく、唐国村・内田村の立会山だとしても、唐国村が単独で返答書を差し出しているのは、三田村が唐国村の土砂留の取り払いを要求したのに応えたものであったことによる。

史料8によれば、三田村は、唐国村の三つの池までを村持山である東山の範囲だと主張し、東山内に唐国村が新規に拵えた土砂留三ヶ所すべての取り払いを求めている。一方史料9によれば、唐国村は、傍示塚が唐国村・内田村の立会山（名古屋山）と三田村の山との境界であり、立会山内に昔からある土砂留を修理したところ、三田村が取り払いを新規に要求してきたと反論している。史料8で三つの池がどの池

なのか明示されていないが、岡紘一氏所蔵文書の中に大蔵大池・脇ノ池・上ノ池の西側、つまり論所と接する場所に土砂留が描かれた絵図があるので³¹⁾、これらの池が三つの池を指し、かつその土砂留が問題になっていると考えられる。

この山論では、右の土砂留の問題を端緒として、傍示塚と五つの大蔵池に挟まれる、まさに図2で「争論地」とされた場所の所屬が争点になっているが、三田村・唐国村双方とも延宝検地による山の公認とその後山年貢負担を主張の根拠に据え、証拠として三田村は延宝検地帳と絵図を、唐国村は正保年中の絵図と延宝検地帳を掲げている。ともに延宝検地を主張の根拠にしていることから、延宝検地が双方の山にとって重要な意味をもったことがうかがえるが、さらに唐国村については、「正保年中の松尾谷村むら山改の際に小出伊勢守によって作成された絵図を所持しており、これに基づいて延宝検地が行われたと伝わっている」と述べている点が注目される。ここには正保年中の絵図が前提となって延宝検地で傍示塚までを領域とする立会山が公認されたという唐国村の理解が示されているが、「伝わっている」(「申伝候」という表現からは、逆にその理解が現実には確認できないことが知られるのである。にもかかわらずなぜこのような記述が必要になったのであろうか。その原因は延宝検地帳の記述にあると考えられる。史料9をはじめにでの引用でも明らかのように、この検地帳には「場広山」とあるだけで面積の記載がない。また傍示塚が山境であることが記されているわけでもない。そのため延宝検地帳だけで

は傍示塚Ⅱ山の境界という唐国村の認識を証明するには不十分であると判断され、それを補うために正保年中の絵図が持ち出されたと考えられるのである³²⁾。

ところがさらに問題なのは、小出伊勢守の絵図の性格である。この絵図は正保四年(一六四七)の「泉州松尾谷絵図」を指すが、これは松尾谷東側の山(松尾寺と東松尾川を囲む山)における松尾寺と松尾谷村むら(春木川村・久井村・若檜村・春木村・内田村・唐国村)との山論を裁許するために行われた山改をうけて作成されたものである。あくまで松尾寺の山と村むらの山(はじめにで引用した検地帳で言えば、(b)に該当)の境界を確定させた絵図なのであり、決して唐国村・内田村立会山の範囲を示すことを目的としたものではないのである。そうなる唐国村が「泉州松尾谷絵図」をどのように解釈して延宝検地の不十分さを補強しようとしたのが問題となるが、それについては、明治一三年(一八八〇)一〇月に唐国村・内田村が三田村を相手取って堺県令税所篤へ差し出した「御願書」³³⁾にある、「正保四年亥年松尾谷七ヶ村山論二付、小出伊勢守様御裁許絵図ヲ賜り所持罷在、該図中ニモ傍示塚ト唱フル境界ノ実績記載有之候事」という記述が参考になる。ここでは「泉州松尾谷絵図」にも傍示塚が境界として記載されているとあるが、史料9でも同様の解釈に基づいてこの絵図を延宝検地の前提に置くことにより、延宝検地によって傍示塚を境界とする立会山が公認されたとの筋道を導き出そうとしていたのではなかるうか。ただし、絵図には立会山の内であろう場所に「ほうじ

塚」という記述がたしかにあるものの、唐国村西側の一ヶ所だけであり、しかもそれが立会山の境界であると説明されているわけでもない³⁴⁰。したがって唐国村の解釈はやや強引なものと言わざるをえない。

こうしてみてみると、傍示塚までが唐国村・内田村の立会山の領域だとする唐国村の主張には十分な証拠が伴っていなかったことがわかる。前述の山直中村から差し出された延宝五年の手形も踏まえると、傍示塚自体は遅くとも一七世紀には存在し、それを立会山と三田村の山（東山）の境界とする唐国村（と内田村）の認識もその頃からのものであったと考えられるが、それを明確に証明する証拠を唐国村は持ち合わせていなかったのである。

ところで論所ではどのような用益が行われていたのであろうか。そういう視点で史料8・9に目を戻すと、史料8で三田村が論所を「草山」と呼び、史料9で唐国村が同じ場所を「赤土砂之兀ヶ山」（禿げ山）、「赤土砂山」と呼んでいることが注目される。この表現の違いはこの当時の用益の実態と表裏の関係にあると考えられる。すなわち、唐国村が一部に土砂留を設けるだけで、それ以上の用益を行っていなかったのに対して、三田村の下草の用益が論所全体に広がっていたと想定されるのである。

なお、史料9で唐国村が「唐国村・内田村の立会山と三田村以外の村むらの山との境界にも傍示塚がある」と述べている点も興味深い。このようなことをわざわざ付け加えているのは、不十分な証拠を補う意味合いがあったと思われる。同様のことは明治一三年の「御願書」

でも言及されており、そこには「該山地ニ接続スル他村は、別紙図面ノ如ク、北ノ境界ニ於テ同国泉郡箕形村アリ、亦北西ノ境界ニ於テ同国南郡摩湯村アリ、夫ヨリ同郡三田村・同郡包近村・同郡中村、都合五カ村ニ接ス、最モ境界は何レモ山ノ背通りニ而、傍示塚ト唱、往古ヨリ判然タル境界有之候事」と記されている。これらことから、唐国村・内田村が、三田村や山直中村の山に限らず、山の背通りにある傍示塚が立会山と対面する他村の山との境界であると認識していたことが確認できる。図2にも境界上に傍示塚が所々に描かれている。

この山論に関する史料は右の二点だけであり、三田村が大坂町奉行所へ出願して以降の経過は全くわからない。しかし、後述する明治一四年（一八八一）四月の大坂裁判所堺支庁の「裁決書」³⁴¹には、次のように記されている。

【史料10】

第壹条

被告ニ於テハ、第弐号証ノ如ク、原唐国村ヨリ年々土砂留余内トシテ米五升ツ、差出シ来ルヲ以テ、本訴ノ山地ハ原告村ノ所属ニ非ラザル旨陳弁スレトモ、該証初項ノ末文ニ「山地ノ儀ハ双方地所ニ不拘内済致対談候」トアリテ、其第弐項ノ末文ニ「万一山地所ノ儀ニ付、申分有之節ハ、此度致対談候趣ハ相互ニ取用不申候相对ニ候事」トアルヲ以テ見レハ、往昔ヨリノ論山ニシテ、原被告村何レノ所属トモ決定セシモノニ非ラサルナリ

「被告村」は三田村、「原告村」は唐国村・内田村を指す。三田村

が唐国村から土砂留余内として毎年米五升を受け取っているのを根拠に論所は三田村の所属であると主張したのに対し、大阪裁判所堺支庁はその証拠史料（内済の証文）に「どちらの所属かには拘らず内済した」、あるいは「今後申分があつてもこの度の対談のことは相互に用いない」と記されていることにより、唐国村・内田村と三田村の何れの所属かを決定したものではないと判断している。これに従えば、文化期の山論は論所の所属が確定されなまま一応の決着がつけられたといえる。前述の理由で唐国村の証拠（「泉州松尾谷絵図」と延宝検地帳）が不十分なものとされたのではなく、三田村の証拠（延宝検地帳と絵図）も確かなものとは見なされなかつたためであるが、このことは延宝検地の際に唐国村・内田村の立会山と三田村の山との境界を細かく確認しなかつた、あるいは確認する必要がなかつたことを示していると考ええる。唐国村・内田村がすでに延宝検地の際には傍示塚までを立会山とする認識をもつていたであろうことを勘案すれば、一七世紀後半の段階では三田村の用益が傍示塚をこえて展開するまでには至っておらず、そのために境界を確認する必要性が生じなかつたと想定されるのでなからうか。

一方で、この山論以降唐国村から三田村へ土砂留余内米が支払われるようになってきていることにも注意がいる。これは実際に唐国村の土砂留が三田村の下の用益を妨げている点を考慮したものと理解できるが、三田村の用益にそれなりの実績が伴っていないければこのような処置がとられることはなかつたであろう。そうであるならば一八世紀の

段階から三田村は傍示塚をこえて下草の用益を行つていたと考えられるが、史料8・9をみる限り、この文化期以前に山論があつたことは確認できない。したがつて三田村の下草の用益と唐国村の土砂留とは一定期間併存してたと想定される。おそらく三田村の用益が広範に展開していく中で、唐国村による土砂留の新造ないしは修復がその障害となり、山の領域をめぐる争いへと発展していったのではなからうか。

（2）嘉永五年の山論

文化期の山論で論所の所属が確定されなかつたことにより、嘉永五年（一八五二）に再び山論がおこつた。明治一四年の「裁決書」中の原告（唐国村・内田村）の主張がまとめられた部分には、次のようにある。

【史料11】

……嘉永五年被告村ヨリ該山へ新規ニ塚番杭木ヲ取設ケタルヲ以テ、原告兩村ヨリ被告村へ係り大阪東町奉行所へ出訴及ヒ、審理和泉国大鳥郡兩別所村奥野庄五郎及ヒ同郡赤畑村高林清左衛門ノ仲裁ニヨリ和濟ニ相成リ、第四号証ノ如ク為取換ヲナシ……

ここには、嘉永五年に三田村が文化期以来の論所に新しく「塚番杭木」を設置したのをうけ、唐国村・内田村が大坂東町奉行所へ出訴し、二人の仲裁人によつて「和濟」となつたとある。この当時の史料が皆無であるため、詳細は全く不明であるが、三田村が再び山の確保を図

ろうとしたことがうかがえる。また「裁決書」によれば、唐国村・内田村が内済証文を根拠に右のように述べたのに対し、被告（三田村）の主張がまとめられた部分にはこの一件がでてこない。明治期の山論において、この一件の結果は三田村にとって有利な証拠にならなかつたためと考えられる。三田村の「塚番杭木」の設置は認められず内済になつたのであろう。

(3) 明治一二〜二七年の山論

次に山論がおこつたのは、明治一二年（一八七九）である。一二月に三田村が文化期以来の論所を東山の内だと主張し、堺県へ出願したことにはじまる。それに対し当然唐国村・内田村は反論したため、仲裁人により調停が図られるがうまくいかず、翌一三年（一八八〇）一〇月、今度は唐国村・内田村が三田村を相手取って堺県令へ出願する³⁶⁰。その後大阪裁判所での取調を経て、一四年（一八八一）四月に大阪裁判所堺支庁で判決が下され、唐国村・内田村が勝訴する³⁶¹。しかしそれだけでは終わらなかつた。詳細は不明であるが、さらに名古屋控訴裁判所へ持ち込まれる。大阪裁判所堺支庁での判決に納得しなかつた三田村が控訴したのであろう。そして一八年（一八八五）に三田村勝訴の判決が下るが³⁶²、今度は唐国村・内田村によって東京の大審院へ裁判が持ち込まれ、二七年（一八九四）ついに唐国村・内田村の勝訴となつて山論は終結する³⁶³。

この山論が一四年もの長期にわたっていること、しかも名古屋や東

京の裁判所にまで持ち込まれていることは、文化期以来の論所が唐国村・内田村と三田村双方の生活にとって重要な存在であつたことをうかがわせるものである。ところが、この山論に際し用意されたと考えられる絵図が図2を含め二〇数点も岡家に残されているにもかかわらず、文字史料は数点にすぎない。とくに名古屋や東京での裁判に関わる史料は残念ながら皆無である。よつて明治一四年四月二三日付で大坂裁判所堺支庁が出した「裁決書」からこの山論の特徴を抽出するだけに留めておきたい。

この「裁決書」には、初めに「原告訴フル要領」、次に「被告答フル要領」、すなわち原告唐国村・内田村と被告三田村双方の主張の要点がまとめられ、その後に大阪裁判所堺支庁の「裁決」が記されている。表は「裁決書」の内容をまとめたものである。細かい説明は省略するが、原告唐国村・内田村は、延宝検地帳と貢租（山年貢）、文化五年の土砂留一件、嘉永五年の「塚番杭木」一件、明治一二年に三田村が地租改正を利用して申し立てたこと、他村も含めて山の背通りが境界であること、これらの点を掲げて論所は両村の「所属共有」であると主張している。一方で被告三田村は、延宝検地帳と山年貢、明治六年（一八七五）の地券下付と「所有者」としての実態、これまで両村が「容喙セサリシ事蹟」、土砂留余内米の受取、古絵図の記載、傍示塚と順礼塚畑、唐国村と摩湯村の山境にある傍示塚から中村と唐国村・内田村の山境にある傍示塚を見通したところが境界であること、これらの点から論所を三田村の「所属共有」であると主張している。

表 「裁決書」の内容

(1) 「原告（唐国村・内田村）訴フル要領」

- ①「本訴字名古屋山」11町歩余は原告両村の共有。両村の（延宝）検地帳〔第1・2号証〕に「字名古屋山、芝山、但場広山、立合唐国村・内田村」とあり、「貢租」2石8斗4升9合は200年の間原告両村から収納してきた。
- ②文化5年、被告村（三田村）と「土砂留一件ニ付紛議ヲ生シ」、被告村は大坂町奉行所へ訴訟に及んだが、原告に確実な証拠があり、被告は「説諭」をうけ、和解となった〔第3号証〕。
- ③嘉永5年、被告村がこの山へ新規に「塚番杭木」を設け、原告両村は大坂東町奉行所へ出訴に及んだ。大鳥郡両別所村奥野庄五郎と同郡赤畑村高林清左衛門の仲裁により「和済」になった〔第4号証^{（調停の）}〕。
- ④被告村は地租改正を「僥僥（忒力）」として、明治13年（12年の誤り）12月、「被告村領字東山ノナリ」と地方庁（堺県）へ申し立てた。
- ⑤「論山」の境界が山の背通りであることは、原被告村のみならず、箕形村外3村も同様であり、往昔より異論はなかった。にもかかわらず被告村はこの境界を越えて、字大蔵の溜池までを「被告村ノ領ナリ」と申し立てているが、被告村の掲げる証拠・弁論は全く被告村の所属を証明するものではない。「本訴論山」は原告両村の「所属共有」である。

(2) 「被告（三田村）答フル要領」

- ①原告が名古屋山と称し境界を争う山地は、被告村の「所属共有」で字を「東山」という。
- ②延宝期の検地帳〔第1号証〕に「東山、十六町十間・四町二十間、八拾四町六畝廿歩、三田、此山年貢四石」と記載されているのみならず、明治6年に旧堺県から地券を下付され〔第4号証〕、貢租・諸入費などを被告村で負担し、秣の刈り取りや薪の伐採などを行ってきたのであり、名実ともに「該山ノ所有者タル権」を行使してきた。
- ③この間、原告村は「毫モ喙ヲ容ル権ナキ」により、「数百年ノ久シキ容喙セサリシ事蹟」を見ても、被告村の「所属共有」であることは明らか。
- ④原告唐国村は毎年「土砂留余内」として米5升を被告村へ差し出している〔第2号証〕。
- ⑤古絵図〔第5号証〕の「山地ヲ掲載セル処」は南郡内である。
- ⑥原告は自ら絵図を調製し、この山に傍示塚なるものがあるかのように記載しているが、そのようなものは存在しない。図中第2番の塚は往昔餓死した巡礼者を埋葬した古い墓であり、順礼塚と称している。その傍らに順礼塚畑という新開畑があり、唐国村の者へ小作させたことがあった〔第6号証〕。現在は「毛附」などを行っていないが、形は残っている。また絵図に傍示塚を5ヶ所記載しているが、塚と確認できないものもある。
- ⑦原被告村の境界は、南郡摩湯村と唐国村の境にある塚から中村と原告両村の境にある塚を見通したところ。
- ⑧その他、原告が提供した証拠物は原告村の「所属共有」の証拠にはならない。

(3) 大阪裁判所堺支庁の「裁決」

- ①被告（三田村）の第2号証には、「山地ノ儀ハ双方地所ニ不拘内済致対談候」などとあり、原被告何れの所属かを決定したものではない。
- ②実地臨検によれば、第2番の塚は直径3間余もあり、餓死した巡礼者の墓ということはある得ない。第3・4の塚は山頂にあって、往昔別段に築造したものであることは明瞭。
- ③（当初）被告は「論山」11町歩余はすべて被告村の「所属共有」と陳弁し、実地測量の際に至り摩湯村と唐国村の境界塚から中村と原告両村との境界塚までを見通したところを境界だと変更した。この「論山」が往昔から被告村の「所属共有」であり、地券も受領したならば、その反別は明瞭なはず。被告村の陳述は根拠のないもので信認できない。
- ④被告村の他の証拠物も被告村の所属を示す証拠にはならない。しかし原告が境界だと陳述する場所に塚があるのをみれば、この塚は往昔境界を示すために築造されたものと認められる。よって原告村の所属とする。

これに対し大阪裁判所堺支庁は、前述の通り文化期の山論の内済証文を論所の所屬を決定したのではないとした上で、三田村が途中で境界の主張を変更したこと、傍示塚が境界を示すために築造されたものと判断できることを踏まえ、唐国村・内田村の所屬であると裁決して

いる。
この山論は、唐国村・内田村の主張の中に「被告村ハ地租改正ヲ僥倖トシ、被告村領字東山(内蔵カ)ノナリト申立ヲ明治十三年十二月地方庁へ出願シ」とあるように、地租改正を契機としたものである。唐国村・内田村の主張に従えば、「単ニ公有地山反別何町ト而已、字東山ノ反別幾何反明記アルニ非ザ」(40)る地券を根拠として、三田村が所有権を主張したものであった。そういう意味では、明治政府による近代的な土地制度改革がこの山論をもたらしたといえよう。しかし一方で、論所は文化期以来の場所なのであり、近世段階から続く用益の実態が背景に存在している。また双方の主張も、延宝検地帳を重要な証拠とし、文化期および嘉永期の山論を前例として提示するなど、近世段階からの展開を一連のものとして認識している。従ってこの山論は、地租改正を契機として、文化期以来の対立が再燃したところに、その特徴を見出すことができよう。

ところで、「裁決書」の三田村の主張がまとめられた部分には、「明治六年旧堺縣ヨリ地券ヲ下附セラレ、貢租・諸入費等ハ被告村ニ於テ負担シ、秣刈取り、又ハ薪伐採等ヲ自由ニ為シ居ル儀ナレハ、名実俱ニ被告ハ該山ノ所有者タル權ヲ行ヒ来レリ」と記されている。ここか

らは三田村にとって論所は秣の刈り取りや薪の伐採を行う場所であったことが確認できる。一方、大正七年(一九一八)年に唐国村が裁判に尽力した岡元の顕彰碑を建立した際、唐国の人民惣代辻積治郎が記した「公德之辞」の前半部分には次のようにある。

【史料12】

唐国字上代ト称スル一地带ハ元畑地ニシテ收穫少シ、是レガ増収ヲ凶ラント欲セバ、水田トナシ、水源ノ完全ヲ期スルハ論ヲ俟タズ、此ノ水源地タル名古山一地带約拾参町歩ハ、文化ノ頃ヨリ以来今ノ泉南郡山直上下村ト郡界ノ係争地ニシテ如何トモスベカラズ、明治初年ニ至リ訴訟事件トナリ、当時大庄屋タリシ岡元君厳父彦太郎君ハ主トシテ折衝ヲ重ネシモ落着ヲ見ズ、岡元君ニ至リテ君ノ専心一意努力ノ結果、遂ニ明治貳拾七年勝訴トナリ、解決ヲ告グルニ至ル、爾来幾拾星霜ヲ経テ今ヤ貯水池ニ施設ヲ加へ、上代畑ハ水田トシテ利益ヲ挙げ、大蔵池郷田モ亦安全ナル收穫ヲ得ルニ至レリ

右のうち「泉南郡山直上下村ト郡界ノ係争地」という表現が理解しにくいのが、明治二二年(一八八九)以降、三田村は行政村山直下村の大字、山直中村は山直上村の大字となっており、あるいは天保期の山直中村との山論も含めた表現なのかもしれない。いづれにしても、「明治初年ニ至リ訴訟事件トナリ……明治貳拾七年勝訴トナリ」の部分はこの三田村との山論を指す。山論が最終してから二〇数年を経た後の文章ではあるが、唐国村が字上代において田地の開発を行う上で、論所はその水源地として欠かせない場所であったと記されているのであ

り、一九世紀半ば以降、唐国村が論所を土砂留を設ける場としてだけでなく、水源地としても重要視しつつあったことがうかがえよう。

(4) 小括

本節で述べてきたことを整理すると、唐国村・内田村と三田村の間の山における用益の展開を次のように見通すことができる。

①一七世紀、この段階で五つの大蔵池より上の場所をどのように用益していたのかは不明であるが、唐国村と内田村はすでに山の背通りにある傍示塚までを立会山の領域とする認識をもっていた。一方、三田村の用益は傍示塚をこえることはなかった。そのため延宝検地の際に、中村とは異なり、唐国村・内田村が三田村との間で境界を確認するようなことも行われなかった。

②一八世紀、その背景は未詳であるが、三田村の下草の用益が傍示塚をこえて大蔵池のあたりまで進行していく。一方で、唐国村・内田村側は、立会山であるにもかかわらず、唐国村が土砂留を設けるだけであり、しばらくの間はこの土砂留と三田村の下草の用益とが併存する。

③一九世紀、三田村の下草の用益が展開していく中で、唐国村による土砂留の新造あるいは修復が契機となって、文化三年に傍示塚から大蔵池までの場所の所属をめぐる山論が生じる。①の事情によって所属を確定させることができなかつたこと、さらには唐国村が上代で田地の開発を志向する中で論所が水源地として重要な場所になつ

たことなどを背景に、明治期前半まで断続的に山論が繰り返されることになる。

むすびにかえて

本章では、第一節で唐国村・内田村と山直中村との天満山をめぐる山論について、第二節で唐国村・内田村と三田村との山論について検討し、近世を中心に唐国村・内田村立会山（名古山）における用益の展開を把握してきた。山論に関わる史料からの可能な限りでの把握であつて、不十分な点も数多い。今後はより精緻に実態を詰めていく必要がある。また個々の百姓レベルにまでおりて立会山の用益のあり様を解析することが、唐国村や内田村の社会構造や、それを踏まえた両村の関係を考えていく上で不可欠であろう。このように課題は山積しているが、最後に本章で明らかにしてきたことをまとめながら、唐国村・内田村における中世から近世への展開過程を今後検討していく上で前提となるであろう点について触れて、むすびにかえたい。

唐国村・内田村立会山（名古山）における用益の動向でまず注目できるのは、対面する村むらの用益が、唐国村・内田村が境界と認識する傍示塚をこえて展開していったことである。山直中村の用益は一七世紀の段階からすでに傍示塚をこえつつあつたと考えられ、天満山の立会山内においても、遅くとも一八世紀には立木（松木）は中村、下草は唐国村・内田村という形で重層的な用益が展開していた。そして

一九世紀には中村の開発が立会山内へ進行する事態も生じていた。また三田村の用益も一八世紀には傍示塚をこえて展開し、大釜池より上の立会山内では、唐国村が土砂留を設置する一方で、三田村が下草を用益していた。山直中村と三田村では時期的な違いはあるものの、山の用益が立会山内へ展開していき、しかもそれが唐国村・内田村の用益と一定期間併存していた点は共通している。この背景には、箕形村・摩湯村・三田村・包近村・中村・稲葉村という六ヶ村の山と接していることからもうかがえるように、唐国村・内田村立会山が広大な山であり、山の隅々にまで両村の用益が十分に及んでいなかったことがあったと考えられるが、山の背通りにある傍示塚までを領域とする認識は一七世紀中ごろにはすでに確立していたのであり、この広大な立会山の形成は中世にまで遡るものであろう。

また、対面する村むらの山が個々の村の山であったのとは対照的に、唐国村と内田村の立会山であったこと、しかも両村の関係が唐国村を中心とするものであったことも注目される。後者については岡家という有力者の存在が関わっているのかもしれない。一方で、前者に関連して池をめぐる両村の関係が興味深いので、少し概観してみよう。

延宝七年の「唐国村検地帳」には、三三の池（極小規模の水掻池を除く）が登録されているが、そのうち、にぎり池（一町七反七畝一〇歩）は箕形村との立会、大釜池（一町七反二畝）・恋之池（九反一畝二〇歩）・後山池（二反九畝一八歩）は内田村との立会である。これらは比較的大きな池である。また同年の「内田村検地帳」には四七の

池（水掻池を除く）が登録されているが、駒田大池（六反二畝）は唐国村との立会である。これも内田村の中では比較的大きな池である。ここからは水利の局面においても唐国村と内田村が密接な関係にあったことが知られるが、同時にいずれも慶長検地以前から存在していた池であり、その関係は中世から続くものであったと考えられる。

さらに、唐国村内の内田村との立会池である後山池・恋之池・大釜池・大釜脇之池については、慶安三年（一六五〇）六月と貞享五年（一六八八）三月の大釜脇之池の譲渡に関わる証文から、これらの池水を引く田地の所持者が村ごとに田郷仲間をつくり、両村の田郷仲間の共同で管理されていたことが知られる⁴¹⁾。一方、箕形村との立会池であるにぎり池については、寛文四年（一六六四）五月の内済証文の一条目に、唐国村の「いたや」という六反の田へのにぎり池からの引水は、箕形村の「水入」が行い、唐国村から水入賃として一反につき一升ずつを箕形村へ渡すことが取り決められている⁴²⁾。唐国村・内田村立会の池が両村の田郷仲間による共同管理であったのに対し、唐国村・箕形村立会のにぎり池は箕形村の管理のもとで唐国村が水の一部を利用する形であったことがわかる。検地帳に同じ立会池と登録されながらも、その内実は大きく異なっていたのであり、唐国村と内田村の密接な関係がより鮮明に浮かび上がってくる。

このように、唐国村と内田村は、中世末の段階で広大な山の用益や水利の局面において密接な関係にあったことがうかがえるのであり、その点を踏まえながら、松尾谷北部の中世から近世への展開を見通し

ていくことが必要なのではなからうか。

注

- (1) 塚田孝「松尾寺の近世」、島田克彦「近世・近代の松尾寺地域における山林所有」(ともに、『和泉市史紀要第5集 松尾寺地域の歴史的総合調査研究』和泉市教育委員会、二〇〇〇年)。
 - (2) 二〇〇三年度日本史講読Ⅲ受講生・塚田孝「山間の村の生活 —春木川町の合同調査—」(『市大日本史』第7号、大阪市立大学日本史学会、二〇〇四年五月。後に『和泉市史紀要第10集 松尾谷南部の調査研究』和泉市教育委員会、二〇〇五年に転載)。齊藤絃子「近世後期・春木川村の村落秩序 —山間の村の生活・補論—」(前掲『和泉市史紀要第10集 松尾谷南部の調査研究』。同「泉州泉郡春木川村の村落秩序と山の用益」(後藤雅知・吉田伸之編『山里の社会史』山川出版社、二〇一〇年)。
 - (3) 旧市史関係文書4。
 - (4) 旧市史関係文書18。
 - (5) 前掲塚田「松尾寺の近世」など。第二章参照。
 - (6) 河野輝夫氏所蔵文書・箱A—8。以下、河野輝夫氏所蔵文書については、河野と略記する。
 - (7) 後述するように、「覚書」の二月二十八日の記事には、天保二年(一八三一)に小原山の稲葉村との領境の場所で内田村の者が稲葉村から「水懸ヶ普請」を請け負ったことが記されている。先述の延宝検地帳や明治二年(一八六九)三月の「内田村差出帳」(明細帳、河野・箱C—14)をみる限り、
- 内田村が単独で用益する山は存在しないので、この小原山も唐国村・内田村立会山(名古山)に含まれ、稲葉村の山と接していたと考えられる。また後掲の史料6には、立会山と中村の山との境にある傍示塚は四つであったことが明示されている。さらに、七月二日に中村が唐国村・内田村の不法行為を訴えたのをうけて堺奉行は縄引を命じるが(後述)、その時の動向を記した覚書(河野・箱C—16—22)には、七月五日に堺町奉行所の与力が三村へ「明日ハ稲葉境の塚方三ツ池の塚ヲ見通縄引候」と命じたことが記されており、立会山と稲葉村との境にも傍示塚があったことがわかる。これらの点から、絵図に示された中村領との境にある五つの傍示塚のうち、最も南にある塚は稲葉村領との境にある塚であり、他の四つの塚が中村領との境にあったものと考えられる。
- (8) 「山論一件書付写」(河野・箱C—2)。この史料は、山論終結後の九月一日に唐国村・内田村の村役人から関宿藩の伏尾役所へ提出されたものの写しであり、山論に関わって作成された諸願や諸届が網羅的に書き写されている。
 - (9) 「覚書」(河野・箱C—16—22)。この史料には、七月二日の中村の願書提出から一〇日の唐国村・内田村返答書提出までの動向が記録されている。
 - (10) 「覚書」には、中村文右衛門や村役人などによる妨害により縄引がうまくいかなかったと記されている一方で、中村が八日に与力へ「昨日両村共不法計」と申し立てたとも記されている。
 - (11) 「山論一件書付写」。

(12) 念のため付け加えておくと、唐国村・内田村の返答書は中村の主張に反論する形になっているため、五月の交渉については触れられていない。

(13) この六月一八日の一件については、同時に、中村が内田村役人佐右衛門と唐国村庄屋甚兵衛へ「引合」を任せたところ、等閑にされたと主張したのに対し、両村は、両人はすでに退役しており、現役の庄屋へはたった一度届けにきたただだと反論している。この点を踏まえれば、「覚書」の七月一日の記事に、中村の惣代が庄屋佐三郎ではなく、隠居の佐右衛門への伝言を依頼したとあるのも、彼が甚兵衛とともに「引合」を任されていたことによるものと理解できよう。

(14) 河野・箱C—16—13。

(15) 「山論一件書付写」。「乍恐口上」(河野・箱C—16—17)。

(16) 「乍恐口上」。

(17) 「山論一件書付写」。

(18) 「山論一件書付写」。「天満松一件二付、中村入牢被仰付候二付、引合覚」(河野・箱C—10)。「山一件覚書」(河野・箱C—27)。「天満松一件二付、中村入牢被仰付候二付、引合覚」は中村狼藉一件以降の動向を詳細に記したものである。また「山一件覚書」も、七月三日〜八日に堺奉行所へ出頭した者の名前が記された上で、中村狼藉一件以降の動向が、「引合覚」ほどではないが、詳しく記されている。ともに内田村庄屋の(河野)佐三郎によって作成されたものと考えられるが、両者の関係はわからない。ただし、内容が重複する形で複数の記録がつくられていることや、さらには「覚書」や「覚書」といった記録の存在も考えあわせる

と、この山論が内田村庄屋あるいは内田村にとって大きな意味をもつものであったことがうかがえよう。なお、「引合覚」は七月二九日まで、「山一件覚書」は八月三日までの記述しかない。

(19) そもそも池田谷にある万町村の大夫池に関わる絵図が、なぜ天満山が中村の山であることの証拠になるのか自体が疑問である。

(20) 河野・箱C—4—1。

(21) 河野・箱C—4—3。

(22) 河野・箱C—6—2。

(23) 「山一件覚書」の記述からみて、七月三〇日ないしは八月二日に作成されたものと考えられる。

(24) 後述するように、「山一件覚書」によれば、八月二日に作成されたと考えられる。

(25) なお、①③では共通して、用水溜池については山の境界にこだわらずこれまでの通り支配すると決められている。詳細は全く不明であるが、少なくとも天満山の北側にある中村の宮の池は明らかに傍示塚をこえた所にある。

(26) 河野・箱C—16—27。

(27) 河野・箱C—6—4—5。

(28) 河野・箱C—16—9—10。

(29) 岡紘一氏所蔵文書・箱3—3—5。以下、岡紘一氏所蔵文書については、岡と略記する。

(30) 岡・箱3—3。

- (31) 岡・箱2―23。
- (32) 前節で検討した、天保四年七月一〇日の唐国村・内田村の返答書(史料3)が、傍示塚が山の境界であることの証拠として延宝五年の一札を掲げながら、延宝検地帳には全く触れられていないのも、同様の理由によるものと考えられる。
- (33) 関戸成彰氏所蔵文書・箱2―3―①。以下、関戸成彰氏所蔵文書については、関戸と略記する。
- (34) 第二章図2参照。
- (35) 関戸・箱2―2。
- (36) 「御願書」。
- (37) 「裁決書」。
- (38) 岡・箱2―5。
- (39) 「公德之辞」(岡袋1―1)。『北松尾村誌』一八四―一八六ページ。
- (40) 「陳述書」(関戸・箱2―3―②)。
- (41) 「永代進しかし申大かま池ノ上脇池事」(岡・箱3―17)。「取替し申手形之事」(岡・箱3―9)。
- (42) 「証文之事」(岡3―15)。

第四章 一七世紀・泉州泉郡宮里地域における寺の成立と村

はじめに

(1) 本章の課題

本章では、泉州泉郡宮里地域(国分村・平井村・黒石村、図1参照)で一八世紀初頭におこった寺の境内地をめぐる争論を素材として、次のふたつのことを課題とする。

ひとつは、宮里地域の一七世紀の様相を、寺の問題を切り口として明らかにすることである。宮里地域が所在する池田谷(序章図1参照)に関しては、すでに池田下村や万町村を対象として近世の社会構造分析がなされており、その中で一七世紀の展開も把握されている¹⁾。それは、一言でいえば「小経営に基づく家を構成単位とする近世村落の形成・成熟」²⁾に至る過程であるが、同時に表裏の関係として村の社会秩序が確立する以前の過渡的・流動的なあり方も浮き彫りにされている。またそこでは、山の用益や開発の問題などともに寺社の問題

も重要な要素のひとつであったことも示されている。すなわち、池田下村では、中世末の段階で小規模な寺院社会を形成していた池田寺(明王院)が対立を孕みながら村社会に包摂されていくこと、また万町村では、寺社そのもののことは不明であるが、村内の氏神権現あるいは小寺を場とした座の秩序が一七世紀後半に確立していくことが明らかになっている。ここからは村落レベルの寺社が村社会と相即不離の関係にあるが故に、一七世紀の寺社のあり方も過渡的・流動的な側面を有したことがうかがえるが、当然のことながら、このことは池田谷に限られるものではない。例えば近辺の池上村や南王子村でも村社会の変容に伴って村と寺社の関係も変容していったことが指摘されている³⁾、さらに都市大坂の三津寺町においても町の展開の中で(ここではも対立を孕みながら)寺が確立していく様子が描き出されている⁴⁾。こうした先行研究の成果は、多様な要素が絡み合って形成される村(町)社会の全体構造を丹念に把握し、その中で寺社の問題を捉えようとしていること、逆にいえば、寺社を寺社だけの問題に収斂させていないことに意義があるといえる⁵⁾。本章でもその点は念頭に置いておきたいが、一七世紀の宮里地域に関するまとまった史料が見出せないという史料的条件を踏まえ、具体的には一八世紀初頭の浄福寺と薬師堂の境内地をめぐる争論に関する史料を用いて、両寺の展開を基軸としながら可能な限りで当該地域の一七世紀に迫っていくことにしたい⁶⁾。

ところで、こうした寺の展開を検討するうえで幕府や堺奉行との関

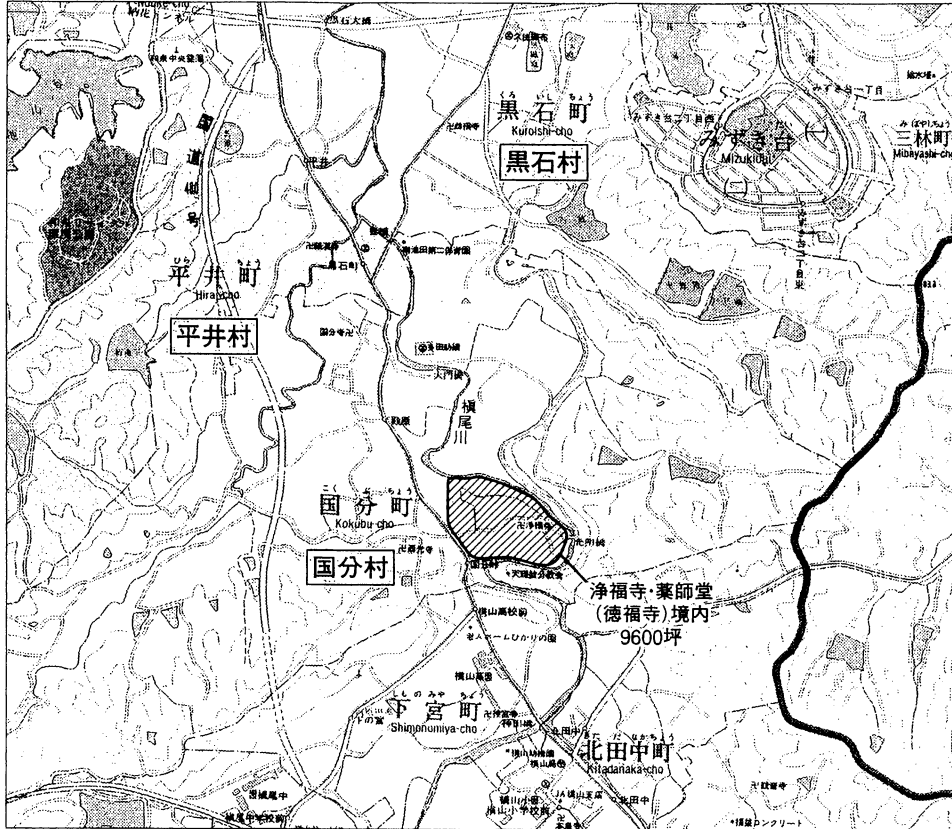


図1 国分村・平井村・黒石村と浄福寺・薬師堂（徳福寺）境内
 注、境内地の範囲は推定。

係は欠かすことのできない問題のひとつであろう。本論で述べるように、浄福寺や薬師堂の展開にとつても、延宝検地、堺奉行による寺社改、争論における幕府寺社奉行所の裁許が大きな意味をもつことになった。その際分析視角として重要になってくるのが、塚田孝氏が提起した『法と社会』という視角である⁷⁾。そこでは、法史料に即して【法の形式】と【法の内容】の両面から社会の実態に迫ること、さらには当該社会の法的枠組と社会的実態を統一的に捉えることの必要性が指摘されているが、本章では、それに学び、法がそれまでの寺のありようにいかなる影響を与えるのか、逆にすでに実在する寺の実態が法をどのように拘束していくのか、という点にとりわけ注目したい。具体的には浄福寺や薬師堂の実態との関係から堺奉行や寺社奉行所などの法の意義を考えるということになるのであるが、それをベースとして、とくに堺奉行による寺社改の性格を考察することを目指したい。これがふたつめの課題である。

宮里地域は、中世には宮里庄などと称される荘園であった。近世になると、国分村（延宝検地高五四八石余）・平井村（同三七〇石余）・黒石村（同三三七石余）に分立するが、それでも立会山の用益や座などを通して結びつきは維持されていた。支配は、三村とも元禄元年まで幕領であり、その後は関宿藩牧野家、宝永二年からは関宿藩久世家と変遷している。なお、本章で用いる争論史料は、一九世紀以降に国分村の庄屋を勤めた三浦家の史料群（和泉市教育委員会所蔵三浦家文書⁸⁾）に含まれており、浄福寺・薬師堂は国分村領にあった。

（2）国分村の寺社

本論に入る前に、一七世紀～一八世紀初頭の国分村の寺社を概観しておきたい。表1は、延宝七年（一六七九）「国分村検地帳」（延宝検地帳）と宝永三年（一七〇六）「国分村差出帳」の寺社に関する記述をまとめたものである。ここから以下の点を押さえておきたい。

第一に、神社一社に加えて寺が六～七寺も存在していることである。いずれも境内地は除地（年貢免除地）になっているが、延宝検地帳にはそれが慶長検地以来のものであることが記されている。遅くとも中世末以降に寺社地が林立していた状況がうかがえよう。なお、国分村の慶長検地帳は残っていないが、近隣の久井村の検地帳⁹⁾の書き方などを踏まえると、慶長検地では（除地の内容を記した延宝検地とは異なり）検地帳に記載しないという形で除地とされたと考えられる。

第二に、宮里三村立会の寺社（牛頭天王社・中之坊・徳福寺〔瀧薬師国分寺・浄福寺〕・城山寺）と、国分村の寺（国分寺〔福徳寺〕・光堂寺〔香堂寺〕・西光寺）とが併存していることである。牛頭天王社は宮里三村の氏神、国分寺（福徳寺）境内にある三十番神社は国分村の氏神であったと考えられる。宮里としての結びつきと国分村の自立性の両面がうかがえよう。

第三に、「国分村差出帳」よれば、看坊か住持（自坊）かの違いはあるものの、一八世紀初頭にはすべての寺に住職がいることである。一方で一九世紀になると、住職がいるのは浄福寺・福徳寺¹⁰⁾・西光

表1 17世紀後半～18世紀初頭の国分村の寺社

番号		延宝7年(1679)「国分村検地帳」 (除地之分)	宝永3年(1706)「国分村差出帳」
1	氏神牛頭天王社	<ul style="list-style-type: none"> ・6畝20歩(20間×10間) ・氏神牛頭天王社屋敷立合国分村・平井村・黒石村 ・宮建有 ・慶長十六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、往古之通除之 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏神牛頭天王境内(20間×28間〔28間は10間の誤りカ〕)、除地 ・神主順番平井村加左衛門 ・国分村・平井村・黒石村立合
2	天王社僧中之坊	<ul style="list-style-type: none"> ・18歩(6間×3間) ・天王社僧真言宗中坊屋敷立合国分村・平井村・黒石村 ・寺造有 ・慶長十六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、往古之通除之 	<ul style="list-style-type: none"> ・中之坊境内(6間×3間)、除地 ・高野山密蔵院末寺 真言宗 中之坊 看坊文正 ・国分村・平井村・黒石村立合
3	徳福寺 (薬師堂・浄福寺)	<ul style="list-style-type: none"> ・3町2反歩(120間×80間) ・(浄土宗)徳福寺境内松山立合国分村・平井村・黒石村 ・寺造有、内薬師堂(5間×2間)、尼庵(4間×2間)有 ・慶長十六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、往古之通除之 	<ul style="list-style-type: none"> ・瀧薬師国分寺境内2240坪、除地 ・護国寺末寺 真言宗 国分寺 住持湛泉 ・国分村・平井村・黒石村立合
4	城山寺	<ul style="list-style-type: none"> ・3畝14歩(13間×8間) ・真言宗城山寺屋敷 ・寺造有、内地蔵堂(6間3尺×4間)有 ・慶長十六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、往古之通除之 	<ul style="list-style-type: none"> ・城山寺境内(13間×8間)、除地 ・河州天野山千手院末寺 真言律宗 城山寺 住持密元 ・国分村・平井村・黒石村立合 ・此内地蔵御座候
5	国分寺(福德寺)	<ul style="list-style-type: none"> ・3反12歩(30間2尺4寸×30間) ・真言宗国分寺屋敷 ・寺造有 ・慶長十六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、往古之通除之 	<ul style="list-style-type: none"> ・福德寺境内(30間2尺4寸×30間)、除地 ・高野山密蔵院末寺 真言宗 福德寺 看坊沢翁 ・国分村 ・境内三拾番神老社御座候 神主順番国分村八左衛門
6	光堂寺(香堂寺)	<ul style="list-style-type: none"> ・2畝25歩(10間×8間3尺) ・真言宗光堂寺屋敷 ・寺造有 ・慶長十六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、往古之通除之 	<ul style="list-style-type: none"> ・香堂寺(10間×8間3尺)、除地 ・河州天野山千手院末寺 真言宗 香堂寺 看坊任誓 ・国分村
7	西光寺	<ul style="list-style-type: none"> ・1畝12歩(7間×6間) ・本願寺門徒西光寺 ・寺造有 ・慶長十六年片桐市正検地ニも除来候ニ付、往古之通除之 	<ul style="list-style-type: none"> ・西光寺境内(7間×6間)、除地 ・京西本願寺末寺 一向宗 西光寺 看坊真説 ・国分村

注、「国分村検地帳」(箱1—29)、「国分村差出帳」(箱1—23)より作成。

寺だけであり、それ以外の寺は明治六年（一八七三）に廃寺となっている¹¹⁰。こうしたことから考えると、一七世紀〜一八世紀初頭の寺はいまだ過渡的・流動的な状況にあったと想定されよう。

第四に、延宝七年から宝永三年の間に、他に比べて広大な地積をもつ徳福寺の除地境内（九六〇〇坪）が、真言宗瀧薬師国分寺境内二二四〇坪（住持堪泉¹¹²）と浄土宗浄福寺境内七三六〇坪（看坊单念）に分割されていることである。この時期の状況を象徴しているといえよう。この両寺が境内地をめぐる争うことになるのである。

（3）「公事出入之覚書」と「訴訟控」

浄福寺と薬師堂の争論に関する史料としては「公事出入之覚書」¹¹³と「訴訟控」¹¹⁴の二点がある。ここで両者の性格を把握しておきたい。

まず「公事出入之覚書」について。この史料の表紙・表紙裏・本文末尾には次のような記述がある。

【表紙】「薬師堂国分寺・常念仏堂浄福寺 公事出入之覚書」「本紙 庄屋国分藤四郎所持」¹¹⁵

【表紙裏】「泉州国分村常念仏堂浄福寺老僧单念 後住願生」

【本文末尾】「右之通之写、平井村羅漢寺二有之候 有住藤四郎」「右之書記論中出入初り年数くり年限相知申候□、元禄四年 辛未・十六癸未・宝永甲申・七庚寅（中略）宝曆辛未・十五己酉」

本文末尾に意味のとりどころがあるが、右の記述に加えて、本文中に「拙僧」¹¹⁶「願生」と把握できる箇所がある点、これ自体が三浦家に残されている点も考えあわせると、この「公事出入之覚書」の原本は浄福寺の願生（单念の後住）が作成したものであり¹¹⁷、平井村の羅漢寺にあったその写しを国分村庄屋有住藤四郎が書き写し、さらに明和期頃に三浦家が筆写したと理解できる。ここには、元禄三年（一七〇〇）八月頃から始まった争論の経過が宝永元年（一七〇四）六月まで記されている。願書・届書などを写した部分と願生自身の記述で構成されており、その内容は詳細である。おそらく願生が争論の最後に後年の参考として記したものと思われる¹¹⁸。

続いて「訴訟控」について。ここには元禄一六年（一七〇三）九月（宝永三年（一七〇六）の争論にかかわる願書・届書など九通が書き写されており¹¹⁹、「公事出入之覚書」の記述が終わる宝永元年六月以降の動向がうかがえる点で貴重である。表紙には、昭和三四年五月に古玉庵五柳なる人物（詳細不明）が書き写したことが記されている。ただし、願書・届書間の境目を（例えばスペースを置くなどして）明示するといったことが行われておらず、願書・届書の前後に欠落がある場合には、境目が一見ではわからない状態になっている。おそらく別々にあった九通を五柳が一帳にまとめたのではなく、もともと九通をひとつにまとめた帳面が存在し、それをそのまま（中身を十分に理解しないまま）写したものと想定される。それにもかかわるのであるうか、明らかな誤字もかなり目につく。

以上の二つの史料に基づき、薬師堂（堪泉）と浄福寺（単念・願生）との争論の全体像を丁寧に明らかにし、先述の課題に迫っていくことにしたい。

一 争論の前提

(1) 延宝検地から元禄一二年までの動向

本節では、争論に至る過程をみよう。表1にも示したが、延宝七年（一六七九）の検地帳には徳福寺について次のように記されていた。

【史料1】（「訴訟控」⁽¹⁹⁾）

是ハ慶長十六年片桐市正検地⁽²⁰⁾も除来候二付、往古之通除之一、三町式反歩 百式十間 浄土宗 国分村 八十間 徳福寺境内松山立合平井村 黒石村

但し、寺造有

内、五間・式間 薬師堂 有

四間・式間 尼庵⁽²¹⁾

ここでは、「浄土宗徳福寺」とあること、除地境内として松山三町二反歩（一二〇間×八〇間〔一〇九六〇〇坪〕）が公認されていること、それは国分村・平井村・黒石村の立会地であること、境内に薬師堂と尼庵が存在していること⁽²²⁾、慶長検地に從つて除地とされていることを確認しておきたい。なお、図1に除地の位置（推定）を示してい

る。

一方、「公事出入之覚書」の冒頭には次のように記されている。これは願生が自ら記述したものである。

【史料2】（「公事出入之覚書」）

元禄四末年、堺寺社御奉行佐久間丹後守様御代ニ、浄福寺境内九千六百坪之内薬師堂式千式百四拾坪と御割被遊候而、寺社御帳相極ル

一、御地頭牧野備後守様江御訴訟被致、薬師堂境内ヲ堪泉坊被申請候由ニ御座候ニ付

一、元禄十二卯稔⁽²³⁾三月廿三日ニ三ヶ村立合、薬師堂境内式千式百

四拾坪と傍示ヲ立、則廿七日

両割本衆 三林喜右衛門様

和田勘兵衛様

右三ヶ村庄屋・年寄立合、則堪泉坊同道ニ而引渡被申候

傍示立テ申候時人数覚

平井村庄屋 藤兵衛

年寄 嘉左衛門

黒石村庄屋 吉右衛門

年寄 九郎左衛門

同 市郎兵衛

国分村庄屋 藤四郎

年寄 嘉右衛門

同 治郎右衛門

- 一、同卯稔、薬師堂初而国分寺ト寺号改、大坂寺社御奉行 寺社^{寺江}
御帳面ニ薬師堂与有之処、国分寺と張紙出来儀由、其文ニ曰^之
- 一、右国分村薬師堂ハ往古^{寺江} 国分寺ニ而御座候処、中絶仕、今
歳改国分村住持真言宗堪泉坊江右式千式百四拾坪之境内共ニ村
よりふぞく、初而帳面ニ張紙出来仕候^{元禄十六未歳寺社帳面出来、右之通無相違}
- 一、右之通之張紙、堺之寺社御奉行 天野伝四郎様代之帳面ニ茂^{元禄十六未歳寺社帳面出来、右之通無相違}
- 一、元禄十二卯年迄浄福寺^{寺江}单念印判ヲ村へ預ケ置申候事、庄屋仁
左衛門殿代ニ印判此方江請取申候事

この記述を、「公事出入之覚書」の他の部分から補足を加えながら整理すると、次のような延宝検地後の動向が把握できる。

- i 元禄四年（一六九一）、堺寺社奉行（Ⅱ堺奉行）²¹ 佐久間丹後守の寺社改が行われる。その際、延宝検地では徳福寺境内とされた九六〇〇坪が、薬師堂境内二二四〇坪と浄福寺境内七三六〇坪とに分割され、堺奉行の寺社帳面に記載される。ただし、この段階では帳面上の分割にとどまっていた²²。

- ii 元禄一二年（一六九九）、江戸護国寺の弟子僧・堪泉が関宿藩牧野家へ願って薬師堂境内を請け取り住職に就く。そして三月に、平井村・黒石村・国分村の役人や割本（大庄屋のような存在か）の三林村喜右衛門・和田村勘兵衛が立ち会い、傍示を立てて境内を實際に分ける。これにより、おおよそ東側が薬師堂（真言宗）境内、西側が浄福寺（浄土宗）境内という形で両寺が隣接・併存することに

なる（図2参照）。さらに堪泉は薬師堂の寺号を国分寺に改め、大坂寺社奉行（Ⅱ大坂町奉行か）の寺社帳面に貼り紙をする²³。

- iii 同年、国分村の庄屋が藤四郎から仁左衛門へ交替したのに伴い、村に預けられていた浄福寺单念の印鑑が寺へ返される。

ここから次の点を押さえておきたい。

- 第一に、徳福寺の除地境内が、元禄四年の寺社改と元禄一二年の堪泉の薬師堂住職就任を契機として、浄福寺境内七三六〇坪と薬師堂境内二二四〇坪に分割されたことである。このうち薬師堂は延宝検地帳に記載のある薬師堂につながるものである。

- 第二に、薬師堂の住職となった堪泉がもともとは江戸護国寺の弟子僧であったことである。江戸の護国寺は徳川綱吉の生母桂昌院を開基として天和元年（一六八一）に創建された寺である。元禄八年以降は將軍家の祈祷寺院に加えられている²⁴。この護国寺の弟子僧が薬師堂の住職になりえた背景には、護国寺と藩主牧野家のつながりがあったと想定される。すなわち、関宿藩の当時の藩主は牧野備前守成春であるが、その父・備後守成貞（正徳二年没）は綱吉の側用人を勤めた人物であった²⁵。こうした条件の中で、おそらく將軍徳川綱吉を介して両者の間に関係が形成されていたと考えられるのである。史料2に牧野家に願って堪泉が薬師堂の住職に就いたと記述されていることには、その辺の事情が反映されているといえよう。

- 第三に、堪泉が薬師堂の住職になると同時に、寺号を国分寺に改めたことである。大坂町奉行へは「国分村薬師堂ハ往古^{寺江}国分寺ニ而御

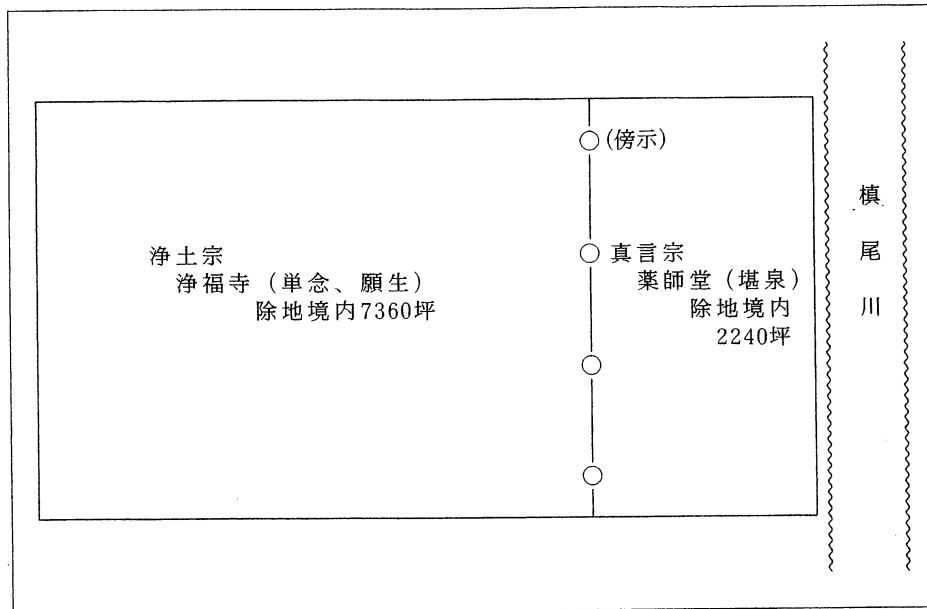


図2 元禄12年以降の浄福寺境内・薬師堂境内概念図

座候処、中絶仕」などと主張したようであるが、とても事実とは思えない。国分村に和泉国の国分寺がかつて所在したことに仮託して寺の権威付けをはかったものと理解できよう。なお、この段階で堪泉が徳福寺の存在に意を用いていない点にも注意しておきたい⁽²⁶⁾。

第四に、元禄一二年に国分村の庄屋交替に伴って単念の印鑑が村から浄福寺へ返されていることである。この時期、浄福寺と村の關係に変化が生じつつあったことが示唆されている。

(2) 元禄一三年六月の口上書

さて、史料2の後ろには、次に掲げる元禄一三年(一七〇〇)六月二七日の口上書が書き写されている。

【史料3】(「公事出入之覚書」)

一、元禄十三辰年、江戸御地頭様ニ初而浄福寺委細御尋被遊候ニ付、浄福寺建立之次第皆々書付、三ヶ村百姓衆連判仕指上被申候日ハ

乍恐口上書ヲ以申上候

一、薬師堂・浄福寺境内之儀は、古^(註)境内東之原川迄^(註)薬師堂境内、原^(註)西峯之分浄福寺境内と三ヶ村古キ者共申伝候、然ル御檢地之時分御竿一所ニ御入被成候、十年以前未ノ年寺社御奉行佐久間丹後守様坪数御吟味被成候ニ付、村之古キ者共申伝候通、三ヶ村庄屋・年寄立合、薬師堂境内式千式百四拾坪、浄福寺境内七千三百六拾坪と詛置候ニ付、此通書上ヶ候御事

一、浄福寺いにしゑ方寺跡石居御座候二付、式十五年以前辰年御

代官豊嶋権之丞様御願申上寺建立仕、浄土宗単念と申坊主同年

五月廿五日二入寺致、翌年巳ノ年鐘楼堂御断申上建立、十二時

之鐘ヲ常念(禱脱カ)仏只今相勤申候御事

一、浄福寺本寺、式拾五年以前辰年豊嶋権之丞様江御願申上、浄

土宗堺宗泉寺末寺二成申候御事

一、薬師堂山・浄福寺境内坪数、先年ハ相知レ不申候得共、御検

地之時分御竿入、九千六百坪ニ御帳面ニ御書載被成候御事

一、徳福寺と御検地帳ニ御座候故、御検地衆へ御断申上候得共、

御帳面究候間書替申義難成候と被仰候、浄福寺ニ紛無御座候御

事

右之通少し偽り不申上、有来候通書付差上申候、以上

元禄十三辰年六月廿七日ニ上候写覚

三ヶ村庄屋・年寄連判

右之通之写老通有之

冒頭の願生の記述によれば、この口上書は藩主牧野家からの「浄福寺委細御尋」をうけて国分村・平井村・黒石村の役人が作成したものであり、彼らの「浄福寺建立之次第」についての認識・主張が示されていることがわかる。なお、国分村だけでなく宮里三村の役人がかかわったのは、当該地が三村の立会地であったためである。また、後掲の史料6などからは、この口上書が藩役人松本惣兵衛へ差し出されたことが確認できる。

まず一条目では、薬師堂と浄福寺の境内について、古くより東の原から川（槇尾川）までの東側が薬師堂境内、原から西峯までの西側が浄福寺境内であったこと、ところが延宝検地では両境内が一括で検地されてしまったこと、元禄四年の堺奉行による寺社改の際に本来の通り薬師堂境内二二四〇坪と浄福寺境内七三六〇坪に分けたことが記されている。しかしながら、すでに述べたように、当該地は少なくとも延宝検地までは徳福寺の境内地だったのであり、この記述を事実と受け取ることにはできない。薬師堂境内と浄福寺境内がもとから別々の存在であったと主張する点に主眼があり、それと延宝検地帳との齟齬を取り繕うために捻り出されたものといえよう。

二・三条目には、浄福寺の来歴が記されており、古い浄福寺跡の礎石があったところに、延宝四年（一六七六）に代官豊嶋権之丞へ出願して寺を建立し、浄土宗の僧単念が入寺したこと、同時に堺の宗泉寺の末寺となったこと、翌年には鐘楼堂を建立したこと、現在まで単念は時鐘を撞き、常念仏を勤めていることが述べられている。このうち単念が延宝四年頃に当該地（徳福寺境内）に定着したという点は、延宝検地帳に「浄土宗徳福寺」とあることや後述の史料からみておそらく事実である。しかし一条目と同様に、ここに浄福寺跡の礎石が存在し、単念が再興したということはあり得ない。また、延宝四々五年に本堂や鐘楼堂が建立され、寺としての実質が急速に整備されたように記されているが、延宝検地帳からは少なくとも鐘楼堂の存在は確認できない。鐘楼堂の建立は延宝七年以降のはずである⁽²⁷⁾。

さらに四・五条目では、延宝検地に関して、「薬師堂山・浄福寺境内坪数」が九六〇〇坪と検地帳に記載されたこと、検地帳に徳福寺とあるのは浄福寺の誤りであることが記されている。これも一〇三条目と同じ事実とはいえない。検地帳の徳福寺は浄福寺のことだという記述には、浄福寺は延宝検地の際にも公認された寺であると主張する意図が込められていると考えられる。さらにいえば、それを補強するために、寺の実質が検地の段階ですでに整えられていたことが述べられたのであろう。一方、「薬師堂山」と「浄福寺境内」という表現の差異には、浄福寺とは対照的に、当時の薬師堂に寺としての実質がなかったことを示唆する意図があったと思われる。

このように、三村役人が関宿藩へ差し出した口上書は虚偽の内容を多分に含んだものであった。それは、歴史的事実ではないにもかかわらず、古くから薬師堂境内と浄福寺境内は別個の存在であったこと、浄福寺は古寺であり、(元禄四年の寺社改のみならず)延宝検地でも公認されたことを主張したことにより生じたものであった。

そのうえで注目できるのは、そうした虚偽に満ちた口上書ではあっても浄福寺の実態が垣間みられることである。先述の延宝四年頃に単念が徳福寺境内に定着したということに加えて、この元禄一三年当時には、堺の宗泉寺の末寺となっていたこと、境内には本堂(念仏堂²⁸)と鐘楼堂があったこと、そこで単念は時鐘を撞き、常念仏を勤めていたことは事実とみてよいだろう。

(3) 薬師堂堪泉の訴願

では、三村役人は何故このような口上書を作成しなければならなかったのだろうか。その点を史料³の次にある願生の記述から考えよう。

【史料4】(「公事出入之覚書」、『』は筆者が便宜上付けた)

一、然ル堪泉坊江戸御地頭様へ望よし、『元来九千六百坪之場所ハ薬師堂境内ニ而、古々真言宗地ニ而御座候処ニ、浄福寺ヲ国分村之浄土宗取立ニ置候而、其上寺社帳ニ付上ケ、七千六百坪^(三百坪)浄福寺境内と御座候ニ付、山渡不申候、薬師堂山寺社帳面之通式千式百四拾坪渡し申候、場所少ニ而、薬師堂建立不成候』被申、其上『浄福寺新寺ニ而御座候』与被申上候由ニ候事

ここからは、薬師堂の堪泉が、堂の建立を契機として、「九六〇〇坪は昔から薬師堂の境内(真言宗の土地)であったにもかかわらず、浄福寺という新寺を国分村の浄土宗の者が取り立て、そのうえ元禄四年の寺社改の際に七三六〇坪を浄福寺境内と寺社帳面に書き上げた」と主張し、藩主牧野家へ浄福寺境内七三六〇坪の引渡しを求めたことがわかる。

前後の記事からみて、この堪泉の訴願は元禄一三年の七〇八月頃のことと考えられる。これにより薬師堂と浄福寺の争論が本格的に展開していくことになるのだが、六月の関宿藩の尋問の前提にもすでに堪泉の訴えがあり、三村役人もそれを意識して口上書を作成したのではなからうか。そうした目で口上書を振り返ると、その主張が堪泉の訴えとはまったく正反対のものであったことは明らかである。この段階

で三村役人は浄福寺を擁護し、両寺の併存（現状維持）をはかっていたのであり、そのためにあのような口上書が記されたのである。

(4) 小括

本節で明らかにした限りで、争論に至る一七世紀の展開をまとめると次のようになる。

i 当該地にはもともと徳福寺という寺があつたが、一七世紀後半までに衰退・無住化していた。なお、境内地が国分村・平井村・黒石村の立会であることから考えると、徳福寺は宮里地域の寺として存在していたと想定される。

ii 延宝四年頃、徳福寺境内に浄土宗の僧単念が定着する。そのため延宝七年の検地では「浄土宗徳福寺」として除地境内九六〇〇坪が公認されることになる。

iii 延宝検地後、本堂（念仏堂）や鐘楼堂が建立され、浄福寺として寺の実質が整えられていく。そこで単念は時鐘と常念仏を勤めるようになる。また堺の宗泉寺の末寺となる。

iv 元禄四年、堺奉行による寺社改が行われ、徳福寺の除地境内が、単念を任職とする浄福寺の境内と、延宝検地段階で徳福寺境内にあった薬師堂の系譜をひく薬師堂の境内とに分けられる。これにより浄福寺境内七三六〇坪と薬師堂境内二二四〇坪が成立する。

v 元禄一二年、江戸護国寺の弟子僧・堪泉が護国寺と藩主牧野家のつながりを背景としながら薬師堂の任職になる。このときに傍示で

境内地が実際に分割され、浄福寺境内と薬師堂境内の空間ができあがる。また、堪泉は薬師堂の寺号を国分寺に改め寺の権威化をはかる。

他方、国分村の庄屋交替に伴い、村に預けられていた単念の印鑑が浄福寺へ返される。この時期、浄福寺と国分村あるいは国分村庄屋との関係が変化しつつあったと想定される。

vi 元禄一三年、堪泉が九六〇〇坪すべてを古くからの薬師堂境内だと主張し、浄福寺境内の引渡しを藩へ求める。これに対して三村役人は、もとより薬師堂境内と浄福寺境内は別々であること、浄福寺は古寺であり、延宝検地でも公認されたことを主張し、浄福寺を擁護する。これをうけ堪泉は再び藩へ訴願する。

こうして浄福寺の境内地をめぐる争論が惹起していくことになるのである。次節からは争論の展開を詳細に追っていくが、その際には、①薬師堂堪泉、浄福寺単念・願生、関宿藩牧野家、国分村・平井村・黒石村の役人などがどのような立場にたち、どういった主張を行ったのか、②それを通してどのような徳福寺・浄福寺・薬師堂をめぐる歴史的展開が浮かび上がってくるか、という点に着目したい。

二 争論の展開① — 第一段階第一期 —

争論は元禄一三年（一七〇〇）七、八月頃の薬師堂堪泉の訴願によつてはじまり、宝永三年（一七〇六）八月頃まで足かけ七年にわたつ

て続いた。しかし、はじめに述べたように、「公事出入之覚書」の記述は宝永元年（一七〇四）六月までしかない。この時期にひとつの画期があったことを示唆していいよう。そこで、宝永元年六月までを争論の第一段階、それ以降を第二段階として検討を進めていくことにする。表2は第一段階の経過をまとめたものである。

また、第一段階内においても、後述するように、元禄一六年（一七〇三）九〜十一月頃に画期があったことがうかがえる。よって、それ以前を第一段階第一期、以後を第二期と把握し、本節では第一段階第一期について検討する。なお、本節と次節ではとくに断らない限り「公事出入之覚書」を用いる。

（1）第一段階第一期の構図

まず、第一段階第一期の経過を摘記すると次のようになる（括弧の番号は表2と対応）。

《元禄一三年（一七〇〇）》

薬師堂堪泉の出訴をうけ、九月に関宿藩江戸役人松井清兵衛が来村。松井は国分村・平井村・黒石村の役人へ、最初は「兎角浄福寺山ヲ薬師堂山ニ可致」、一三日には「浄福寺山ヲ替二仕、村山之内何程成共浄福寺江可渡」と命じる。同時に、浄福寺の願生へも「其方山替山ニ可被成候」と命じる。これをうけ、三村役人や割本の三林村喜右衛門が願生へ替山を求めるが、願生は拒否する（1〜3）。

それに対し、松井は、薬師堂は境内九六〇〇坪をもつ古寺、浄福寺

は新寺とする内容の「百姓共口書之下書」（三村役人を差出人とする形式）を自ら作成し、三村役人へ押印を命じる。三村役人などは再び願生へ替山を求めるが、（おそらく本寺宗泉寺に相談しながら）願生は拒否する。三村役人は松井の命に従い口書に押印する（3〜5）。

《元禄一五年（一七〇二）》

九月九日、毛見江戸衆の荷幸右衛門と石倉又兵衛が来村し、「浄福寺愈々引寺ニ致候」と命じる。三村役人は願生へ引寺を求めるが、願生は拒否する（6・7）。三村役人は堺の宗泉寺へ赴き、願生へ引寺を申し付けるよう依頼するが、宗泉寺も拒否する（8・9）。

一〇〜十一月、三村が浄福寺へ、今後は「かま^儀不申候」、さらには「かさねて仏約等も入申事難成候」と伝えたため、願生が反発する（10）。

《元禄一六年（一七〇三）》

九月、藩役人石倉又兵衛と津久井武兵衛が来村し、国分村庄屋へ浄福寺願生の様子を尋問。国分村庄屋が「私共如何様ニ申候而も承引不仕候」と返答したため、石倉は浄福寺に対し、藩主へ引寺の撤回を求める願書を差し出すよう命じる（11）。これをうけ、願生は宗泉寺へ赴き相談。しかし宗泉寺は藩役人に対し願書提出を拒否する。三林村喜右衛門も、浄福寺は看坊であることなどを理由に宗泉寺へ願書の提出を要求するが、やはり宗泉寺は拒否する（12）。結局、石倉の指示をうけ、九月二二日に浄福寺が、自らの寺を古寺とし、これまでの経緯を記して引寺の撤回を求める口上書を差し出す（13）。また、

表2 争論第1段階の経過

番号	年月日	経過
【1】《元禄13年(1700)》		
1	7～8月頃	薬師堂堪泉が藩主牧野家へ浄福寺境内7360坪の引き渡しを求め出訴【史料4】。
2	9月？日	牧野家江戸役人松井清兵衛が来村。「浄福寺山」(浄福寺境内)を「薬師堂山」(薬師堂境内)にするよう命じる。 夜、国分村・平井村・黒石村の庄屋が浄福寺願生へ、浄福寺山の引き渡しを求める。願生は拒否。
3	9月13日	松井が和田村勘兵衛宅へ3村役人と願生を呼び寄せる。3村役人へ、浄福寺山(除地)を引き替え、村山(年貢山)を浄福寺へ渡すよう命じる。願生へも「替山」を命じる。願生は拒否。 三林村喜右衛門が願生へ、浄福寺は新寺であるとの理由で、替山を申し付ける。願生は、「浄福寺が古寺であることは6月27日の書付(史料3)に明らか、たとえ新寺であっても厳有院(徳川家綱)の7回忌と13回忌の際に古寺並と認められている」と反発。 松井が3村役人へ、薬師堂は古寺、浄福寺は新寺、9600坪は薬師堂境内とする内容の「口書之下書」(3村役人を差出人とする形式、【史料5】)を示し、押印を命じる。 3村役人は願生へ替山を依頼。願生は拒否し、「口書之下書」の写しを堺の本寺宗泉寺へ持参。
4	9月？日	平井村羅漢寺にて3村役人と坊主衆が寄り合い、願生へ「替山」を申し付ける。願生は拒否。国分村庄屋仁左衛門が「古寺之証拠」を示すよう求める。
5	9月？日	宮寺(中之坊)にて3村役人が寄り合い、願生へ替山を申し付ける。願生は、「寺社之義ハ寺社之御アツカイニ而御座候得は、殿様之俣ニも難成候」と反論。さらに、3村役人が「松井の口書に押印する」と述べたのに対し、(元禄4年の)寺社帳面に3村役人が押印したこと、6月27日の書付(史料3)を3村役人から差し出したことを挙げて反発【史料6】。 願生の反発をうけ、3村役人は松井に対し口書への押印を断る。しかし認められず、3村役人は押印。
《元禄15年(1702)》		
6	9月9日	毛見江戸衆の荷合幸右衛門と石倉又兵衛が来村。国分村庄屋へ浄福寺の「引寺」を命じる。国分村庄屋は承諾するが、願生は拒否。
7		毎日、宮寺(中之坊)にて3村役人が寄り合う。願生へ引寺を申し付けるが、願生は拒否。
8	9月？日	3村役人が堺の宗泉寺へ赴き、引寺を願生へ申し付けるよう依頼する。宗泉寺は、(元禄4年の)堺奉行の寺社改と(元禄9年の)本山増上寺・知恩院の開基改によって浄福寺が公認されていることを理由に拒否するとともに、大坂町奉行へ上申すると返答【史料7】。
9	10月7日～9日	3村役人は宗泉寺へ、願生への説得を催促する書状を出す。宗泉寺は3村役人と三林村喜右衛門へ書状を出し、江戸役人と面会したうえで大坂町奉行へうかがい出ると伝える。
10	10月18日・11月16日	3村役人は浄福寺へ今後は「かまひ(構い)不申候」と伝える。さらに、「かさねて仏約等も入申事難成候」と伝える。願生は反発。
《元禄16(1703)》		
11	9月？日	江戸役人の石倉又兵衛・津久井武兵衛が来村。国分村庄屋仁左衛門へ「浄福寺之義願生如何様申哉」と尋問。仁左衛門は「私共如何様ニ申候而も承引不仕候」と返答。石倉は浄福寺へ、引寺の撤回を求める藩主宛の願書を差し出すよう命じる。
12	9月？日	願生は堺の宗泉寺へ赴いて相談。宗泉寺は使僧を石倉・津久井へ遣わし、「堺奉行へうかがったうえでなければ願書を差し出すことはできない」と述べ、願書の作成を拒否【史料8】。 三林村喜右衛門が、浄福寺の開基帳面のことが寺社帳面に記載されていない点を問題にする。使僧は、「寺社帳面は元禄4年、開基帳面は元禄9年、よって記載があるはずはない」と返答。 また喜右衛門が、「浄福寺ハ看坊ニ而御座候得は、思召様ニハ難成候」と主張するが、使僧は、「たとえ看坊であっても除地を勝手にはできない、そもそも看坊ではない」と返答。
13	9月20日・22日	夜、三林村喜右衛門宅にて、石倉が願生へ、藩主への願書を浄福寺から差し出すよう命じる。単念・願生が石倉・津久井へ、浄福寺を古寺とし、これまでの経緯を記して引寺の撤回を求める口上書を八田庄東村庄屋宅にて差し出す。
14	9月？日	願生が3村に対し、「仏役」を入れないことに反発。
15	9月24日	石倉・津久井からの指示をうけ、3村役人もこれまでの経緯を記した口上書【史料9】を差し出す。

		<p>【2】 江戸役人河辺権兵衛・松井清兵衛の書状が和田村勘兵衛・三林村喜右衛門のもとに到着。浄福寺が新寺と決められ、江戸増上寺へ藩主の使者が遣わされた旨が伝えられる。</p> <p>これをうけ、喜右衛門宅にて、喜右衛門・勘兵衛が願生へ、①浄福寺が新寺であることは増上寺から知恩院へ伝えられるであろうこと、②浄福寺が新寺に確定すれば3村役人の「迷惑」になるので、(増上寺・知恩院から新寺と申し渡される前に)「寺引」(=引寺)すべきであること、③浄福寺境内での木柴採取の差し止め、④寺(本堂)と鐘楼堂の間数を記した書付と絵図を江戸へ差し出すこと、⑤「替地」(=引寺)を承知すれば境内7360坪を国分村内で渡し、その年貢は村で負担することなどを申し付ける。</p>
16	11月26日	<p>また、喜右衛門が願生へ、「寺引料」は堪泉か百姓が負担すること、浄福寺が「破寺」(廃寺)になることはないことを伝える。</p> <p>願生は、“知恩院の指示があるまでは従えない”と返答し、拒否。</p> <p>喜右衛門・勘兵衛は、増上寺・知恩院から指示がある前に引寺すべきであること、そうすれば浄福寺は古寺で済むことを伝える。願生は、“宗泉寺と相談する”と返答する。</p> <p>夜、3村役人が浄福寺を訪れ、「得心致様」説得するが、願生は拒否。</p>
17	11月28日	<p>黒石村庄屋・国分村庄屋・平井村庄屋代が堺の宗泉寺へ赴き、浄福寺の「替地」を依頼。宗泉寺は、“増上寺・知恩院に「内証」で引寺はできない”“寺山境内の木柴採取の差し止めも認められない”と返答し、拒否。</p>
18	11月？日	<p>願生も3村役人へ、“替地はしない”“寺山の木柴は宗泉寺の意に従い採取する”と伝える。</p>
19	11月晦日	<p>3村役人が浄福寺・鐘楼堂の間数改めを行う。</p>
20	12月22日	<p>3村役人が「切坂御年貢山絵図」に浄福寺移転予定地を記して藩へ提出する。</p> <p>《元禄17(宝永元、1704)》</p>
21	3月16日	<p>知恩院役者衆からの呼び出しをうけ、宗泉寺と浄福寺(願生)が上京。知恩院役者常性院が、増上寺役者から書き写した口上書(元禄16年11月24日に関宿藩役人が増上寺役者へ差し出したもの【史料10】)と替地絵図(「切坂御年貢山絵図」か)を見せ、返答書の提出を命じる。</p>
22	4月8日	<p>願信(単念あるいは願生の弟子か)が高野山蜜蔵院へ赴き、元禄7年の薬師堂本寺証文などを確認する。</p>
23	5月14日	<p>宗泉寺(領誉)と浄福寺(願生)は上京し、知恩院役者へ口上書(返答書【史料11】)を差し出す。その後、口上書は増上寺を経由して牧野家へ渡される。</p>
24	6月22日	<p>宗泉寺・浄福寺の口上書の写しが、河辺権兵衛・松井清兵衛の書状とともに和田村勘兵衛宅へ届く。</p>
25	6月24日	<p>国分村庄屋仁左衛門・黒石村庄屋吉右衛門が引寺を求めるが、願生は拒否。</p>

注1、「公事出入之覚書」より作成。

注2、【1】は第1段階第1期、【2】は第1段階第2期を示す。

願生と三村役人の間で「仏約」をめぐるやりとりがあつた後(14)、三村役人も石倉・津久井の命をうけて、これまでの経緯を記した口上書を差し出す(15)。

以上の経過からは、大局的には、薬師堂堪泉の側にたち、浄福寺に對し「替山」あるいは「引寺」を要求する関宿藩役人、それに同調する割本(三林村喜衛門)と国分村・平井村・黒石村の役人、強く反発する浄福寺(願生)とその本寺宗泉寺という構図がみてとれる。以下、それぞれについて具体的にみていくことにしよう。

(2) 関宿藩牧野家

関宿藩の動向でまず注目できるのは、薬師堂堪泉との緊密な関係である。この背景には、やはり先述の護国寺と牧野家のつながりがあつたと考えられる。堪泉は関宿藩との関係に依拠して、浄福寺境内の獲得を目指していたといえよう。そのうえで注意があるのは、第一段階第一期の経過の中に堪泉自身がほとんど登場してこないことである。

「江戸御役人松井清兵衛殿(中略)瀧山江三ヶ村百姓・喜右衛門殿并堪泉坊・皆々浄土宗同道ニ而御越被成候」という記述は、元禄一三年九月に藩役人松井清兵衛が来村し瀧山(浄福寺・薬師堂境内の所在地)へ赴いた際のものであるが(表2番号2、以下番号のみ記す)、堪泉が出てくるのはここだけである。これ以降元禄一六年まで彼自身が現れることは一切ない。おそらく堪泉は薬師堂の住職になってからも護国寺に滞在したままであり、争論当初に松井に同道して来村すること

はあつても、三村や浄福寺と接触することはほとんどなかったと考えられる。こうした堪泉には薬師堂の住職としての実体は皆無であつたであろう。

それでは、この段階の薬師堂堪泉と関宿藩の主張は、具体的にはどのようなものだったのであるうか。

【史料5】(「公事出入之覚書」)

其上ニ而三ヶ村之百姓衆、清兵衛様江勘兵衛殿座敷ニ而、中々立腹被成きびしく御申付被成候而、其上百姓共口書之下書ヲ御出し被遊候、下書之文ニ曰

国分・平井・黒石庄屋・年寄口書

一、当村瀧薬師堂并浄福寺之儀委細御詮儀被遊候、古来方覚来候通有躰ニ申上候様ニ与被仰付候、浄福寺之義、豊嶋権之丞様御代官所之節、右薬師堂奥之院と申伝候石すへ跡御座候所ニ、式十五年以前辰年当村三郎右衛門と申庄屋単念与申道心者指置、鐘建立被致候而時之鐘ヲつかせ、常念仏取立、寺号浄福寺と申伝候、右単念不罷有候内ハ右之場所江薬師堂山与計申伝候、浄福寺と申義ハ覚不申候、拾年以前未年右浄福寺与瀧薬師堂与境内寺社帳面二分差上ヶ申候義御尋被遊候、右申上候通、庄屋三郎右衛門村中へも相談不仕内証ニ而訊、瀧薬師堂境内式千式百四拾坪、浄福寺境内七千三百六拾坪と書付差上ヶ申候、其節ハ境内訊不申候、去卯年ニ薬師堂住持相究、堪泉坊へ引渡し申節ニは、三郎右衛門相果申候ニ付、寺社帳面ニ書上ヶ候坪数之積

ヲ以三ヶ村立合見積リニ而わけ、傍示ヲ立、割本衆へ茂其段御目ニ懸申引渡申候、此外何ニ而も覚不申候、何ニ而も証拠も無御座候、御詮義之上有躰ニ申上候、若相違之義申上候ハ、何様之曲事ニも可被仰付候、為後日仍而如件

元禄十三歳

九月十三日

三ヶ村
庄屋衆中
年寄

右之通、松井清兵衛様方三ヶ村庄屋・年寄ニ是悲式判成証文被仰付、則右之通証文下書御出シ被遊候写也

冒頭と末尾の願生の記述からは、浄福寺が替山を承知しないことに立腹した藩役人松井清兵衛が割本の和田村勘兵衛宅に三村役人を呼び出して、自ら作成した「百姓共口書之下書」を示し、押印を命じたことがうかがえる(3)。したがって三村役人を差出人とする形式になつてはいるものの、ここに堪泉や藩の主張が記されていることは明らかである。

この口書には以下のことが記載されている。浄福寺がある場所はもとと薬師堂山と呼ばれていた。延宝四年(一六七六)、薬師堂奥之院の礎石跡に国分村庄屋三郎右衛門が単念という道心者を置き、鐘を建立して時鐘を撞かせ、常念仏を取り立て、寺号を浄福寺とした。元禄四年(一六九一)の寺社改では、三郎右衛門が独断で瀧薬師堂境内二二四〇坪と浄福寺境内七三六〇坪に分けて寺社帳面に記載した。元禄一二年(一六九九)に堪泉が薬師堂の住職に就いた際には、すでに

三郎右衛門が亡くなっていたので、寺社帳面の坪数にしたがつて実際に分割した。

ここからは次の点に注目しておきたい。

第一に、当該地はもとと「薬師堂山」つまり薬師堂の境内地であったと述べていることである。一方で浄福寺については、国分村庄屋三郎右衛門が延宝四年に道心者・単念を置いてつくり出した新寺であると述べている。さらに元禄四年の寺社改の際に薬師堂境内と浄福寺境内に分割したことも、三郎右衛門の恣意的な行為として否定している。このようにして堪泉と藩は、薬師堂が九六〇〇坪の境内地をもつ古寺であることを主張し、浄福寺へ境内地の引渡しを要求したのである。ただし、もちろんこれも事実ではない。徳福寺の存在を無視した強引な主張である。

第二に、この口書からも浄福寺の実態が垣間みられることである。単念がもともとは(正式な僧侶ではなく)道心者であったということ、後掲の史料9など他の史料からもうかがえるので事実であろう。また、先述したように元禄一二年の庄屋交替まで単念の印鑑が国分村に預けられていたこと、そのときまで庄屋であった藤四郎が三郎右衛門と近い関係にあったと考えられること(おそらく親子)を踏まれば、単念や浄福寺と三郎右衛門が密接な関係にあったことも確かであろう。であるならば、元禄四年の浄福寺境内七三六〇坪の成立に三郎右衛門が大きく関与したことも間違いないだろう。つまり、道心者であった単念は、国分村庄屋三郎右衛門とのつながりをもつことに

よって浄福寺の住職として存立しえたと理解できるのである。なお、延宝検地帳によれば、延宝七年（一六七九）当時の三郎右衛門の所持高四五石余であり、国分村内では突出した存在であった（所持高第二位の八郎兵衛は二〇石余）³⁰⁰。

さらに堪泉や関宿藩の動向に関して二点ほど付け加えておきたい。

ひとつは、堪泉・関宿藩の要求内容が、元禄一三年の段階では「替山」と表現されていたのに対し、元禄一五年になると「引寺」と表現されていることである。元禄一三年九月、最初に松井が「浄福寺山ヲ薬師堂山ニ可致」と命じ、それをうけて三村の庄屋が願生へ「浄福寺山ヲ御渡シ可被成候」と申し渡した際には、願生は「山ヲ遣し候而は薪無之候故、左様難成候」と返答している（2）。つまり山の明け渡しを求められた願生は薪の問題を理由に拒否したのである。そして九月一三日になって松井は、三村役人に対しては「浄福寺山ヲ替ニ仕、村山之内何程成共浄福寺江可渡」、願生に対しては「其方山替山ニ可被成候」と命じている（3）。ここからは、「替山」とは除地境内の山を引渡し、代わりに村山（年貢山）を受け取ることであり、浄福寺にとってそれは山林の用益にかかわる問題であったことがわかる。一方、元禄一五年九月に荷合幸右衛門と石倉又兵衛から「浄福寺愈々引寺ニ致候」と命じられた三村役人は、願生へ「浄福寺ヲ何方へ成共引被申候様ニ、并屋敷ハ何方ニ而も望可被申候」と申し渡している（7）。ここからは、引寺とは寺屋敷（本堂や鐘楼堂）を含めた除地境内全体を引き渡して村内へ移ることであったことがわかる。すなわ

ち、浄福寺境内七三六〇坪は本堂（念仏堂）や鐘楼堂などの堂舎が立つ狭義の境内部分と、その周囲の山林部分で構成されており、元禄一三年段階の「替山」要求とは山林部分の引渡しを求めたものであり、元禄一五年段階の「引寺」要求とは狭義の境内部分を含めた七三六〇坪全体の引き渡しを求めたものであったのである。総じて浄福寺への要求内容は厳しくなっていたといえよう。また、実態は未詳であるが、浄福寺境内の問題は山の用益とも関連していたこともうかがえよう。

もうひとつは、元禄一三年に来村した松井清兵衛と、元禄一五・一六年に来村した石倉又兵衛・荷合幸右衛門・津久井武兵衛とでは、三村役人や浄福寺などに対する態度が異なっていることである。松井はこの争論のために来村した役人と考えられるが、先述したように自ら「百姓共口書之下書」を作成し三村役人へ押印を命じるなど、かなり強硬な姿勢をみせている。一方で元禄一五年の荷合と石倉は、「毛見江戸衆」と記されているように、検見のために来村した役人である。元禄一六年の石倉と津久井も、彼らとの面会に訪れた宗泉寺使僧に対し三林村喜右衛門が「先役人衆勘定ニ取掛り被成候間、少御待被成候而、後程御役人衆へ御逢可被成候」と述べていることから（12）、検見や年貢収納のために来村した役人であったと考えられる。石倉・荷合・津久井は、松井とは異なり、検見や年貢収納のついでに争論にかかわったのである。また、その態度も、元禄一五年九月に荷合と石倉が「若浄福寺がてん不致候ハ、浄福寺ヲ引潰シ坊主引出し申候様

二」と述べるなど(7)、強硬な姿勢をみせることもあったようだが、全体としては、元禄一六年九月に石倉と津久井が浄福寺に対し、引寺を承知しないならばその撤回を求める願書を藩主へ差し出すよう命じている点(11)に端的に示されているように、松井と比べて寛容である。浄福寺への要求内容が厳しくなる一方で、藩役人の態度は寛容になったのであり、そこには役人の性格の違いが反映されたと考えられよう。さらにいえば、松井は堪泉とくに密接な関係にあったと想定されるのではなからうか。

(3) 割本と国分村・平井村・黒石村の役人

割本も、国分・平井・黒石三村の役人も、基本的には藩役人の命に従い、浄福寺に対し替山や引寺を求めていった。しかし、より詳細にみれば、両者の間には大きな違いが見出せる。

宮里三村やその周辺地域の関宿藩領の割本を勤めていたのは、三林村喜右衛門と和田村勘兵衛であったと考えられる。このうち勘兵衛に関しては、「公事出入之覚書」をみる限り、屋敷に藩役人を滞在させることはあっても、それ以上争論にかかわることはなかったようである。他方、喜右衛門はより積極的である。例えば、元禄一三年九月一日には、松井の「替山」の命をうけ、喜右衛門は願生に対し「元来浄福寺ハ新寺ニ而候故、大事ニ成可申候間、山計替山御取可被成候」と申し渡している(3)。浄福寺は新寺だと明言し、山だけでも村山内に移すよう求めているのであり、堪泉や関宿藩の主張・要求にまさ

に合致する行動である。なお、「山計」という表現からは、改めて替山の要求が山林部分だけの引渡しを求めるものであったことが確認できる。また、元禄一六年九月には、藩主への願書差し出しを拒否した宗泉寺の使僧に対し、「浄福寺ハ看坊ニ而御座候得は、思召様ニハ難成候」と申し渡している(12)。これは、浄福寺は看坊、つまり村あるいは檀家の寺であるから、単念や願生、さらには宗泉寺の思い通りにはならないという趣旨であったと考えられ、これも藩の意向に従わせようとするものであったと理解できる。このように割本の三林村喜右衛門の姿勢はまったく藩に従属的であった。

一方で、浄福寺への説得を主に担った三村役人の態度はもう少し複雑である。元禄一三年九月に松井が替山を命じた際にも(2)、元禄一五年九月九日に荷合と石倉が引寺を命じた際にも(6)、三村役人はただちに願生への説得を行っており、基本的には藩の意向に従順である。元禄一三年六月の口上書(史料3)では浄福寺を擁護しようとしていたことからすると、態度を一変させたともいえる。藩役人の来村が大きな影響を与えたのであろう。しかし、元禄一三年九月、松井の口書をうけて三村役人が替山を求めたのに対し願生が拒否した際には、国分村庄屋仁左衛門は願生へ「私共も迷惑ニ存候」と述べ、「古寺之証拠」を示すよう頼んでいる(4)。また、元禄一五年一〇月七日に三村役人が宗泉寺へ差し出した書状には、「江戸御役人衆様方御急キ被成候ニ付迷惑いたし候」との一文が添えられている(9)。さらに、元禄一六年九月二〇日に、石倉・津久井から藩主への願書差し

出しを命じられた願生は、「是迄も百姓衆以御詫言申上候所ニ、当年も弥引寺之義殿様方被仰付候哉」と返答しており(13)、これ以前に三村役人が浄福寺の引寺の撤回を藩へ求めたこともあったようである。このように、割本とは異なり、三村役人は単純に藩の意向に従うというわけにはいかなかったのである。

その背景のひとつには、三村と浄福寺の間に実体的な関係が形成されてきたことがあったと考えられる。先述の元禄一六年九月に喜右衛門が「浄福寺ハ看坊ニ而御座候得は、思召様ニハ難成候」と申し渡したのに対して、宗泉寺の使僧は「看坊与寺社帳ニ御座(候座)は此方ニ不存候、各々方御公儀様へ御書上被成候帳面ニ而候得は、庄屋書違二可有御座候元を単念取立来浄福寺ハ旦那耆人も無之、寺地ヲ単念取立被申候、耆人も旦那無之故、浄福寺諸事修理等備も一切住持方ニ仕、常念仏勤居申候」などと返答している(12)。これに藩役人も喜右衛門も一応は納得しているようなので、返答の内容は事実とみてよい。ここからは、当時の浄福寺が村との間に寺檀関係をもっていない(したがって看坊ではない)一方で、常念仏を勤めることにより寺を維持していたことがわかる。また、元禄一五年一月一六日には、引寺を承知しない願生に対して、黒石村庄屋市郎兵衛が「先御地頭様之遠慮ニ而御座候故、かさねて仏約等も入申事難成候」と申し渡している(10)。これに関して、翌年には願生自身が「右引寺之義御殿様方被仰付候故、三ヶ村先年わづかの仏約入被申候所ニ、去年三ヶ村申合仏約も入不申候」とも記している(14)。これらのことから、浄福寺と三村の間に

は常念仏を通した「仏約」の関係が取り結ばれていたことがうかがえる。こうして三村の生活の中に浄福寺が一定程度根付いていたことがひとつの背景となり、先の三村役人の態度が導き出されたといえよう。なお、先述の元禄一三年六月の口上書において浄福寺を擁護したことにも、同様の背景があったと理解できる。

(4) 浄福寺と宗泉寺

薬師堂堪泉と関宿藩からの替山や引寺の要求、それをうけた割本や三村役人からの説得などに対し、浄福寺(単念・願生)とその本寺である堺の宗泉寺は一貫して強く反発する。その際、まず注目できるのは、浄福寺と宗泉寺の密接な関係である。両者はまさに一体となつて対応しているのである。そのことを押さえたうえで、以下では浄福寺や宗泉寺がどのような論理で替山や引寺を拒否したのかをみよう。次に掲げるのは、元禄一三年九月に宮寺(中之坊)において三村役人と願生がやりとりした際の記録である(5)。

【史料6】(「公事出入之覚書」、『』は筆者が便宜上付けた)

一、宮寺へ三ヶ村寄合被申候、願生よび寄ニ而、黒石村市郎兵衛被申候ハ、『此度御地頭様方被仰出候貴僧山ヲ御替候ハ、村山之内何程成共望次第ニ可仕候、得心不参候ハ、此度清兵衛様方出テ申候書付ニ村々之者共連判仕差上ケ可申候、此書付ニ連判仕候ハ、浄福寺ハおのづから新寺罷成候間、山計何程成共御替可被成候、猶又御地頭様之御意ニ御下(從)かへ可被成候』と

被申候筈、又願生返答ニ申候ハ、『御地頭之御意ニもせよ事ニ
方申候、寺社之義ハ寺社之御曖ニ而御座候得は、殿様之俣ニも
難成候与存候、拙僧山之義ハ何茂御存知之通往古方御檢地ニ而
御座候得は、何れもノ差図ノ村山御年貢ヲ百姓衆へ為致替申候
事難成存候』与申候御事

其時市郎兵衛殿御申被成候ハ、『然ハ此度清兵衛様御申付被成
候証文ニ判形可仕候間、左様ニ御心得可被成候』与被申候御事
拙僧申候ハ、『其証文ニ何も判形被成候ハ、先御公儀様江寺
社御帳面之判形御座候、并当六月廿七日之日付ニ而御地頭様之
御役人松本惣兵衛様へ浄福寺慥成連判三ヶ村之衆指上被申候、
ヶ様之段々御帳面之式判ヲ何も被成候而は、何もハ不及申清兵
衛様迄も御公儀様方御詮儀ニ被成候ハ、皆々御難儀可被成様
ニ被存候』と申、『其様成判形之御相談ハ得不仕候茂、御患案
次第二可被成候』と申事
其時市郎兵衛被申候ハ、『地頭之御意ニ而御座候得は、判形可
仕』と被申候

意味のとりにくいところもあるが、言葉を補いながら解釈すると、
次のようになろう。

まず黒石村庄屋市郎兵衛が願生へ「替山を承知すれば村山を望み次
第に渡す、しかし承知しなければ松井清兵衛が作成した口書(史料5)
に三村役人は連判し藩へ差し出す、そうなれば浄福寺は新寺になつて
しまうのであるから、(その前に)山だけでも交換するように」など

と申し渡す。それに対し願生は「寺社には寺社の「御曖」があり、藩
主の思い通りになるものではない、また浄福寺の山は昔から除地であ
り、(たとえ寺山を村山内へ移したとしても、その山年貢を浄福寺が
負担することはできない、しかしながら)山年貢を百姓に肩代わりさ
せることはできないだろう」と返答する。さらに、「松井の口書に押
印する」と申し募る市郎兵衛に対し、願生は「先年に「公儀」へ差し
出した寺社帳面には三村役人の印がある、また当年六月二十七日には藩
役人松本惣兵衛へ「浄福寺慥成連判」を三村役人から差し出している
(史料3)、これらに「式判」をするようなことになれば(Ⅱ内容を
異にする松井の書付に押印すれば)、三村役人のみならず松井までも
「公儀」の取り調べをうけることになる」と反論している。

ここから、第一に注目できるのは、最初に市郎兵衛が替山を強硬に
求めたのに対し、願生が「寺社之義ハ寺社之御曖ニ而御座候得は、殿
様之俣ニも難成与存候」という理屈で拒否している点である。具体的
には、寺社の境内地を管轄しているのは(堺奉行を併合した)大坂町
奉行であり、藩主の思い通りになるものではない、という趣旨であつ
たと考えられる。これは元禄四年の寺社改によって境内七三六〇坪が
堺奉行の公認をうけたことに裏打ちされた主張といえよう。

そのうえで、第二に注目できるのは、願生の替山拒否をうけて松井
の口書に押印すると申し渡した市郎兵衛に対し、願生がそれでは「公
儀様江寺社帳面」や六月の口上書に対して「式判」をすることになる
と反論している点である。「公儀様江寺社帳面」が元禄四年の寺社改

に際して作成された寺社帳面を指すことは明らかであろう。市郎兵衛が「此書付ニ連判仕候ハ、浄福寺ハおのづから新寺罷成候」とも述べていることから考えると、願生は元禄四年の寺社帳面と六月の口上書をそれとは逆のこと、すなわち浄福寺が古寺であることを三村役人が証明したものと認識していたことがわかる。

この元禄四年の寺社帳面と六月の口上書のうち、後者は先述したように、三村役人が藩に対して、薬師堂境内二二四〇坪とともに、浄福寺境内七三六〇坪は古寺であり、単念がそれを再興したと主張するものであった。その内容自体は虚偽であるが、まさに浄福寺境内七三六〇坪を古寺と証明したものであった。一方、前者については、後掲の史料12から「一、浄土宗 本寺泉州堺宗泉寺 浄福寺単念判 御検地除地境内七千三百六拾坪」という記述があったことだけは確認できるが、これだけではなぜ古寺の証明になったのかよくわからない。また、元禄四年の寺社改については、元禄元年（一六八八）四月の「寛永八辛未年起立之寺院は古跡、但当年迄ハ五十八年ニ成申候、翌申年より起立之寺院新地ニ成申候」という幕令³¹に基づき「古跡」と「新地」の差別をつけながら進められた、堺奉行の寺社統制を強化する政策の一環であったことはすでに指摘されているが³²、寺社改そのものの具体的な目的や方法に関しては明確にはなっていない。そこで宮里三村と同じ泉郡にある池上村の事例をみよう。

「泉州泉郡池上村寺社御改帳扣」（元禄四年三月一八日付）などによれば³³、当時の池上村には浄土宗養福寺、一向宗道場、西ノ氏神

天満天神社、東ノ氏神天満天神社があつたが、寺社改は、(i) 村役人と旦那・氏子惣代が、各寺社の概要（寺については宗派・本寺・住職・境内坪数、神社については末社・境内坪数・社僧）、来歴（検地など）、村の一老宗意（八二歳）の記憶を記した帳面をつくり、(ii) 同時に宗意も自らの記憶をまとめた口書をつくり、両者を領主である大和小泉藩片桐家の代官好川藤次へ差し出す、(iii) 好川が小泉藩領分をひとつの帳面に統合し堺奉行所へ納める、という手順で進められている³⁴。ここからは、古老の証言がとくに重視されていたことがうかがえるが、その内容は各寺社が遅くとも七十数年前には存在していたことを示すところに力点が置かれている。寛永八年以前から存立する「古跡」であることを確認する意図があつたといえよう。こうした点は他村の改でも共通しており³⁵、元禄四年の堺奉行による寺社改は「古跡」の寺社を把握することにひとつの目的があつたと理解できる。

浄福寺に即していえば、この寺社改に対して、三村役人などが先の記述に古老の記憶なるものを添えて（事実ではないにもかかわらず）浄福寺を古寺に仕立てあげ、それが堺奉行の寺社帳面に記載されることになったと想定される。元禄四年の寺社帳面もまさに三村役人が浄福寺境内七三六〇坪³⁶古寺を証明したものであつたのである。

このように願生は、①薬師堂堪泉・関宿藩の替山の要求に対しては、元禄四年の寺社改で浄福寺境内七三六〇坪が古寺として堺奉行から公認をうけたこと、それに基づく大坂町奉行の境内地の管轄権を主張し

て、替山を拒絶し、同時に、②三村役人が松井の口書に押印することで浄福寺Ⅱ新寺の主張を受け入れようとしたことに対しては、寺社改において三村役人が古寺と証明したこと、さらにそれを六月にも再確認したことから反論した。要するに、願生は元禄四年の寺社改に全面的に依拠して堪泉と藩の要求を拒否しようとしたのである。

なお、元禄四年の寺社改では、薬師堂についても古寺に仕立てあげるといふことが行われたはずである。すなわち、この寺社改により、堺奉行の公認をうける形で、浄福寺が七三六〇坪の境内地をもつ古寺として、薬師堂が二二四〇坪の境内地をもつ古寺として成立したという点をここで確認しておきたい。ただし、浄福寺と薬師堂がどのような内容をもって古寺とされたのかは、六月の口上書（史料3）と重なる部分があったであろうことは想定されるが、寺社改帳が現存しないためまったく不明である。

では、願生の反発に対し三村役人はどう反応したのか。史料6の末尾には、市郎兵衛が願生へ「松井の口書に押印する」と申し渡したことが記されているが、直後に三村役人は松井へ「此度之判形仕候ハ、寺社御帳面式判ニ罷成候間、御免可被下候」と訴えている（5）。三村役人が願生の主張を受け入れざるを得なかったことがわかる。

一方、松井清兵衛の反応はどうであったか。池上村の事例で明らかのように、寺社改は藩を通して行われていた。史料3の直後には、口上書の宛先となった藩役人松本惣兵衛について、「右惣兵衛様与申者、堺寺社帳出来仕候節、存判被成候而御差上ケ被成候御役人也、牧野備

前守様領分之寺社帳改申候節之御役人也、右之役人存知判被成、堺寺社佐久間丹後守様へ寺社指上候御方」と記しており、関宿藩領の寺社改は松本惣兵衛を担当役人として実施されたことがわかる。したがって寺社改に際して浄福寺境内七三六〇坪と薬師堂境内二二四〇坪が堺奉行から古寺の公認をうけることに関宿藩も同意していたはずである。にもかかわらず松井の口書（史料5）によれば、彼は堪泉の訴えをうけ、薬師堂を境内九六〇〇坪をもつ古寺と位置づけ、浄福寺へ替山を要求するために、寺社改を国分村庄屋三郎右衛門の恣意的な行為としてその正当性を争論当初から否定していたのであった。また、先の三村役人が口書への押印を拒んだことに対しても、それを認めず押印を強要した（5）。松井の強硬な姿勢とは、元禄四年の寺社改を一貫して無視するものであったともいえよう。

さらに元禄一五・一六年の動向をみよう。

【史料7】（「公事出入之覚書」、『』は筆者が便宜上付けた）

一、堺宗泉寺へ三ヶ村之衆被参、『浄福寺義引寺被致候様ニ、願生ニ御申付被遊被下候ハ、可辱候』と申候御事

一、其時宗泉寺様御申被遊候日ハ

『浄福寺義ハ、御公儀迄御帳面相済申候上、殊ニ江戸僧上寺・京知恩院方開基御改被成候而、本山様江も浄福寺之義委御帳面ニしまり申候得は、以今外々地江浄福寺引申候義成不申、殊ニ浄福寺義ハ除地二七千三百六拾坪之間数相極り、寺社帳面ニも御座候ハ、何程御地頭様左様ニ被仰候而も合点不参候、殊ニ

とりもなき浄福寺二十月十二日迄二右之趣承引不致候ハ、寺引潰セなぞと御申被成候義、此方方以手状申上、慥ニ左様ニ候ハ、大坂之寺社御奉行迄御断申上可申候」と宗泉寺様被仰候ハ、庄屋も無是悲帰リ申候

【史料8】(「公事出入之覚書」)、「『』は筆者が便宜上付けた)

堺宗泉寺弟子聖山坊口上

一、「此度願生方へ御申付被成候由ニ而、則願生坊申候ハ、「浄福寺引寺ニ致申事不成事願生書上くれ候得」与申候故、早束願書指上可申候処、地頭江口上書上申候義ハ、堺御奉行様へ御窺申上、其上ニ而指上申候沙法ニ而御座候ニ付指扣申候、先何茂へ相尋申候、曰ハ京知恩院・江戸僧上御兩所へ開基御帳面ニしまり申候寺地ニ而御座候得は、委細御断申上候旨ニ而御座候、然ルニ御奉行様方いしゆハいヶ様之儀ニ付御地頭様方左様被成候かと御尋被成候時ニハ、何と可申上候哉、何かた御用ニ付浄福寺引地ニ御地頭様方御申付被成候与可申上候哉承度奉存候」
与被申候事

史料7は、元禄一五年九月に三村の庄屋が堺の宗泉寺へ赴いた際のやりとりである(8)。三村庄屋が浄福寺の引寺を願生へ申し付けるよう求めたのに対し、宗泉寺は次のように返答した。すなわち、浄福寺は元禄四年の寺社帳面のみならず、本山である江戸増上寺と京知恩院の開基改をうけ、本山の帳面(開基帳面)にも記載されており、今さら境内地を他の場所へ移すことはできない。とりわけ寺社帳面には

浄福寺の除地として七三六〇坪が記されており、藩の命令であっても承認できない。それでも藩役人が強要するならば、大坂の寺社奉行(大坂町奉行)へ訴える。このように答え、引寺を拒否したのであった。

一方史料8は、元禄一六年九月に藩役人石倉又兵衛・津久井武兵衛から引寺撤回を求める願書を差し出すよう命じられた願生の相談をうけ、宗泉寺が使僧を遣わして藩役人へ伝えた口上である(12)。ここで宗泉寺は次のように述べている。(境内地に関する)願書(口上書)を藩へ差し出す際には、まず堺奉行へうかがうのが作法である。浄福寺が(元禄四年の寺社帳面に加えて)知恩院や増上寺の開基帳面にも記載された寺地であることは、すでに堺奉行所へ報告している。(願書の差し出しをうかがう際に)堺奉行から、(開基帳面にまで記されているにもかかわらず)いかなる理由で藩は引寺を命じているのかと問われた時には何と返答すべきか。何かの御用であると答えるべきか承りたい。このように述べ、願書の差し出しさえ拒否したのであった。

ここから次のことを確認しておきたい。

第一に、宗泉寺が元禄四年の寺社改に加えて、本山による開基改を持ち出していることである。この開基改に関しても具体的なことは未詳であるが、後述する元禄一六年九月二日に浄福寺が差し出した口上書からは、元禄九年(一六九六)に行われたことが知られる。また、同じく後述する宝永二年(一七〇五)の「浄福寺起立以来之記録」からは、この改に際してつくられた開基帳面に「中興開基単念」との記

述があつたことがうかがえる。これらのことから考えると、本山の開基改は、おそらく元禄四年の寺社帳面の内容を追認するものであり、これにより浄福寺は本山からも古寺として公認されることになったと想定される⁽³⁷⁾。したがって、これも浄福寺と宗泉寺が堪泉・藩の引寺要求に反論するうえでの有力な材料となりえたのである。

第二に、このようにに本山の開基改が新たに加わったとはいえず、宗泉寺の反論の仕方自体は元禄一三年のときと変わっていないことである。堺奉行から境内七三六〇坪をもつ古寺と公認されている点、大坂町奉行あるいは堺奉行に境内地の管轄権がある点を基軸とし、本山からも古寺として公認されている点で補強しながら反論しているのである。しかもその態度は藩に対してもかなり強硬である。

これに対して三村役人は、史料7末尾の「庄屋も無是非帰^(マツ)り申候」という記述に象徴されるように、元禄一三年のときと同じく、宗泉寺の反論を受け入れざるをえなかったようである。浄福寺と宗泉寺の主張は、寺社改や開基改に依拠する限りにおいては妥当なものであり、またそもそも浄福寺境内七三六〇坪を古寺に仕立てあげたのが三村役人自身であつたため、認めざるをえなかったであろう。さらにいえば、このことが藩の意向に単純には従えない三村役人の態度を生むもうひとつの背景になつたとも理解できよう。

さらに興味深いのは、宗泉寺の引寺拒否(史料7)に対して荷合幸右衛門と石倉又兵衛が目立った動きをみせず、それどころか翌年には石倉又兵衛と津久井武兵衛が引寺撤回を求める願書の差し出しを命じ

(11)⁽³⁸⁾、さらにそれさえも拒否した宗泉寺の口上(史料8)に対しても石倉・津久井が「宗泉寺は使僧以仰被越候趣尤候」などと述べていることである(13)。石倉・荷合・津久井といった藩役人も浄福寺と宗泉寺の反論を認めざるをえないと認識していたことがうかがえよう。ここからは寺社改と開基改の存在が堪泉や関宿藩にとつては大きな桎梏となつたことがわかるが、同時に寺社改を無視して替山を強行しようとした松井清兵衛と、石倉・荷合・津久井との役人としての性格の違いが如実に表れているともいえよう。

(5) 小括

本節で述べてきたことを踏まえ、①争論に至る一七世紀の展開(再整理)、②第一段階第一期における争論の関係構造、この二点からまとめおきたい。

①争論に至る一七世紀の展開

- i 当該地にはもともと徳福寺という宮里地域の寺があつたが、一七世紀後半までに衰退・無住化していた。
- ii 延宝四年(一六七六)頃、道心者の単念が国分村庄屋三郎右衛門と関係を築き、浄土宗の僧として徳福寺境内に定着する。そのため延宝七年(一六七八)の検地では「浄土宗徳福寺」として除地境内九六〇〇坪が公認される。
- iii 延宝検地後、三郎右衛門の援助により本堂(念仏堂)や鐘楼堂が建立され、浄福寺として寺の実質が整えられていく。また、単念は

時鐘を撞き、常念仏を勤めるようになるが、常念仏を通して宮里三村との間に仏約関係をとり結ぶようになり、浄福寺は三村の生活の中に少しずつ根付いていくことになる。さらには堺の宗泉寺の末寺にもなる。

iv 元禄四年（一六九一）、「古跡」の把握をひとつの目的とする寺社改が堺奉行によって行われる。その際三村役人は、徳福寺の除地境内を、単念を住職とする浄福寺（浄土宗）の境内と、徳福寺境内にあった薬師堂の系譜をひく薬師堂（真言宗）の境内とに分割し、同時に両寺を古寺に仕立てあげる。それは関宿藩牧野家にも容認され、堺奉行の寺社帳面に記載されることになる。こうして浄福寺除地境内七三六〇坪と薬師堂除地境内二二四〇坪が、堺奉行の公認をうけた古寺として成立することになった。この背景には、浄福寺についていえば、iiiに基づいた国分村庄屋三郎右衛門のイニシアチブと三村役人の同意があったものと考えられる。一方の薬師堂については後述する。

v 元禄九年（一六九六）、増上寺・知恩院の開基改により、浄福寺は本山からも古寺の公認をうける。こうして浄福寺は古寺としての位置づけを確かなものにしていく。

vi 元禄一二年（一六九九）、江戸護国寺の弟子僧・堪泉が護国寺と牧野家のつながりを背景として薬師堂の住職に就く。同時に、浄福寺境内七三六〇坪と薬師堂境内二二四〇坪が傍示によって実際に分割され、境内地の空間ができあがる。なお、浄福寺境内七三六〇坪

は、本堂（念仏堂）や鐘楼堂といった堂舎がたつ狭義の境内部分と山林部分で構成されていたと考えられる。また、堪泉は薬師堂の寺号を国分寺に改めて寺の権威化をはかる。ただし、堪泉はおそらく護国寺に滞在したままであり、彼に住職としての実体はなかった。

一方、同年、国分村庄屋が三郎右衛門と近い関係にあった藤四郎から仁左衛門へ交替したのに伴い、国分村に預けられていた単念の印鑑が浄福寺へ返される。この時期、浄福寺と国分村庄屋あるいは国分村との密接な関係に変化が生まれつつあったのである。

vii 元禄一三年（一七〇〇）、堪泉が九六〇〇坪すべてを薬師堂境内だと主張し、浄福寺境内七三六〇坪の引渡しを関宿藩へ訴える。三村役人は、両寺の境内はもとから別々であること、浄福寺は古寺であり、延宝検地でも公認されたことを藩へ主張し、浄福寺を擁護する。これも浄福寺が三村の生活の中に根付きつつあったことによるものと考えられる。それに対し堪泉は再び藩へ訴願する。

以上の経過を経て争論が展開することになるのである。

②第一段階第一期の関係構造

第一段階第一期は、浄福寺境内七三六〇坪の引渡しを求める薬師堂堪泉、護国寺とのつながりから堪泉の側にたつ関宿藩、そうした藩に同調する割本と国分村・平井村・黒石村の役人、強く反発する浄福寺と本寺宗泉寺という構図をとった。そこで争点になったのは、浄福寺境内七三六〇坪が古寺であるかどうかという点であった。

薬師堂堪泉と関宿藩は、薬師堂を九六〇〇坪の境内地をもつ古寺と

し、一方で浄福寺については延宝四年にできた新寺であると主張し、浄福寺に対して替山あるいは引寺を要求した。とりわけ堪泉と密接な関係にあったと想定され、強硬な態度をとった松井清兵衛に至っては、元禄四年の寺社改による浄福寺境内の公認を国分村庄屋三郎右衛門の恣意的な行為とし、その正当性を否定したのであった。

こうした堪泉や関宿藩の動向に対し、割本や三村役人は基本的には藩役人の命に従い浄福寺へ替山・引寺を求めた。しかし藩役人にまったく従順であった割本に比べ、浄福寺への説得を主に担った三村役人はやや複雑な態度をみせた。それは、浄福寺が常念仏を通して三村の生活に一定程度根付いていたこと、その中で元禄四年の寺社改において自ら浄福寺境内七三六〇坪を古寺に仕立てあげ、堺奉行の公認をうけていたこと、さらには争論直前にも浄福寺に古寺を再確認していたことによると考えられる。

一方、浄福寺（願生）は本寺宗泉寺と一体となって反発した。その際彼らが全面的に依拠したのが元禄四年の寺社改である。境内七三六〇坪が古寺として堺奉行に公認された点、それにより堺奉行や大坂町奉行に境内地の管轄権がある点を、元禄九年の開基改や三村役人の口上書で補強しながら主張し、替山・引寺を断固として拒否したのであった。そうした中で浄福寺は三村役人と真つ向から対峙することにもなったが、そこには国分村庄屋に支えられて存立していたかつての浄福寺の姿は見出せない。争論が浄福寺の自立化を促したといえるのはなからうか。

元禄四年の寺社改に依拠した浄福寺・宗泉寺の主張は、寺社改に拠る限りにおいては妥当なものであり、三村役人だけでなく（松井は別として）関宿藩役人も受け入れざるをえないものであった。こうして堪泉の要求の実現は困難になったのであり、石倉・津久井は浄福寺から願書を差し出させることでいったんは争論の収束をはかろうとしたと思われる（13）。この元禄一六年九月二二日付の単念・願生の口上書では、浄福寺は「古方之寺地」であるにもかかわらず、延宝検地では薬師堂境内と一括で検地されてしまい、元禄四年の寺社改で浄福寺境内七三六〇坪と薬師堂境内二二四〇坪に分けられたこと、延宝四年に単念が浄福寺を再興したことなど、基本的には元禄一三年六月の三村役人の口上書（史料3）を踏襲した来歴が記されたうえに、元禄九年の開基改のなどが付け加えられ、引寺の撤回が求められている。ここには浄福寺の主張が端的に示されているといえよう。

しかしながら争論は終わらず、さらに宝永三年まで続くことになる。その際この後の展開に大きな影響を与えたと考えられるのが、単念・願生の口上書の翌々日に差し出された三村役人の口上書である。これは石倉・津久井の「浄福寺、単念常念仏相勤居申候寺之義委細申上候様」という指示をうけて作成されたものである。

【史料9】（「公事出入之覚書」）

乍恐口上書ヲ以申上候

一、浄福寺住持単念坊義、三拾八年以前午ノ年方卯ノ年迄三ヶ

村基寺ニ而念仏相勤、式拾八前以前瀧山へ罷越申候節ハ、豊嶋

権之丞様御代官ニ而御座候、瀧山六坊之寺跡と申伝礎御座候ヲ其時之庄屋三郎右衛門御代官様へ浄福寺と寺号奉願、常念仏取立興行仕被申候御事

一、今度寺引地之義被為 仰付候ニ付、似合之寺地ヲ見立、其上引料・人足致合力可申間寺引候得は色々申候得共、単念・願生同心不仕、私共何共難義仕御断申上候、以上

三ヶ村国分村庄屋

元禄十六未稔^(ツケ)九月廿四日

仁左衛門 判

(以下、国分村年寄・平井村庄屋・年寄・黒石村庄屋・年寄の五人の署名、省略)

御地頭牧野備前守御役人

石倉又兵衛様

津久井武兵衛様

この口上書でもっとも注目できるのは、一条目で「瀧山六坊之寺跡と申伝礎」のあったところが浄福寺になったと述べている点である。

「瀧山六坊」とは徳福寺のことを指すと考えられる。したがって、ここでは元禄四年の寺社改の際に浄福寺と薬師堂を古寺に仕立てあげたことを三村役人自ら否定しているのであり、それは同時に寺社改に依拠して境内七三六〇坪を古寺とする浄福寺の主張をも否定することを意味していたといえる。そうした三村役人の態度の転換には、二条目からうかがえるような、藩や村の意に頑なに従わない浄福寺への苛立

ちがあったと考えられよう。さらにいえば、この口上書は薬師堂を九六〇〇坪の境内をもつ古寺とする堪泉・関宿藩の主張も完全に否定するものであった。このように三村役人が徳福寺(瀧山六坊)の存在を明示したことにより、薬師堂堪泉・関宿藩においても、浄福寺・宗泉寺においてもそれとの関係を意識しなければならなくなっていく。これ以降その点が争点に浮上してくるのである。

なお、この口上書からは次の点も指摘しておきたい。

ひとつは、徳福寺が瀧山六坊とも呼ばれていることである。九六〇〇坪もの広大な境内地をもっていたことも勘案すると、徳福寺は数坊の子院からなるごく小規模な一山寺院を形成していたと想定される。

もうひとつは、単念が寛文六年(一六六六)〜延宝三年(一六七五)に三村の「墓寺」で念仏を勤めていたと記されていることである。これに関して、先述の単念・願生の口上書には、「単念儀、三拾八年以前二同所^(同分)・平井村ニ而弍千日相勤罷有候」と記述されている。また、宝永元年(一七〇四)一月に三村役人が堺奉行へ差し出したと思われる口上書^(寛文六年)には、「単念儀、三拾九年以前午之年三ヶ村三味堂ニ念仏相勤居申候」とある。単念はもともと三村の墓地にある堂で念仏を唱える道心者であったのである。

三 争論の展開② — 第一段階第二期 —

(1) 第一段階第二期の構図

本節では第一段階第二期について検討する。その経過を摘記すると以下のようになる（詳細は表2参照）。

《元禄一六年（一七〇三）》

一月二十六日、江戸藩役人河辺権兵衛・松井清兵衛の書状が割本和田村勘兵衛・三林村喜右衛門のもとに到着。浄福寺が新寺と決められ、藩主の使者が増上寺へ遣わされた旨が伝えられる。これをうけ、割本は願生へ、(i) 浄福寺が新寺であることは増上寺から知恩院へも伝えられるであろうこと、(ii) (増上寺・知恩院から浄福寺は新寺である)と申し渡され) 浄福寺が新寺に確定してしまえば(元禄四年の寺社改で浄福寺を古寺とした) 三村役人の「迷惑」になるので、(増上寺・知恩院から申し渡される前に)「寺引」(≡引寺)すべきであること(そうすれば浄福寺は新寺という藩の決定は取り下げられ、浄福寺は古寺のまま済む)⁽⁴⁾、(iii) 浄福寺が「替地」(≡引寺)を承知すれば、境内七三六〇坪を国分村内で渡し、その年貢は村から上納すること、(iv)「寺引料」は堪泉か百姓に負担させること、などを申し渡すが、願生は「定テ知恩院方此方本寺堺宗泉寺書札参り申候力、又ハ使僧可申越候間、其節ハ如何様共可仕候、先それ迄ハ難成候」と述べて引寺を拒否する。同日夜、三村役人も「得心致候様」説得するが、願生は「僧上寺・知恩院御帳面しまり申候寺地ヲ内証ニ而寺引申事、私俣ニも罷不成候」と答えてやはり拒否する(16)。さらに二八日、三村役人は宗泉寺へ赴き浄福寺の寺引を求めるが、宗泉寺も願生と同様の理由で拒否する(17)。

二月二二日、三村役人は「三ヶ村立合寺二仕」という印を付けた「切坂御年貢山絵図」⁽⁴⁾を作成し、喜右衛門が江戸へ持参する(20)。

《宝永元年（一七〇四）》

三月一日、知恩院役者衆の呼び出しをうけて上京した浄福寺(願生)と宗泉寺は、役者常性院から前年一月二四日に関宿藩役人が増上寺役者へ差し出した口上書と「替地ノ絵図」(「切坂御年貢山絵図」か)を見せられ、返答書を差し出すよう命じられる(21)。

五月九日より浄福寺(願生)と宗泉寺(領營)は上京し、口上書(返答書)を知恩院役者へ差し出す(23)。これは増上寺を経て牧野家へ渡され、その写しが六月二日に河辺・松井から和田村勘兵衛へ届けられる(24)。二四日に国分村・黒石村の庄屋が再度引寺を求めるが、願生は拒否する(25)。

以上が第一階段第二期の経過であるが、まずはここでの構図を確認しておきたい。

第一に、関宿藩の動向についてである。先述したように、関宿藩は浄福寺・宗泉寺の主張を受け入れざるを得ず、九月に浄福寺から引寺撤回を求める口上書を差し出させることでいったんは争論の収束をはかったはずであった。にもかかわらず一月には再び浄福寺を新寺だとし、それを増上寺や知恩院へ伝えているのである。こうした藩の態度の急変は先述の藩役人の性格とかかわっているものと考えられる。すなわち、一月の書状が河辺権兵衛と松井清兵衛から差し出されて

いること、増上寺への使者を松井が勤めていることから勘案すると、この動向は、おそらく堪泉と密接な関係をもつ松井（と河辺）が主導したものであったと想定される^{4.3}。また、増上寺や知恩院へ伝えたのは、第一期に浄福寺と宗泉寺が本山の開基改に依拠したのを踏まえ、本山に浄福寺を新寺と認めさせることによって引寺の実現をはかろうとしたことによると考えられる。なお、ここでも薬師堂堪泉自身が登場してこない点にも注意しておきたい。

第二に、関宿藩の動向に対する割本と三村役人の態度についてである。ここでも基本的には両者とも藩の意向に従順である。しかし割本が、おそらくより穏便に藩の意向を実現させようとして、本山から新寺と申し渡される前に引寺するよう浄福寺へ迫るなど、積極的な行動に出たのに対し、三村役人は一応はそれに従うものの、例えば国分村庄屋仁左衛門が願生へ「兎角僧上寺ノ使者之義もかてん不参、是も又内寄りの様におもわれ候」^{4.4}と洩らしているように（18）、藩の動向に対し懐疑的な思いも抱いていたようである。ここでも浄福寺との関係に規定されて、割本と三村役人とは態度が違っているのである。第三に、浄福寺と本寺宗泉寺の対応についてである。両寺はここでも強く結びつき、一月の割本や三村役人による説得に対しては、本山の開基帳面に記載された寺地であり、本山からの指示がない限り寺引することはできないと主張している^{4.5}。あくまでも元禄九年の開基改に依拠して反発している点を確認しておきたい。

このように、この時期の争論の構図は、増上寺・知恩院を巻き込む

ようになったとはいえ、第一期のそれとおおよそ同じである。このことと「公事出入之覚書」にまとめられていることから、同じ第一段階として把握したのであるが、一方で元禄一六年一月二四日に藩役人が増上寺へ差し出した口上書や宝永元年五月一四日に浄福寺と宗泉寺が知恩院へ差し出した口上書（返答書）からは、争論の新たな展開が見出せる。項をかえてその点について検討しよう。

（2）薬師堂堪泉・関宿藩の主張と宗泉寺・浄福寺の反論

まず元禄一六年一月二四日の口上書から、この段階の薬師堂堪泉と関宿藩の主張をみよう。なお、史料10では差し出しと宛先が省略されているが、「訴訟控」にある写しによれば「備前守役人」から「増上寺役者中」へ提出されたことが確認できる。「備前守役人」とは松井清兵衛や河辺権兵衛のことと想定される。

【史料10】（「公事出入之覚書」、『』は筆者が便宜上付けた）

口上書写覚

一、泉州泉郡之内牧野備前守権知行所国分村ニ徳福寺与申高野山（密カ、以下同シ）密蔵院末寺古跡御座候、然所数年無住ニ而寺も致破失、只今薬師堂一宇・尼庵一宇御座候、依之護国寺御願候故、右徳福寺境内護国寺御弟子湛泉へ引渡申候処、右徳福寺境内ニ常念仏興行致候单念と申道心者差置、拾四年以前国分村三郎右衛門と申庄屋浄福寺と申寺号古跡之由申立、寺社帳面ニ書上候由、右之寺社帳面差出翌年備前守知行所ニ相渡り申候二付、其節委細之儀

ハ不存候、右三郎右衛門相果、世倅所ヲ立退申付、右徳福寺国分村・平井村・黒石村三ヶ村庄屋・年寄共ニ相尋口上書取候所、『古来浄福寺与申寺ハ無之候、只今浄福寺境内徳福寺境内ニ無御座候、則其辺之六坊屋敷と申候、式拾六年以前豊嶋権之丞殿御支配之節、徳福寺と帳面書上申候、式拾五年以前公儀延享七年新檢地被仰付、岡部美濃守殿御檢地之節ニ帳面徳福寺と除地相印御座候、拾七年以前万年長十郎殿御支配之節も真言宗高野山密藏院末寺徳福寺と書上申候、浄福寺と申寺号古来無御座候』、口上書差出申候故、徳福寺此度寺建立被致候、備前守余力取立申候ニ付、其通ニ差置候而ハ寺場所無之候故、『浄福寺国分村之内へ境内ヲかへ被申、引料なども村方合力可申置、境内も差添可申候』由、百姓共申候得共、单念・本寺堺宗泉寺共不致合点候、寺屋敷さへ引替候得は、何之出入不脱之ニも罷成候義候間、浄福寺境内被替候様ニ内々ニ而相濟申候事候得は御相談可被下候、以上

十一月廿四日

薬師堂堪泉と関宿藩の増上寺に対する訴えの主眼は、堪泉の寺を古寺とし、一方で単念の浄福寺を新寺として、浄福寺の引寺を求めることにあり、その点は先述の松井清兵衛の口書（史料5）とまったく同じである。しかし、その内容は大きく変化している。すなわち、先の口書では薬師堂が九六〇〇坪の境内地をもつ古寺であることを主張していたのに対し、この口上書では、冒頭にあるように、当該地を徳福

寺の古跡地と明記し、堪泉がそれを継承したとすることで、徳福寺の除地境内九六〇〇坪すべてを堪泉のもと主張しているのである。直接的には九月の三村役人の口上書（史料9）がこうした主張の変化をもたらしたと考えられるが、「只今薬師堂一宇・尼庵一宇御座候」という表現からは、延宝検地帳（史料1）を新たな主張のベースに据えていることがうかがえる。

しかしながらこの主張にも問題が多い。徳福寺を高野山密藏院末の古跡であるとし、一貫して真言宗であったかのよう記しているが、延宝検地帳に「浄土宗」と記されていた点を見無視している。また、そもそも堪泉は薬師堂の任職であったはずであるのに、それとの関係については一切触れないまま（薬師堂に言及しないまま）、堪泉を徳福寺の任職に位置づけてしまっている点はきわめて不自然である。

また、元禄四年の寺社改に関して、国分村庄屋三郎右衛門の恣意により浄福寺は古寺としての公認をうけたという以前の主張に加えて、「右之寺社帳面差出翌年備前守知行所ニ渡り申候ニ付、其節委細之儀ハ不存候」と述べているが、宮里三村が牧野家領となったのは元禄元年（一六八八）のことであり、まったくの虚偽である。寺社改の際に牧野家も浄福寺境内七三六〇坪を古寺と認めた事実、さらには徳福寺境内を浄福寺と薬師堂の境内に分割することを認め、徳福寺の存在を否定した事実を隠蔽する目的があったと考えられる。

さらに、後半では、三村役人の口上書を引用する形で、複数の証拠を提示し徳福寺の存在を証明すると同時に、寺社改以前には浄福寺と

いう寺は無かったことを主張しているが、このような口上書はみあたらない。「則其辺之六坊屋敷と申候」という記述があることからすると、九月の口上書を下敷きとしながら、堪泉と藩が独自に書き加えたものと想定される。したがって、延宝検地帳は別として、延宝六年（一六七八）の帳面と貞享四年（一六八七）の書上が事実かどうか自体を判断できないのであるが、たとえ事実であったとしても、それが堪泉の薬師堂とどう関係するのかは、やはりわからないままである。

このように堪泉と関宿藩の主張は数々の問題を内包していた。それは、堪泉の薬師堂が徳福寺境内にあった薬師堂の系譜をひくとはいえ、徳福寺とは直接には結びつかないという歴史的事実に規定されたものであったといえよう。

とはいえ、徳福寺（瀧山六坊）の存在がクローズアップされ、堪泉と藩が延宝検地帳に基づきながら徳福寺との関係に言及した意味は大きい。これにより浄福寺・宗泉寺の側も徳福寺との関係を説明せざるをえなくなるのである。

では、宝永元年五月一日に知恩院へ差し出した口上書から、浄福寺・宗泉寺の主張をみよう。

【史料11】（公事出入之覚書）

覚

一、泉州泉州郡分村瀧山ハ境内九千六百坪有之（虫撰）「徳福寺与申古跡地ニ而御座候処、退転仕候ニ付、延宝四年辰之年ニ御代官豊嶋権之丞様へ御訴訟申上、寺一字建立仕、寺号も徳福寺与申、常念

仏相勤居申候、翌年巳之年岡部美濃守様御検地帳ニも、浄土宗徳福寺境内松山御検地九千六百坪、内二五間二式間薬師堂一字、四間二式間之尼庵庵一字、ケ様ニ御検地御印被遊被下候、此方寺地礎成儀は御公儀様御帳面ニ而御座候御事

一、徳福寺ヲ今浄福寺と申候義は、御代官豊嶋権之丞様御訴訟申上相叶申ニ付、只今浄福寺と申候事

一、此度薬師堂建立御座候ニ付、此方寺を外之地江引申候、則御公儀様御帳面ニ而御座候へハ、今更寺地替申義何共難成迷惑ニ奉存候、以上

宝永元年申五月十四日

宗泉寺 領誉 判

浄福寺 単念 判

後住 願生 判

知恩院

単念儀ハ病氣ニ御座候

御役者中

二付、同判仕差上申也

三条目では、「御公儀様御帳面」（寺社帳面）に記載されていることを理由に引寺を拒否しており、元禄四年の寺社改に依拠しようとしている点はこれまでと同じである。しかし一方で、一・二条目の浄福寺の来歴に関する記述は大きく変わっている。すなわち、当該地（瀧山）は境内九六〇〇坪をもつ徳福寺の古跡地であったが、退転していたため、延宝四年（一六七六）に単念が寺一字を建立し徳福寺を再興した。延宝検地でも「浄土宗徳福寺境内松山御検地九千六百坪」と検地帳に記載された⁴⁷。元禄四年の寺社改でも寺社帳面に記載されて

古寺と公認された(一条目)。また、代官豊嶋権之丞へ訴えて寺号を徳福寺から浄福寺へ改めた(二条目)、と述べられている。浄福寺・宗泉寺の側も、これまでの浄福寺自体を古寺とする主張を捨て、延宝検地帳をベースにしながら徳福寺の古跡地を単念が継承したと主張しているのである。まさに薬師堂堪泉と関宿藩の主張に真正面から対抗したものと見えよう。

しかしながら、やはりこの主張にも問題が多い。例えば、代官豊嶋権之丞へ訴えて徳福寺から浄福寺へ寺号を改めたというが、年代が不明確なうえに理由にも触れておらず、唐突な感が否めない。また、徳福寺≡浄福寺とするにもかかわらず、寺社改で除地境内九六〇〇坪が薬師堂境内とに分割されたことについてまったく言及していない。そもそも浄福寺は、争論当初から七三六〇坪を自らの境内地だと主張し続けていたのであり、九六〇〇坪を自らの境内地だとする認識はなかったはずである。このように浄福寺・宗泉寺の主張も、徳福寺と浄福寺は直接には結びつかないという歴史的事実に規定されて、十分なも

のにはならなかったのである。

以上のように、この第一段階第二期では徳福寺との関係が新たな争点として浮かぶ上がってくるようになった。それは、一面では双方の主張が歴史的事実に接近しつつあったとみることもできようが、もともと両寺とも徳福寺とは直接結びつかないのであり、そのため多くの問題点を抱え込むことになった。それを如何に克服するか、この点が次の段階の課題となるのである。

四 争論の展開③ — 第二段階 —

(1) 第二段階の構図

宝永元年(一七〇四)六月以降の第二段階の経過は「訴訟控」からうかがえる。ただし、ここには争論にかかわる願書・届書などが九通書き写されているが、うち三通は第一段階のものであり⁽⁴⁹⁾、第二段階のものは六通しかない。そのため第一段階のように経過を詳細に知ることは不可能であるが、宝永元年一月に国分寺(薬師堂)住持堪泉が堺奉行へ出訴し⁽⁴⁹⁾、同月に三村役人が浄福寺の主張を擁護する口上書を差し出したこと⁽⁵⁰⁾、そして宝永二年(一七〇五)閏四月に堪泉が今度は幕府の寺社奉行所へ出訴し⁽⁵¹⁾、浄福寺も返答書を差し出したこと⁽⁵²⁾、宝永三年(一七〇六)八月に寺社奉行所から浄福寺の勝訴とする裁許が下り、争論がようやく終結したことは把握できる⁽⁵³⁾。この経過から、とりあえず次の二点を押さえておきたい。

第一に、堺奉行や幕府寺社奉行所への訴状が堪泉から差し出されているように、関宿藩が争論から手を引き、堪泉が争論の前面に登場するようになってきていることである。その理由は不明であるが⁽⁵⁴⁾、これにより薬師堂堪泉と浄福寺単念・願生が直接対峙することになった。なお、増上寺や知恩院が関与した形跡もない。元禄一六年十一月に関宿藩から浄福寺の引寺を求められたものの(史料10)、浄福寺・宗泉寺の反論をうけ(史料11)、とくに動かなかったということであ

ろうか。

第二に、三村役人が浄福寺の側にたつてゐることである。その理由も未詳であるが、おそらく関宿藩がかかわらなくなったことと関係している。

これらの点を前提にしながら、次項以降では第二段階における薬師堂堪泉の主張、浄福寺単念・願生の主張、争論の結末について検討する。ただし、堪泉の堺奉行所への訴状に対する単念・願生の反論が残っていないこと、堪泉の堺奉行所への訴状と寺社奉行所への訴状の間に大きな内容の違いはみられないことを踏まえ、寺社奉行所でのやりとりを絞ることにする。

(2) 薬師堂堪泉の主張

まず宝永二年閏四月一六日に堪泉が寺社奉行所へ差し出した訴状⁽⁵⁾をみよう。訴状の末尾には「如先規之薬師堂境内九千六百坪拙僧支配ニ被為仰付被下候ハは難有可奉存候」とあり、この段階でも堪泉の要求は浄福寺境内七三六〇坪の引渡しであつたことが確認できるが、その根拠が四つのまとまり(三つの箇条とその後のまとまり)に分けて記されているので、順を追ってみていくことにする。

ひとつめには、薬師堂の来歴が次のように記されている。

i 「瀧山国分寺薬師堂」は「光明皇后御誕生之地、智海上人開基」と伝えられており、古い絵伝を所持している。

ii 境内は一二〇間×八〇間(九六〇〇坪)の除地で、「真言宗高野

山往生院谷之蜜蔵院末寺」であつた。

iii 元禄一二年(一六九九)に関宿藩へ願つて、堪泉が除地を申し請けた。そして蜜蔵院と国分村百姓の同意を得て、江戸護国寺の末寺になつた。堪泉が除地を受け取つた際、百姓から「薬師堂境内」として二二四〇坪を渡された。

iv 「少々建立も可仕と奉存候故」かれこれ尋ねたところ、「徳福寺境内九千六百坪之旨」を聞き、境内について調べた。それにより、「古来」から薬師堂の寺号は「徳福寺」であつたが、元禄四年(一六九一)の寺社改の際には、その寺号を書き上げず、薬師堂とだけ記したことが明らかになつたので、大坂町奉行所へ「上古」の寺号である「国分寺」を願い、寺社帳面に記載された。

当然のことながら、この記述は徳福寺の除地境内九六〇〇坪が堪泉のものであることを示すところに目的があるが、にもかかわらず堪泉が自らの寺を「国分寺薬師堂」と呼んでいる点がまずは注目される。先に元禄一六年の口上書(史料10)では「徳福寺」と記しておきながら、このように呼んでいるのは、元禄一六年の口上書が増上寺宛であつたのに対し、この訴状は寺社奉行所へ差し出すものであり、そのため元禄四年の寺社改で堺奉行に薬師堂として公認されたこと、さらには元禄一二年に大坂町奉行へ願つて寺号を国分寺に改めたことを等閑にすることができなかつたためと考えられる。

そうなると「国分寺薬師堂」と「徳福寺」の関係が問題となるが、次に注目されるのは、その説明の仕方である。ivによれば、「古来」

から薬師堂の寺号は「徳福寺」であつたが、大坂町奉行所へは「上古」の寺号である「国分寺」を願つたと述べて、徳福寺Ⅱ薬師堂であることを主張している。しかし明らかに不自然である。堪泉が薬師堂の寺号を国分寺に改めたのは、先述したように寺を権威付けるためであつたと考えられるが、その際には、徳福寺と薬師堂は直接結びつくものではなかつたため、徳福寺の存在を意識していなかつたにもかかわらず、ここで徳福寺Ⅱ薬師堂という主張をせざるをえなくなつたことにより生じた無理といえよう。

なお、光明皇后誕生地や智海上人開基といった伝説を描いた古い絵伝を所持していると述べている点も興味深い。薬師堂が古寺であることを補強するために記されたと考えられるが、この伝説は現在まで伝わるものである。

二つめのまとまりには、延宝検地のことが記されている。すなわち、(i) 延宝七年(一六七九)の国分村検地帳にも「徳福寺境内除地三町二反歩、百式拾間二八拾間、内二薬師堂有」と記されており、徳福寺が薬師堂の寺号であり、境内が除地であることは間違いないこと、(ii) 検地帳の徳福寺の肩書きに「浄土宗」とあるのは、「其節薬師堂無住にて御座候故」の誤りであること、(iii) 徳福寺が真言宗であることは「宗旨御改帳」で明らかであること、が述べられている。

このうち i は徳福寺が薬師堂の寺号であることを示す唯一の証拠になつており、その意味ではここでの堪泉の主張にとつても延宝検地帳が大きな拠り所になつていたことが知られるが、しかしこれはあくま

で徳福寺境内に薬師堂があつたことを記しているだけである。これも徳福寺Ⅱ薬師堂を主張するための無理といえよう。

また、iii が事実であるかどうかは別にして、たしかに徳福寺はもともと真言宗であつたとは考えられるが(後述)、ii のように「浄土宗」という記載を単なる誤りと理解してしまうのは不自然である。単念・願生のみならず(元禄一六年の口上書)、関宿藩も(史料5)、三村役人も(史料3・9)、これまで延宝四年(一六七六)に単念が当該地に定着したと述べてきていることからすると、やはり、先述したように、単念の存在によつて「浄土宗」と記載されたと理解すべきであろう。しかし徳福寺Ⅱ薬師堂を主張するうえでは、それを認めるわけにはいかなかつたのである。

三つめのまとまりでは、今度は浄福寺の来歴が記されている。すなわち、貞享三年(一六八六)に国分村・平井村・黒石村の百姓が「薬師堂境内」に鐘楼を建立し、「浄土宗之道心単念」を置いて時鐘を撞かせたところ、単念は自らの庵室を浄福寺と名付け「御帳面」に書き載せた。そのうえ、単念は元禄四年(一六九一)の寺社改の際に「薬師堂境内」を分割し、七三六〇坪を浄福寺境内と書き付けた。このときも薬師堂は無住であつた、と述べられている。

以前の主張と比べると二つの点で変化がみられる。ひとつは、単念が定着したのを貞享三年としていることである。おそらく延宝検地の際には徳福寺は無住であつたという先の主張との整合性を保つたためのものであり、これも事実とはいえないであろう。もうひとつは、三村

百姓が単念を置き、単念自身が不法にも薬師堂境内を分割したと記していることである。浄福寺は新寺であり、元禄四年の寺社改の正当性を否定する点は、堪泉の主張の根幹であり以前と同じであるが、国分村庄屋三郎右衛門の存在を記さなくなっているのである。ただし、その理由はよくわからない。

四つめのまとめりでは、浄福寺の主張（おそらく堺奉行へ述べた主張）への反論が記されている。すなわち、(i) 浄福寺は、延宝四年に徳福寺を建立し、その後貞享二年（一六八五）に浄福寺に寺号を改めたと主張しているが納得できない、と述べたうえで、その証拠として、(ii) 徳福寺として建立した寺であるならば、(寺社改の際に) 延宝検地帳の通り徳福寺境内九六〇〇坪と書き上げるべきであるのに、浄福寺境内七三六〇坪と書き上げたのは不審であること、(iii) 天和二年（一六八二）に単念が「一万日念仏興行」を行った際の奉加帳には「徳福寺之寺中単念」と記されているが、単念が徳福寺の住職であるならば、「寺中単念」と書くはずはないこと、(iv) 貞享二年に徳福寺を浄福寺へ改めたはずであるにもかかわらず、貞享四年（一六八七）の宗旨改帳面に「真言宗高野山蜜蔵院末寺徳福寺・浄土宗堺宗泉寺末寺浄福寺」とあること、を掲げている。これは、浄福寺は徳福寺を継承する寺であり、単念はもともと徳福寺の住職であったとする浄福寺の主張を否定しようとするものであるが、このうち少なくとも ii は、前章でも触れたように、まったく的を射た指摘であり、堪泉の反論は妥当なものといえよう。

以上のように、堪泉は、ここでも延宝検地帳を拠り所とし、徳福寺を薬師堂の寺号と位置付けることにより、徳福寺の除地境内九六〇〇坪を自らのものにした。薬師堂と徳福寺の関係や延宝検地帳の内容に言及するなど、その主張には一定の深化がみられたが、しかしそれでも徳福寺と薬師堂が直接には結びつかないという歴史的事実の壁は厚く、説得力のある主張を展開することはできなかった。ただし、それとは対照的に、浄福寺の主張に対する反論は明快であった。

(3) 浄福寺単念・願生の主張

次に浄福寺単念・願生の主張を堪泉の訴状に対する返答書からみよう⁵⁰⁰。末尾には「先規御帳面之通被為聞召上被為仰付被下候難有可奉存候」とあり、この段階の単念・願生も「御帳面」（元禄四年の寺社帳面）に依拠しながら境内七三六〇坪の引渡しを拒否していたことが確認できるが、その根拠が三つの箇条書に分けて記されているので、これについても順を追ってみていくことにしよう。なお、文中に「単念と申僧」といった表現があるので、この返答書は願生が作成したものと考えられる。

一条目には浄福寺の来歴が次のように記されている。

i 「瀧山徳福寺」は「光明皇后誕生地」と伝えられている。

ii 徳福寺境内は九六〇〇坪で除地である。

iii 徳福寺は「退転」し、「仏事勤行之僧」もいなくなっていた。そ

こで延宝四年（一六七六）に、（単念が）「三ヶ村之庄屋・年寄・惣百姓」の同意を得て代官豊嶋権之丞へ願ひ、寺一字を建立し、堺宗泉寺の末寺とした。そして常念仏を始めた。

iv （堪泉は）「徳福寺ハ薬師堂ニテ寺社^{（地カ）}往古方真言之内」と主張しているが、「尤昔ハ左様ニも御座可有之候得共」、「退転地」であったのを単念が取り立て、浄土宗を「相続」したのである。「退転」していた証拠に、単念が寺を取り立てた際にも、延宝検地の際にも、誰からも反発はなかった。すなわち単念が検地をうけ、検地帳に「浄土宗徳福寺」と記載されたのである。また、薬師堂が高野山蜜蔵院末寺となつたのは延宝六年（一六七八）のことである^{（57）}。

この記述は単念が徳福寺を継承したことを示すところに目的があり、宝永元年の覚書（史料11）と同じく、徳福寺の「退転」と単念による再興という道筋が描かれている。その際注目されるのは、ivで堪泉の徳福寺は一貫して真言宗であるとの主張に対し、「尤昔ハ左様ニも御座可有之候得共」としたうえで、「退転地」を浄土宗として再興したと主張していることである。ここからは徳福寺がもともとは真言宗の寺であったこと、その真言宗の寺としての終焉を単念・願生が「退転」と表現していたことがわかる。なお、iiiの三村の同意を得て寺が建立されたという表現は宝永元年の覚書にはみられなかったものである。三村役人が浄福寺の側にたつようになったことと関係しているかもしれない。

二条目には、延宝検地のことが記されている。すなわち、(i) 延

宝七年の検地帳に「徳福寺境内除地三町式反歩（中略）内ニ薬師堂有」とあることは間違いないが、「徳福寺之片書ニ浄土宗と有之」こともまた確かである。(ii) そのときには「手前之僧」に（薬師堂の）「香花灯明」を勤めさせていた。(iii) 徳福寺が浄土宗であることは「宗旨御改帳」で明らかである、と述べられている。iについては一条目でも触れており、単念・願生の徳福寺≡浄福寺の主張にとつても延宝検地帳が大きな拠り所であったことが改めて確認できる。なお、ii・iiiについては事実かどうか不明である。

三条目には、堪泉の訴状の内容に対する反論などが次のように記されている。

i 「浄土宗浄福寺建立之儀」^{（58）}は延宝四年、「鐘楼建立之儀」は延宝五年であり、貞享三年という堪泉の主張は誤りである。

ii 堪泉は単念を（正規の僧侶ではなく）「鐘つき」のように申しているが、単念は延宝四年に念仏堂を建立しており、「浄福寺住持」^{（59）}に間違いない。「鐘楼」は後でできたものである。

iii 元禄四年（一六九一）の「浄福寺境内坪分之儀」^{（60）}については、「別書付」を差し上げる。「此節大勝と申候僧慥ニ勤居申、則宗旨判形御座候」。

iv 「徳福寺を浄福寺と替申候断書付別紙ニ御座候」。

v 堪泉が「単念出し申候万人講之奉加帳ニ徳福寺中単念とハ有間敷」と主張しているが、それは「田舎之儀ニ候へは不調法成事」であり、「単念と申僧無筆同前之僧」^{（61）}であったためである。

vi 貞享四年（一六八七）の宗旨改以前に（寺号を）浄福寺に改めたのであるから、「徳福寺と申候寺は有間敷様ニ奉存候」。「委細庄屋中可被申上候」。

このうち i に関しては、念仏堂や鐘樓の建立は別にして、先述したように延宝四年頃に徳福寺境内に定着したことは確実なので、妥当な内容である。一方 ii は微妙である。常念仏も勤めていたことからすると単なる鐘撞きではないが、徳福寺住職というような確固とした存在でもなかったであろう。

そのうえで単念・願生の徳福寺Ⅱ浄福寺の主張にとって重要なのは iii と iv の問題である。

しかし iii については、「別書付」が残っておらず、どのような主張がなされたのか、残念ながら不明である。ただ、大勝という僧の存在に触れている点には注目しておきたい。これに関しては、「別書付」とは別に返答書に添えられたと考えられる年譜書（「浄福寺起立以来之記録」⁽⁶¹⁾）に次のような記述がある。

【史料 1 2】

拾五年以前

- 一、元禄四未年寺社御帳面出来
寺社御奉行佐久間丹後守様
寺社御帳面
- 一、浄土宗
本寺泉州堺
宗泉寺
- 浄福寺
単念判

御検地除地境内七千三百六拾坪

一、真言宗

本寺高野山

薬師堂

蜜蔵院

大勝判

御除地境内式千式百四拾坪

ここからは、寺社改の当時、薬師堂は高野山蜜蔵院の末寺であり、そこには大勝という僧が存在していたことがわかる⁽⁶²⁾。

一方、iv については、これも「別紙」が残されていないが、年譜書には次のようにある。

【史料 1 3】

一、貞享式年丑之年

浄福寺と寺号を替申候儀ハ、同村福徳寺と申寺御座候二付、
徳福寺・福徳寺二ヶ寺まきらハしく御座候間、徳福寺を浄
福寺と御替被遊被下候と国分村庄屋三郎右衛門御訴訟申
上相叶候而、徳福寺を只今浄福寺と申候

ここには、同じ国分村内にある福徳寺とまぎらわしいことを理由に貞享二年（一六八五）に徳福寺から浄福寺へ寺号を改めたと述べられているが、にわかには信じがたい内容である。

このこととかかわって注目されるのが v と vi である。v は、天和二年の奉加帳の「徳福寺之寺中単念」という記載を踏まえ、堪泉が「徳福寺にて御座候へは（単念が徳福寺の住職であるならば：筆者注）、寺中単念とハ書申間敷く奉存候」と主張したことへの返答である。また vi は、貞享四年（一六八七）の宗旨改帳面に「真言宗高野山蜜蔵院

末寺徳福寺・浄土宗堺宗泉寺末寺浄福寺」という記載があるとの堪泉の主張への返答である。いずれも堪泉の主張は単念が徳福寺の住職ではなかったことを指摘するものであるが、それに対する単念・願生の返答は、堪泉の主張を認めてはいないが、何とも歯切れの悪い否定の仕方である。

こうしたiv・viの記述は、延宝検地帳には「浄土宗徳福寺」と記載されていたとはいえ、単念は徳福寺の住職といえるような存在ではなかったこと、徳福寺と浄福寺が直接には結びつかないことを逆に示しているといえよう。

以上のように、浄福寺単念・願生も、延宝検地帳を抛り所として、徳福寺の後継としての位置づけを主張し、除地境内七三六〇坪を維持しようとした。ここでは、徳福寺から浄福寺へ寺号を改めた事情や境内地が分割された事情に言及するなど一定の深化がみられたが、それでもやはり浄福寺は徳福寺と直接には結びつかないという歴史的事実に阻まれて、単念・願生も説得力のある主張を展開できなかったのである。

要するに、争論が徳福寺との関係を争点とするようになったにもかかわらず、歴史的事実としては双方とも徳福寺とは直接に結びつかないため、どれだけ主張を補強しても十全なものにすることはできなかったのである。そうした中、宝永三年（一七〇六）八月に幕府寺社奉行所は浄福寺勝訴の裁許を下す。最後にこれについてみよう。

（4）寺社奉行所の裁許

宝永三年（一七〇六）八月一六日、願生と宗泉寺は寺社奉行所の裁許に対する請書⁶³を差し出した。ここには以下のような裁許の内容が記されている⁶⁴。なお、請書の後ろには、増上寺役者靈鑑の奥印と三村役人の奥印が添えられている。

i 「堪泉が持ち出した」絵伝には、「瀧薬師堂」の書付がないばかりか何も記されていない。そのうえ、その絵伝は紀州鹿瀬田村から堪泉が調達したものであり、薬師堂のものではない。

ii 薬師堂に寺号はない。「只今」の浄福寺は「最前」の徳福寺に間違いない。（徳福寺は）たとえ以前に真言宗であつたとしても、延宝四年より単念が「浄土宗常念仏」を起立したからには、浄土宗に間違いない。にもかかわらず堪泉が「浄福寺境内共致一所二度相願候段難立儀」である。延宝検地に際しても「浄土宗徳福寺」と検地帳に記載されている。

iii 「延宝三年之帳面と元禄弍年之帳面相違旨」により、元禄四年に堺奉行から「地頭役人」へ取調べ（寺社改）が命じられ、「地頭役人」が「帳面被相改、浄土宗浄福寺境内と瀧薬師堂真言宗と二品相認」め、帳面を堺奉行所へ差し出した⁶⁵。

iv （元代官の）万年長十郎へ延宝三年・貞享四年の宗旨帳面の提出を命じたが、「右宗旨帳面無之」とのことと、貞享五年（一六八八）の宗旨帳面一冊を差し出してきた。（それによれば）「徳福寺印判」と「薬師堂守大勝印形」は異なっている。

v 高野山蜜蔵院へ尋ねたところ、「~~薬師~~堂二は寺号無之候二付、離末証文ニ茂瀧薬師堂真言と認候」との書付を差し出してきた。

vi 国分村・平井村・黒石村の役人を取り調べたところ、「薬師堂ハ寺号無之、式拾八年已前二初て高野山蜜蔵院致末ニ、国分村三郎右衛門弟大勝と申者堂寺附申候、浄福寺ハ浄土宗ニて爰前之徳福寺二紛無之」という口書を銘々が差し出した。

vii 「延享三年之帳面」を取り調べたところ、その当時の徳福寺は無住であり、延宝四年に単念が浄土宗を「中興開基」したのであるから、浄土宗に間違いはない。

このように裁許の根拠を挙げたうえで、さらに(viii)「検地御帳面ニも浄土宗と有之、元禄四未年改候御帳面相違無之旨、先地頭牧野備前役人より堺御奉行所江指出候、只今以右帳面堺御奉行所預ニて御用之上は、湛泉申分難立不届」と、再び延宝検地と元禄四年の寺社改を取り上げて湛泉の訴を不法とする一方で、(ix)これ以上湛泉が争わなければ「宥免」するとし、「元禄四年相改堺御奉行所江納候帳面之通、七千三百六拾坪と浄土宗浄福寺境内、式千式百四拾坪と瀧薬師堂境内」との裁許を下したようである。

この裁許の第一の特徴は、浄福寺を徳福寺の後継の寺と公認していることである(ii・vii)。まず薬師堂湛泉の徳福寺Ⅱ薬師堂の主張については、絵伝が偽物であること(i)、薬師堂にはもともと寺号がないこと(ii・v・vi)、さらには延宝七年に初めて蜜蔵院末とし、堂守を置いたこと(vi)を理由に否定しているが、おそらくこれは歴

史的事実符合した判断といえよう。そのうえで、単念が延宝四年から徳福寺境内で常念仏を始めたとし、それを徳福寺の「中興開基」と認めて(ii・vii)、浄福寺単念・願生の主張のとおり徳福寺Ⅱ浄福寺と裁定しているのであるが、注意がいるのは、三村役人の証言で補強しているとはいえず、その具体的な証拠として掲げられているのが、こ

こでも延宝検地帳の「浄土宗徳福寺」という記載のみという点である。一方で、とても信じがたい徳福寺から浄福寺へ寺号を改めた際の理由や、単念は徳福寺の任職ではないと湛泉が主張する根拠となり、それを単念・願生がきっぱりと否定できなかった奉加帳の記載については一切言及されていない。また、湛泉の同様の主張の根拠となった貞享四年の宗旨改帳面に関しては、寺社奉行はその存在を否定している(viii)、湛泉の主張自体が虚偽であった可能性もあるが、だとしても願生が歯切れの悪い否定しかできなかった事実は動かさない。先述したように、これらのことは徳福寺と浄福寺が直接には結び付かない歴史的事実を示しているにもかかわらず、寺社奉行所はまったく無視しているのである。寺社奉行所は、基本的には延宝検地帳の「浄土宗徳福寺」という記述だけに依拠して徳福寺Ⅱ浄福寺と裁定したと理解できよう。

裁許の第二の特徴は、このように浄福寺を徳福寺の後継の寺と公認する一方で、元禄四年の寺社改も認めていることである(iii・viii)。寺社帳面には浄福寺境内七三六〇坪と薬師堂二二四〇坪が古寺として記載されていたはずであり、それは徳福寺Ⅱ浄福寺の裁定と矛盾する

ものであるにもかかわらず否定しないのである。viiiの表現から考えると、寺社奉行所は、寺社帳面は牧野家から堺奉行所へ差し出したものであり、これまで堺奉行所で用いてきたのであるから、それはそれとして容認しようという判断であったのではなからうか。

このように寺社奉行所はあくまで延宝検地帳と元禄四年の寺社帳面の両者に依拠して浄福寺勝訴の裁許を下したのであり、そのことは、幕府にとつて、延宝検地と元禄四年の寺社改の双方が（たとえ内容が矛盾する関係にあつたり、歴史的事実とは異なる内容を含んでいたとしても）無視できないものであつたことを示していよう。

こうして空間的には、浄福寺の除地境内七三六〇坪、薬師堂の除地境内二二四〇坪という争論以前の状況がそのまま維持されることになつたのであるが、浄福寺にとつてはこの裁許は、単に境内を確保しえたということにとどまらない大きな意味をもつものであつた。すなわち、寺社奉行所により徳福寺の後継としての公認を与えられたことにより、新しい確固とした古寺としての位置づけを獲得したのである。

最後に、元禄四年の寺社改の際に徳福寺境内が浄福寺境内と薬師堂境内とに分割された事情について補足しておきたい。これに関してまず目にとまるのは、iiiに「延宝三年之帳面と元禄四年之帳面相違旨」により寺社改が実施された」と記されていることである。しかし、これはおそらく徳福寺・浄福寺・薬師堂にかかわる個別の問題ではなく、新たな寺社改を要請した泉州全体の問題を指している可能性が高い⁽⁶⁰⁾。他方、viには「延宝七年に薬師堂を高野山蜜蔵院の末寺とし、

その際に国分村庄屋三郎右衛門の弟大勝を堂守に置いた」と記されている。この大勝が寺社改の段階でも薬師堂の住職（堂守）であつたことは先述した。これらのことから、薬師堂境内二二四〇坪の成立にも三郎右衛門のイニシアチブが発揮されたことがうかがえよう。さらにいえば、三郎右衛門・浄福寺単念・薬師堂堪泉が密接な関係にあつたからこそ、元禄四年の段階では境内地の分割が帳面上だけで済まされることになつたのであろう。なお、請書の後ろにある三村役人の奥印の中には「大勝事源右衛門」という名前も記されており、大勝が寺社改後に（堪泉が薬師堂の住職になる元禄一二年以前に）還俗したことが確認できる。

おわりに

(1) 徳福寺・浄福寺・薬師堂の展開（仮説）

はじめに述べた課題に沿いながらまとめを行いたい。まず、一七世紀～一八世紀初頭における徳福寺・浄福寺・薬師堂の展開を、いくつかの時期に分けて仮説的に整理しておきたい。

① 中世末～一七世紀前半：徳福寺の衰退

もともと当該地には真言宗の徳福寺があつた。徳福寺は宮里地域の寺として存在し、瀧山六坊とも呼ばれるごく小規模な一山寺院を形成していたと考えられる。しかし、中世末には衰退しており、そのため朱印地は認められず、境内地は宮里三村立会の除地となつた。

②一七世紀後半：国分村庄屋三郎右衛門家の差配

寛文六年（一六六六）頃から道心者の単念が宮里三村の墓地にあった堂で念仏を勤めるようになる。その中で単念は国分村庄屋三郎右衛門との関係を築き、延宝四年（一六七六）頃に三郎右衛門の主導で無住化していた徳福寺境内に浄土宗の僧として定着するようになる。これにより延宝検地では、「浄土宗徳福寺」として除地境内九六〇〇坪が公認されることになった。

さらに延宝七年頃に（おそらく検地後か）、三郎右衛門は徳福寺境内にあった薬師堂を高野山蜜蔵院の末寺とし、弟大勝を堂守に置く。

このように、この時期の徳福寺の除地境内九六〇〇坪は、表向きは国分村・平井村・黒石村の立会地であったが、実質的には国分村庄屋三郎右衛門が独自に差配していたと考えられる。それが可能となった背景には、ひとつに徳福寺の衰退により、徳福寺あるいはその除地境内と宮里地域との実体的な関係が途切れてしまったこと、ふたつに地元の国分村において三郎右衛門家が圧倒的な力を保持していたことがあったと考えられる。この時期の単念や大勝は三郎右衛門家に支えられることにより存立しえたといえよう。さらに、後の浄福寺境内が狭義の境内部分と山林部分で構成されていたことも勘案すると、おそらく三郎右衛門にとって徳福寺の除地の問題は自らの山林利益における利害ともかかわるものであったと想定される。

③一七世紀末：浄福寺・薬師堂の成立と展開

検地後、三郎右衛門の援助により、念仏堂や鐘楼堂が建立され、単

念の寺（浄福寺）としての実質が整えられていく。そこで単念は時鐘を撞き、常念仏を勤めるが、常念仏を通して宮里三村との間に仏約関係をとり結ぶようになり、浄福寺は三村の生活の中に少しずつ根付いていくことになる。また、堺の宗泉寺の末寺にもなった。一方で薬師堂についても堂舎の整備などが進められたかもしれないが、具体的ことは不明である。

元禄四年（一六九一）、堺奉行の寺社改が行われる。そこでは「古跡」の把握がはかられるが、国分村庄屋三郎右衛門は三村役人の同意を得て、徳福寺の除地境内九六〇〇坪を浄福寺境内七三六〇坪と薬師堂境内二二四〇坪に分割し、さらには両寺を古寺に仕立てあげ、寺社帳面に記載する。こうして浄福寺境内七三六〇坪と薬師堂境内二二四〇坪が堺奉行の公認をうけた古寺として成立することになった。ただし、薬師堂の大勝はその後還俗する。

また、元禄九年（一六九六）には、増上寺と知恩院によって開基改が行われ、浄福寺はそこでも古寺と公認される。これにより浄福寺は古寺としての位置づけをさらに確かなものにしていく。

元禄一二年（一六九九）、江戸護国寺の弟子僧・堪泉が護国寺と関宿藩牧野家のつながりを背景として薬師堂の任職に就く（このとき薬師堂は護国寺末になる）。同時に、傍示によって浄福寺境内と薬師堂境内が実際に分割され、境内地の空間ができあがる。また、堪泉は薬師堂の寺号を国分寺に改めて寺の権威化をはかるが、彼自身は護国寺に滞在したままであった。

一方、同年に国分村庄屋が三郎右衛門と近い関係にあった藤四郎から仁左衛門へ交替したのに伴い、国分村に預けられていた単念の印鑑が浄福寺へ返されることになった。

この時期は、元禄四年の寺社改を画期として浄福寺と薬師堂が成立し、さらには両寺の三郎右衛門（藤四郎）家あるいは国分村からの自立化が進んだところに特徴がある。その背景のひとつに、三郎右衛門（藤四郎）家の衰退を伴う国分村の社会秩序の変化があったと思われる⁶⁷。ただし、浄福寺が同時に仏約関係を通して宮里三村の中にさらに内在化していったと想定されるのに対し、薬師堂は（おそらく護国寺の寺勢拡大の動きに呑み込まれることにより）国分村あるいは宮里三村から遊離していくことになったのであり、両寺の向う方向は大きく異なっていた。

④一八世紀初頭：争論と近世的枠組の確立

元禄一三年（一七〇〇）、薬師堂と浄福寺の間で境内地をめぐる争論が起こる。そこでまず注目できるのは、薬師堂堪泉が関宿藩と結びつき浄福寺へ境内地の引渡しを求めたのに対して、浄福寺（単念・願生）と本寺宗泉寺が元禄四年の寺社改に全面的に依拠し、境内地が古寺として公認されている点、それにより堺奉行や大坂町奉行に境内地の管轄権がある点を主張して強硬に反発したこと、同時にその中で藩に同調する三村役人とも真つ向から対峙したことである。ここには、争論が浄福寺の国分村あるいは宮里三村からのさらなる自立化を促したこと、その際元禄四年の寺社改が根拠となったことが示されている。

しかし、その後争論は徳福寺との関係を争点とするようになる。ここでは、薬師堂堪泉と浄福寺単念・願生の双方が、延宝検地帳を抛り所としながら徳福寺との関係を繰り返し主張するが、結局のところ、両寺とも徳福寺と直接には結びつかないという歴史的事実に規定されて、十分な主張はできなかった。こうした中で寺社奉行所は、延宝検地帳と元禄四年の寺社帳面のみに依拠する形で浄福寺勝訴の裁許を下した。これにより浄福寺境内七三六〇坪と薬師堂境内二二四〇坪が再び確定すると同時に、（歴史的事実ではないにもかかわらず）浄福寺は徳福寺の後継として新たな確固とした古寺としての位置づけを獲得することになった。

この後、三浦家文書に浄福寺や薬師堂が登場するのは一九世紀のことである。それによれば、一九世紀初頭には、浄福寺が常念仏を通してとり結ぶ関係の範囲は国分村だけに収縮してしまっている⁶⁸。一方で、文政二年（一八一九）からは国分村の浄土宗の檀那寺である宗泉寺に代わって宗旨改を行うようになっていく⁶⁹。正確な時期は未詳であるが、天保期以降に正式な檀那寺になったようである。これらのことから、争論後の浄福寺が宮里地域の寺から国分村一村の寺へと変質していったことがうかがえよう。他方、一九世紀の薬師堂は河州天野山千手院末の無住寺院となっている⁷⁰。宮里三村や国分村と実体的な関係をとりに結ばなかった（とり結ばなかった）薬師堂は、堪泉の後住職が続かず、寺の形骸化が進行したのではなからうか⁷¹。このように浄福寺・薬師堂のあり様は一八〜一九世紀においても変わ

つていくのであるが、にもかかわらず浄福寺の除地境内七三六〇坪・薬師堂の除地境内二二四〇坪（いずれも宮里三村の立会地）という枠組は、明治六年（一八三七）の薬師堂の廃寺と境内地の上り地まで、消えることなく厳然と維持されたのである。その意味で、争論の裁許によつて浄福寺と薬師堂をめぐる近世的な枠組が確立されることになつたといえよう⁷²⁰。

（2）一七世紀の寺社の展開と元禄四年の寺社改

続いて、浄福寺・薬師堂の実態に基づきながら、元禄四年（一六九一）の堺奉行による寺社改の性格について考察したい。

浄福寺・薬師堂の当初のあり様は非常に不安定なものであつた。繰り返しになるが、浄福寺の単念は、もともとは宮里三村の墓地にある堂で念仏を勤める道心者（勧進宗教者）であり、国分村庄屋三郎右衛門との関係を築いたことで徳福寺境内に定着したのであつた。そして三郎右衛門の支援をうけて念仏堂や鐘楼堂を建立し、浄福寺としての実質を整備すると同時に、その住職としての地位を獲得していったと考えられる。一方、薬師堂の大勝は三郎右衛門の弟であり、その関係により薬師堂の堂守となつたのであつた。薬師堂自体はそれ以前から徳福寺境内に存在したが、大勝が堂守になると同時に高野山蜜蔵院の末寺になつてゐることからすると、三郎右衛門によつて産み出された新寺同然であつたと思われる。このように、両寺は三郎右衛門の才覚によつて創出された寺であり、その住職・堂守も三郎右衛門との個人

的な関係によつて存立していたのである。浄福寺・単念も、薬師堂・大勝も三郎右衛門の裁量に左右される存在であつたといえよう。さらに、こうした寺の問題が三郎右衛門の山林利益における利害ともかわると考えられる点も勘案すると、さまざまな事情により寺が創出され、多様な性格の者が住職になりうる状況、それ故に寺・住職が不安定で流動的な当時の状況が浮かび上がつてこよう。表1によれば、延宝検地帳の国分寺が宝永三年の差出帳では福德寺となつてゐるが、ここにも不安定で流動的な状況があらわれてゐるのかもしれない。こうしたあり様は、代々の住職が周辺寺院の弟子僧から供給され、国分村百姓の檀那寺としてある程度安定的に持続してゐる一七世紀の浄福寺・西光寺・福德寺とは大きく様相を異にするものである。さらにいえば、具体的なことはまったく未検討であるが、そういった意味で寺社が容易に誕生し、そのために容易に消滅していく可能性をもつという状況は、同じ一七世紀の他村にも一定程度共通するものであつたのではなからうか。

このような状況に変化をもたらしたのは、元禄四年（一六九一）の堺奉行佐久間丹後守による寺社改であつた。先述したように、この寺社改では、（村により少しづつ異なるが）寺についてはおおよそ概要（宗派・本寺・住職・境内坪数）、来歴（検地など）、古老の記憶などが、神社についてもおおよそ概要（末社・境内坪数・社僧（寺名・宗派・本寺・住職）、来歴（検地など）、古老の記憶などが書き上げられたが、とくに「古跡」の把握にひとつの目的が置かれ、古老の記

憶が重視された点に特徴があつたと考えられる⁷³⁰。厳密に言えば、すべての寺社を書き上げさせたのか、「古跡」だけを書き上げさせたのか、判然としないところもあるが、この寺社改ではすべての寺に対し本寺あるいは触頭の設置を義務づけたと考えられる点⁷³¹、府中村に關しては一六もの寺社が書き上げられている点などからみて、おそらく前者であつたと思われる。そうなると問題になってくるのが、管見の限りすべての寺社が「古跡」として書き上げられている点である。府中村の場合、一六の寺社の中には八三五〇坪の境内地をもつ「五社惣社大明神社」からわずか一五坪の「熊野権現社」までが含まれており⁷³²、境内地が年貢地である寺も四つ存在している。これらすべてを本当の「古跡」と受け取ることは難しいのではなからうか。浄福寺や薬師堂の事例を踏まえるならば、「古跡」と「新地」の区分を前提にした寺社統制⁷³³の一環として改が実施される中で、現存の寺社の存立を維持・保障するために、(歴史的事実とは異なる)古老の記憶なるものが添えられて、「新たな」「古跡」が一定数創出されることになつたと考える方が妥当ではなからうか。そしてこれらは、境内坪数とともに寺社帳面に記載されることによつて、一定の境内地をもつ「古跡」(古寺)として公認されることになつたのである。

こうした元禄四年の寺社改が、即座にそれまで不安定で流動的な状況にあつた寺社の安定化と自立化に結び付いたわけではない。江戸護国寺の弟子僧・堪泉が、護国寺と藩主牧野家との關係を背景として、住職としての実体をもたないにもかかわらず、薬師堂の住職に就いて

いることからは、いまだ多様な性格の者が住職になりえたことを示している。また、浄福寺の三郎右衛門(藤四郎)家あるいは国分村からの自立化も、寺社改によつてもたらされたというよりは、三郎右衛門(藤四郎)家の衰退と庄屋退役に伴う村の社会秩序の変化などに負うところが大きいと思われる。そのうえ、薬師堂堪泉や関宿藩から境内地の引き渡しを求められるという事態も生じたのであつた。しかしながら、争論において堪泉や関宿藩、さらには宮里三村に対し浄福寺が元禄四年の寺社改に依拠して強硬に反発したこと、堪泉・関宿藩・宮里三村が結局のところそれを乗り越えることができなかったことから考えると、寺社改が寺あるいはその境内地の自立化・安定化を導く重要な根拠となつたことは明らかであろう⁷³⁴。

すなわち、「古跡」の把握をひとつの目的とした元禄四年の堺奉行による寺社改(法)が、村落レベルの寺社を古寺に仕立てあげていく動向を生み出し、その結果として、それまで不安定で流動的な側面を多分に有していた寺社の安定化・自立化が促進されることになつたといえるのではなからうか。寺の実態を踏まえ、それとの關係で元禄四年の寺社改をみると、その性格をこのように理解することが可能となるのではなからうか⁷³⁵。

注

(1) 町田哲「池田下村の村落構造―村役人・村内小集落・座」(同『近世和泉

の地域社会構造』山川出版社、二〇〇四年)。拙稿「近世泉州池田谷の生活世界」(『歴史評論』七〇九、二〇〇九年)。拙稿「近世の万町村と伏屋長左衛門家―『俗邑録』を題材として―」(『和泉市史紀要第16集 和泉中央丘陵における村の歴史』和泉市教育委員会、二〇〇九年、本論文第一章)。

(2) 前掲町田「池田下村の村落構造」一九七ページ。

(3) 三田智子「泉州泉郡南王子村の成立と展開―「村」の側面から考えるかわた村―」(二〇〇六年度大阪市立大学文学研究科提出修士論文)。齊藤絃子「泉州泉郡平野部における相給村落の構造と変容―近世池上村を素材に―」(二〇〇七年度大阪市立大学文学研究科提出修士論文)。

(4) 塚田孝「都市の周縁に生きる―一七世紀の大坂・三津寺町―」(同編『身分的周縁と近世社会4 都市の周縁に生きる』吉川弘文館、二〇〇六年)。

(5) 念のため付け加えておくと、村落レベルの寺社に限っても、すべての先行研究を把握できているわけではない。その点は課題であるが、管見の限りであれば、地域社会を構造的に分析する中で寺社を位置づけようとする近年の動向が重要であると考えている。

(6) なお、この争論を検討したものとして中西威晴「近世国分村における村と寺」(二〇〇五年度大阪市立大学文学部提出卒業論文)があるが、本稿では全面的に再検討した。

(7) 塚田孝「近世大坂の法と社会」(同編『近世大坂の法と社会』清文堂出版、二〇〇七年)。同「近世身分社会と大坂の非人身分」(同編『近世身分社会の比較史(国際円座報告書)』大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研

究センター、二〇一〇年)。同「都市法」(吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市2 権力とヘゲモニー』東京大学出版会、二〇一〇年)。同「近世大坂における芝居地の『法と社会』―身分的周縁の比較類型論にむけて―」(同編『身分的周縁の比較史―法と社会の視点から―』清文堂、二〇一〇年)。

(8) 以下、三浦家文書については整理番号(箱2―36など)のみを注記する。

(9) 慶長一二年(一六〇七)「泉州松尾谷之内久井村御検地帳」(久井町会共有文書A―105)。

(10) 福徳寺は現在の国分寺である。

(11) 「抜き書き」(箱2―36、明治初年の届書などを後年になって三浦英三が写し取ったもの)によれば、明治六年に香堂寺・中之坊・城山寺・薬師堂が廃寺となり、建物・什物・立木は入札で国分村戸長三浦楠五郎などに売り払われ、仏像は香堂寺と中之坊のものが福徳寺へ、城山寺と薬師堂のものが浄福寺へ預けられている。

(12) 史料には「堪泉」と「湛泉」の両方が出てくるが、本稿では、史料の引用部分を除いて「堪泉」で統一する。

(13) 箱6―1。『和泉市史紀要第17集 池田谷地域の開発と生活』(和泉市教育委員会、二〇一〇年)の史料編に全文を活字で掲載している。なお、箱6―3も同じものである。

(14) 箱2―34。前掲『和泉市史紀要第17集 池田谷地域の開発と生活』の史料編に全文を活字で掲載している。なお、箱7―8も同じものである。

(15) 表紙には「貞享二千年三月二日初而山に入」という記述もあるが、その

意味は理解できない。

(16) 願生が作成したのは、老年の単念に代わって、彼が主に争論にかかわったためであろう。

(17) ただし、記述の仕方からみて、願生が何かことが起こるたびごとに記したとは考えにくい。宝永元年六月頃にそれまでの経過をまとめて記述したのと思われる。

(18) この他、争論には直接かかわらない、正徳五年(一七一五)に浄福寺の鐘の鑄直しの許可を求めた願書一通も写されている。

(19) ここでは、表1の延宝七年「国分村検地帳」ではなく、「訴訟控」の中にある「浄福寺起立以来之記録」(箱2-34-⑨、後述)から引用した。後述の史料によれば「浄土宗」という文言があったことが明白であるにもかかわらず、表1の「国分村検地帳」では脱落してしまっているからである。表1の「国分村検地帳」も写しであるから、写しとる際に何らかの理由で落ちてしまったと考えられる。なお、史料1の前には「一、延宝五巳年 御検地有之候 御検地帳面之写」と記されている。

これによれば、史料1を延宝五年の検地帳と理解すべきであるようにも思われるが——実際、この地域では検地が延宝五年から七年にかけて実施され、延宝五年と七年の二度検地帳が作成されている(山下聡「十七世紀の春木川村」、『和泉市史紀要第10集 松尾谷南部の調査研究』和泉市教育委員会、二〇〇五年)——、この「浄福寺起立以来之記録」が添付された浄福寺の(薬師堂堪泉の訴状に対する)返答書には「延宝七末年岡部美濃守殿御検地帳」と明記されており、やはり延宝七年の検

地帳と考えるべきである。この記述は「延宝五年から検地があり、その中で作成された(延宝七年の)検地帳の写し」といったニュアンスであると考えられる。

(20) なお、表1に示したように、延宝検地帳には、城山寺については「寺造有、内六間三尺・四間 地藏堂有」とあり、氏神牛頭天王社・中坊・国分寺・光堂寺・西光寺については「宮建有」「寺造有」と記されるだけである。こうした記述から考えると、牛頭天王社・中坊・国分寺・光堂寺・西光寺には本殿または本堂のみがあり、城山寺には本堂と地藏堂があり、そして浄福寺には本堂・薬師堂・尼庵があったと想定できるかもしれない。

(21) 堺寺社奉行については未詳であるが、幕府が寛文九年(一六六九)に置いたものであり、実際には堺奉行が兼担したようである(『堺市史 続編第1巻』堺市、一九七一年)。

(22) 史料2には「浄福寺境内九千六百坪之内薬師堂式千式百四拾坪と御割被遊候而」とあり、浄福寺境内の一部を薬師堂境内に割いたという表現になっている。しかし、注(17)で述べたように、願生が「公事出入之覚書」を宝永元年六月頃に作成したとすれば、第三節で取り上げる史料11に示された徳福寺Ⅱ浄福寺という認識がそこに反映されていると考えられ、歴史的事実とはいえない。

(23) 寺社帳面が大坂町奉行のもとにあるのは、元禄九年(一六九六)二月に堺奉行所が廃止となり、大坂町奉行所に併合されたことによる。なお、堺奉行所は元禄一五年(一七〇二)十一月に再設置されるが、史料2の

五つめの簡条書きからは、その際にも再び堺奉行の寺社帳面に「国分寺」と貼り紙がされたことが確認できる。

(24) 『国史大事典』の「護国寺」の項参照。

(25) 『藩史大辞典』の「関宿藩」の項参照。

(26) この点に従えば、「薬師堂」ではなく「国分寺」と記す方が妥当であるかもしれない(実際、「公事出入之覚書」の表紙には「薬師堂国分寺」、表1の「国分村差出帳」には「瀧薬師国分寺」とある)。しかし、煩雑になるのを避けるため、史料の引用部分を除き「薬師堂」と記す。

(27) 延宝四年に宗泉寺の末寺になったという点も確証はなく、検討の余地がある。

(28) 後述の宝永二年(一七〇五)の薬師堂堪泉の訴状に対する浄福寺単念・願生の返答書(箱2―34―③)には、延宝四年に「念仏堂」を建立したと記されている。

(29) 元禄八年(二六九五)二月二五日「下作手形之事」(澤家所蔵文書〔旧市史筆写史料〕1―288)は、同日に三郎右衛門が万町村小右衛門・坪井村久太夫へ売り渡した土地についての下作証文であるが、ここでは下作人として三郎右衛門と藤四郎が署名している。前掲中西「近世国分村における村と寺」。

(30) 前掲中西「近世国分村における村と寺」。

(31) 『御触書寛保集成』一一八〇。

(32) 朝尾直弘「元禄二年堺大絵図を読む」(『都市と近世社会を考える』朝日新聞社、一九九九年、初出は「大絵図の背景」、『元禄二己巳歳堺大絵

図』前田書店、一九七七年)。

(33) 元禄四年「泉州泉州池上村寺社御改帳扣」(南清彦氏所蔵文書・箱7―33―1)。元文四年「泉州泉州之内片桐石見守領分寺社改帳」(同右・箱10―21―1)。

(34) 参考までに、「泉州泉州池上村寺社御改帳扣」のうち東ノ氏神天満天神社の部分を抄出しておく。

(西ノ氏神天満天神社についての記述、省略)

同村東之氏神

一、天満天神社 勸請時代不知

平地

此境内五百五拾八坪

社僧浄土宗 触頭泉州池上村養福寺 薬師寺当住正西(印)
往古方之宮地ニ而、文禄三年檢地之節も除地ニ而御座候、右
天満天神社ハ池上村之百姓古来方之産宮ニ而御座候、右薬師
寺ハ往古方之奥院社僧寺ニ而、無本寺ニ而御座候、此度触頭
相究指上ケ申候、右之薬師寺、寛文拾戌年御改之節ハ、古来
方之寺号薬師寺と書上ケ申候、又延宝三卯年寺院本末御改之
節ハ、住持ハ無御座、本尊薬師如来ニ而御座候ニ付、其時之
役人誤り、薬師堂と書上ケ申候、貞享二丑年・元禄元辰年右
両度之御改ニハ、古来方申伝候通、薬師寺と書付差上ケ申候
但、薬師寺、昔ハ大寺ニ而二王門御座候由、零落以後は二
王門之辺田地ニ成、字堂の内と文禄之檢地帳ニ御座候、農
民ハ大門と申ならハし候、并薬師寺之門前百姓御座候而、

八九十年程以前迄ハ其所ニ住居仕候得共、大坂一乱以前ニ村之中江家引申由承及候、其屋敷畑ニ成字土居と申候、右引越申候者共之子孫尔今三軒御座候、其外之者共跡絶申由、

宗意申候

委細僉儀被成候故、右之通書上ケ申候ニ付、宗意口書一札御取被成候

右之通少茂相違無御座候、然所当村一老宗意□召出見及聞及申候儀迄御尋被成、其旨書付、則宗意口書一札相添差上ケ申候、已上(下)延

元禄四辛未年三月十八日

池上村庄屋 理左衛門 (印)

同 年寄 吉左衛門 (印)

同 長右衛門 (印)

同 作左衛門 (印)

養福寺旦那・西ノ宮氏子惣代

吉右衛門 (印)

同 五郎左衛門 (印)

同 正左衛門 (印)

同 喜左衛門 (印)

好川藤次様

道場旦那・東ノ宮氏子惣代

角右衛門 (印)

同 久兵衛 (印)

池上村神社旧跡御尋被成候口書一札「」 留扣

(養福寺、道場、西ノ氏神天満天神社・奥院金蓮寺についての記述、省略)

一、東之氏神天満天神社并奥院薬師寺、昔ハ大寺ニ而二王門御座候由、零落以後ハ二王門之辺田地ニ成、字堂の内と文禄之檢地帳ニ御座候、農民ハ大門と申ならハシ候、并薬師堂之門前百姓御座候而、八九十年程以前迄ハ其所ニ住居仕候得共、大坂一乱以前村之中へ家引申由承及候、其屋敷跡畑ニ成字土居と申候、右引申候者共之子孫尔今三軒御座候、「」者共跡絶申候

右之通一々御尋御吟味之上、私見聞及候通書付差□申候儀相違無御座、実正明白ニ御座候、為其判形仕差上申候、已上

元禄四辛未年三月 泉州泉郡池上村

宗意

年八拾二(印)

好川藤次様

(35) 元禄四年「岡部美濃守領分寺社改帳書拔写」(『新修泉佐野市史 第六卷

史料編近世1』清文堂出版、二〇〇五年、三七三〜六ページ)。元禄一

一年「泉州泉郡・南郡御領分寺社改帳」(『和泉市史 第二卷』和泉市、

一九六八年、五二九〜四二ページ)。後者は、府中村ほか二六村が元禄

四年の「堺御番所佐久間丹後守様江松平伊賀守様御役人方上り候控帳」

に基づいて「吟味」を行い作成したものであり、基本的には元禄四年の

内容を踏襲しているとみて間違いない。

(36) 注(23)にも記したが、堺奉行所は元禄一五年(一七〇二)一月に再設置されている。

(37) ただし、史料7の「殊ニ浄福寺義ハ除地ニ七千三百六拾坪之間敷相極り、寺社帳面ニも御座候ハ、」という記述から考えると、開基帳面に除地の坪数までは記されていなかったのではなからうか。

(38) 元禄一六年九月に来村した石倉又兵衛と津久井武兵衛は、国分村庄屋の「私共如何様ニ申候而も承引不仕候」という言葉をうけ、即座に願生へ引寺撤回を求める願書を差し出すよう命じている(11)。ただし、同月二〇日に浄福寺から願書を差し出すよう命じられた願生が「是迄も百姓衆以御詫言申上候所ニ、当年も弥引寺之義殿様方被仰付候哉」と尋ねたのに対し、石倉が「成程我々被仰付候間、引申事不成日共有之候ハ、此度書付師・弟子両僧之判ヲ押指上ケ可被申候」と答えていることから考えると(13)、石倉・津久井は藩から引寺の命をうけて来村したものの、浄福寺(願生)の様子をみてすぐに願書提出の方針に切り替えたものと想定される。

(39) 黒石村が脱落しているが、その理由は不明である。

(40) 箱2―34―⑥。

(41) 勘兵衛と喜右衛門が「浄福寺いよく新寺ニ相極候ハ、三ヶ村庄屋・年寄迷惑可仕候、段々大六ヶ敷ニ罷成候間、何分浄福寺寺引申候様ニ致可然」と述べたことが記されているが、やや意味をとりにくい。この後、両人は再び願生へ「僧上寺・知恩院方申来り候得は、互ニ大六ヶ敷ニ成、浄福寺もいよく新寺ニ罷成候ハ、間、兎角内証ニ而替地ヲ請無事ニ被

成候得」、さらには「其上替地御請候得は、古寺ニて相済申候」と述べていることも考え合わせて、このように理解した。

(42) 「切坂」は国分村内の小字である。

(43) ただし、松井や河辺がどういう役職にあったのかは未詳である。

(44) 「是も又内寄りの様ニおもわれ候」というのは、「(関宿藩内全体ではなく)松井など一部の者の動きと思われる」というような意味と理解した。

(45) なお、本文では省略したが、一月二六日に割本が願生へ引寺を求めると同時に、「浄福寺境内木柴取申候義明日方難成候」と申し付けたのに対し(16)、二八日に宗泉寺は「それハ此方方何程ニ而も入用次第取申候得と申付候、国分寺境内之内へさへ手ヲ掛不申候得は、少もくるしからすと、其上木柴取申事くせ事と思召候得は、本寺之事ニ御座候候得、此方如何様共申来り可申候」と反論している。ここからも浄福寺境内に木柴を採取できる空間が含まれていたことが確認できる。

(46) 史料10では寺社改を元禄三年と記しているが誤りである。

(47) 史料11には、「巳之年(延宝五年)岡部美濃守様御検地帳」と表現されているが、注(19)と同様に、検地帳自体は延宝七年のものと理解している。

(48) 三通のうち一通は「公事出入之覚書」で確認できないものである。内容からみて史料11に添えられたものと考えられるが、前欠のうえに差し出しと宛先も省略されており、詳細は不明である。

(49) 箱2―34―⑤。

(50) 箱2―34―⑥。

(51) 箱2―34―⑦。

(52) 箱2―34―③・⑨。

(53) 箱2―34―⑧。

(54) 牧野家は宝永二年一〇月に三河吉田藩へ転封となり、関宿藩には久世家が入封する。しかしそれ以前の宝永元年一月からすでに牧野家は争論に関与しなくなっており、転封とも関係しない。

(55) 箱2―34―⑦。長文なので史料は掲げない。前掲『和泉市史紀要第17集 池田谷地域の開発と生活』の史料編を参照いただきたい。

(56) 箱2―34―⑧。これも長文なので史料は掲げない。前掲『和泉市史紀要第17集 池田谷地域の開発と生活』の史料編を参照いただきたい。なお、「訴訟控」の写しでは、作成年月日・差出人・宛先が省略されてしまっているが、内容から堪泉の寺社奉行所宛ての訴状に対する返答であると判断した。

(57) この後ろには、さらに「私取立申候節は薬師堂二居候僧も浄土宗二御座候」という一文がある。「私」(願生)が寺に入った時も薬師堂には浄土宗の僧がいた」ということであろうか。

(58) 「浄福寺」は「徳福寺」の誤りの可能性がある。

(59) これも「徳福寺住持」の誤りの可能性がある。

(60) これも「徳福寺境内坪分」の誤りの可能性がある。

(61) 箱2―34―⑨。

(62) あるいは、一条目の延宝六年に蜜蔵院末になったという記述と絡め合わ

せて、延宝検地で徳福寺(≡浄福寺)が浄土宗に認められる一方で、その境内に真言宗薬師堂を内包した点から、元禄四年の境内地分割の経緯を説いたのかもしれない。

(63) 箱2―34―⑧。これも長文なので史料は掲げない。前掲『和泉市史紀要第17集 池田谷地域の開発と生活』の史料編を参照いただきたい。

(64) 請書では、願生・宗泉寺の立場からの表現で記されているが、煩雑になるのを避けるため、ここでは寺社奉行所からの表現に置き換えた。

(65) この後ろに「拾五年以来堺御奉行所にて右帳面御用之上は、誤り有之百姓御用相改候新帳と御決り無計成無之旨被仰聞候」とあるが、まったく意味がとれない。

(66) 元禄四年の寺社改の際に、大和小泉藩片桐家の代官好川藤次から堺奉行所へ宛てた文言には、「右延宝三卯年之帳面と元禄元辰年之帳面相違有之ニ付、此度御吟味被 仰付御改之处」と記されている(前掲「泉州郡之内片桐石見守領分寺社改帳」。また、岸和田藩岡部家役人から堺奉行所へ宛てた文言にも、「右延宝八申年之帳面与元禄元辰年之帳面相違有之付、此度御吟味被仰付相改候候処」(前掲「岡部美濃守領分寺社改帳書抜写」と記されている。これらのことから、延宝期や元禄元・二年頃にも寺社改が実施されたことがわかる。

(67) 延宝八年(一六八〇)に村の年貢を未進した三郎右衛門は田地四一石余を坪井村久太夫・三右衛門・万町村小右衛門へ売却している(ただし一〇年季の本銀返し)。時期が早いのが気にかかるが、三郎右衛門家の衰退の一端を示しているかもしれない。澤家所蔵文書(旧市史筆写史料)

1—251。前掲中西「近世国分村における村と寺」。

(68) 箱1—81—16。

(69) 箱1—80—13、箱1—81—18など。なお、宗泉寺がいつから国分村の浄土宗の檀那寺であったのかは不明である。

(70) 元治元年(一八六四)「国分村寺社差出帳」(箱1—4)。ちなみに、ここには「薬師堂」とあるだけであり、「国分寺」の寺号は消えてしまっている。

(71) なお、本寺が江戸護国寺から天野山千住院になった事情は不明である。

(72) ところで、浄福寺には現在も光明皇后誕生地・智海上人開基という伝説が伝えられている。これは、先述したように、争論では薬師堂の方から持ち出されていた。結局、絵伝は偽物であったようだが、元禄九年「泉那四縣石高 寺社旧跡并地侍伝」(前掲『和泉市史 第二巻』五〇九—二八ページ)の国分村の項にも、同様の伝説が薬師堂のものとして記述されており、伝説自体はすでに存在していたと思われる。おそらくもととは徳福寺の伝説であったのではなからうか。それが浄福寺の伝説として伝えられるようになったのは、争論の裁許により浄福寺が徳福寺の後継としての位置を公認されたことが関係しているのではなからうか。

(73) 正確にいえば、「古跡」であることを示す明確な証拠がある場合は、それを書き記すだけで、古老の記憶は添えていない。例えば、府中村の「五社惣社大明神社」は「元正天皇霊亀元年御造営記」を「古跡」の証拠に掲げている。前掲「泉州泉郡・南郡御領分寺社改帳」。

(74) 例えば「池上村寺社御改帳扣」では、東之氏神天満天神社の社僧・浄土

宗薬師寺について「触頭泉州池上村養福寺」と記載しているが、同時に「右薬師寺ハ往古之奥院社僧寺ニ而、無本寺ニ而御座候、此度触頭相究指上ケ申候」とも記されている(注(34)参照)。なお、浄福寺についても、このときに宗泉寺の末寺となった可能性がある。

(75) 前掲「泉州泉郡・南郡御領分寺社改帳」。

(76) 「新地」の寺については、幕府の方針に従って、破損修復の停止、現住職の死亡後は直ちに取り潰しといった処置がとられたようである(前掲朝尾「元禄二年堺大絵図を読む」二五〇ページ)。

(77) さらに付け加えると、当然のことながら、すべての寺が自立化・安定化したわけではない。薬師堂の場合、境内地は維持されるが、寺の内実は形骸化していくのである。

(78) ただし、注(66)でも触れたが、寺社改は元禄四年以前にも何度か実施されている。こうした寺社改、あるいは延宝検地と元禄四年の寺社改との関係については今後の検討課題である。